

改訂版

学校保健・安全・給食指導資料

平成 23 年 3 月

長野県教育委員会保健厚生課
長野県学校保健会

目 次

第1	任務と役割	
1	保健主事の任務と役割	1
2	養護教諭の任務と役割	3
3	給食主任の任務と役割	5
4	栄養教諭・学校栄養職員の任務と役割	5
5	学校保健委員会の役割と運営	7
第2	学校健康教育	
1	学校健康教育の体系	9
第3	学校保健	
1	学校保健の意義	1 6
2	学校保健計画	1 6
3	保健計画	2 6
第4	学校安全	
1	学校安全の意義	3 8
2	学校安全計画	3 8
3	学校における安全教育の体系	4 5
4	小学校・中学校・高等学校の安全指導の内容	4 6
5	学校安全活動のチェックポイント	4 7
6	交通安全	5 1
7	災害安全	5 6
8	生活安全	6 8
9	災害安全、生活安全にかかわる管理、組織活動等	7 5
10	独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の概要	9 5
第5	学校環境衛生	
1	学校環境衛生の体系と法令	9 8
	日常点検のポイント	1 0 0
第6	学校給食	
1	学校給食の意義	1 0 3
2	教育課程における給食指導の位置付け	1 0 4
3	食に関する指導の考え方	1 0 4
4	食に関する指導の全体計画の作成	1 0 4

5	給食指導のねらいと進め方の基本	104
6	各領域の特質と内容	105
7	総合的な学習の時間と食に関する指導	106
8	食に関する指導の推進にあたって	106
9	各学年の食に関する指導の目標	107

第7 感染症・食中毒発生時の措置及び報告

1	学校において予防すべき感染症の種類	108
2	出席停止とその期間の基準	108
3	臨時休業	109
4	感染症の予防に関する細目	109
5	注意を要する感染症	109
6	食中毒	111
7	報告について	113
8	感染症・食中毒発生時における学校及び教育委員会の対応の要点	118

第8 参考資料

1	保健室管理について	120
2	色覚に関する健康相談	121
3	学校職員の健康診断について	123
4	学校職員の安全衛生管理体制について	124
5	学校保健関連通知等	
	①学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)	128
	②「学校環境衛生基準」の施行について(通知)	128
	③学校環境衛生基準の施行について(通知)	129
	④学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校に おける健康診断の取り扱いについて(通知)	134
	⑤予防接種について	139
	⑥「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」の施行について	141
	⑦児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について(通知)	161
	⑧「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)	164
	⑨登下校時における幼児児童生徒の安全確保について(依頼)	166
	⑩道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通安全 指導の徹底について(依頼)	167
	⑪熱中症事故等の防止について(依頼)	169
	⑫養護教諭の教諭兼職発令関係通知	171
6	法令	175

第1 任務と役割

1 保健主事の任務と役割

保健主事は、学校教育法施行規則第45条の規定によって各学校に置かれている。「保健主事は校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。」とあり、学校保健計画・学校安全計画作成の推進力となるとともに、その円滑な運営の主たる調整者である。更に、健康に関する現代的課題に対応し、学校が家庭・地域社会と一体となった取組を推進するための中心的存在としての新たな役割を果たすことが必要となっている。

具体的な職務としては、主なものとして次のような事柄が考えられる。

(1) 学校保健と学校全体の活動との調整に関すること

学校保健は、保健教育と保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われるものであることから、次のような観点に留意する必要がある。

- ① 児童生徒の健康状態や健康生活の実践状況、学校環境衛生の実態等を把握し、児童生徒の健康問題を学校運営の重点に生かし、学校課題としてP D C Aサイクルを基本としたマネジメントを行うことにより、解決が図られていくようにする。
- ② 学校運営組織の中に学校保健の分野が適切に位置付けられ、全校職員が役割を分担して活動を展開できるように、その調整に努める。
- ③ 保健教育や保健管理の活動が適切に展開できるよう、適切な計画を作成し、実施が推進されるよう、教務主任や教科等の主任と連携し教育計画全体との調整を図る。

(2) 学校保健計画の作成と実施に関すること

学校保健計画は、統合と調整の機能をもった学校保健活動の総合的な基本計画として作成し、教職員はもとより、家庭、地域との密接な連携のもと実施されるように努める。

- ① 学校保健計画の作成に当たっては、学校保健の評価記録、児童生徒の実態(養護教諭の収集した情報・意見等を生かす。)、学年、保護者、関係機関等の意見も十分に生かすように努める。
- ② 学校保健計画に盛り込まれた内容が学校の計画に位置付けられるよう、教務主任等とその調整に当たる。その際、保健指導(学級活動・ホームルーム活動、保健に関する学校行事など。)の指導時間が適切に確保されるように努める。
- ③ 学校保健計画に盛り込まれた内容が、全教職員に理解されるよう、作成の過程を大切にするとともに、学級での活動が適切に行われ、児童生徒一人一人に行き届いた指導がなされるよう調整に努める。

(3) 学校保健に関する組織活動の推進に関すること(学校保健委員会等)

学校保健活動は、学校の教育活動全体の中で全職員によって行われる。また、健康の保持増進には、学校生活と家庭や地域での生活との関連が重要であり、P T Aや地域の関係機関との協力が必要である。

- ① 学校保健活動の推進は、各学年、各学級でどのように実践されるかが重要であり、組織的に進められるよう校務分掌組織との連携を図りながら、その実施の推進に努める。
- ② 学校保健に関する校内研修を保健部等の教員、特に養護教諭と協力し計画し、実現に努める。
- ③ 児童生徒の健康生活を实践する態度や習慣の形成は家庭に期待するところが大きいので、保護者の啓発の仕方を工夫しその効果を高めるように努める。
- ④ 学校における保健教育や健康診断の実施と事後措置、学校環境衛生検査・点検の実施と事後措置を

円滑に推進するために、地域の関係機関や関係団体と連携を密にし、適切な協力が得られるように努める。

⑤ 学校保健活動の充実とその推進を図るため、学校保健委員会を組織しその運営に当たる。

(4) 学校保健の評価に関すること

学校保健活動の評価は、計画作成の手順、内容、方法等にわたって活動ごと、あるいは総合的に行い、次の計画と実施の改善に役立てるために行うものである。そのため、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された全教職員による自己評価、保護者等を含めた学校関係者評価を行い、結果を公表するとともに、外部の者による第三者評価を実施した場合にはそれも活用して、学校保健活動の改善に努める必要がある。

① 評価の原則として、(ア)評価の目的は何か、(イ)何を基準とするか、(ウ)いつ行うか等を明確にし、全教職員の理解と協力を得る。

② 評価の観点、各学校の計画・目標等により異なるが、学校の実績に即した具体的なものとし、問題点を明らかにするとともに、問題解決のために具体的な検討を行い、次の計画と活動に生かすように努める。

③ 総合的な評価の対象としては、(ア)学校保健計画の基本的事項、(イ)保健教育に関する事項、(ウ)保健管理に関する事項、(エ)組織活動に関する事項が考えられる。具体的な観点については、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」の例示を参考に、養護教諭の協力を得ながら作成するようにする。

【参考】

平成20年3月28日付で、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、保健主事には、教諭、養護教諭だけでなく、指導教諭も充てることとなった。

この改正は、保健主事がいじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸問題や児童生徒の心の対応、関係機関等との連携協力を図り、学校保健活動全体をマネジメントする必要があるため、保健主事として十分な資質能力を有する指導教諭、教諭又は養護教諭を充てることのできるようにしたものである。

保健主事は、職ではないため、その発令は、任命行為ではなく、校務分掌を命ずる職務命令として命じられる。したがって、他の主任と同様、服務監督者である市区町村等の教育委員会ないし、校長が選任し、命ずる。主任の発令に対し、辞令が交付されることがあるが、これは書面による職務命令である。

なお、保健主事の選任、発令に当たっては、平成7年3月28日付け文部事務次官通知の趣旨及び留意事項に即し、保健主事として十分な資質能力を有する者を充てるようにしなければならない。

2 養護教諭の任務と役割

「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」(学校教育法第37条第12項)とある。

「養護」とは、“危険がないように保護すること”“児童の体質や心身の発達状況に応じて、適当な保護と鍛錬とを加え、その成長発達を助けること”と解釈される。「養護」とは、教育と管理を指し、「つかさどる」とは、養護に関して専門的な判断と処置を指すものといえる。すなわち、教育者と技術者の両面から児童生徒の健康を保持増進するために、専門的な技術的側面を駆使して行う職務内容をもつものである。

養護教諭については、健康に関する現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践できる健康相談*3の資質の向上を図る必要がある。

中教審答申（平成20年1月）等において求められる養護教諭の役割は次のとおりである。

- 1 校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- 2 学級活動における保健指導をはじめ、チーム・ティーチングや兼職発令*2による教科保健への積極的な参画など保健教育に果たす役割
- 3 養護教諭を中心として関係教職員と連携した児童生徒個々に対応した組織的な保健指導・健康相談の充実
- 4 いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応に果たす役割
- 5 学級担任等と連携した組織的な健康観察の充実
- 6 学校保健活動のセンター的な役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）などが挙げられる。

また、養護教諭の専門領域における職務内容について、学校教育法、保健体育審議会答申（昭和47年、平成9年）、中教審答申（平成20年1月）、学校保健安全法（平成21年4月）等を踏まえると、主なるものとして次のようなものを考えることができる。

- 1 学校保健計画及び学校安全計画
 - ①学校保健計画の策定への参画と実践
 - ②学校安全計画の策定への参画と実践
- 2 保健管理
 - ①心身の健康管理
 - ア 救急処置
 - イ 健康診断
 - ウ 個人及び集団の健康問題の把握
 - エ 疾病の予防と・管理
 - オ その他
 - ②学校環境の管理
 - ア 環境衛生
 - イ 校舎内・校舎外の安全点検
 - ウ その他
- 3 保健教育
 - ①保健指導
 - ア 個別の保健指導
 - イ 特別活動における保健指導への参画と実施
 - ②保健学習*1
 - ア 体育科、保健体育科等におけるチーム・ティーチングによる保健学習*2への参画と実施
 - イ 「総合的な学習の時間」における保健学習への参画と実施
 - ウ 道徳の授業への参画と実施
 - ③啓発活動
 - ア 児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動
 - ④その他

4 健康相談*3

①身の健康課題への対応

- ア 健康相談の実施
- イ 心身の健康課題の早期発見・早期対応
- ウ 支援計画の作成・実施・評価・改善
- エ いじめ、虐待、事件事故、災害時等における心のケア

②児童生徒の支援に当たっての関係者との連携

- ア 教職員、保護者及び校内組織との連携
- イ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
- ウ 地域の医療機関等との連携

③その他

5 保健室経営

- ア 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
- イ 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
- ウ 保健室の設備備品の管理
- エ 諸帳簿等保健情報の管理
- オ その他

6 保健組織活動

- ア 教職員保健委員会への企画・運営への参画と実施
- イ P T A保健委員会への企画・運営への参画と連携
- ウ 児童生徒保健委員会の指導
- エ 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施
- オ 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携
- カ その他

7 その他

- ①どもの心身の健康にかかわる研究 等

* 1 保健学習とは、各教科等における健康に関するすべての学習を意味する。

* 2 養護教諭は、教諭等への兼職発令を受けることによって、保健の教科の領域に係わる事項の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

〈教育職員免許法：附則15〉

養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第3条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学校部にあつては、体育の教科の領域の一部に係わる事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

* 3 養護教諭の行う健康相談については、従来、学校医及び学校歯科医が行う健康相談と区別して健康相談活動という名称で使われてきたが、平成20年6月18日に公布された「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」の施行通知において、「健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものである。」とされたことから、法律的に準拠して健康相談と標記している。

3 給食主任の任務と役割

学校教育法施行規則第47条で、「小学校においては、前3条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる」と規定されている。中学においても、第79条を適用して給食主任を置き、給食指導の望ましいあり方を周知徹底していくことが望まれる。また、給食主任は学級担任の教諭がこれに当たることが望ましい。

- (1) 教務主任と協議して、給食指導の全体計画を立案して、研修・指導の推進者となる。原案作成のための給食指導委員会の組織・運営に当たる。
- (2) 給食指導者の資質を向上させるため、研修計画を立て実施する。
- (3) 食生活の実態調査を実施し、指導目標の設定、指導計画の立案、指導方法の改善を図る。
- (4) 指導資料の作成・収集に努める。
- (5) 学級担任、特別活動の関係者と連絡を取り、給食指導に関する事項の徹底を図る。
- (6) 学校薬剤師、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員と協議して衛生管理・栄養管理の計画と実践に努める。
- (7) 献立調理について意見を聴取、又は調査し、その改善に努める。
- (8) 給食施設設備の衛生管理と維持・改善に努める。

4 栄養教諭・学校栄養職員の任務と役割

- (1) 設置根拠
 - ア 義務教育諸学校における栄養教諭・学校栄養職員の配置については、学校教育法を根拠としている。小学校においては、第37条第2項で「小学校には前項に規定するもののほか、・・・栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。」と規定されている。また、中学校及び特別支援学校においても第49条及び第82条でそれぞれ準用することとされている。
 - イ 共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項を根拠としている。
 - ウ ほかに、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）では特定給食施設（継続的に1回100食以上、又は1日250食以上の食事を供給する施設）に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない旨の規定（第21条第2項）があり、この規定は学校給食にも適用されるものである。
- (2) 栄養教諭・学校栄養職員の定数
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）により定められている。
- (3) 職務内容
 - ア 学校給食法（平成29年6月3日法第160号）における栄養教諭・学校栄養職員の役割
学校給食法第7条において、「義務教育諸学校または共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」として、栄養教諭又は栄養士の免許を有するものとされている。
また、同法第10条においては、栄養教諭の職務について以下のとおり規定しており、学校栄養職員も準じて実施するよう努めることとされている。

- ・ 学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導実施
- ・ 食に関して特別な配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食活用した食に関する実践的な指導の実施
- ・ 当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用すること、その他の創意工夫地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努める。

イ 栄養教諭

義務教育諸学校に置かれる職員で、学校教育法第37条の13において「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定されている。なお、中学校においては第49条、特別支援学校においては第82条により準用する。

職務内容については、「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」（H16.6.30 文部科学省スポーツ・青少年局長、初等中等教育局長通知）により通知されている。

【職務内容】

- ① 食に関する指導
 - (ア) 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導
 - (イ) 学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う
 - (ウ) 食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参画
- ② 給食管理
 - (ア) 学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理の実施
 - (イ) 児童生徒の栄養状態の把握
 - (ウ) 食に関する社会的問題等に関する情報の把握

ウ 学校栄養職員

学校栄養職員は、義務教育諸学校又は共同調理場に置かれる職員で、「学校栄養職員の職務内容について」（S61.3.13付け文部省体育局長通知）により、その職務内容が通知されている。

【職務内容】

- (ア) 学校給食に関する基本計画への参画
 - ・ 学校給食に関する基本計画の策定に参画すること。
 - ・ 学校給食の実施に関する組織に参画すること。
- (イ) 栄養管理
 - ・ 学校給食における所要栄養量、食品構成表及び献立を作成すること。
 - ・ 学校給食の調理、配食及び施設設備等に関し、指導、助言を行う。
- (ウ) 学校給食指導
 - ・ 望ましい食生活に関し、専門的な立場から担任教諭等を補佐して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うこと。
 - ・ 学校給食を通じて、家庭及び地域との連携を推進するための各種事業の策定及び実施に参画すること。

(エ) 衛生管理

・調理従業員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、日常の点検及び指導、助言を行うこと。

(オ) 検査等

・学校給食の安全と食事内容の向上を期するため、検食の実施及び検査用、保存食の管理を行うこと。

(カ) 物資管理

・学校給食用物資の選定、購入、検収及び保管に参画すること。

(キ) 調査研究等

・学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を行うこと。

・その他の学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に当たり、指導、助言又は協力をすること。

5 学校保健委員会の役割と運営

学校保健委員会は、学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織である。様々な健康問題に適切に対処するため、家庭、地域社会等の教育力を充実する観点から、学校と家庭、地域社会を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させることが求められている。

○ 組織の構成

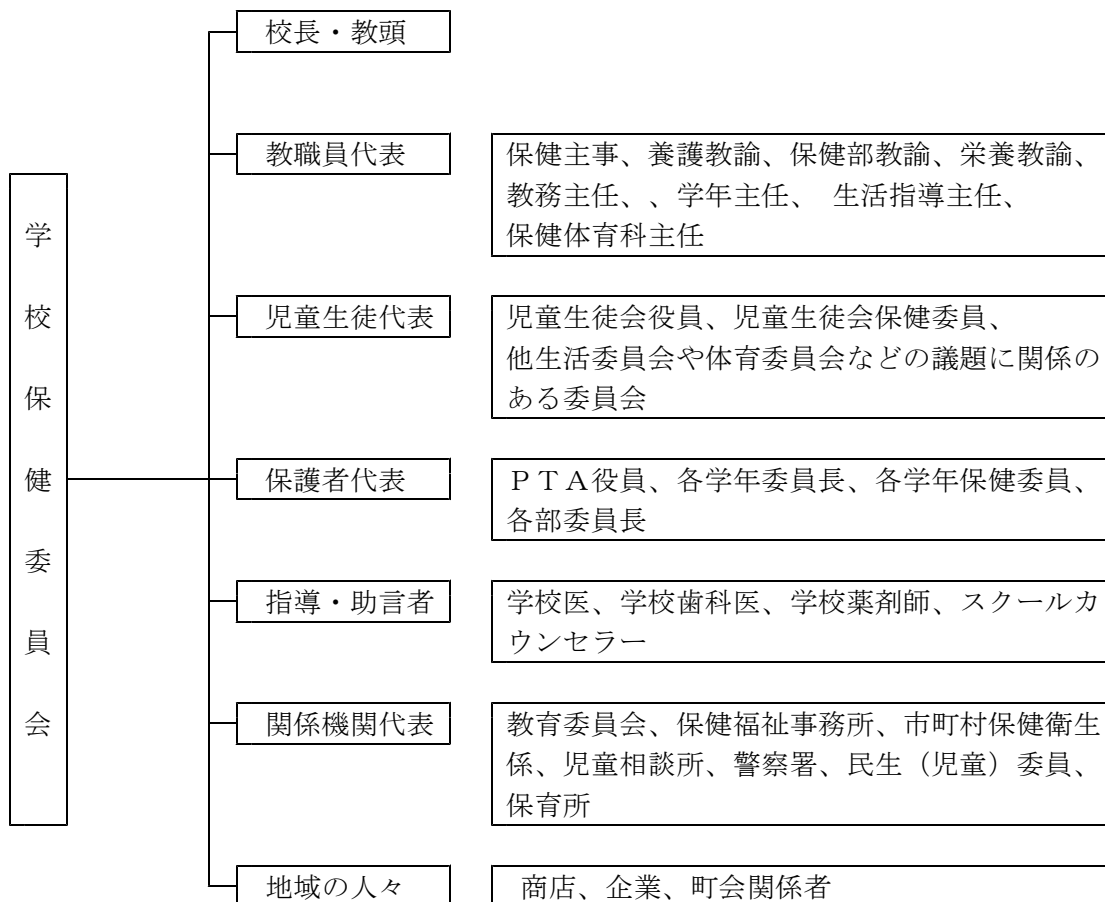
＜ 学校が当面する健康課題の解決に役立つ、生きて働く組織を考える。＞

学校保健委員会の組織は固定的、画一的にとらえるのではなく、学校が当面している問題を解決するのにふさわしい、より機能的な組織を考え、その年度の方針に即して弾力的に、年々改善を加えていくようにすることが望まれる。構成員についても同様である。

＜ 学校保健委員会の構成員例＞

- (1) 校長、副校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、体育・保健体育科主任、安全主任、学校給食主任、一般教職員、栄養教諭・学校栄養職員、保健担当教員等
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (3) 保護者代表（PTA役員、通学区域代表、学級・ホームルーム代表、PTA保健担当者等）
- (4) 保健福祉事務所その他地域の関係機関等の代表
- (5) 児童生徒代表（児童会・生徒会代表、児童生徒保健委員代表、学級・ホームルーム代表、通学区域代表等）児童生徒の参加扱いについては、議題に応じて学校において弾力的に考えることが適当であるが、健康教育の面からも積極的に参画させたい。
- (6) その他議題に応じて、地域の交通安全や防災関係機関・団体等の代表等

学校保健委員会構成例



< 学校保健委員会の運営 >

児童生徒や保護者等の行動の変容によって問題解決が図られるようにするには、保護者の参加を多くし、積極的に児童生徒を参加させることも必要である。また、議長（司会）の人選も教員や学校医等を充てるのではなく、保護者等の中から選ぶなどの工夫をし、気軽に本音で話し合える雰囲気づくりを行う。

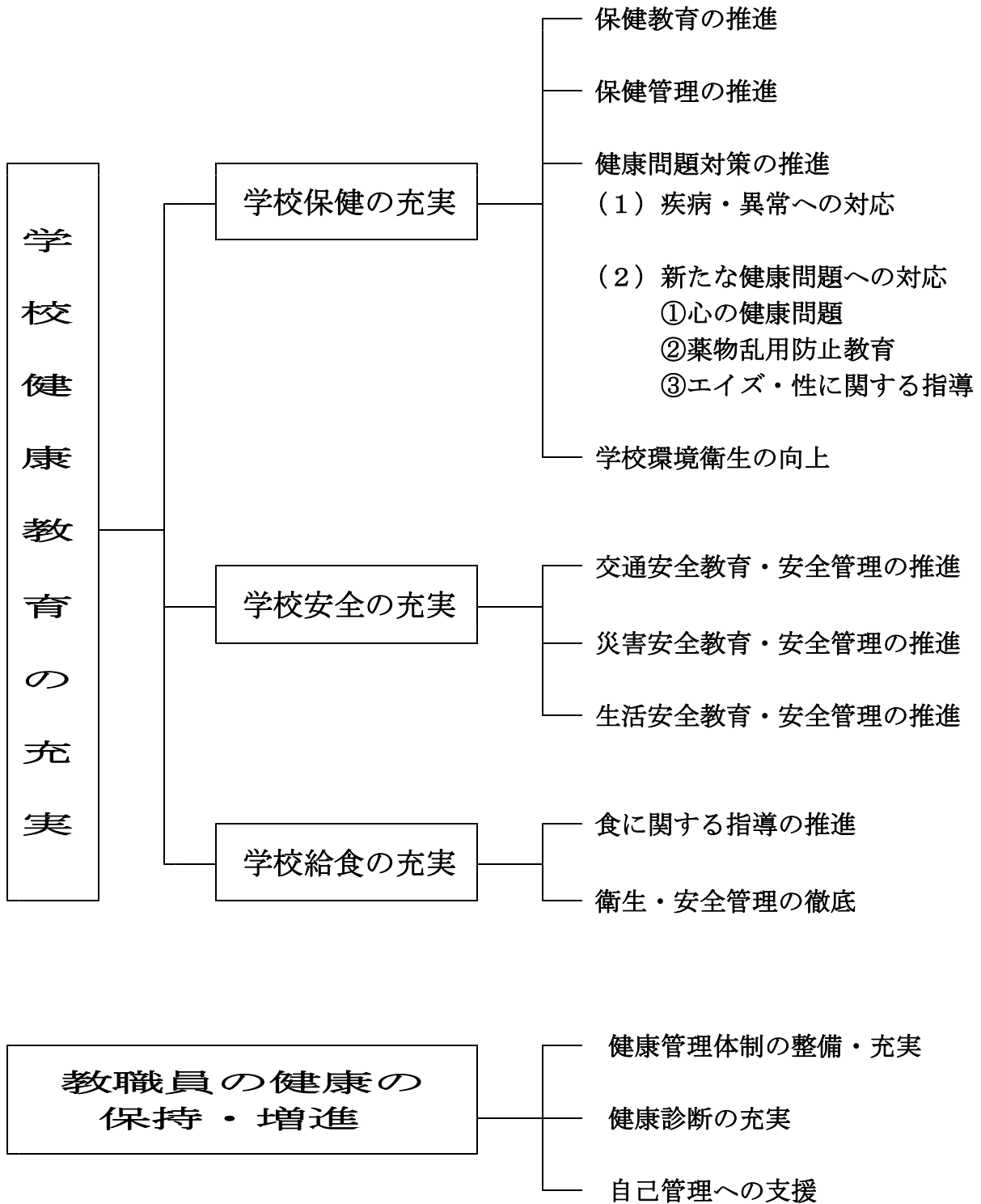
運営上の観点としては次の4点が挙げられる。

- (1) 学校と家庭の役割を明確にする。
- (2) 実践の手立てがイメージできる議題にする。
- (3) 問題解決に効果的に働く組織と運営に配慮する。
- (4) 委員会で協議された事項は、校内や委員の属する組織等において主体的に取り組み実践に移すようにする。

学校保健委員会は組織されているものの、その機能が発揮されずに沈滞していることがある。その原因の多くは会の開催の仕方に問題があるのではないかと考えられる。出席者全員で授業参観若しくは、児童生徒の様子をV T R等で視聴することにより、現状をより具体的に把握するのも一例である。また、出席者の全員が発言できる手立てを講じることも、会の活性化につながる。

第2 学校健康教育

1 学校健康教育の体系



2 学校における健康教育とは

文部科学省では、学校における健康教育は、学校保健、学校安全、学校給食に関する指導を包括するものととらえており、相互に密接な関連を図りながら教育活動全体を通じて進めることとしています。

今日、子どもを取り巻く心身の健康・安全をめぐる状況には、厳しいものがあり、このような中で、養護教諭と保健主事は、学校における健康教育全体の要としていっそう幅広く重要な役割を果たすよう期待されています。

3 学校における健康教育推進の考え方

学校における健康教育のねらいは、子どもが、自らの健康の課題を把握し、的確に思考・判断して、適切な意志決定・行動選択を行って、生活行動や環境を改善していく資質や能力を身に付けることができるようにすることにある。子ども自らが、学習によって健康の課題に気づき、生活行動や環境を改善し、他律的な健康管理から自律的な健康管理ができるようにし、主体的に健康な生活を実現していく、つまり、自立させていくことにあります。

4 学校健康教育はヘルスプロモーションの理念に沿って

ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因(2005バンコク憲章で追加修正)をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。」とされています。健康は人生や生活にとって大切なもので、それは、自分自身の生活習慣や生活行動を改善したり、環境に働きかけ、より良くつくりかえるなど普段の努力によって得られるということを学習や体験を通して理解し健康に良い行動が実践できるようにすることを目指しています。このことは、「生きる力」をはぐくむことと軌を一にしています。

学習指導要領に沿って、ヘルスプロモーションの理念に基づいた学校における健康教育をいっそう充実することによって、「生きる力」をはぐくむことにつながります。

5 学習指導要領に基づいて健康教育を充実し、生きる力をはぐくむ

学校における健康教育は、学校保健、学校安全及び学校給食や食に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と表裏一体として進められるものである。小学校、中学校、高等学校学習指導要領の総則「体育・健康に関する指導」の項で、体力の向上と合わせてその基本方針がしめされています。

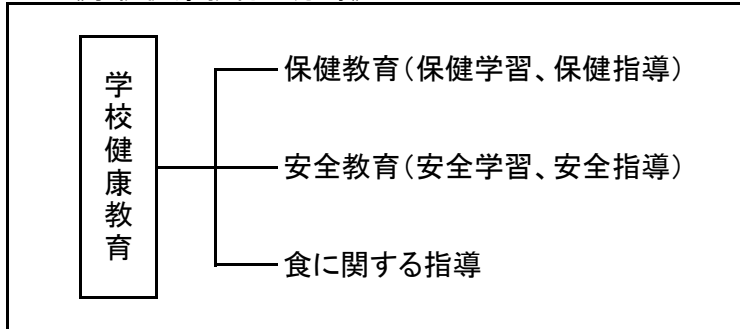
(傍線部分は、平成20年3月改定による追加箇所)

学校における体育・健康に関する指導は、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育(保健体育)科の時間はもとより、家庭(技術・家庭)科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

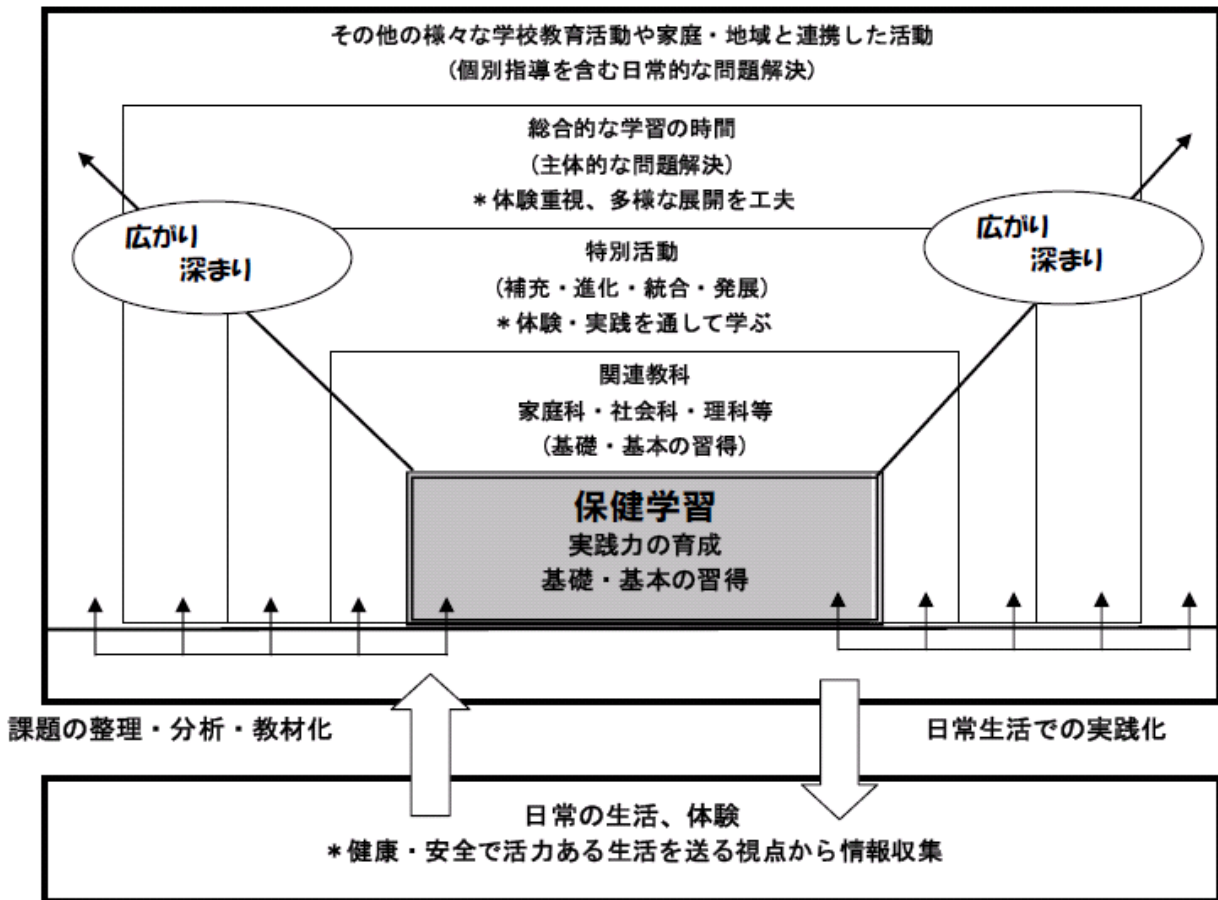
総則にも述べられているとおり、学校における健康に関する指導(健康教育)は、学校保健、学校安全、学校給食を含む食育等に関する指導を包括したものであり、それらの管理と表裏一体として進められるものです。

それらを、図に表すと、概ね次のような学校健康教育の分野とイメージとなります。

《学校健康教育の分野》



《学校健康教育のイメージ》



(平成17年健康教育推進のための指導者の養成を目的とした研修 文部科学省青年局 戸田体育官説明資料)

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の審議に先駆けて、「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」で検討を進め、平成17年7月27日にそれまでの審議の状況についてまとめています。その中で、保健については、「すべての子どもたちが身につけるべきもの(目的)」検討の4つの視点として

- ① 自他の命を大切にする。
- ② 次の世代につながるような教育とする。
- ③ 情報を正しく理解し判断する力を育成する。
- ④ 知識を行動に結び付ける力を育成していく。

以上のことが明確にされました。

参考文献:「新養護概説」(第5版) 編集代表 采女智津江 (少年写真新聞社)

:「養護概説」(四訂) 編集代表 三木とみ子(ぎょうせい)

:「みんなで進める学校での健康づくり～ヘルスプロモーションの考え方を生かして～」(財団法人日本学校保健会)

6 小学校における健康教育(保健教育・安全教育・食に関する指導)学習指導体系

健康教育 (保健教育・安全教育・食に関する指導)	教科	体育	保健領域の保健学習(3年～6年)、運動領域の健康に関する学習	
		関連教科	生活科、理科、家庭科、社会科等での健康に関する学習	
	道徳		生命尊重、健康や安全の保持、人や社会とのかかわり、生き方や在り方等の学習	
	総合的な学習の時間		学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な健康課題や児童の興味・関心に基づく健康課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた健康課題についての学習活動等	
	特別活動	学級活動		基本的な生活習慣の形成や心身ともに健康で安全な生活態度の形成、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成等
		児童会活動		児童会の計画や運営、異年齢集団による交流や学校行事への協力等
		クラブ活動		クラブの計画や運営、クラブを楽しむ、クラブの成果の発表等(4年生以上)
		学校行事		文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事等
その他		健康診断や健康相談等心身の健康管理や学校環境の管理、保健組織活動等		

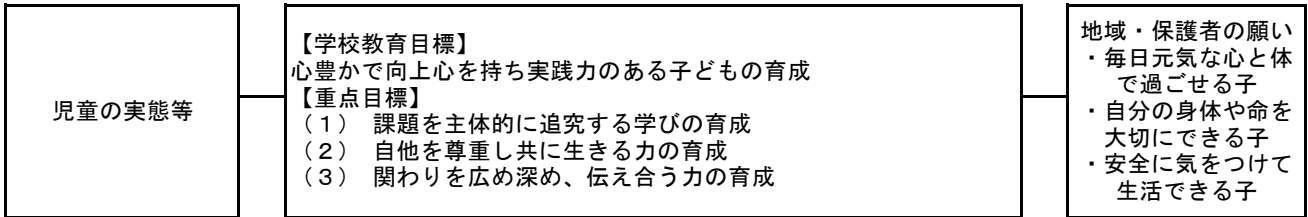
7 中学校における健康教育(保健教育・安全教育・食に関する指導)学習指導体系

健康教育 (保健教育・安全教育・食に関する指導)	教科	保健体育	保健分野、運動分野の健康に関する学習	
		関連教科	理科、技術・家庭科、社会科等での健康に関する学習	
	道徳		生命尊重、心身の健康の増進、人や社会とのかかわり、生き方や在り方等の学習	
	総合的な学習の時間		学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な健康課題や生徒の興味・関心に基づく健康課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた健康課題についての学習活動等	
	特別活動	学級活動		男女相互の理解と協力、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、性的な発達への適応、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成等
		生徒会活動		生徒会の計画や運営、異年齢集団による交流、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参加等
		学校行事		文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事等
	その他			健康診断や健康相談等心身の健康管理や学校環境の管理、保健組織活動等
運動部の活動			体育・健康に関する指導の趣旨を活かし関連を図る	

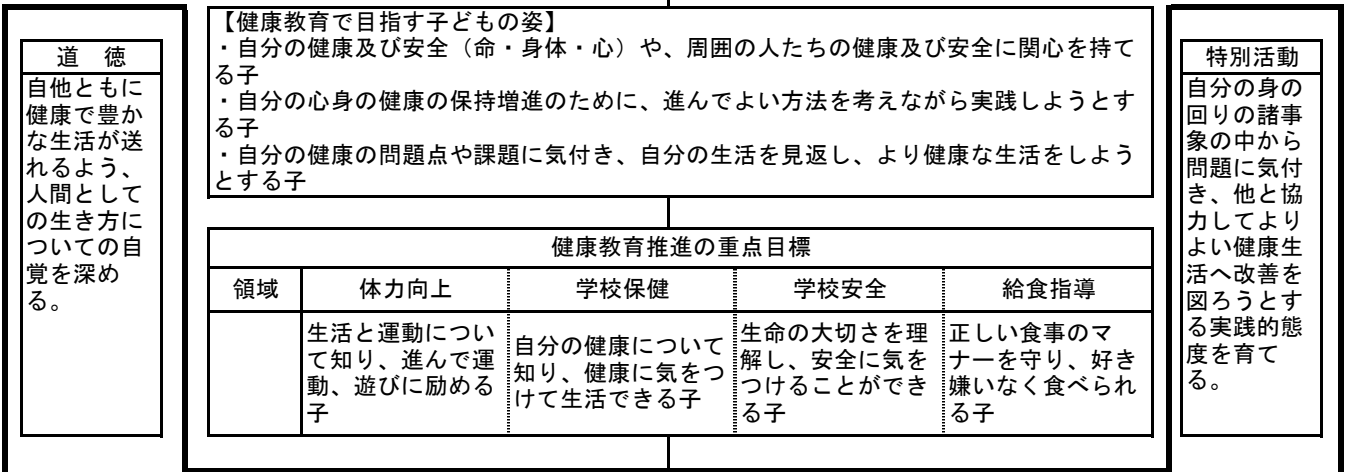
8 高等学校における健康教育(保健教育・安全教育・食に関する指導)学習指導体系

健康教育 (保健教育・ 安全教育・食に関する指導)	教科	保健体育	科目保健、科目体育の健康に関する学習
		関連教科	理科(生物)、家庭科、公民科等での健康に関する学習
	総合的な学習の時間	地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な健康課題についての学習活動や生徒の興味・関心、進路等に応じて設定した健康課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動等	
	特別活動	ホームルーム活動	青年期の悩みや課題とその解決、社会生活における役割の自覚と自己責任、男女相互の理解と協力、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立、生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立等
		生徒会活動	生徒会の計画や運営、異年齢集団による交流、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参画等
		学校行事	文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事等
	その他	健康診断や健康相談等心身の健康管理や学校環境の管理、保健組織活動等	
		運動部の活動	体育・健康に関する指導の趣旨を活かし関連を図る

9 健康教育全体計画(小学校)(中学校)〈次ページからは例〉



【健康教育の目標】
自分自身の健康に関心を持ち、生涯にわたる心身の保持増進を目指し、健康的な生活を営むことができる子の育成。



国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育
正しい言語能力の習得を通して健康に関する正しい理解や効果的な表現ができる能力を育てる。	健康的で安全な社会生活を営むための、仕組みや努力について理解し、自らその一員であることを認識できるようにする。	数学的な思考力、判断力や表現力をもって健康に関する事項を合理的、論理的にとらえる力を育てる。	科学的な見方や考え方を育てる中で、健康安全に対する知識や理解を深める。	身近な社会や自然のかかわりが分かり、それらに親しむ中で、安全で適切な行動ができる力を育てる。	創造的に表現する力や美しさに感動する心を培い、生き生きとした生活を送れる心情を育てる。	豊かな情操を養うとともに、材料や用具を安全に取り扱おうとする態度を育てる。	安全で快適な衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な活動を通して、心身ともに健康な生活を送れる実践的態度を育てる。	心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を図り、健康を保持増進する実践的態度を育てる。

総合的な学習の時間	動植物など命のあるものを大切にしたり、他者への思いやりをもって行動したりすることを通して、自分の生命を大切にしたり、生き方を考えて行動したりする態度を育てる。
その他の教育活動	<p>児童が健康で安全な生活が送れるよう、連携をとりながら進める。 （朝の健康観察 ・ 清掃活動 ・ 給食 ・ 施設設備の安全点検 ・ 水質の管理 保健・安全に関する掲示）</p> <p>児童が進んで運動、遊びに親しみ、体力を高められるようにする。 （朝の全校運動 ・ 休み時間の運動、遊び）</p>

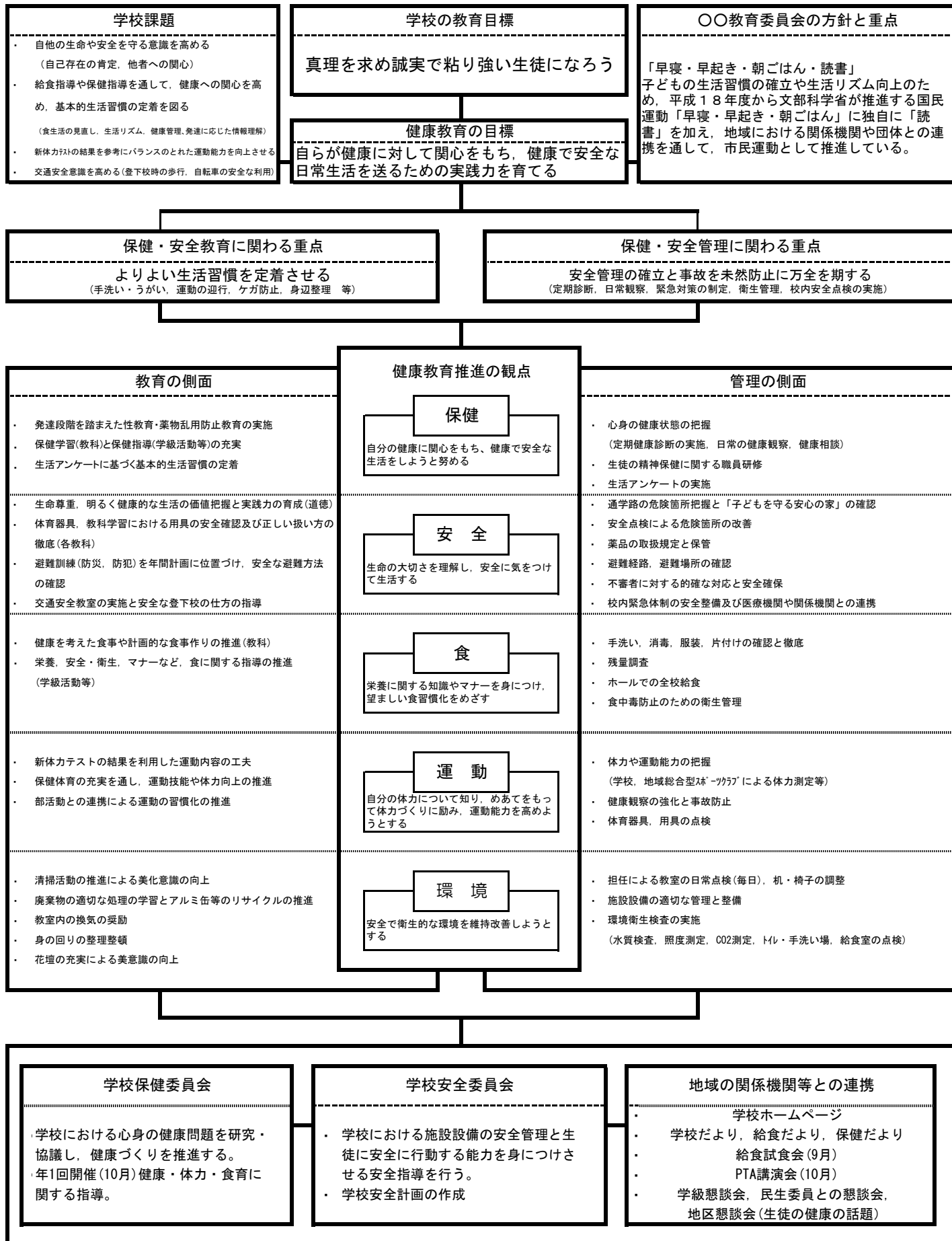
○家庭との連携（学校だより、学年だより、ほけんだより、きゅうしょくだより、学校保健委員会等）
○地域社会との連携（学校保健委員会 各種行事）

（注） あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

健康教育全体計画

平成〇〇年度

〇〇中学校

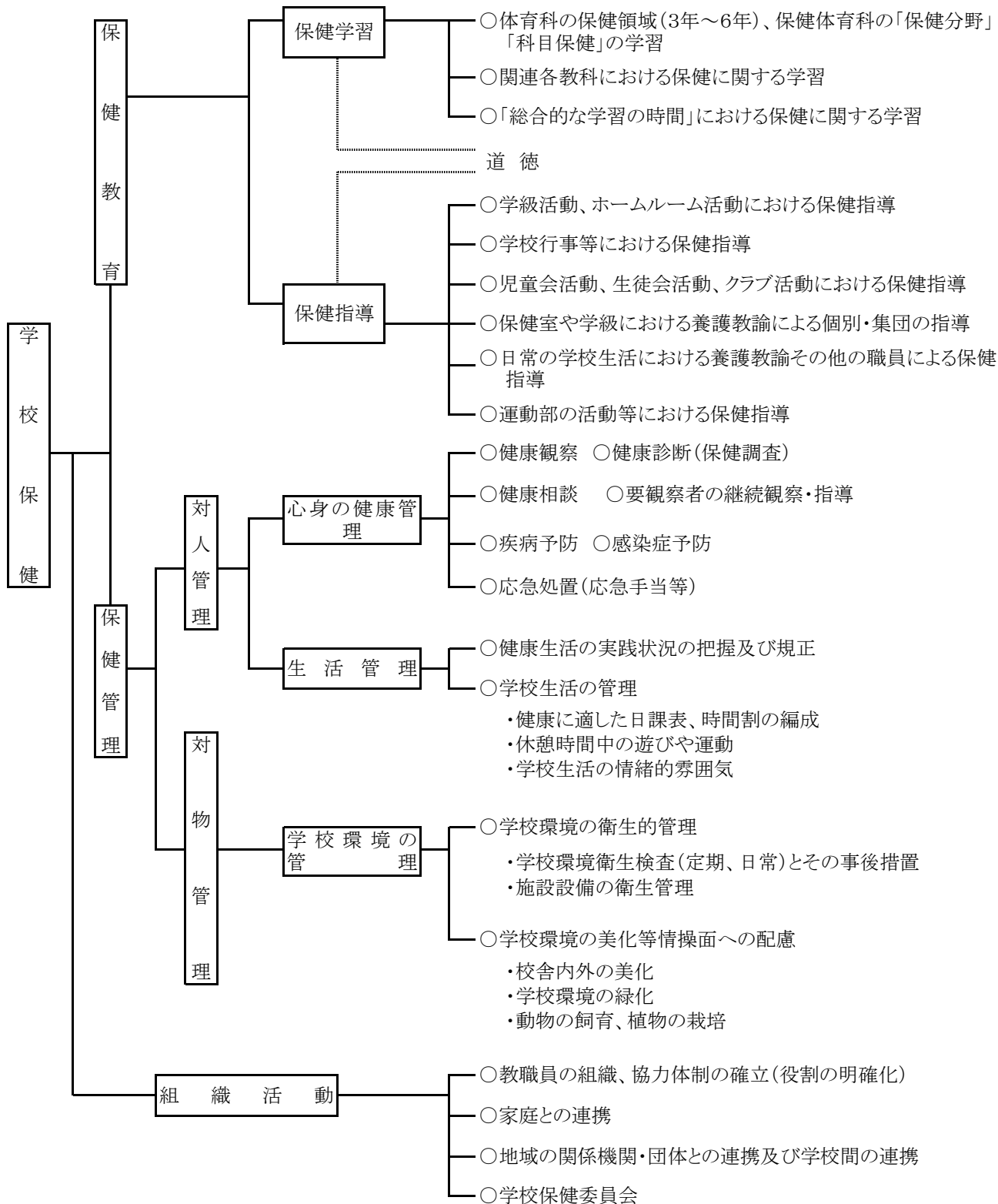


(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください

第3 学校保健

1 学校保健の意義

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう。」(文部科学省設置法第4条第12号)とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目標の達成に寄与することを目指して行われる活動のことをいうものである。そして、保健教育と保健管理の活動を円滑、かつ、成果が上がるように進めるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する組織活動の充実と組織の整備が不可欠な条件となる。



2 学校保健計画

保健管理、保健教育などの学校保健活動を円滑に実施するためには、学校保健安全法第5条に定める学校保健計画を作成し、実施しなければならない。内容としては、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導に関することが含まれている必要がある。次ページからは、その例である。

小学校保健計画例 * 保健目標 心身ともに健康な生活を送る実践力の基礎を養う

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保健管理		保健		教育			道徳の時間 ()は内容項目	総合的な 学習の時間 (健康 の分野)	組織活動 (職)職員保健部会 (P)PTA保健部 (学)学校保健委員会 ◎学校医、学校歯科医師、 学校薬剤師等との連携 ☆家庭・地域との連携
			対人管理	対物管理	保健学習		保健指導					
					体育「保健領域」	関連教科	学級活動(*1時間・20分程度)	個別・日常指導	児童会(保健)			
4	自分のからだ を知ろう 学校をきれいに しよう	・入学式 ・始業式 ・定期健康診断 ・大掃除	・保健調査や健康観察 の要領の確認 ・健康診断と事後措置 ・身体計測 ・内科検診 ・結核検診事前調査 ・歯科検診 ・視力検査 ・ぎょう虫検査 ・治療勧告 ・健康相談 ・職員健康診断	・清掃計画配布 ・大掃除 ・日常点検の励行 ・飲料水検査 [定期] ・机、椅子の整備	生活(1年) なかよくいっばいだい さくせん 家庭(5年) 家族とくらすわたしの 生活	1年*ささいのにらない ・おいしいきゅうしょく 2年*じょうずなそうじ 3年*そうじのやりかた 4年*そうじの仕方工夫 5年*学校をきれいにしよう 6年*清掃オリエンテーション 全・健康診断の受け方	・清掃指導 ・歯みがき指導 ・治療勧告 ・トイレの使い方 ・個別指導の 指導体制を 整えて随時 行なう ・「きいてみよう 自分の健康」	・代表委員会 各委員会発 足 ・1年生を迎 える会 ・委員会報告 (活動予定) 集会 ・オアシス運 動推進 ・ポスター作 成	1年(4③愛校心) たのしいがっこう 2年(2③)友情 ないた たぬき 3年(4③家庭愛) ブラッドレーのせ いきゅう書 5年(2②親切) 父の言葉 6年(3①自然愛) ハスの実	3、4、5、6年 オリエンテー ション	(職)・組織編成・学校 保健計画の理解と確認 を含めた研修・実施及 び評価等の役割分担・ 保健だより及び月間計 画発行(毎月)・健康 診断票の確認・4月行 事等の評価と5月の計 画確認 (P)・組織編成・学校 保健計画の理解と活動 計画の作成	
5	病気を早く治 そう	・定期健康診断 ・家庭訪問 ・校外学習	・健康診断と事後措置 ・結核検診 ・尿検査 ・耳鼻科検診 ・眼科検診 ・視力検査 ・聴力検査 ・歯みがき指導(1年) ・治療勧告	・机、福子の整備等 ・飲料水検査 [定期] ・照度及び照明環境 ・騒音環境及び 騒音レベル ・学校の清掃	5年 (5時間) けがの防止	生活(1年) がっこうをたんけんしよ う あさがおさんをそだてよう 理科(3年) 植物のからだをしらべよう (5年) 植物の発芽と成長 家庭(6年) 家族が喜ぶおかず	1年・きゅうしょくとうばんをが んば ろう 2年・えんそくを楽しく 3年・私たちのからだ・遠足を楽し く 4年・食事の衛生・遠足を楽し く 5年・心と体の成長*初経と精通 6年*給食とマナー 全・体や衣服を清潔にしよう	・歯みがき指導 ・治療勧告 ・基本的な生 活のあり方 ・「きいてみよ う自分の健 康」の個別 指導を随時 行なう	・代表委員会 ・委員会 ・クリーン集 会	1年(4②家庭愛) おてつだい 2年 目③勇氣) ほく、よびにいって くる 3年(3②生命尊 重)子リスと母ネコ 4年(3②生命尊 重)ヒキガエルとロバ	(職)・健康診断にか かわる検診要綱配布・保 健統計集計・第1回学 校保健委員会準備・資 料作成・5月行事等の 評価と6月の計画確認 ☆学校保健会定期総 会	
6	歯を大切にし よう	・歯の衛生週間 ・歯垢染めだし 検査 ・プール清掃 ・プール開き ・教育相談 ・学校保健委員会	・歯みがき指導	・飲料水検査 ・プール清掃 [定期] ・学校給食 ・水泳プール ・水飲み場等 ・足洗い場 ・便所 ・ごみ ・ネズミ等	5年 (3時間) 心の健康 6年 (8時間) 病気の予防	生活(2年) 生きものをそだてよう 理科(5年) 魚や人のたんじょう (6年) 人と動物のからだ 家庭(5年) 見つめようわたし食生活	1年*だいーだいきゅうしをみがこ う 2年*前歯をきれいにみがこ う 3年*歯ならびにあったみがきかた ・けがの手当て 4年*むし歯のできやすいところを みがこう*男の子の子 5年・歯肉炎の観察をしよう ・雨の日のすし方を考えよう 6年・第二大臼歯を探ろう *性教育講演会 全・プールの催い方	・歯みがき指 導 ・雨の日の すし方 ・プール入水 確認 ・からだの清潔	・代表委員会 ・委員会 ・むし歯予防 集会 ・プール開き	1年(3①自然愛) わたしはもんしろ ちょう 2年(3②生命尊 重)ハムスター 4年(2③友情) 貝がら 5年(1①正直誠 実)手品師 6年(3②生命尊重) 手のひらのかぎ	5年 心の世界 たんけん 隊(心)	(学)・第1回、組織計画、 歯の健康、食中毒等 (職)・第2回学校保健委員 会準備、資料作成、6月 行事等の評価と7月の計 画確認 (P)・学校保健委員会だ より作成 ◎歯科保健講習会 (教職員対象) ☆水難救助法講習会
7	プールのきま りを守ろう	・学校保健委員会 ・学校公開 ・大掃除 ・1学期終業式 ・林間学校	・結核検診事後措置 ・頭じらみ予防 ・夏休み中の健康生活 ・治療勧告確認再発行 ・定期健康診断結果集計 ・林間学校前検診 ・健康通知表 ・歯みがきカレンダー ・林間学校での健康管理	・飲料水検査 ・大掃除 [定期] ・水泳プール ・排水 ・教室等の空気	生活(1年) げんきにそだてあさが おさん 理科(4年) こん虫をしらべよう (5年) 花から実へ	1年生*みんなでやろうクリーンさ く せん 5年*給食と栄養 6年*楽しい林間学校にしよう 全・プールの決まりを守ろう ・夏休みの過ごし方を考えよう	・生活習慣実 態把握 ・清掃指導 ・歯みがき指 導 ・汗のしまつ	・代表委員会 ・委員会 ・七夕集会 ・夏休みの健康 生活について の啓発活動 ・学校保健委員 会発表資料 作成、参加、 報告	1年(3生命尊重) ふしぎなたね 2年(4②家庭愛) とつげんの雨ふり 3年(2②親切) おじさんの顔 4年(4③家庭愛) ほくの生まれた日 5年(2④謙虚寛容) すれちがい	6年 たばこ、 お酒、薬物と 私たち (薬物乱用 防止)	(学)・第2回、生活習慣 を見直そう、夏休みを 健康に楽しく過ごそう等 (職)・健康診断集計、7月 行事等の評価と9月の計 画確認 (P)・学校保健委員会だ より作成	
8	夏休みを楽し く健康にすご そう	・夏季休業	・病気の治療 ・夏休みの健康生活 ・歯みがきカレンダー ・親子歯垢染めだし検査	・プール衛生管理 ・黒板の点検修理 ・カーテンクリーニング								☆親子緑化作業

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保健管理		保健		教育			道徳の時間 ()は内容項目	総合的な 学習の時間(健康 の分野)	組織活動 (職)職員保健部会 (P)PTA保健部 (学)学校保健委員会 ◎学校医、学校歯科医師、 学校薬剤師等との連携 ☆家庭・地域との連携
			対人管理	対物管理	保健学習		保健指導					
					体育「保健領 域」	関連教科	学級活動(*1時間 ・20分程度)	個別・日常指導	児童会(保健)			
9	健康な生活を おくらう	・2学期始業 式 ・大掃除 ・発育測定 ・水泳大会 ・運動会	・夏休み中の健康生活 の実践状況把握 ・歯垢染めだし検査ま とめ ・発育測定 ・疾病治療状況把握 ・規則正しい生活 ・運動会への健康管理	・プール衛生管理 ・飲料水検査 ・大掃除 ・運動場の整備 ・日常点検の励行 [定期] ・学校給食の食品 衛生		生活(1年) こうえんへいってあそぼう 理科(3年) 花と実をしらべよう 家庭(6年) まかせてねきょうの食事	1年*きれいなからだ 全・生活リズムについて考えよう ・運動会を元気でがんばろう ・簡単な応急手当	・清掃指導 ・歯みがき指 導 ・けがの予防	・代表委員会 ・委員会 ・ポスター作 成	1年(1①節度) あそべなかったえみこ 2年(3①自然愛) ひみつの ばしよ 3年(1①自立節 度)まさるの花火 4年(3③敬けん) つるの飛ぶ日 5年(3②生合尊重) とらねこじいちゃん 6年(3①自然愛) ふるさとと川	(職)・夏休みの健康 生活把握・9月行事 等の評価と10月の計 画確認 (P)・運動会への協 力 ☆運動会	
10	目を大切にし よう	・目の愛護週 間 ・移動教室 ・道徳地区公 開講座	・姿勢と健康 ・移動教室前検診 ・移動教室での健康管理 ・健康相談	・飲料水の検査 ・机、椅子点検 [定期] ・照度等 ・騒音環境等 ・学校の清潔 ・黒板の管理	3年 (4時間) 毎日の生活 と健康	生活(1年) あきとあそぼう (2年) たんけんほっけんだい ほうけん 社会(5年) 住みよいくらしと環境	1年・めのびよきとしせい 2年・目の病気としせい *すききらくなく食べよう 3年・目の病気の予防 *楽しい食事と食べ方 4年・目の病気の原因と予防 ・目の健康 5年・目の健康 6年・目の健康 *男らしさと女らしさ	・清掃指導 ・歯みがき指 導 ・正しい姿勢	・代表委員会 ・委員会 ・学校保健委 員会資料作 成	1年(3②生命尊 重)からすとはと 2年(4②家庭愛) よし子のおるすばん 3年(3②生命尊 重)お母さんかな いで 4年(3①自然愛) ハクチョウの湖・ 瓢湖 5年(4⑤家庭愛) たまご焼き	3年 からだの なぞをさ ぐれ! (生活習 慣病)	(職)・教室環境調 査・第3回学校保健 委員会準備、資料作 成・10月行事等の評 価と11月の計画確認 ◎健康課題講演会 (教職員対象) ☆学校保健研究 発表会
11	寒さに負けな い体をつくら う	・なかよし月 間 ・教育相談 ・歯垢染めだ し検査 ・学校保健委 員会 ・学校公開 ・就学時健康 診断	・就学時健康診断計画 と実施 ・持久走の健康管理 ・かぜやインフルエン ザの予防 ・手洗い、うがいの励 行 ・汗のしまつ ・心の健康への配慮 ・歯垢染めだし検査	・飲料水検査 ・換気検査	生活(1年) みんなだいすき 社会(5年) 住みよいくらしと環境 家庭(6年) くふうしよう快適な住まい方	1年*友だちとなかよく ・男の子女の子 2年*赤ちゃんはどこから 3年*わたしとお父さん ・身のまわりのせいとん 4年*男女仲よく ・相手の気持ちを考えて 5年*エイズの予防 ・男女の協力 6年*病気の人のへの思いやり (エイズと人権) ・異性の友だち 全・楽しい学校にしよう	・歯みがき指 導 ・体力づくり ・なかよし月 間標語	・代表委員会 ・児童委員会 ・なかよし月 間資料作成 ・学校保健委 員会参加、 報告	1年(2③友情) 二わのこどり 2年(3②生命尊 重)ひまわり 3年(4①公德心・規 則尊重)水飲み場 4年(3②生命尊 重)山がくけいび隊 5年(3②生命尊 重)稲むらの火で 命を救え 6年(2③友情) 絵地図の思い出 (3②生命尊重) コイの命	3年 からだの なぞをさ ぐれ! (生活習 慣病)	(学)・第3回、姿勢 と視力を考えよう等 (職)・11月行事等の 評価と12月の計画確 認・なかよし月間・ 第4回学校保健委員 会準備、資料作成 ☆保健大会参加	
12	みんな仲よ くすごそう	・持久走大会 ・学校保健委 員会 ・個人面談 ・大掃除 ・2学期終業 式	・持久走大会に健康調 査、健康観察の強化 ・かぜやインフルエン ザの予防 ・手洗い、うがいの励行 ・欠席状況の把握 ・心の健康への配慮 ・歯みがきカレンダー	・飲料水検査 ・換気検査 ・ストップ管理 ・教室の空気	社会(6年) わたしたちの生活と政治 家庭(5年) 見つめようわたしの住まい方	1年*ふゆやすみだいさくせん 2年*わたしのたんじょう 全・持久走大会への健康管理 ・冬休みの過ごし方を考えよう	・清掃指導 ・歯みがき指 導 ・持久走の健 康指導 ・朝食の大切 さ	・代表委員会 ・委員会 ・クリーン委 員会	3年(2③友情) 友だち屋 4年(2②親切) だがし屋のおば ちゃん 6年(4②公德 心・規則尊重・権 利義務)ふくらん だリュックサック	(学)・第4回、エイ ズ、インフルエンザ の予防、心の健康等 (職)・12月行事等の 評価と1月の計画確 認 (P)・学校保健委員 会だより作成		

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保健管理		保健		教育			道徳の時間 ()は内容項目	総合的な 学習の時間(健康 の分野)	組織活動 (職)職員保健部会 (P)PTA保健部 (学)学校保健委員会 ◎学校医、学校歯科医師、 学校薬剤師等との連携 ☆家庭・地域との連携
			対人管理	対物管理	保健学習		保健指導					
					体育「保健領域」	関連教科	字級活動(*1時間 ・20分程度)	個別・日常指導	児童会(保健)			
1	かぜやインフル エンザを予 防しよう	・3学期始業 式 ・大掃除 ・発育測定	・冬休みの健康生活状 態把握 ・健康観察の強化 ・かぜやインフルエン ザの予防 ・手洗い、うがいの励行 ・欠席状況の把握 ・戸外での運動の奨励 ・健康相談	・飲料水検査 ・換気検査 ・ストーブ管理 ・日常点検の励行 [定期] ・教室等の空気	4年 (4時間) 育ちゆく体 とわたし	生活(1年) ともだちをつくろう 家庭(5年) 協力して楽しく生活し よう	3年*男女の協力 4年*エイズってなあに 6年*生命の誕生 全・給食週間を考えよう ・かぜやインフルエンザを予防し よう	・清掃指導 ・歯みがき指 導 ・換気 ・かぜの予防 ・手洗いやう がい	・代表委員会 ・委員会 ・インフルエ ンザ予防集 会 ・ポスター作 成 ・学校保健委 員会費料作 成	1年(3①自然愛) チューリップ 2年(3①自然愛) 大きなあれどん ぐりくん 3年(4③家庭愛) プレゼント 4年(1①自立節 度)朝のマラソン 5年(2②親切) くずれ落ちただん ボール箱 6年(4④勤労・奉 仕)私たちの小さな 駅	4年 わたした ちの命 (性)	(職)給食週間・第 5回学校保健委員会 準備、資料作成・1 月行事等の評価と2 月の計画確認 (P)学校保健委員 会のアンケート調査 ◎学校環境衛生講 習会(教職員対 象)
2	姿勢を正しく しよう 環境を整えよ う	・学校発表会 ・新1年生入 学説明会 ・教育相談 ・歯垢染め出し 検査 ・学校保健委 員会	・健康観察の強化 ・かぜやインフルエン ザの予防 ・手洗い、うがいの励 行 ・欠席状況の把握 ・歯垢染め出し検査	・飲料水検査 ・換気検査 ・ストーブ管理 [定期] ・学校の清潔	生活(1年) 学校を探検しよう 理科(5年) 魚の育ち方 (6年) 人と動物のからだ 家庭(6年) 生活時間や買い物の工 夫をしよう	3年・性被害の防止 4年・情報と私たち 5年・病気の人へのおもいやり 全・冬の健康について	・清掃指導 ・歯みがき指 導 ・換気 ・かぜの予防 ・手洗いやう がい	・代表委員会 ・委員会	1年(3②生命尊 重)あひるのがあこ 2年(3②生命尊 重)ミノムシ 3年(2②親切) ハンカチのぬくもり 4年(3②生命尊 重)人間愛の金メダル 5年(2③友情) 言葉のおくり物 6年(2⑤尊敬・感 謝)地震で学んだこ と		(学)第5回、環境 を考えよう、1年間 の健康生活の反省等 (職)2月行事等の 評価と3月の計画確 認 (P)学校保健委員 会だより作成	
3	耳を大切にし よう 1年間のまと めをしよう	・発育測定 (6年) ・大掃除 ・卒業式 ・修了式	・1年間の健康生活の 反省とまとめ ・次年度の学校保健計 画検討 ・健康診断実施計画等 の作成	・飲料水検査 ・日常点検 ・ストーブ管理 ・保健室の整備 ・学校環境衛生検 査結果等のまと めと次年度への 課題整理 ・大掃除	生活(1年) むしさんをそだてよう 理科(4年) 人の体を調べよう (6年) 人と動物のからだ 家庭(6年) 生活時間や買い物の工 夫をしよう	1年*みんなでやろうクリーンさくせ ん 2年*ありがとう教室 3年・1年間をふりかえって 4年・1年間をふりかえって 5年・1年間の健康生活の反省 6年・1年間の健康生活の反省 *大人へのダッシュ	・歯みがき指 導 ・進級進学に 向けた健康 生活及び環 境整備	・代表委員会 ・委員会	1年(4③愛校心) 二ねんせいになっても 2年(2②親切) ぐるぐるまわれ 3年(3②生命尊 重)女の子ときかんし 4年(4③家庭愛) 雪かき 6年(4③不正公 平)愛の日記		(職)学校保健計画 の反省・次年度の計 画・健康診断票整理 (P)活動の反省と 次年度への引継ぎ	

*学級活動は、歯、口、性(エイズ)学校給食の内容を重点とした。

中学校保健計画例 * 保健目標 積極的に健康づくりに取り組む生徒の育成

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保健管理		保健		教育			総合的な 学習 (健康の分野)	組織活動 (職員保健部会) ☆家庭・地域との 連携	
			対人管理	対物管理	保健学習		保健指導					
					保健体育(保健分野)	関連教科	学級活動(*1時間・20分程度)	個別・日常指導	生徒会活動(保健)			道徳の時間 (内容)
4	自分の健康 状態を知ろう	・入学式 ・始業式 ・オリエンテー ション ・定期健康診断 ・修学旅行 ・避難訓練	・保健室経営の立案と 実施 ・保健調査の実施 ・定期健康診断の計画 と実施 ・身体測定・視力検査 ・聴力検査・眼科検診 ・心電図検査 ・内科・結核検診 ・職員健康診断の計画 と実施 ・修学旅行の事前指導	・清掃計画の作 成と実施 ・飲料水の検査 [定期] ・机や椅子の整 備 ・施設設備の安 全点検 ・日常点検の励 行	(1・2年前期に 週1時間) [2年]⑧ 「健康と環境」 ○身体对环境に対 する適応能力・至 適範囲	理科—2分野上 ・動物の生活と種 類 [2年]	1年*生き生きした中学校 生活 2年*望ましい生活リズム 3年*楽しい修学旅行 全学年 ・健康への出発 (健康診断の意義と活用) ・保健室の利用法	・健康診断の事 前、事後指導 ・教室環境整備 ・机椅子の適合 ・修学旅行の事 前指導[3年]	・年間活動計画 の立案 ・保健だよりの 発行 ・定期健康診断 の補助役員	・花に寄せて 「星野富弘」 (生命の尊重) [1年]	・オリエンテ ーション [全学年] 1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健 康」 ・古都での体 験	・職員保健部会 ・学校保健計画につ いての理解・確認 ・役割分担、保健だ よりの発行 ・4月行事等の評価 と5月行事計画の 確認 *内・歯・耳鼻科校 医との連携
5	生活のリズム をつくろう	・定期健康診断 ・家庭訪問 ・野外活動(2 年) ・遠足(1年) ・救急蘇生講座 ・エンジョイ・ スポーツ ・中間テスト	・定期健康診断の実施 と事後指導 ・尿検査・歯科検診 ・内科・結核検診 ・定期健康相談 ・野外活動の事前指導 ・楽しい保健指導	・飲料水の検査 ・施設設備の安 全点検 ・校舎内外の美 化	[1年]⑩ 「心身の機能の発 達と心の健康」 ○身体機能の発達 [2年] ○空気や飲料水の 衛生管理	社会—公民 ・個人と社会生活 を考えよう [3年]	1年*楽しい遠足 ・友人を作ろう 2年*楽しい野外活動 3年*自己をみつめよう	・環境美化と衛 生活動 ・生活リズム ・野外活動の事 前指導[2年]	・定期健康診断 の補助役員 ・保健だよりの 発行	・仲間として (集団生活の 向上)[1年] ・心の傷 (信頼友情) [2年] ・命は愛と卵か ら (生命の尊重) [3年]	1年 「福祉と健康」 ・テーマの設 定 2年 「環境と健康」 ・野外活動で 環境を考え る 3年 「生き方と健 康」	・職員保健部会 ・健康診断の援助 ・保健統計のまとめ ・連休明けの欠席状 祝の把握 ・5月行事等の評価 と6月行事計画の 確認 ☆救急蘇生講座参加
6	歯の健康を考えよう	・定期健康診断 ・衣替え ・歯の衛生週間 ・薬物乱用防止 教室 ・臨時教育相談 ・期末テスト ・学校開放週間 ・エンジョイ・ スポーツ	・定期健康診断の実施 と事後指導 ・耳鼻科検診 ・歯科検診 ・内科・結核検診 ・衣服の調節指導 ・歯・口の保健指導 ・薬物乱用防止の指導 ・水泳の事前指導	・飲料水の検査 ・施設設備の安 全点検 ・トイレの美化 ・プールの美化	[1年] ○生殖にかかわる 機能の成熟 [2年] ○生活に伴う廃棄 物の衛生管理	理科—2分野上 ・動物の生活と種 類 [2年] 社会—地理 ・環境問題への取 り組み [2年]	1年*梅雨期の過ごし方を 考えよう ・知らなかったでは遅 いタバコの害 2年*梅雨期の過ごし方を 考えよう 3年*夢に向かって (自己実現) 全・日分の歯を守ろう ・衣服の調節を	・歯と口腔の健 康 ・衣服の調節 ・雨天時の過ご し方	・環境美化と衛 生活動 ・保健だよりの 発行	・海がめの浜 (自然愛・畏 敬の念) [2年] ・さわやかな笑 顔 (男女の人格 尊重) [2年]	1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健 康」 ・人生の先輩 の話を開く	・職員保健部会 ・保健統計のまとめ ・学校保健委員会の 準備 ・6月行事等の評価 と7・8月行事計 画の確認 ☆学校保健委員会に 参加
7 ・ 8	夏を健康に過 ごそう	・学校保健委員 会 ・思春期教室 ・終業式 ・エンジョイ・ スポーツ	・朝食アンケート ・性に関する指導 ・二次検査(精密)や 治療の勧め ・ホルムアルデヒド検 査	・プールの水質 検査(定期) ・薬品整備 ・冷食室の施設 設備の点検 (定期)	[1年] ○精神機能の発達 と自己形成 [2年]⑨ 「傷害の防止」 ○自然災害や交通 事故などによる傷 害の防止	社会—公民 ・福祉社会 [3年]	1年*自分を知ら う 2年*正しく知れば怖くな い(エイズ・性感染 症) 3年*悔いを残さない中学 校生活のために 全・治療は夏休みに ・炎暑への対応	・学校保健委員 会への参加 ・夏休み中の過 ごし方 ・治療の勧め	・環境美化と衛 生活動 ・保健だよりの 発行	・おぼれかけた 兄弟(生命の 尊重) [1年] ・M君とNさん の場合(男女 の人格尊重) [3年]	1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健 康」 ・1日体験入 学	・職員保健部会 ・学校保健委員会の 開催 ・保健統計のまとめ ・7・8月行事等 の評価と9月行事計 画の確認 ☆地区別懇談会の開 催

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保 健 管 理		保 健		教 育			道徳の時間 (内容)	総合的な 学 習 (健康の分野)	組織活動 (職員保健部会) ☆家庭・地域との 連携
			対人管理	対物管理	保 健 学 習		保 健 指 導					
					保健体育(保健分野)	関連教科	学級活動(*1時間・20分程度)	個別・日常指導	生徒会活動会 (保健)			
9	けがの防止に 努めよう	・始業式 ・身体測定 ・体育大会 ・避難訓練 ・エンジョイ・ スポーツ ・親子奉仕作業 (1年)	・夏休み中の健康調査 ・身体測定の実施と事 後指導 ・体育大会を伴う健康 指導	・大掃除 ・運動場の整備 ・机や椅子の調 整 ・カーテンの取 り付け ・給食室検査	[2年] ○応急手当	理科-1分野 ・地球環境問題 [3年] 家庭-家族と家庭 生活 ・子どもの成長 [3年]	1年・体を動かすこと 2年*2学期の出発 3年・健康生活の見直し 全学年 ・けがや病気の予防 (体育大会と健康)	・机や椅子の調 整 ・運動と休養 ・けがの予防	・環境美化と衛 生活動 ・保健だよりの 発行 ・体育大会にお ける救急体制	・鈴の鳴る道 (強い意志) [2年]	1年 「福祉と健康」 ・調べ学習 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健 康」	・職員保健部会 ・学期始めの欠席状 況の把握 ・9月行事等の評価 と10月行事計画の 確認 ☆体育大会への協力
10	目の健康を	・中間テスト ・文化発表会 ・学校開放週間 ・授業参観	・学習時の姿勢指導	・飲料水の検査 ・施設設備の安 全点検	[3年](後期週1 時間)◎ 「健康な生活と疾 病の予防」 ○健康の成り立ち と疾病の発生要 因	理科-2分野上 ・動物の生活と 種類 [2年] 社会-公民 ・人権を考える [3年]	1年・生活の見直し 2年・カッコいいだけでは ない (姿勢と健康) 3年・明るい学級づくり 全学年 ・目の健康 ・自分で守る健康(体験学 習を通して)	・姿勢指導 ・目の健康	・保健だよりの 発行 ・前期活動反省	・神様の贈り物 (人間愛・生き る喜び) ・グループノート (男女の人格尊 重)[1年] ・先輩の無言の教 え(人間愛・ 生きる喜び) [2年] ・学校に行かなけ れば幸せじゃ ない(生命の 尊重)[3年]	1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 [全学年] ・福祉体験や 校外学習の 計画を立て る	・職員保健部会 ・保健統計のまとめ ・10月行事等の ☆文化発表会への協 力
11	心と体を大切 にしよう	・体験学習 ・期末テスト ・エンジョイ スポーツ	・食生活アンケート ・体験学習時の健康	・飲料水の検査 ・施設設備の安 全点検	[3年] ○生活行動・生 活習慣と健康	理科-2分野上 ・動物の生活と 種類 [2年] ・家庭-生活の自立 と衣食住 ・気持ちよく住む [2年]	1年・異性の友だち 2年・望ましい人間関係 3年・青春に向かって(性 に関する悩み) 全学年 ・朝食の大切さ	・心と体の健康 ・生活習慣病	・後期活動計画 ・保健だよりの 発行 ・学校保健委員 会の準備	・くんちゃんや すめ (生命の尊重) [2年]	1年 「福祉と健康」 ・福祉体験 2年 「環境と健康」 ・校外活動 3年 「生き方と健 康」 ・校外活動	・職員保健部会 ・保健統計のまとめ ・11月行事等の評価 と12月行事計画の 確認 ・学校保健委員会の 準備 (小中打ち合わせ)
12	食生活を考え よう	・小中合同学校 保健委員会 ・学校保健週間 ・三者面談 ・終業式 ・エンジョイ・ スポーツ	・食生活と健康 ・冬休み中の健康指導	・大掃除 ・飲料水の検査 ・給食室の施設 設備の点検 (定期)	[3年] ○喫煙、飲酒、薬 物乱用と健康	理科-2分野上 ・動物の生活と種 類 [2年] 2分野下 ・自然と人間 [3年] 社会-歴史 ・日本がアジアで 行った戦争 [2年]	全学年 * 大切な朝食 ・冬休みの健康 ・エイズについて知ろう ・生活習慣病は毎日の積み 重ね	・食生活の指導 ・かぜの予防	・学校保健委員 会への参加 ・保健だよりの 発行	・明日への出発 (節度ある生 活態度) [3年]	1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健 康」 [全学年] ・福祉体験や 校外学習の まとめと発 表を行う	・職員保健部会 ・学校保健委員会の 開催 ・保健統計のまとめ ・12月行事等の評価 と1月行事計画の 確認 ☆学校保健委員会に 参加

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保 健 管 理		保 健 教 育					道徳の時間 (内容)	総合的な 学 習 (健康の分野)	組織活動 (職員保健部会) ☆家庭・地域との 連携
			対人管理	対物管理	保 健 学 習		保 健 指 導					
					保健体育(保健分野)	関連教科	学級活動(*1時間・20分程度)	個別・日常指導	生徒会活動会(保健)			
1	かぜを予防しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・身体測定 ・拡大学校保健委員会 ・3年生保護者会・授業参観 ・教育課程の評価 ・エンジョイ・スポーツ ・給食週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み中の健康調査 ・身体測定の実施と事後指導 ・食生活と健康 ・インフルエンザの予防 ・進路に向けての健康指導 ・健康分野の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・机や椅子の調整 ・換気・照度の検査(定期) ・飲料水検査 	[3年] ○感染症の予防	社会 —公民 ・地球市民として生きる [3年]	1年*新しい年に ・朝食をたいせつに 2年*自己を大切にすること 3年*受験に備えての健康生活 全学年 ・かぜ、インフルエンザの予防	<ul style="list-style-type: none"> ・保温と換気 ・うがいの励行 ・机や椅子の調整 ・インフルエンザの予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大学校保健委員会への参加 ・保健だよりの発行 ・換気、うがい ・手洗いの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・二つの利己主義(向上心・個性の伸長)[1年] ・星への手紙(生命の尊重)[2年] ・天井が明るい(生命の尊重)[3年] 	<ul style="list-style-type: none"> 1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健康」 ・将来の夢 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員保健部会 ・拡大学校保健委員会の開催 ・インフルエンザ発生状況の把握 ・保健統計のまとめ1月行事等の評価と2月行事計画の確認
2	心の健康を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観(1・2年) ・学校開放週間 ・学年末テスト ・エンジョイ・スポーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路に向けての健康指導 ・インフルエンザの予防 ・心の健康アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の検査 ・施設設備の安全点検 	[3年] ○個人の健康と集団の健康		1年*青春!(私の悩み) 2年*すばらしい人生(ストレス解消) 3年*受験期の健康(睡眠、栄養、運動の調和)	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康 ・インフルエンザの予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健だよりの発行 ・換気、うがい ・手洗いの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・前を向いて進むために(強い意志)[2年] 	<ul style="list-style-type: none"> 1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健康」 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員保健部会 ・インフルエンザ発生状況の把握 ・保健統計のまとめ ・2月行事等の評価と3月行事計画の確認
3	健康生活を振り返ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生を送る会 ・卒業式 ・終了式 ・エンジョイ・スポーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康生活の反省 ・卒業生への健康メッセージ作成 ・春休みの健康指導 ・次年度の保健計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除 ・給食室の施設設備の点検(定期) 			1年・1年間の健康生活を振り返って 2年*「10年後の私」実現へ ・1年間の健康生活を振り返って 3年 ・旅立ちのとき(将来への健康生活)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の健康生活の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健だよりの発行 ・1年間の反省 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクープ写真(生命の尊重)[1年] ・ネパールール(人間愛・生きる喜び)[2年] 	<ul style="list-style-type: none"> 1年 「福祉と健康」 2年 「環境と健康」 3年 「生き方と健康」 ・将来の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員保健部会 ・保健統計のまとめ ・本年度の反省及び次年度の計画

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保健管理		保健		教 育					総合的な 学習 (健康の分野)	組織活動
			対人管理	対物管理	保健学習		保健指導						
					科目 保健	関連教科	ホームルーム活動 (単位時間)	学年	ホームルーム活動 (短時間)	学年	生徒会活動(保健委員 会)		
4	健康診断を受け、健康の状況を把握しよう 学習環境を整備しよう	定期健康診断	・保健関係公簿の提出 ・定期健康診断の計画と実施 ・健康状態把握 ・保健調査票の整理 ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康相談	・衛生備品の整備充実 ・保健室の整備 ・環境検査 ・施設等の点検 ・大掃除 [定期] ・机・椅子の整備	1、2年共に年間を通じて(週1時間×35) <1年>「現代社会と健康」 1 私たちの健康のすがた <2年>「生涯を通じる健康」 1 思春期と健康	(生物I B・3年)目、耳のつくりとはたらき(食物・2年選択)食品の取り扱い方 手洗い・みじたく (保育・3年選択)思春期の健康	・健康診断とその活用 ・望ましい生活リズム ・卒業後の健康	1 1 自分の健康を計ろう 2 2 3 3 ・体に合った机・椅子 ・汚れた教室 ・規則正しい生活 ・生体リズム① ・生体リズム②	1 1 2 2 3 3	・保健委員会 ・年間活動計画・役割分担 ・定期健康診断の補助役員 ・保健だよりの発行	1年・2年 「オリエンテーション」 1年 「身体の健康」 2年 「健康と社会」	・職員保健部会 ・学校保健計画についての理解・確認 ・役割分担について ・保健だより作成の援助 ・4月行事等の評価と5月行事計画の確認	
5	疾病の予防と早期発見に努めよう	定期健康診断 球技大会	・定期健康診断の実施と治療勧告 ・健康状態把握 ・保健調査票の整理 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター加入手続き ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康相談	・水質検査 ・施設等の点検 [定期] 水道水の検査	<1年> 2 健康のとらえかた 3 さまざまな保健活動や対策 <2年> 2 性意識と性行動の選択	(現社・1・2年 共通) 1 福祉社会の充実 2 少子高齢社会(生物I B・3年)神経のつくりとはたらき(生物II・3年)血液凝固 (保育・3年選択)生命の誕生と母体の健康	・生き生きとした高校生活 ・喫煙がもたらすもの ・増える心臓の病気	1 1 友人をつくろう ・五月病 2 2 揺れる17歳 3 3 学習環境 ・質のよい睡眠とは ・夜食に注意	1 1 2 2 3 3 全	・保健委員会 ・定期健康診断の補助役員 ・環境美化と衛生活動 ・球技体会事故防止活動 ・保健だよりの発行	1年 「身体の健康」 2年 「健康と社会」	・職員保健部会 ・定期健康診断実施の援助 ・保健統計まとめ ・保健だより作成の援助 ・球技大会援助 ・5月行事等の評価と6月行事計画の確認	
6	疾病治療の継続と梅雨対策をしよう	定期健康診断	・定期健康診断の実施と治療勧告 ・保健調査票の整理 ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康相談	・水質検査 ・雨天時の施設等の点検 [定期] ・水飲み場等、便所、衛生害虫等	<1年> 4 生活習慣病と日常の生活行動 5 喫煙と健康 <2年> 3 結婚生活と健康	<現社・1、2年 共通> 3 青年期とは 4 私たちの生きがい(生物IB・3年)脳をつくりとはたらき筋組織のつくりとはたらき(生物II・3年)免疫(家庭総合・1年食物・3年選択)食中毒・食生活の衛生と安全	・忍びよる歯周病の恐怖 ・健康相談とその活用 ・生活習慣病の若年化	1 1 清潔な服装 ・咀嚼の大切さ 2 2 むし歯が原因の病気 3 3 ・保健室への訪問 ・むし歯に自然治癒はない ・相談も自己解決の手だて ・食中毒に注意	1 1 2 2 3 3 全	・定期健康診断の補助役員 ・環境美化と衛生活動 ・保健だよりの発行	1年 「心の健康」 2年 「環境と健康」	・職員保健部会 ・薬物乱用防止教育研究会 ・保健統計まとめ ・保健だより作成の援助 ・6月行事等の評価と7・8月行事計画の確認	
7 ・ 8	自主的な健康管理に努めよう	避難訓練	・疾病治療の継続 ・保健調査票の整理 ・規律ある生活 ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康相談	・大掃除 [定期] ・教室等の空気 ・排水等の施設点検	<1年> 6 飲酒と健康 7 薬物乱用と健康 <2年> 4 妊娠・出産と健康	(生物II・3年) HIVウイルス	・男女交際を考える ・性情報の正しい選択 ・自分を大切にすること	1 1 治療は夏休みに ・炎暑への対応 2 2 慢性病を治そう 3 3 夢への実現 ・食事の大切さ ・悔いを残さない高校生活のために	1 1 2 2 3 3	・環境美化と衛生活動 ・文化祭参加にむける準備 ・ボランティア活動 ・保健だよりの発行	1年 「心の健康」 2年 「環境と健康」	・職員保健部会 ・エイズ教育研究会 ・保健だより作成の援助 ・7・9月行事等の評価と9月行事計画の確認	

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保 健 管 理		保 健 学 習		保 健 指 導					総合的な 学 習 (健康の分野)	組 織 活 動
			対人管理	対物管理	科目 保健	関連教科	ホームルーム活動 (単位時間)	学年	ホームルーム活動 (短時間)	生徒会活動(保健委員 会)			
											ホームルーム活動 (単位時間)		
9	生活習慣を確 立しよう	施設等の点検	・生活習慣の確立 ・治療状況調査 ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康相談	・校内環境整備 ・水質検査 ・衛生備品の整 備充実 ・衛生備品の整 備充実 ・はかりの定期 検査(2年に 1回)	<1年> 8 医薬品と健康 9 感染症とその 予防 <2年> 5 家族計画と人 工妊娠中絶	(現社・1、2年 共通) 5 こんにちの労 働問題 6 労働環境の整 備 (生物IB・3年) 内部環境として の体液 ホルモンによる 調節 自律神経系によ る調節	・薬物の耐性 ・身近にひそむ感染 症 ・いのちと向き合 うくらし	1 2 3	・夏バテの回復 ・身の回りの危険 ・体の調子をとの える ・いざという時の救急 急法 ・こころの風邪 ・ポジティブシンキ ング ・避難と人命救助	1 1 2 2 3 3 全	・保健委員会 ・環境美化と衛生活 動 ・文化祭参加にむけ ての準備 ・保健だよりの発行	1年 「運動と健康」 2年 「自己判断能力と健 康」	・職員保健部会 ・施設等の点検の再 検査 ・保健だより作成の 援助 ・9月行事等の評価 と10月行事計画の 確認 ・学校保健委員会の 準備
10	目の健康に留 意しよう	体育祭 学校保健委員会	・健康の増進 ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康診断	・水質検査 ・施設等の点検 [定期] ・照度関係及び 騒音、黒板等 の検査 ・騒音、黒板等 の検査	<1年> 10 エイズとその 予防 11 健康にかかわ る意志決定・行 動選択 <2年> 6 加齢と健康	(現社・1、2年 共通) 7 公害防止と環 境保全 (生物IB・3年) 代謝 嫌気呼吸・吸気 呼吸 (家庭総合・1年) 食品の取り扱い方 (家庭看護福祉・ 3年選択) 家庭でできる応 急手当	・応急手当の方法と 実践	1 2 3	・体をうごかすこと ・目の機能 ・目と緑 ・自分を知ろう ・ホームドクターは 誰？ ・自分が誕生したと き	1 1 2 2 3 3	・体育祭事故防止活 動 ・環境美化と衛生活 動 ・文化祭参加にむけ ての準備 ・保健だよりの発行	1年 「運動と健康」 2年 「自己判断能力と健 康」	・職員保健部会 ・体育祭援助 ・保健だより作成の 援助 ・10月行事等の評価 と11月行事計画の 確認 ・学校保健委員会の 開催
11	健康増進と維 持管理に努め よう	文化祭 腸内細菌検査 職員健康診断	・健康の増進 ・保健調査票の整理 ・文化祭の保健衛生調 査 ・腸内細菌検査の実施 ・健康相談 ・健康観察 ・職員健康診断	・水質検査 ・大掃除 ・施設等の点検	<1年> 12 意志決定・行 動選択に必要な もの 13 欲求と適応機制 <2年> 7 高齢者のための 社会的なとりくみ	(家庭総合・1年) 母体の健康管理 生命の誕生 (社会福祉基礎 2年選択) 老人及び障害児 の疾病、障害に ついて	・食品衛生と食中毒 ・食品取り扱い団体 のための食品規定 について	1 2 3	・感染予防の基本は 手洗い・うがい ・換気の意義とは ・暖房の長所・短所 ・タバコも薬物 ・インフルエンザ対策 ・体内時計と生活時 間を合わせよう	1 1 2 3	・保健委員会 ・環境美化と衛生活 動 ・文化祭保健衛生活 動 ・腸内細菌検査 ・文化祭発表 ・保健だよりの発行	1年 「人権と健康」 2年 「老いと健康」	・職員保健部会 ・文化祭保健衛生 ・保健だより作成の 援助 ・学校運営協議会の 準備 ・1年行事等の評価 と12月行事計画の 確認
12	冬の健康管理 をしっかりと しよう	保健講話 避難・消火訓練	・健康の維持管理 ・保健講話の実施 ・健康相談 ・健康管理 ・職員健康相談	・暖房設備等の 点検 ・大掃除	<1年> 14 心身の相関と ストレス 15 ストレスへの 対処 <2年> 8 保健制度と保 健サービスの活 用	(現社・1、2年 共通) 8 豊かに生きる 権利(社会権 環境権) (生物IB・3年) 地球環境とその 保全	・エイズと戦う人たち ・エイズと人権	1 2 3	・薬物にはどんなも のがあるの？ ・エイズとたたかう人達 ・薬物依存の恐怖 ・エイズと人権 ・日本での薬物を取 りまく環境 ・わたしたちが主 役・エイズ問題 ・インフルエンザ対策	1 1 2 2 3 全	・教室の温度・湿 度・二酸化炭素測 定 ・保健講話 ・保健だよりの発行	1年 「人権と健康」 2年 「老いと健康」	・職員保健部会 ・保健講話の実施 ・保健だより作成の 援助 ・学校運営協議会の 開催 ・12月行事等の評価 と1月行事計画の 確認

区分 月	月の重点	学校保健 関連行事	保健管理		保健教育								総合的な 学習 (健康の分野)	組織活動
			対人管理	対物管理	保健学習		保健指導							
					科目 保健	関連教科	ホームルーム活動 (単位時間)	学年	ホームルーム活動 (短時間)		学年	生徒会活動(保健委員 会)		
									1	2				
1	寒さへの体力 増強をはかろ う	マラソン大会 臨時健康診断	・生活習慣の確立 ・健康調査 ・マラソン大会事前健 康調査 ・臨時健康診断の実施 健康相談 ・健康観察 ・職員健康相談	・水質検査 ・暖房設備等の 点検 [定期] ・教室等の空気 検査	<1年> 16 自己実現 17 交通事故の現 状と要因 18 交通社会にお ける運転者の資 質と責任 <2年> 9 医療制度と医 療費	(生物IB・3年) 地域環境とその 保全	・ストレス対処法 ・家族の健康づくり	1 2	・肩こり改善法 ・生活習慣病の予防 は毎日の積み重ね ・マラソン大会前後 の健康管理	1 2 全	・保健委員会 ・環境美化と衛生活 動 ・マラソン大会事故 防止 ・保健だよりの発行	1年 「現代病と社会」 2年 「ともに生きる」	・職員保健部会 ・施設等の点検の再 検査 ・マラソン大会援助 ・保健だより作成の 援助 ・1月行事等の評価 と2月行事計画の 確認	
2	心身の健康生 活の実践に努 めよう	修学旅行 臨時健康診断	・修学旅行健康調査 ・臨時健康診断の実施 ・健康相談 ・健康観察 ・年度末結果処理 ・職員健康相談	・暖房設備の点 検 ・水質検査 ・大掃除	<1年> 19 安全な交通社 会づくり 20 応急手当の意 義とその基本 21 心肺蘇生法 <2年> 10 医療機関と医 療サービスの活 用	(生物IB・2年) 性と遺伝	・栄養・運動・睡眠 の調和 ・いのちをなくすと いうこと	1 2	・サプリメントは食 事のかわりにはな らない ・生涯スポーツ ・清涼飲料水より牛 乳 ・修学旅行保健 指導	1 1 2 2	・保健委員会 ・環境美化と衛生活 動 ・修学旅行 ・保健だよりの発行	1年 「現代病と社会」 2年 「ともに生きる」	・職員保健部会 ・修学旅行中の援助 ・保健だより作成の 援助 ・年間統計の援助 ・2月行事等の評価 と3月行事計画の 確認	
3	1年間の健康 生活をふり返 り反省しよう	学校保健計画の 評価と反省 新年度の計画	・健康の維持管理 ・諸表簿等の整理 ・職員健康相談 ・新年度健康診断準備	・水質検査 ・清掃用具等の 点検・整備 ・大掃除	<1年> 22 日常的な応急 手当	(生物IB・2年) 変異	・入学許可候補者保 健指導 ・健康生活の自己評 価 ・健康生活の自己評 価	新 1 2	・教室を清潔にして 次の学年に ・教室を清潔にして 次の学年に	1 2	・保健委員会 ・健康生活のまとめ と次年度の計画 ・環境美化と衛生活 動 ・保健だよりの発行	1年 「1年間のまとめ」 2年 「1年間のまとめ」	・職員保健部会 ・3月行事等の評価 ・年間統計の援助 ・年間反省と次年度 の方針 ・保健だより作成の 援助	

3 保健教育

保健教育は、教育活動全体を通じて、健康に関する一般的で基本的な概念を習得させ、それらを日常生活に適用し、環境の変化に即応して、的確な判断のもとに健康な生活を創造できるようにすることをめざして行われるものである。

保健教育は、保健指導と保健学習に分けられるが、二者の特質を次の表のようにまとめることができる。

	保健学習	保健指導
目標・性格	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る科学的原理・原則の理解を通して実践力を図る	日常の生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る
内容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容
指導の機会	体育科保健領域（小学校）保健体育科保健領域（中学校）科目保健（高等学校）及び関連教科	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心に教育活動全体（学校行事、日常、児童生徒会活動、個別等）
進め方	年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう問題解決的、体験的な学習を展開する	実態に応じた時間数を定め、計画的、継続的に実践意欲を誘発しながら行う（各学校で事項の実態を踏まえた保健指導計画を作成）
対象	集団（学級、学年）	集団（学級、学年、全校）または個人
指導者	学級担任（小学校）、保健体育科（中、高等学校）教諭、教諭に兼職発令の養護教諭など	学級担任、養護教諭、学校栄養職員等

特別活動としての保健指導、教科での保健学習、あるいは総合的な学習の時間における健康に関する課題の学習の特質を理解した上で効果的な学習が行えるよう計画的に指導する必要がある。

(1) 教科「保健」

「体育」「保健体育」における「保健」の内容等について

校種 教科	目標 授業時数	内容構成及び関連図
小学校 体育(保健領域)	<p>心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。</p> <p>[第3・4学年] 2年間で8単位 時間程度</p> <p>[第5・6学年] 2年間で16単位 時間程度</p>	<p>[第4学年]</p> <p>(2) 育ちゆく体とわたし ア 体の発育・発達 イ 思春期の体の変化 ウ 体をより良く発育・発達させるための生活</p> <p>[第3学年]</p> <p>(1) 毎日の生活と健康 ア 健康な生活とわたし イ 1日の生活の仕方 ウ 身のまわりの環境</p> <p>[第5学年]</p> <p>(1) けがの防止 ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 イ けがの手当</p> <p>[第5学年]</p> <p>(2) 心の健康 ア 心の発達 イ 心と体の相互の影響 ウ 不安や悩みへの対処</p> <p>[第6学年]</p> <p>(3) 病気の予防 ア 病気の起こり方 イ 病原体がもとになって起こる病気の予防 ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 オ 地域の様々な健康活動の取り組み</p>
中学校 保健体育(保健分野)	<p>心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。</p> <p>48単位 時間程度</p>	<p>[第1学年]</p> <p>(1) 心身の機能の発達と心の健康 ア 身体機能の発達 イ 生殖にかかわる機能の成熟 ウ 精神機能の発達と自己形成 エ 欲求やストレスへの対処と心の健康</p> <p>[第2学年]</p> <p>(2) 健康と環境 ア 身体的环境に対する適応能力・至適範囲 イ 飲料水や空気の衛生的管理 ウ 生活に伴う廃棄物の衛生的管理</p> <p>(3) 傷害の防止 ア 交通事故や自然災害などによる障害の発生原因 イ 交通事故などによる障害の防止 ウ 自然災害による障害の防止 エ 応急手当</p> <p>(4) 健康な生活と疾病の予防 ア 健康の成り立ちと疾病の発生の発生要因 イ 生活行動・生活習慣と健康 ウ 喫煙・飲酒、薬物乱用と健康 エ 感染症の予防 オ 健康・医療機関や医薬品の有効利用 カ 個人の健康を守る社会の取組</p>
高等学校 保健体育(科目保健)	<p>心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む。態度を育てる。</p> <p>(入学年次及びその次の年次)</p>	<p>[入学年次及び次年次]</p> <p>(1) 現代社会と健康 ア 健康の考え方 イ 健康の保持増進と疾病の予防 ウ 精神の健康 エ 交通安全 オ 応急手当</p> <p>(2) 生涯を通じる健康 ア 生涯の各段階における健康 イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 ウ 様々な保健活動や対策</p> <p>(3) 社会生活と健康 ア 環境と健康 イ 環境と食品の健康 ウ 労働と健康</p>

学習指導要領「保健領域」「保健分野」「科目保健」に関わる目標及びその内容

【小学校】体育科「保健領域」

第3・4学年

[目標]健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

内 容	内容の取扱い等
<p>(1) 健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにする。</p> <p>ア 心や体の調子がよいなどの健康状態は、主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること。</p> <p>イ 毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること、また、体の清潔を保つことなどが必要であること。</p> <p>ウ 毎日を健康に過ごすには、明るさの調節、換気などの生活環境を整えることなどが必要であること。</p> <p>(2) 体の発育・発達について理解できるようにする。</p> <p>ア 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には個人差があること。</p> <p>イ 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること</p> <p>ウ 体をよりよく発育・発達させるためには、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であること。</p>	<p>(1) を第3学年、(2) を第4学年で指導するものとする。</p> <p>(1) については、学校でも、健康診断や学校給食など様々な活動が行われていることについて触れるものとする。</p> <p>(2) については、自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気付き、それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。</p>

第5・6学年

[目標]心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

内 容	内容の取扱い等
<p>(1) 心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できるようにする。</p> <p>ア 心は、いろいろな生活体験を通して、年齢に伴って発達すること。</p> <p>イ 心と体は、相互に影響し合うこと。</p> <p>ウ 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。</p> <p>(2) けがの防止について理解するとともに、けがの簡単な手当てができるようにする。</p> <p>ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。</p> <p>イ けがの簡単な手当ては、速やかに行う必要があること。</p> <p>(3) 病気の予防について理解できるようにする。</p> <p>ア 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境がかかわりあって起こること。</p> <p>イ 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることが必要であること。</p> <p>ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につける必要があること。</p> <p>エ 禁煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。</p> <p>オ 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること。</p>	<p>(1) 及び(2) を第5学年で、(3) を第6学年で指導するものとする。</p> <p>「A 体づくり運動」の(1)の「ア 体ほぐしの運動」と「G 保健」①のウについては、相互の関連を図って指導するものとする。</p> <p>(3)のエの薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に取り扱うものとする。また、覚せい剤等についても触れるものとする。</p>

授業時数： 第3学年及び第4学年では、2学年で8単位時間程度、第5学年及び第6学年では、2学年間で16単位時間程度とし、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

【中学校】保健体育「保健分野」

[目標] 個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

	内 容	内容の取扱い等
第1学年	<p>(1) 心身の機能の発達と心の健康について理解できるようにする。</p> <p>ア 身体には、多くの器官が発育し、それに伴い、様々な機能が発達する時期があること。また、発育・発達の時期やその程度には、個人差があること。</p> <p>イ 思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。</p> <p>ウ 知的機能、情意機能、社会性などの精神機能は、生活経験などの影響を受けて発達すること。また、思春期においては、自己の認識が深まり、自己形成がなされること。</p> <p>エ 精神と身体は、相互に影響を与え、かかわっていること。 欲求やストレスには心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対応する必要があること。</p>	<p>(1) 内容の(1)は第1学年内容の(2)及び(3)は第2学年、内容の(4)は第3学年で取り扱うものとする</p> <p>(2) 内容の(1)のアについては、呼吸器、循環器を中に取り扱うものとする。</p> <p>(3) 内容の(1)のイについては、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まることなどから、異性の尊重、情報の適切な対応や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。</p> <p>(4) 内容の(1)のエについては、体育分野の内容「A体づくり運動」の(1)のアの指導との関連を図って指導するものとする。</p>
第2学年	<p>(2) 健康と環境について理解できるようにする。</p> <p>ア 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。 身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。</p> <p>イ 飲料水や空気は、健康と密接なかわりがあること。また、飲料水や空気を衛生的に保つには、基準に適合するよう管理する必要があること。</p> <p>ウ 人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないよう衛生的に処理する必要があること。</p> <p>(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。</p> <p>ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。</p> <p>イ 交通事故などによる傷害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できること。</p> <p>ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。</p> <p>エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には心肺蘇生法等があること</p>	<p>(5) 内容の(2)については、地域の実態に即して公害と健康との関係を取り扱うことも配慮するものとする。また、生態系については、取り扱わないものとする。</p> <p>(6) 内容の(3)のエについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。</p> <p>(7) 内容の(4)のイについては、食</p>

- (4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。
- ア 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。
また、疾病は、主体の要因と環境の要因がかかわりあって発生すること。
 - イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。
 - ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。
 - エ 感染症は、病原体が主な原因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。
 - オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は正しく使用すること。
 - カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかかわりがあること。

育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつく用に配慮するとともに、必要に応じて、コンピューターなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする。

- (8) 内容の(4)のウについては、心身への急性影響および依存症について取り扱うこと。また薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。
- (9) 内容の(4)のエについては、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。
- (10) 保健分野の指導に際しては、知識を活用した学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

【高等学校】保健体育「科目保健」

【目標】 個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための資質と能力を育てる。

内 容	内容等の取り扱い
<p>(1) 現代社会と健康 わが国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。</p> <p>ア 健康の考え方 健康の考え方は、国民の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って変わってきている。また、健康は、様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。 健康の保持増進には、健康に関する個人の適切な意志決定や行動選択及び環境づくりがかかわること。</p> <p>イ 健康の保持増進と疾病の予防 健康を保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。 喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策画筆用であること。 感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いが見られること。その予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があること。</p> <p>ウ 精神の健康 人間の欲求と適応規制には、様々な種類があること。精神と身体には密接な関連があること。また、精神の健康を保持増進するには、欲求やストレスに適切に対処するとともに、自己実現を図るよう努力していくことが重要であること。</p> <p>エ 交通安全 交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運動や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事項には責任や補償問題が生じること。</p> <p>オ 応急手当 適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生法等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。</p>	<p>(1) 内容の(1)のイ及び(3)のイについては、食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 内容の(1)のイの喫煙、飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。</p> <p>(3) 内容の(1)のウについては、大脳の機能、神経系及び内分泌系の機能について必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、「体育」における体ほぐしの運動との関連を図るよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 内容の(1)のエについては二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じて関連付けて扱うよう配慮するものとする。</p> <p>(5) 内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。</p>
<p>(2) 生涯を通じる健康 生涯の各段階において健康についての課題があり、自らこれに適切に対応する必要があること及び我が国の保健・医療制度や機関を適切に活用することが重要であることについて理解できるようにする。</p> <p>ア 生涯の各段階における健康 生涯にわたって健康を保持増進するには、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりがかかわっていること。</p> <p>イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 生涯を通じて健康を保持増進するためには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。 また、医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効である。</p> <p>ウ 様々な保健活動や対策 我国や世界では、健康課題に対応して様々な保健活動や対策が行われていること</p>	<p>(6) 内容の(2)のアについては、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。 また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重することが必要であること、及び性に関する情報等への対処についても扱うよう配慮するものとする。</p>
<p>(3) 社会生活と健康 社会生活における健康の保持増進には、環境や食品、労働などが深くかかわっていることから、環境と健康、環境と食品の保健、労働と健康にかかわる活動や対策が重要であることについて理解できるようにする。</p> <p>ア 環境と健康 人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること。それらを防ぐには、汚染の防止及び改善の対策をとる必要があること。</p> <p>イ 環境と食品の保健 環境衛生活動は、学校や地域の環境を健康に適したものとするよう基準が設定され、それに基づき行われていること。また、食品衛生活動は、食品の安全性を確保するよう基準が設定され、それに基づき行われていること。</p> <p>ウ 労働と健康 労働災害の防止には、作業形態や作業環境の変化に起因する傷害や職業病などを踏まえた適切な健康管理及び安全管理をする必要があること。</p>	<p>(7) 内容の(3)のアについては、廃棄物の処理と健康についても触れるものとする。</p> <p>(8) 指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。</p>

(2) 保健以外の教科

どの教科の中にも目標や内容に健康に関わるものが含まれている。保健安全指導の指導計画を立てる際には、次の内容についても関連づけて考えたい。

	教科	内容	健康にかかわる主な内容
小学校	国語	例えば健康に関連した教材に次のようなものがある。 1年：「サラダでげんき」（東京書籍）病気のお母さんが元気になるサラダ作り 3年：「すがたをかえる大豆」（光村図書）大豆の秘密と食べ物の調べ学習への発展 4年：『「かむ」ことの力」歯や体の健康にとっての「かむこと」の大切さ 6年：「カレーライス」心の健康と調理の味付けの苦労 ：「生き物はつながりの中に」「森へ」心の健康や命のつながり ：「みんなで生きる町」だれがも安全、便利に、そして安心して暮らせる社会 ：「平和のとりでを築く」原爆による健康被害	
	理科	植物の発芽、成長、結実 動物の誕生 生物と環境	（5年）植物を育て、植物の発芽、成長及び結実の様子 魚には雄雌がある、人は母体内で成長し生まれる等 （6年）人と他の動物の体、生物と環境のかかわり等
	生活科	学校と生活 家庭と生活 動植物の飼育・栽培 自分の成長	学校の施設や先生 家族と自分の役割、規則正しい生活 動植物の変化や成長 自分の成長、支えてくれた人への感謝等
	家庭科	家庭生活と家族 日常の食事と調理の基礎 快適な衣服と住まい 身近な消費生活と環境	自分の成長と家族について等 食事の役割や栄養を考えた食事等 衣服の着用と手入れや快適な住まい方について等 環境に配慮した生活の工夫等
中学校	社会科 （地理的分野） （公民的分野）	世界の様々な地域 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則	アメリカ合衆国における合理性・経済性を求める農業等 エイズ患者・HIV感染者などへの差別を取り上げ、人間の尊厳についての考えや基本的な人権の尊重等
	理科 （第2分野）	動物の体のつくりと働き 生物の成長と殖え方 遺伝の規則性と遺伝子 自然と人間	脊椎動物の体のいろいろな器官の働きや体の仕組み等 細胞の構造や細胞分裂、生物の成長、有性生殖と無性生殖 交配実験の結果から、親の形質が子に伝わる時の規則性等 生物相互のつながりなど自然と人間とのかかわり方等
	技術・家庭 （家庭分野）	家族・家庭と子どもの成長 食生活と自律 衣生活・住生活と自立	自分の成長と家族や家庭生活とのかかわり、幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割、家庭や家族の基本的な機能と家庭生活と地域のかかわり等 中学生の食事と栄養、日常食の献立と食品の選び方、日常食の調理と地域の食文化等 衣服の選択と手入れ、住居の機能と住まい方、衣生活、住生活などの生活の工夫等
高等学校	理科 （生物基礎） （生物）	生物と遺伝子 生命現象と物質 生殖と発生 生物の環境応答 生態と環境 生物の進化と系統	生物の特徴、遺伝子とその働き 細胞と分子、代謝、遺伝情報の発現、遺伝情報の発現等 有性生殖、動物の発生、植物の発生 動物の反応と行動、植物の環境応答（※タバコ、アルコール他薬物の害、HIV感染等にかかわる場面がある） 個体群と生物群集、生態系（※環境問題） 生物の進化の仕組み、生物の系統
	家庭科 （家庭基礎） （家庭総合）	人の一生と家族・家庭及び福祉 生活の自立及び消費と環境 人の一生と家族・家庭 子どもや高齢者とのかかわりと福祉	青年期の自立と家族・家庭、子どもの発達と保育、高齢期の生活、共生社会と福祉 食事と健康、被服管理と着装、住居と住環境等 人の一生と青年期の自立、家族・家庭と社会 子どもの発達と保育・福祉、高齢者の生活と福祉、共生社会における家庭や地域
	（生活デザイン）	生活の科学と環境 人の一生と家族・家庭及び福祉 食生活の設計と創造	食生活の科学と文化、衣生活・住生活の科学と文化 青年期の自立と家族・家庭、子どもの発達と保育、高齢期の生活、共生社会と福祉等 家族の健康と食事、おいしさの科学と調理、食生活と環境、食生活のデザインと実践等

(3) 道徳の時間（小・中学校）

ア 目標

学校における道徳教育は、学習指導要領総則において、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこと」を目標としている。

また、学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

イ 健康教育にかかわる内容（小学校第5学年及び第6学年の例）

(ア) 主として自分自身に関すること

生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

(イ) 主として他の人とのかかわりに関すること

互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。

(ウ) 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること

生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

(エ) 主として集団や社会のかかわりに関すること

父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。

(4) 特別活動

特別活動においては、学級活動やホームルーム活動における保健安全指導、委員会活動、学校行事の健康安全・体育的行事など、健康教育を推進していく大きな場面が多くある。

ア 学級活動やホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として、学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てるものである。その内容として、日常の生活や学習への適応及び健康安全に関することを取り扱う。

イ 児童会・生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てるものである。その内容として、異年齢集団による交流、児童生徒の諸活動についての連絡調整、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参加などの活動を行う。

エ 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるものである。全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行う。特に、健康安全・体育的行事では、健康診断をはじめ、各学校で心身の健全な発達や健康の保持増進などに向けた活動が行われていると思われる。

(5) 保健指導の機会と特質

保健指導の機会		指導の特質	指導の方法	養護教諭のかかわり	備考	
集団の保健指導	学級活動・ホームルーム活動	○学級を単位とした計画的、累積的な指導 ○問題解決のための実践的な能力や態度の育成 ○多様な学習活動の展開	○話し合い活動・係の活動を通して、児童生徒が自主的に実践的に問題を解決することができるようにする。 ○児童生徒が当面している健康問題をとらえ、主体的に問題を判断し対処できるよう、計画的かつ継続的に指導を行う。 ○指導の効果を高めるための養護教諭とのチームティーチングなどを取り入れて専門性を生かした指導を実施する。	○専門的な知識や情報の提供 ○児童生徒の健康や安全の実態に即した指導 ○学級保健活動との一貫性のある指導 ○学級担任への協力、援助及び資料提供、教材作成の協力 ○学級担任とのチームティーチング	○食中毒やインフルエンザなどの発生時には、機を失わず、適時の保健指導を行う。	
	児童会活動・生徒会活動	○学校生活における健康に関する諸問題を解決するために話し合い、実践活動を行う。	○代表委員会、生徒評議会（中央委員会）、保健委員会をはじめとする各委員会の活動を通して、児童生徒が自発的、自治的に学校における健康問題について話し合い、解決するために実践活動を行うよう指導する。 ○集会活動を通して、健康に関する諸問題を協議したり、委員会の活動状況や成果を発表する機会とする。	○専門的な知識や情報の提供 ○養護教諭の直接的指導		
	クラブ活動	○同好の児童をもって組織するクラブにおいて、保健・環境問題への興味・関心を追求する活動を自発的、自治的に行う。	○科学クラブ、環境クラブ、家庭クラブなどを通して、飲料水の検査、川の汚染度調査、食品添加物の検出など、自分たちの生活に直接かかわる環境や食品をめぐる問題への取り組みが考えられる。研究成果は、学級活動や児童会活動の中で活用していく。クラブ活動に伴う保健指導は、それぞれの特質に応じて随時行われるようにする。	○専門的知識や情報の提供		
	学校行事	健康の保持増進を目的とした学校行事	○行事本来のねらいが健康の保持増進を図るという点にあり、直接保健指導に結びつくものであり、行事を通して健康の重要性や自分の健康状態について理解を深め、健康な生活を営むための能力や態度を育成する。	○健康診断、運動会・クラスマッチ、校内美化活動、病気の予防などに関する行事の実施を通して、児童生徒が自分の健康状態、環境、病気の予防などについて、一層望ましい態度や習慣を体得できるようにする。 ○教育的な価値を十分活かすよう配慮する。 ○学級活動、児童生徒会活動及び各教科、道徳などの内容と密接な関連を図り、健康安全に関する指導の一環として充実を期する。	○企画・運営を中心に行う。 ○当日または直前に、全校的な集団の場における保健指導を行う。 ○実施後の個別指導を行う。	○学級活動の保健指導で、事前・事後の指導を適切に行い、効果を高めるようにする。
		それ以外の学校行事	○行事本来のねらいは他にあるものの、その配慮事項として指導を行う。	○儀式的行事、学芸的行事、遠足集団宿泊の行事などを通して、保健学習や学級活動等で習得した知識を生かし、病気の予防や健康安全に関する内容について、児童生徒が主体的に実践できる機会となるよう指導する。	○健康安全管理面からの配慮事項や行事を準備する段階で健康や安全に関する指導を行う。	○学級活動の保健指導で、事前・事後の指導を適切に行い、効果を高めるようにする。
個別の保健指導	日常の学校生活における保健指導	○「朝の会」「帰りの会」の時間の活用及び機会をとらえた	○児童生徒の気になる変化をとらえ、できるだけ速やかに、適切な指導を行い、解決を図るようにする。 ○随時健康問題を取り上げ、継続的に指導する。	○児童生徒の様子から問題点を発見し、保健指導を行うとともに、教職員に働きかけ、教育的視点で保健指導を作り出していくようにする。		
	個別指導	児童生徒が健康な生活を営むために必要な事柄を体得できるようにし積極的に健康を保持増進できる能力と態度を育てることを目指して個別の支援活動	○現在の健康問題を解決するための具体的な方法を学ばせる。 ○それを日常生活の中で実践させ、その過程を通して自分の健康にかかわる問題を判断させ、解決することができる能力を育てていくよう、指導する。	○一人一人の児童生徒の健康問題を解決するための援助・指導を行う。 ○児童生徒と一緒に考え、一緒に学習する姿勢を持つ。		

(6) 総合的な学習の時間

平成10年の学習指導要領の改訂においてはじめて設定された領域である。この総合的な学習の時間の指導の特性は、それぞれの学校の創意工夫によって学習を展開するものであることから学習指導要領においては、特に「内容」は示されていない。

したがって、この時間の展開に当たっては、構造的、総合的な課題として、国際理解、情報、環境、健康・福祉等が例示されているほか、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の実態、特色に応じた課題などについて、それぞれの学校の実態に即した学習活動を展開するものである。

今回の改訂で、一部時数が削減されることとなったが、「生きる力」の中核を占める思考力、判断力や表現力など「知識基盤社会」の時代においてますます重要な資質・能力を育てる学習として、一層重視すべきである。

「総合的な学習の時間」の特質

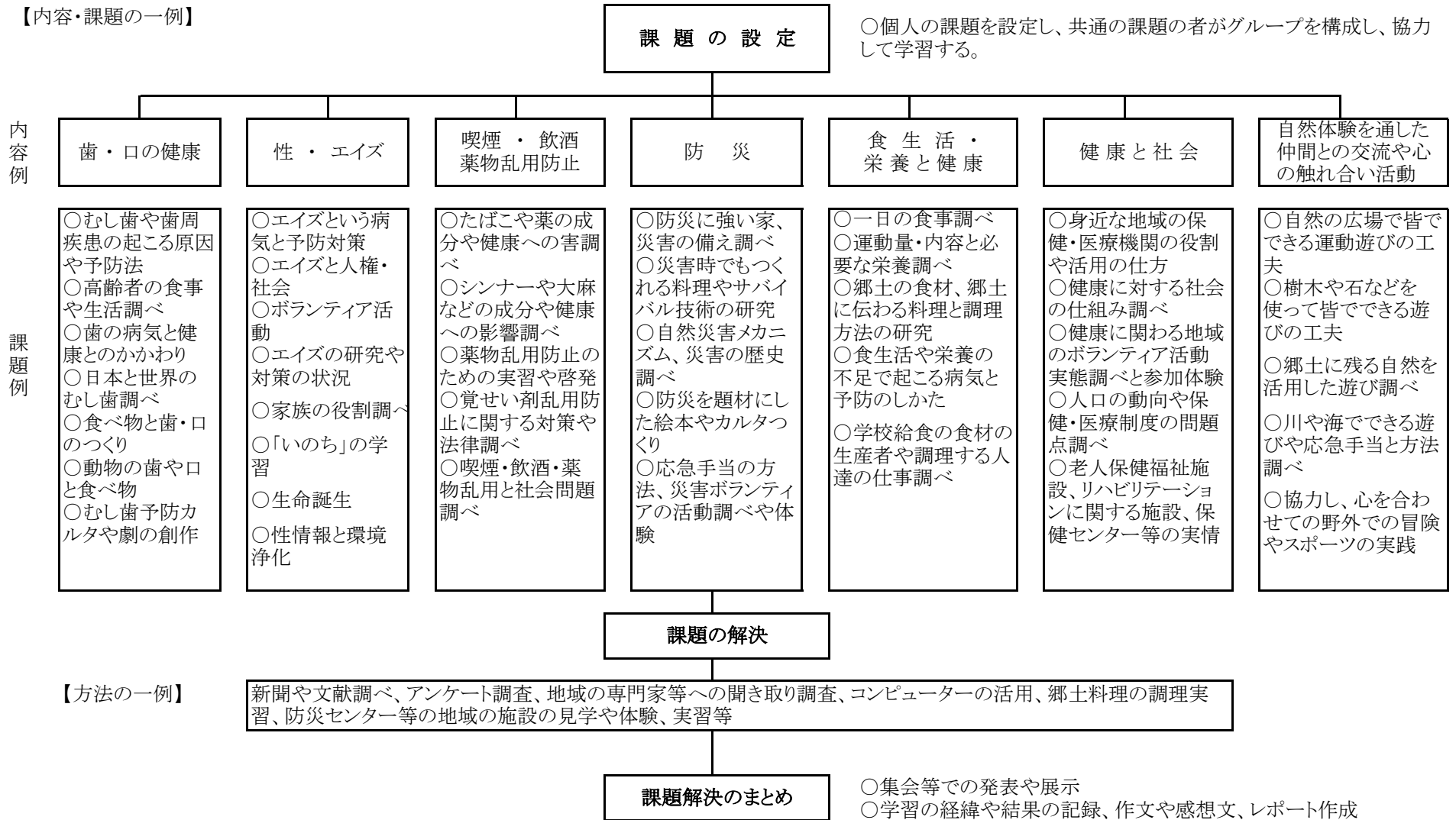
目標	横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の（※在り方）生き方を考えることができるようにする。（小中共通）（※は高校）
教育課程への位置づけ	○教科、道徳、（外国語活動）、総合的な学習の時間、特別活動（ ）は小学校のみ ○教育課程に位置付けて実施 ・小学校：3・4・5・6学年年間70時間 ・中学校：1年50時間、2・3年70時間 ・高等学校：105～210時間（適切に配当）（特に必要がある場合は70時間）
学習活動の内容	（各学校においては、目標を踏まえ、各学校の総合的な時間の内容を定める。） ○学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動 ○児童生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動 ○地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動 ○職業や自己の将来に関する学習活動など
配慮事項・指導者	○自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。 ○グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となつての指導にあたるなどの指導体制について工夫を行う。
評価	○教科のように数値的な評価はしない ○活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などの学習の状況や成果について ○児童生徒のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて評価する。 ○学習指導要録の記載は評定は行わず、所見などを記述する。 ○生徒自らが活動全体を振り返り、生き方を探るための評価を工夫する 例：・レポート、ワークシート、ノート、作文、論文、絵などの制作物 ・発表や話し合いの様子、生徒の自己評価や相互評価 ・活動の状況を教師が観察して評価

総合的な学習の時間での「健康」イメージ

【ねらい】

○健康的で活力ある社会の構築を目指し、日常の生活、医療、社会の制度、学術研究、人権、環境など、社会の多様な側面との関りから、健康問題を認識し、課題解決に取り組むことにより、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養う。

【内容・課題の一例】



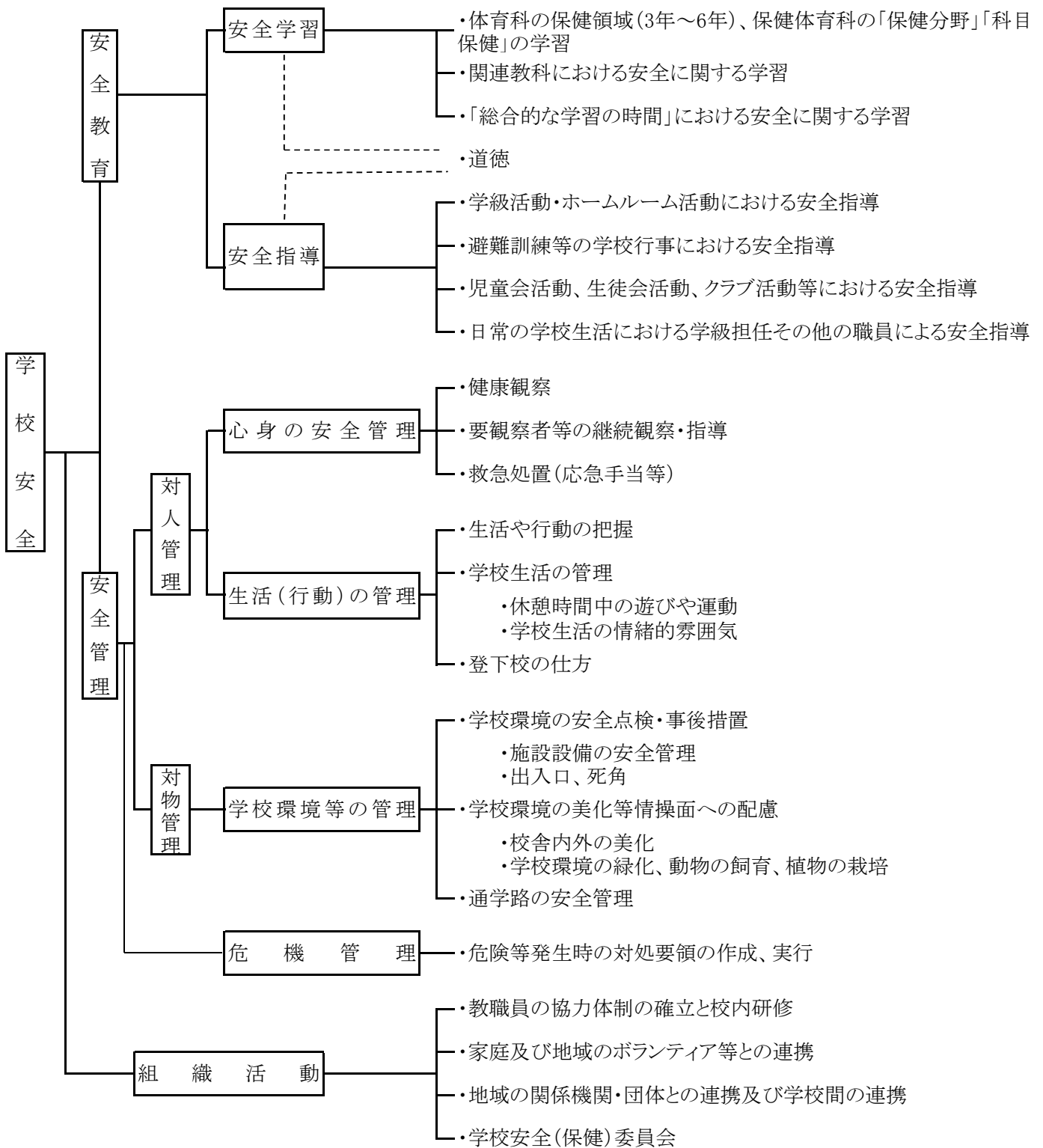
(7) 当面する健康上の課題と保健指導

項目	目標	内容
小児期からの生活習慣病の予防	健康を保つためには、食事、運動、休養の3つの要素をバランスよく組み合わせたよい生活習慣の確立に努めることが大切であることを理解し、実践に必要な能力や習慣を養う。	ア バランスのよい食事と望ましい食生活についての知識を身に付けさせる。 イ 適度な運動と十分な休養をとれるよう日常生活での工夫について考えさせる。 ウ 日常生活の変容をバックアップできるよう家庭の啓発をはかる。
歯・口の健康づくり	自分の歯や口の健康状態を理解し、ひいてはむし歯や歯肉の病気の予防に必要な歯のみがき方や望ましい食生活についての知識を身に付けて、歯や口の健康を保つのに必要な態度や習慣を養う。	ア 歯・口腔の健康診断に主体的に参加し、自分の歯や口の健康状態について知り、健康の保持増進に必要な事柄を実践できるようにする。 イ むし歯や歯肉の病気の予防に必要な歯のみがき方や望ましい食生活についての知識を身に付けさせる。
心の健康づくり	心身の機能や発達、心の健康についての理解を深めるとともに、豊かな心を持ち、たくましく生きるために必要な事柄を実践できるようにする。	ア 人の心身の健康状態を理解させるとともに、自他の心の発達について感心を高め、明るく楽しい生活を送るために必要な事柄を実践できるようにする。 イ 日常の心の健康について、その変容を支援できるよう保護者、学校医等、関係機関などの啓発を図る。
性に関する教育の目標	ア 心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、健康の大切さを認識し、危険(リスク)を回避するとともに、自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てる。 イ 生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に自己や他者を尊重する態度を育み、望ましい人間関係を築くことができる資質や能力を育てる。 ウ 家庭や社会の一員としての在り方を理解し、性に関する諸問題に適切に対処するとともにより良い家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することのできる資質や能力や資質を育てる。	ア 子どもの発達段階に応じて、心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、性行動に伴う危険(リスク)を認識し回避するとともに健康の大切さを認識し、自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てる イ 低学年の段階から発達段階に応じて、人間尊重、男女平等の精神の徹底を図り、子どもに豊かな男女の人間関係を築く資質や能力を育てる。 ウ 子どもが家族や社会の一員として必要な性に関する基礎的・基本的事項を習得させ、責任もって行動し、直面する性の諸問題に対して適切な意志決定や行動選択できる資質や能力を育てる。さらに、それぞれの立場から社会環境の改善に主体的に参画し、より良い家庭や安全・安心で住みやすい地域社会づくりに努める態度を育てることも重要である。
エイズ教育	エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、エイズを予防する資質や能力を育てるとともに、人間尊重の精神に基づきエイズに対するいたづらな不安や偏見・差別を払拭する。	ア エイズの概念及び現状 イ HIV(エイズウイルス)の感染経路 ウ HIV感染とその経過 エ エイズの予防 オ エイズに関する不安や偏見・差別の払拭
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育	児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を未然に予防し、生涯を通して健康・安全で活力のある生活を送ることができるような資質や能力を育てる。	ア 喫煙行動、喫煙のもたらす様々な影響 イ 飲酒行動、依存性薬物としてのアルコール、飲酒のもたらす様々な影響 ウ 薬物乱用・依存の成り立ち、薬物乱用の心身への影響、薬物乱用防止の対策、※共通して(意志決定能力の育成)
環境教育	ア 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るとともに、清潔で明るく美しい快適な環境をつくり、豊かな心を育成する。 イ より良い環境を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。	環境衛生に対する関心を高め、健康の保持増進にはよい水、よい空気及び日光が欠くことのできないものであることを理解させ、自ら環境を改善し、快適な環境で生活しようとする態度や能力を養う。

第4 学校安全

1 学校安全の意義

人間が安全であるためには、外部の環境や人間自身の内部にある様々な危険を制御して安全に行動すること、人間を取り巻く外部の環境を安全に保つことが必要となる。学校安全は、概念としての学校における安全教育と安全管理を包括するものととらえられており、児童生徒が自ら危険を制御し安全行動の確立に関わることが学校における安全教育であり、安全な環境の維持や発展に直接・間接に係わることが安全管理である。



2 学校安全計画

学校においては、児童生徒の安全の確保を図るために、学校保健安全法第27条に定める学校安全計画を策定し、実施しなければならない。内容としては、施設設備の安全点検、児童生徒への通学を含めた学校生活等の安全に関する指導、職員の研修に関する事項が含まれている必要がある。次ページからは、その例である。

小学校 学校安全計画(例) ※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点		通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	災害に備えた生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度・節制	愛校心	
安全学習	生活	・地域巡り時の交通安全	・野外観察の交通安全 ・移植べら、スコップの使い方	・公園までの交通安全 ・道具の使い方	・虫探し、お店探検時の交通安全	・はさみ、カッターナイフの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・カッターナイフの使い方	・ガスコンロの使い方	・移植ごての使い方	
	理科	・野外観察時の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・バーナー、蒸発皿の使い方	・針金、プラスチックの使い方	・塩酸、水酸化ナトリウムの取扱い方	
	図工	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全な選定 ・コンパスの安全な使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニス の使い方	・プールでの船の安全な浮かばせ方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・ラッカー、シンナーの取扱い方	・竹ひご、用木の使い方	・小刀の管理の仕方と使い方	・陶器作成時の注意	・共同作品作成時の安全	
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンの使い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装の選び方	・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・ガスコンロの使い方	・調理用具の使い方	・調理器具の安全な使い方	
	体育	・固定施設の使い方 ・運動の場の安全確認	・鉄棒運動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・集団演技、行動時の安全	・マット、跳び箱運動時の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・固定施設利用時の安全		
	総合的な学習の時間	「わが町探検」(3年)「交通安全マップづくり」(4年)「安全はかせになろう」(5年)「防災マップづくり」(6年)等安全にかかわる課題を年間活動計画に位置付ける(20～35時間)											
安全教育	学級活動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家	●休み時間の約束 ◎避難(防災)訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●遊び場や行き帰りの安全	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	●運動の時の約束 ◎校庭や屋上の使い方 のきまり	◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎災害時の正しい行動の仕方・安全な集団行動	●安全な服装 ●雪道の歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしもの約束」 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしないために
		中学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の安全 ◎避難(防災)訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用仕方 ●子ども110番の家	●道路での自転車乗車 のきまり ●夏休みの安全な過ごし方 ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の安全な使い方	◎車内での安全な過ごし方 ●校庭での安全な遊び方	◎屋外への避難の仕方 ●安全な集団行動	●凍結路の安全な歩き方 ◎冬休みの安全な過ごし	●「おかしもの約束」 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	●休み時間の事故とけが ◎避難(防災)訓練の意義 ●交通機関利用時の安全	●雨天時の事故とけが ◎救急法、着衣泳 ●防犯にかかわる人たち	●自転車の点検と整備の仕方 ●夏休みの事故と防止 ●落雷の危険	●通勤時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止	◎乗車時の事故とけが ●校庭の安全点検	◎火災防止 ●避難場所	●道路凍結時の事故とけが ◎冬休み中の事故やけが	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
	児童会活動	・代表委員会 ・新1年生紹介集会 ・赤十字登録式	・クラブ活動開始	・ユニセフ募金	・七夕集会	・運動会スローガン作成	・運動会進行	・後期委員会開始	・学校まつりの準備	・学校のお誕生日集会(開校記念日)	・クラブ発表会	・6年生を送る会	
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・避難(防災)訓練「火災」 ・春の交通安全運動	・遠足 ・体力テスト ・心肺蘇生法講習会	・避難(防災)訓練 「起震車」 ・プール開き	・交通安全教室 ・七夕集会 ・林間学校 ・夏季水泳指導	・秋の交通安全運動 ・水泳記録会 ・移動教室	・運動会 ・連合運動会	・学芸会 ・展覧会	・学校まつり ・避難(防災)訓練「煙体験」	・連合学芸会 ・書き初め	・節分集会	・卒業式	
安全管理	対人管理	安全な通学の仕方 安全なきまりの設定	固定道具の安全な使い方	校舎内での安全な過ごし方 プールでの安全なきまりの確認	自転車乗車時のきまり、点検・整備	校庭や屋上で安全な過ごし方	電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	安全な避難の仕方	凍結路の安全な歩き方	災害時の身の安全の守り方	道路標識の種類と意味	1年間の人的管理の評価・反省	
	対物管理	通学路の安全確認 安全点検年間計画の確認	諸設備の点検及び整備	学校環境の安全点検及び整備	夏季休業前・中の校舎内外の点検	校庭や屋上など校舎外の整備	駅、バス停留周辺の安全確認	遊玩経路の確認 防災設備の点検、整備	学校内の危険箇所の確認	防災用具の点検、整備	学区内の安全施設の確認	1年間の学校環境、安全点検の評価・反省	
学校安全に関する組織活動		春の交通安全運動時の教職員・保護者による街頭指導	校外における児童の安全行動把握、情報交換	学校安全(保健)委員会 地域の危険箇所点検	国民安全の日(7月1日) 地域パトロール	秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 学校安全(保健)委員会	地域生活指導情報交換会	冬季の通学路点検	地域防災訓練の啓発 年末年始の交通安全運動の啓発	PTA安全(保健)委員会	学校保健委員会	地域交通安全パトロール	

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

中学校 学校安全計画(例) ※学級活動の欄 ◎・1単位時間程度の指導 ○・短い時間の指導

月 項目	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3		
月の重点	安全な登下校をしよう	施設設備の適切な使用方法を学ぼう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全に気を付けよう	体育祭を安全にやりぬこう	交通法規を理解しよう	危険を予測し安全な生活をしよう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	自ら健康を維持していこう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう		
道徳	生命の尊さ	集団の意義	自主自律	法の遵守	自主自律	友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕		
安全学習	理科	・理科室における一般的な注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・地震発生のメカニズム ・火山活動の様式とマグマの性質	・薬品検査	・自由研究の実験上の注意 ・電気についての知識	・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備			・備品点検 ・薬品点検(台帳管理)	
	美術	・教室での一般的な注意	・備品の点検整備 ・モデルの安全なポーズ	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・印刷機具の使い方	・小型ナイフの使い方	・打ち出しの用具の使い方	・塗装の際の一般的な注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管、管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・機具、用具点検	
	体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施設、用具の使い方	・陸上競技の適切な場所の使い方と測定 の仕方 ・器械運動の特性 ・自己の運動能力を知る ・備品の点検整備	・水泳の事故防止について(自己健康管理)	・備品検査	・器械運動における場所や器具の安全 ・ダンスにおける安全な場所の使い方 ・集団行動と協力的性	・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・器械運動における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ(禁止技等)	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴールの運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底 ・ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底 ・ゲームの安全	・バスケットボールのゲームの安全 ・器具、用具点検	
	保健分野	・心身の発達と心の健康(1年)→ ・傷害の防止(3年)→	→	→	→	・疾病の予防(3年) ・自然災害(全学年)	・健康と環境(2年) ・疾病と予防(3年)→	→	→	・健康と生活(3年)			
	技術・家庭	・施設設備の使用上の注意	・切削加工時の安全 ・はんだづけによる火傷の注意 ・備品の点検整備	・電気器具の取扱い	・加熱と感電 ・電機製品製作上の安全配慮 ・備品検査	・工作加工機械や工具の安全な点検	・塗装時の換気や火気 ・家庭電気の安全な利用	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用	・床に落ちているものの危険性 ・備品点検	・工作機械の安全な利用 ・電子機器の利用と安全	・作業場所の確保と危険の回避	・機具点検整備 ・備品検査(台帳管理)	
	総合的な学習の時間(安全)	＜活動例＞「我が町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害と町づくり」など(20～35時間)											
安全指導	学級活動	第1学年	●中学生になって ◎自転車の安全な乗り方 ●通学路の確認 ●部活動での安全 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●遠足時の安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●障害のある人の行動特性の理解 ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(含防犯)	●体育祭の取組と安全 ◎地震による津波の危険と避難 ●体育祭の取組と安全	◎交通法規の意義と安全 ●自転車の正しい乗り方(自分を見せる工夫)	●文化祭の準備と安全 ●自転車の安全な乗り方 ◎交通事故の加害と被害	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自分の健康チェック ●持久走大会と安全 ●地域の安全	●施設の安全な利用の仕方 ◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●送別球技大会での安全
		第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	◎交通事故の防止を 考えよう ●自転車点検 ●野外活動の安全 ●障害のある人の行動特性の理解	●雨天時の校舎内での事故原因 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(含防犯)	◎地震による津波の危険と避難 ●体育祭準備 ●下校指導	◎部活動の安全とリーダーの役割 ●新人戦について	◎交通事故の加害と被害	◎冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自分の健康チェック ◎持久走大会と安全 ◎地域の安全	●けがの発生状況とその防止 ◎降雪時の安全	●1年間の反省 ●送別球技大会での安全
		第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ◎心の安定と事故 ◎自分でできる安全点検	◎修学旅行と安全 ●自転車点検 ●障害のある人の行動特性の理解と援助	◎水泳、水の事故と安全 ●中体連大会と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(含防犯)	◎地震による津波の危険と避難 ●体育祭準備 ●下校指導	◎交通事故の原因と事故の特性(停止距離・内輪差等) ●自転車の正しい乗り方と選び方	◎文化祭準備 ・安全委員会	◎交通事故の責任と補償	◎冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自分の健康チェック ●冬のスポーツと安全 ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止 ◎降雪時の安全
	生徒会活動	・新入生への交通指導 ・安全委員会 ・街頭交通安全指導(毎月第1週)	・自転車点検 ・安全テスト ・校区の安全点検活動	・安全委員会	・交通安全と生活安全の生徒集会	・防災の日(1日) ・避難訓練(津波) ・体育祭	・文化祭準備 ・安全委員会	・文化祭準備 ・自転車点検(ライト)		・登下校時の街頭呼びかけ	・安全委員会	・送別球技大会 ・安全委員会	
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・防災訓練(火災) ・春の交通安全運動	・遠足(1年) ・野外活動(2年) ・新体カテスト	・防災訓練(地震) ・修学旅行(3年) ・心肺蘇生法講習会	・交通安全教室 ・薬学講座 ・夏の交通安全運動	・防災訓練(津波) ・秋の交通安全運動	・新体カテスト	・文化祭	・防災訓練と防災学習	・持久走大会	・防災訓練(積雪)	・送別球技大会 ・卒業式	
安全管理	対人管理	通学方法の決定 安全のきまりの設定	自分でできる点検ポイントについて 救急体制の見直し	校舎内での安全な過ごし方	プールにおける安全管理について 夏季休業中の部活動での安全と対応	身体の安全について及びけがの予防	自転車の正しい乗り方と危険防止(反射材の効果、無灯火や薄暮時の危険等)	文化祭の準備と安全 電気の正しい使い方	避難時の約束について	通学路の見直し 安全な登下校について	施設設備等の安全な使い方について	1年間の人的管理の評価・反省(けがの状況)	
	対物管理	通学路の確認・安全点検(月1回、1日)	諸設備の点検・整備	学校環境の安全点検整備(階段、廊下)	学校環境の安全点検整備(プール) 夏季休業前・中の校舎内外の点検	運動場や校庭など校舎外の整備	学校環境の安全点検整備(体育館)	避難経路の確認 防火設備・用具の点検整備	避難所として開放する教室の点検	学校環境の安全点検整備(通学路)	学校環境の安全点検整備(備品)	1年間の学校環境安全点検の評価・反省	
学校安全に関する組織活動	春の交通安全運動時の啓発活動 保護者の街頭指導	校外における生徒の安全行動把握、情報交換	学校安全(保健)委員会 地域危険箇所点検	国民安全の日(1日)の啓発 地域安全ハローロール	県下一斉防災の日 秋の交通安全運動の啓発と街頭指導	学校安全(保健)委員会 校内の点検	冬季の通学路点検	地域防災訓練の啓発 年末年始の交通安全運動の啓発	阪神淡路大震災(17日)の想起 啓発活動	学校安全(保健)委員会	地域交通安全ハローロール		

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

高等学校 学校安全計画(例) ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

項目	月											
	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
安	保健体育	○体育施設・用具の安全点検 ○既往症の把握	○定期健康診断の結果から運動不適生徒の発見とその指導 (保)交通安全 (現)青年期をどう過ごすか	○発汗による衛生指導 ○雨季の体育部、グラウンド使用について(転倒防止) (保)応急手当	○水泳の安全指導 ○熱中症の予防指導 ○野外活動と安全 ○体育施設・用具の安全点検	○体育大会の準備 ○体育施設・用具の安全点検	○体育大会事故防止	○体力と体育について考える	○冬季スポーツの意義 ○体育施設・用具の安全点検	○生徒の健康状態把握 ○体育施設・用具の安全点検	(保)職業と健康	○安全に対する反省と評価 ○体育施設・用具の安全点検
	公民	(現)青年期の問題	(現)青年期をどう過ごすか	(現)現代社会の特質	(現)都市問題		(現)生存権・環境権	(現)地方自治と住民参加 (現)交通安全と損害保険		(現)日本の社会保障制度	(倫)現代における自然観と人間観の問題	(倫)人間の原点の問題
	理科	○器具・器材の安全な扱い方 ○施設・設備・薬品管理等の点検	○実務上の一般的な注意及び危険防止の注意	(物)摩擦力、運動量、円運動等により車の安全運転を理解させる	(物)衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法により車の安全運転を理解させる	(物)振動の共振性を理解させ、正しい処置、行動がとれるようにさせる	(生)ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	(現)電気器具の取扱以上の注意	(現)大気汚染・水質汚濁と公害	(現)工業生産と公害問題	(化)炭化水素類の取扱以上の注意	
	総合的な学習の時間(防災)	「地域の安全と防災」(30時間)〈学習活動例〉・防災ホームページの閲覧・防災壁新聞・ポスターパンフレットの作成					・災害時ボランティア活動体験・災害時における応急救護実習・非常食の作り方実習・防災関連施設の見学・今年度総合学習のまとめ					
	実験・実習を伴う教科	施設器具・機会の取扱いと使用上の注意 点検・整備、熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備					化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
全	1年学級活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(含防犯) ●野外活動の安全	◎地震災害対策について ◎歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全	◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	◎償いきれない事故の責任 ◎火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練	◎交通事故の対応と応急手当 ●校内マラソン大会の安全	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動のまとめと反省
	2年学級活動	◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ◎雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(含防犯) ●野外活動の安全	◎地震災害対策について ◎交差点に潜む危険 ●通学路の安全	◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全	◎交通行動の社会性とパートナーシップ ●校内マラソン大会の安全	◎休業日の交通事故防止 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動のまとめと反省
	3年学級活動	◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(含防犯) ●野外活動の安全	◎地震災害対策について ◎交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全	◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題 ●校内マラソン大会の安全	◎家庭学習について ●規律正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動のまとめと反省
	農業クラブ活動	○入部・入班調査 ○農業クラブ部構成 ○部活動年間計画作成	○農く家ク総会		○部活動合宿 ○農く指導者養成講座 ○農くリーダー研修会	○農業文化祭実行委員会	○農業文化祭実行委員会	○農業文化祭	○農く実技講習会		○校内意見発表会	○農く実技講習会
	主な学校行事	○入学式 ○始業式 ○春の交通安全指導 ○定期健康診断 ○歓迎遠足 ○1年生・オリエンテーション	○遠足安全指導 ○救急法講習会 ○交通安全講話 ○3年生・生徒指導集会 ○高校総体壮行会	○避難(防災)訓練 「火災」 ○高校総体 ○保健委員会 ○2年生・女子生徒指導集会 ○衛生講話	○終業式 ○学校保健委員会 ○夏休みの諸注意 ○校内競技大会における安全指導 ○野外活動の安全	○始業式 ○避難(防災)訓練 「地震」 ○秋の交通安全運動への参加	○修学旅行の安全指導 ○体育大会	○文化祭 ○交通安全講話	○避難(防災)訓練 「火災」 ○冬休み中の諸注意	○始業式 ○校内マラソン大会 ○避難(防災)訓練 「地震」	○学校保健委員会 ○1、2年生・生徒指導集会	○卒業式 ○終業式 ○春休みの諸注意
	課外指導個別指導	○自転車、バイク通学許可 ○校門立番指導	○自転車、バイクの点検	○健康診断結果の指導	○校外指導 ○生徒指導全体集会 ○自転車、バイクの実技指導 ○免許取得指導 ○校外巡視	○自転車、バイクの点検 ○新規免許取得者指導	○校内巡視	○第2回バイク通学許可 ○校外巡視	○バイク、自動車免許取得の手続き ○校外巡視	○校外巡視	○校内巡視 ○入社前指導	○校外巡視 ○バイク免許取得の手続き
部活動	○新入部員オリエンテーション	○用具の点検・整備	○部活動新旧部長会	○救急法実技講習会 ○合宿・遠征の安全	○用具の点検・整備	○活動場所の安全点検	○用具の点検・整備	○部室・クラブハウスの安全点検	○校内マラソン大会	○車に係る規則の徹底	○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導 ○本年度の事故発生のもと	
安全管理	対人管理	○通学状況調査 ○防災体制の確立 ○救急体制の確立 ○登下校指導 ○安全計画の設定 ○下宿、アルバイト、習事調査	○授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ○車に係る規則の徹底 ○事故調査と防止対策	○水泳指導健康管理 ○梅雨期の健康管理 ○生徒引率の安全確認 ○避難(防災)訓練 「火災」の徹底	○長期休業前の生活指導 ○大掃除の安全確認 ○夏休みの健康管理	○防災対策の徹底 ○通学路の見直し ○避難(防災)訓練 「地震」の徹底	○体育大会・修学旅行安全対策 ○授業時の安全見直し ○事故災害時の応急手当の方法の徹底	○文化祭の安全対策	○長期休業前生活指導 ○冬休みの健康管理 ○校内競技大会の安全対策 ○避難(防災)訓練 「火災」の徹底	○校内マラソン大会安全対策 ○換気・採光設備の点検検査 ○避難(防災)訓練 「地震」の確認	○車に係る規則の徹底	○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○長期休業前生活指導 ○本年度の事故発生のもと
	対物管理	○学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ○自転車置場施設 ○防災設備の点検整備 ○自家用電気工作物保安点検 ○L尿管浄化槽消毒	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○環境整備・美化作業 ○自家用電気工作物保安点検 ○L尿管浄化槽消毒	○学校環境の安全点検整備(体育館、格技館、クラブ部室、運動器具) ○校内衛生検査(厨房、水質) ○プール掃除 ○通学路安全点検	○学校環境の安全点検整備(校庭、学校全設) ○プール水質管理 ○消化器、消火栓、火災報知器の点検 ○プール水質管理	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○通学路安全点検 ○プール水質管理 ○防災施設・設備の点検整備 ○自家用電気工作物保安点検	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ○通学路安全点検 ○防犯施設・設備の点検整備 ○自家用電気工作物保安点検	○学校環境の安全点検整備(校庭) ○ストロブの施設と取扱い方	○学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ○防災施設・設備の点検整備	○学校環境の安全点検整備(体育館、クラブ部室、運動器具) ○火気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(施設・設備) ○火気器具の安全点検	○学校環境の安全点検整備(1年間の反省) ○今年度活動の反省と次年度の計画立案 ○生徒用机・いすの点検整備 ○防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動	○春の全国交通安全運動 ○PTA総会	○交通街頭指導 ○保護者会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談 ○中高連絡会 ○PTA委員会	○安全に関する広報活動 ○学警連絡委員会 ○校外補導・危険箇所巡視	○秋の全国交通安全運動 ○交通安全(保健)委員会	○中高連絡会 ○学校安全(保健)委員会	○保護者面談週間 ○安全に関する広報活動	○交通街頭指導 ○学警連絡委員会 ○年末の全国交通安全運動	○交通街頭指導 ○交通安全(保健)委員会	○中高連絡会 ○安全に関する広報活動	○今年度活動の反省と次年度の計画立案	

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

盲学校 学校安全計画(例)

項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	到達目標	
月の重点		安全な行動を身に付けよう	学校生活での安全を理解しよう	水難事故を防止しよう	夏休み中の事故を防止しよう	体育活動を安全に行おう	校外行事を安全に行おう	文化祭を安全に行おう	火災事故を防止しよう	安全な教室環境をつくらう	健康と安全に気を付けよう	安全な生活の仕方を確認しよう	日常生活における安全の徹底	
安全学習	教科	臨床実習	あんま、針、灸の実習時における安全 →				あんま、針、灸の実習時における安全 →				実習時の安全な行動の仕方を身に付ける			
		保健体育	体育施設、用具・遊具等の点検と適切な使い方	春季体育大会・各種競技大会参加における安全	水泳時における安全 水難事故における救急法 心肺蘇生法	体育祭練習時における安全	体力テスト用具の点検と使用の仕方	球技・器械運動における安全	体育用具の点検と使用の仕方	マラソン練習時における安全	マラソン大会・冬季体育大会における安全	種目によって異なる準備・整理の仕方	安全に運動する態度や能力・用具の使用の仕方を身に付ける	
		理科	実験器具の点検・薬品の調査点検(使用時常時点検)					実験器具の点検・薬品の調査点検(使用時常時点検)					安全に実験を行う	
		技術・家庭	電気工具や器具・調理器具の安全点検					電気工具や器具・調理器具の安全点検					電気工具や調理器具等を安全に使用する	
		図工・美術	はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の併用					はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の使用						
	自立活動		健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション。 保有する感覚の活用(視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用) (白杖歩行・手引き歩行・音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用)					健康の保持・心理的な安定・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション 保有する感覚の活用(視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用) (白杖歩行・手引き歩行・音源歩行の習得及び点字ブロック等の利用)					障害に基づく種々の困難を改善・克服する	
		総合的な学習	自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習時の安全(調べ活動・学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等)					自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習時の安全(調べ活動・学習における人との接し方、未体験の施設・設備、乗り物等)					校外における安全な学習の仕方を身に付ける	
		交通安全	毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導 →					毎学期初期に歩行訓練 交通安全指導 →					安全な歩行の仕方を身に付ける	
	安全指導	学級活動	安全な通学の仕方 誘拐などの犯罪被害の防止	安全な学校生活の仕方	水難事故防止の心得 → 避難経路の確認	清掃時の安全 夏休みの安全(含防犯)	運動時における安全	修学旅行・遠足 社会見学における安全	火災事故の対処 の仕方 避難経路の確認	暖房器具の適切な使用の仕方 暖房と換気・衣服の調節	室温管理の仕方 地域の安全と防犯	春休みの安全な生活	清掃時の安全	健康な生活の仕方を身に付ける
		課外活動(部活動)	市主催身障大会(全盲・弱視卓球大会)	盲学校野球大会	盲学校バレーボール大会	市主催身障大会(水泳大会)	盲学校水泳大会 全国盲学校野球大会	盲学校陸上大会	盲学校柔道大会		盲学校卓球大会			部活動における安全と大会への参加の仕方を身に付ける
学校行事等		入学式 新入生歓迎会	健康診断 春季体育大会 春季遠足 救急法講習会	地震避難(防災)訓練 プール開き 自然体験活動 宿泊生活訓練			体育祭 修学旅行 秋季遠足	文化祭 火災避難(防災)訓練		防災の日 もちつき大会	マラソン大会 冬季体育大会	卒業式	学校行事における安全を徹底する	
対人管理		通学路の交通安全の確認	緊急連絡網の確認	地震避難訓練の確認	夏休み中の安全	体育祭練習の安全	防災設備の確認	火災避難訓練の確認	暖房器具の取扱い確認	教室の整理確認 教室の自然換気 →	室内の環境調整	春休み中の安全	安全に留意した生活の仕方を身に付ける	
安全管理	対物管理	通学路の設定と安全点検	飲料水検査	プール施設・設備の点検 → 水質検査 →	運動場の施設・設備の点検	防災設備の点検 照度検査	暖房器具の安全点検	校内の施設・設備の安全点検	室内環境の点検 →	校舎内外の安全点検		学校環境の安全点検と管理 清潔な環境をつくる		
	学校安全に関する組織活動	食堂清掃・点検(奇数月に保健部・生徒保健委員で実施) 保健部会(毎月定例)生徒保健委員会(毎月定例) ・学校安全(保健)委員会 PTAによる環境整備(学期ごとに実施)					食堂清掃・点検(奇数月に保健部・生徒保健委員で実施) 保健部会(毎月定例)生徒保健委員会(毎月定例) ・学校安全(保健)委員会 PTAによる環境整備(学期ごとに実施)					学校安全を充実させる		

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

聾学校 学校安全計画(例)

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気を付けて通学しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	体育大会を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故の防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
安全指導	保健体育	体育施設設備の使用	心肺蘇生法	プールにおける安全	人体のつくりと動き	救急法について	救急法(消毒と止血)	救急法(包帯)	救急法(急病)	健康な身体エイズとその予防	健康と安全	
	理科	実験器具・試薬の取扱い方(実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る)					実験器具・試薬の取扱い方(実験の際、プリントによって安全指導の徹底を図る)					
	専門教科	印刷(製本機械、紙加工機械、製版印刷機の操作、印刷用インキ類、写真用材料・薬品等の適切な使い方)					クリーニング(クリーニング機器や装置の安全な使い方、ドライクリーニング溶剤の使い方、環境保全等)					
		理容・美容(手指の消毒、爪切りの徹底、皮膚に接する器具類、刃物類等の安全な使い方)					歯科技工(切削機器・研磨装置・歯科技工関連機器の使い方と切削・研磨時の防塵対策、歯科鑄造の操作時の安全等)					
		理容・美容(手指の消毒、爪切りの徹底、皮膚に接する器具類、刃物類等の安全な使い方)					産業工芸(電気機械工具・木工機械の安全な使い方等)					
自立活動	健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション 保有する感覚の活用(聴覚、視覚、触覚などの感覚を十分に活用) 感覚の補助手段(補聴器の有効な活用)					代行手段(視覚的に読み取る手段としての指文字や手話) 機器の活用(緊急の情報を光に変え、それを見ることによって理解する)						
総合的な学習	地域交流や地域における調べ学習(内容、時間は実情に合わせて計画)											
安全指導	交通安全	交通安全指導 通学指導・自転車安全指導 →					交通安全指導 通学指導・自転車安全指導 →					
	保・幼	情緒の安定 日常生活における安全 子ども110番の家	生活リズムの安定 遠足における安全 家に帰ってからの安全	コミュニケーションの確立 校外学習における安全	遊びにおける安全 遊具・玩具の後片付け 誘拐されないために	健康な生活と安全 校外学習における安全	体育大会への参加 校外学習における安全	避難訓練時の安全 遠足における安全	室内での遊びの安全 一人で遊ばない	暖房器具付近における安全な過ごし方	友達との接し方	修了式 春休みの安全な過ごし方
	小学部	環境の把握 登下校時の安全 子ども110番の家	場所や場面に適応した行動 遊びや行き帰りの安全	遠足における安全	夏休みの安全な過ごし方(含防犯)	体育大会の練習時における安全	体育大会における安全	火災時の避難の仕方	冬休みの安全な過ごし方(含防犯)	マラソン時における安全	スキー学習における安全な行動	卒業式 春休みの安全な過ごし方
	中学部	交通安全と事故の予防 誘拐などの犯罪被害の防止	遠足における安全 自然体験活動における安全	修学旅行における安全	夏休みの生活心得(含防犯)	体育大会の練習時における安全	体育大会における安全	避難訓練の知識 遠足における安全な行動	冬休みの生活心得(含防犯)	マラソン時の安全 スキー合宿における安全	施設の安全な利用の仕方	卒業式 春休みの生活心得
	高等部	通学方法と安全 集団行動と安全 身の回りの犯罪被害の現状	遠足における安全 修学旅行における安全	産業現場等における実習時の安全	夏休みの生活(含防犯)	体育大会の練習時における集団行動と安全	体育大会における安全	火災時の初期消火の仕方 遠足における安全	冬休みの生活(含防犯)	マラソンに向けて	卒業式 スキー合宿における安全	春休みの生活
学校行事等	入学式 新入生歓迎会 オリエンテーション	春の遠足(保幼) 春の遠足(中高) 修学旅行(高) 自然体験活動 生活宿泊訓練	地震避難(防災)訓練 校外学習(保幼) 修学旅行(中) 春の遠足(小)	産業現場における実習(高)	校外学習(保幼)	校外学習(保幼) 体育大会 秋の遠足(保幼小) 秋の遠足(中)	火災避難(防災)訓練 秋季遠足(中高)	スキー合宿(中)	スキー学習(小) スキー合宿(高) マラソン(小中高)	修了式(保幼) 卒業式(小中)		
		運動部(野球部、女子バレー部、陸上競技部、卓球部) ・文化部(美術工芸部) 各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底					運動部(野球部、女子バレー部、陸上競技部、卓球部) ・文化部(美術工芸部) 各部ごとに、部活動前に安全指導の徹底					
安全管理	対人管理	避難経路の確認 通学路の安全確認 校内外巡回指導 →	避難訓練の確認	心肺蘇生法の確認		救急法の確認		避難訓練の確認	避難訓練の確認 降雪時における登下校の安全確認	教室換気の確認		
	対物管理	学校施設・設備・遊具の点検	防災設備の点検 校内安全点検(毎月)	プールの管理 →			学校施設・設備の点検	避難経路の点検 暖房器具の点検・室内環境の点検			学校施設・設備の点検	
学校安全に関する組織活動		・学校安全(保健)委員会 ・給食委員会 ・学校安全(保健)委員会					・学校安全(保健)委員会					

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

養護学校(高等部) 学校安全計画(例)

項目		月	4	5	6	7-8	9	10	11	12	1	2	3	到達目標
月の重点			新しい環境に慣れよう	生活環境を把握しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	危険を予測し安全に過ごそう	実習時の安全に気を付けよう	火災を予防し安全に過ごそう	冬休みを安全に過ごそう	快適な環境を維持しよう	教室環境の管理をしよう	春休みを安全に過ごそう	安全で健康な生活を送る
安全学習	教科	技術	技術室の使用	のこぎり等工具の使い方	電気工具の使い方	厚紙の裁断機の使い方	技術室の整理整頓	木工材料の取扱い(切断・研磨等)	→	塗料の使用と換気	金属材料の取扱い(切断・研磨等)	→	塗料の使用と換気	安全な器具の使い方や塗料の使用の仕方を身に付ける
		家庭	家庭科室の使用	調理器具の使い方	電気器具の使い方	調理実習の衛生と安全	家庭科室の整理整頓	ガスコンロの使い方	調理実習の衛生と安全	電磁調理器等の使い方	調理実習の衛生と安全	もちつきにおける衛生と安全	家庭における調理器具の確認	
		体育	体育施設の適切な使用	体育用具の安全な使い方	水泳の事故防止	器械運動における安全	体育祭練習時における安全	体育祭における安全	ミニホッケーにおける安全	サッカーにおける安全	マラソン練習時の安全	マラソン大会における安全	バスケットボールにおける安全	自分を含め、周囲の安全に気を付ける
		保健	健全な男女交際	けが等の予防	救急法	1学期のまとめ	応急処置の仕方(消毒・包帯)	健康管理と運動の関係	校外における異性との接し方	2学期のまとめ	健康管理と運動の関係	一人で行動するときの心構え	3学期のまとめ	性被害を防止するとともに健全な性の在り方を理解する災害への対応を身に付ける
	学級活動		通学における交通安全	男女交際の在り方	火災時の避難の仕方	性的被害の予防	命の尊厳	地震時の対応と避難の仕方	助け合って生きる	火災への対応(初期消火)	知らない人からの誘いへの対応	地震火災時における避難の仕方	自転車の安全な乗り方	
	通学指導		・通学指導と通学観察指導 → ・寄宿舎生の帰省指導 → ・駅からのバス通学指導 →					通学指導と通学観察指導 → 寄宿舎生の帰省指導 → 駅からのバス通学指導 →					自分の判断で安全に配慮し、交通ルールを守る態度を育成する。	
	学級活動	1年	通学の安全 子ども110番の家誘拐等の防止	避難経路を知る 宿泊生活訓練における安全	火災の予防 校内実習時の安全 水泳の安全	夏休みの生活と安全(含防犯)	交通事故の予防	地震への対応	火災予防と安全 校内実習の安全	冬休みの生活と安全	冬の安全対策	避難訓練の徹底 教室の整理整頓	身体の健康	健康や事故防止について理解する
		2年	2年生になって通学の安全 子ども110番の家	避難経路を知る 宿泊生活訓練における安全	火災の予防 産業現場等における実習の安全	夏休みの生活と安全(含防犯)	夏バテ予防と応急手当	地震への対応 産業現場等における実習の安全	火災予防と安全	冬休みの生活と安全	タバコの害	避難訓練の徹底 寒さに負けない体づくり	2年生の反省	健康で安全な生活を送る力を身に付ける
		3年	3年生になって通学の安全 子ども110番の家	避難経路を知る 宿泊生活訓練における安全	火災の予防	夏休みの生活と安全(含防犯) 運動不足と成人病	けがをしたときの 応急手当	地震への対応	火災予防と安全 タバコの害 修学旅行における安全	冬休みの生活と安全	日常生活と健康管理	避難訓練の徹底 社会に出るに当たって	卒業を控えて	社会人として、自覚をもって行動する
	学校行事等		入学式	健康診断 宿泊生活訓練	火災避難(防災)訓練(消防署招来) 産業現場等における実習			地震避難(防災)訓練 体育祭 産業現場等における実習	修学旅行(3年)	文化祭	防災の日	地震火災避難(防災)訓練 マラソン大会	卒業式	学校行事における安全の徹底
		部活動を週3日、放課後に40～70分間活動、安全に配慮し、知、徳、体を身に付ける					部活動を週3日、放課後に40～70分間活動、安全に配慮し、知、徳、体を身に付ける							
安全管理	対人管理	疾病のある生徒の把握(発作・運動制限)	救急体制の見直し	健康観察の徹底 心肺蘇生法の確認	夏休み中の事故防止	健康観察の徹底			冬休み中の事故防止	健康観察の徹底		健康管理の反省 春休み中の事故防止	健康状態の的確な把握 健康維持と健康の増進 事故の防止	
	対物管理	施設・設備点検 机・いすの点検	便所・洗面所の衛生管理・点検 避難経路の点検	プール水質検査 →	期末大掃除	飲料水検査 掃除	照度検査	飲料水検査		教室の自然換気・CO2濃度検査	健康管理の反省	安全で快適な学校環境 環境 学校薬剤師との連携		
		安全点検(通年)			安全点検・修理報告	防災関係設備点検			安全点検・修理報告		防災関係設備点検	学校施設・設備の安全管理		
学校安全に関する組織活動		・学校安全(保健)委員会 ・職員研修会(救急救命法) ・学校安全(保健)委員会					・学校安全(保健)委員会							
		保健安全部会(毎月) PTA・地域との連携					保健安全部会(毎月) PTA・地域との連携							

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。

3 学校における安全教育の体系

目 標	<p>日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う。</p> <p>ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害者等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。</p> <p>イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。</p> <p>ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。</p>				
教科等	教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	課外活動
特色	事故や災害の原因と防止に関する基礎的・基本的な内容の理解、思考力・判断力など実践力につながる資質や能力を育成する。	生命尊重、規則の遵守など、道徳的心情や態度の育成	学校生活における安全、災害時の安全、防犯、交通安全などの実践力の育成	「生きる力」の育成や学び方やものの考え方の習得	必要に応じ、自転車、二輪車等の安全な乗り方や安全な生活の実践に必要な態度や能力の育成
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○生活科 1～2年 「公共物や公共施設とそれを支える人々」 ・通学路のようす、安全な登下校 ○社会科 3～4年 「身近な地域や市町村」 ・地域社会における交通事故等から人々の安全を守る工夫 ○体育科5学年（保健領域） 「けがの防止」 ・生活安全、交通安全 	人間尊重、生命の畏敬、人間愛の精神、善悪の判断、遵守精神等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○「学級活動」 生活安全、災害安全、交通安全に関すること ○「学校行事」 健康安全・体育的行事等 ○「児童会活動」 交通安全集会等 	各学校の計画により、内容や展開が自由に設定できる。 児童生徒が学習しようとする内容の予想される課題の一例として、次のようなものが考えられる。 ○地域の交通安全施設調べ ○自分の住む町の	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の安全教室 ○地域の防災訓練への参加
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○保健体育科 2学年（保健分野） 「傷害の防止」 ・自然災害や交通事故による傷害の防止 ・応急手当 	人間尊重、生命の畏敬、人間愛の精神、善悪の判断、遵守精神等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○「学級活動」 生活安全、災害安全、交通安全に関すること ○「学校行事」 健康安全・体育的行事等 ○「生徒会活動」 交通安全集会等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害のメカニズム、災害の歴史調べ 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の安全教室等 自転車通学者に対する自転車の安全な利用についての講習会等 ○地域の防災訓練への参加
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ○保健体育科（科目保健） 「現代社会と健康」 ・交通安全 ・応急手当 ○公民科 「現代と倫理」 ・人間の尊厳と生命への畏敬、自然科学技術と人間のかかわり ○「工業」の関連科目 ・原動機、自動車工業、自動車 		<ul style="list-style-type: none"> ○「ホームルーム活動」 健康安全に関する指導 ○「学校行事」 健康安全・体育的行事等 ・ボランティア活動 ・地域のクリーン作戦等 		<ul style="list-style-type: none"> ○免許取得者に対する実技指導、交通安全の講話、地域の交通安全行事への参加、交通ボランティア体験 ○地域の防災訓練の参加

4 小学校・中学校・高等学校の安全指導の内容

	小学校	中学校	高等学校
生活安全	<p>ア 始業前、放課後及び昼休み等休憩時間中の安全</p> <p>イ 各教科やクラブ活動などの学習時の安全</p> <p>ウ 遠足や集団宿泊のときの安全</p> <p>エ 清掃活動等作業時の安全</p> <p>オ 校外における遊びや運動のときの安全</p> <p>カ 家庭生活の安全</p> <p>キ 登下校時の安全</p> <p>ク けがの原因</p> <p>ケ 事故発生の心得</p>	<p>ア 各教科学習時の安全</p> <p>イ 生徒会活動、部活動時における安全</p> <p>ウ 運動会、校内競技会等学校行事における安全</p> <p>エ 旅行・集団宿泊、勤労学校行事における安全</p> <p>オ 始業前や放課後等休憩時間、清掃活動時の安全</p> <p>カ 登下校時や家庭生活の安全</p> <p>キ 野外活動時の安全</p> <p>ク 事故発生時の通報と応急処置</p>	<p>ア 各教科の学習時における安全</p> <p>イ 部活動時における安全</p> <p>ウ 学校行事における安全</p> <p>エ 旅行・集団宿泊、勤労生産・奉仕的学校行事における安全</p> <p>オ 野外活動（登山、スキー、臨海水泳等）の安全</p> <p>カ 校外生活における安全</p> <p>キ 事故発生時の応急処置</p>
交通安全	<p>ア 道路の歩行</p> <p>イ 道路の横断</p> <p>ウ 自転車の安全な利用と点検・整備</p> <p>エ 乗り物の安全な利用と自動車の機能</p> <p>オ 交通安全施設や交通規則</p>	<p>ア 道路の歩行</p> <p>イ 自転車の安全な利用と点検・整備</p> <p>ウ 自動車（簡単な構造・機能と安全な歩行や自転車の安全な歩行）</p> <p>エ 交通事故防止と安全な生活</p>	<p>ア 道路の歩行・横断及び交通安全機関の安全な利用</p> <p>イ 自転車の安全（性能、点検、整備、歩行など）</p> <p>ウ 二輪車、自動車の特性（性能、運転者の条件、義務と責任）</p> <p>エ 交通事故と防止対策</p>
災害安全	<p>ア 火災のときの安全</p> <p>イ 地震等のときの安全</p> <p>ウ 風水（雪）害のときの安全</p>	<p>ア 火災のときの安全</p> <p>イ 地震等のときの安全</p> <p>ウ 火山活動による災害及び風水（雪）害の安全</p> <p>エ 地域の防災対策</p>	<p>ア 火災のときの安全</p> <p>イ 地震等自然災害時の安全</p> <p>ウ 火山活動による災害及び風水（雪）害時の安全</p> <p>エ 災害事故防止と安全な生活</p> <p>オ 他の人や社会の安全への貢献</p>

5 学校安全活動のチェックポイント
[学校安全の基本]

区分	項目	チェックポイント
学校安全の基本	学校安全に対する考え方、とらえ方が適切か。	(1) 学校安全に対する考え方が確かなものになっているか。 (2) 学校安全を安全教育と安全管理の2本柱でとらえているか。 (3) 学校安全を推進する校内の体制が確立されているか。 (4) 学校安全計画が安全に関する総合的な基本計画として立てられているか。 (5) 学校安全に関して家庭や地域社会との協力関係が確立しているか。

[安 全 教 育]

区分		項目	チェックポイント
安 全 教 育	安 学 全 習	1 各教科の授業において安全に関する知識の理解や技能が養われるよう配慮されているか。	(1) 体育や保健体育の「保健」で、安全に関する内容が計画的、効果的になされているか。 (2) 理科、生活、家庭等の各教科の学習を通して安全に関する知識の理解や技能が養われるよう指導計画の作成や指導の段階で十分な配慮がなされているか。 (3) 体育の運動の学習において児童・生徒が安全に留意して活動を行うようになったか。
	各教科・道徳の時間における安全に関する学習	2 道徳の時間の指導において安全に関する指導が適切に行われ、道徳的態度が養われるように配慮されているか。	生命の尊重や安全の保持、公德心や公共心、規則の遵守など安全に関する指導が、特別活動の安全指導との関連を図りながら適切になされているか。
	安 全 指 導	1 学級活動やホームルーム活動における安全指導が効果的に行われているか。	(1) 学級活動やホームルーム活動における安全指導の年間計画がたてられているか。 (2) 指導内容が児童・生徒や地域の実態に即して適切なものに精選されているか。 (3) 1単位時間・2分の1単位時間の指導と学校行事・日常指導などの関連が図られているか。 (4) 指導の時間が適切に確保されているか。 小学校・中学校では、毎月計画的な指導ができるようになっている。 高等学校では、学期に2回は計画的な指導ができるようになっている。 (5) 指導が、児童・生徒の実践意欲を高め、危険予測と安全を見通す判断力が養われるよう工夫されているか。

区分		項目	チェックポイント
安全 全 教 育	安全指導		(6) 指導に必要な教材・教具や資料が整備され、活用されているか。 (7) 評価の結果が、指導計画や指導法の改善に役立てられているか。
	特別活動などにおける安全に関する指導	1 学校行事における安全指導が適切に行われているか。	(1) 保健・安全・体育的行事における安全に関する行事が計画的に、しかも効果的に行われているか。 (2) 遠足（旅行）、体育的行事は安全の配慮のもとに行われているか。 (3) 体育に関する行事や勤労生産、奉仕的行事が安全の配慮のもとに行われているか。
		2 児童活動・生徒活動における安全指導が適切に行われているか。	(1) 児童会活動、生徒会活動における安全に関する活動が、自発的、自治的に行われているか。 (2) クラブ活動において、児童生徒が自発的、自治的に安全に留意して活動を行っているか。
		3 日常の学校生活における安全指導が適切に行われているか。	(1) 児童生徒の行動や気象の変化などに応じた適時の指導が効果的に行われているか。 (2) 学級活動やホームルーム活動での指導の実践化が図られるよう継続的な指導が適切になされているか。
		4 教育課程外の場における安全指導が適切に行われているか。	(1) 自転車教室、二輪車の利用が認められている生徒に対する安全運転に関する指導（高校）などが、無理なく、効果的に行われているか。
5 個別指導が適切に行われているか。	(1) けがをしやすい傾向を持つ児童生徒など、安全指導における個別指導が関係職員や家庭等との協力のもとに適切に行われているか。		

[安全管理]

区分		項目	チェックポイント
対 人 管 理	心 身 の 安 全 管 理	1 事故災害発生の「主体要因の診断」が適切になされ、それが安全の管理と教育に生かされているか。	(1) 健康診断の結果から視力・聴力障害や疾病等について把握し、それを安全の管理と指導に役立てているか。 (2) スポーツテストの結果などから運動機能に障害や問題を持つ児童生徒を発見し、それらを安全の管理と指導に役立てているか。 (3) 知能検査や性格検査の結果、それらに問題を持つ児童生徒の管理と指導が適切に行われているか。 (4) 安全に関する理解・態度について調査を行い、それらが安全の管理と指導に役立てられているか。 (5) 事故災害を起こしやすい児童生徒の指導力カルテが作成され、継続的な安全の管理と指導がなされているか。

区分		項目	チェックポイント
対 身 の 安 全 管 理	心	2 日常の行動観察が適切になされ、それが日常の安全管理や指導に生かされているか。	(1) 日常の健康観察に安全の要素が配慮され、その観点があきらかにされているか。 (2) 日常の安全に関する行動観察が、計画的になされそれが日常の安全指導に生かされているか。 (3) 日常の健康観察の結果の処理が適切になされているか。
		3 日常の救急処置および緊急事故災害発生時の救急体制が確立され、それが円滑に行われているか。	(1) 救急処置の意義や救急処置の主な項目の実施方法について全職員が理解しているか。 (2) 校内で大きな事故が発生した際の通報や救急処置の道筋が明確にされているか。 (3) 遠足や修学旅行等の学校外の間で行われる教育活動で事故が発生した際の救急処置が適切に行われるようになっているか。 (4) 火災、地震及び風水（雪）害発生時の安全措置や職員の役割が明確にされているか。 (5) 救急処置の材料等が整えられるか。
管 理	生 活 の 安 全 管 理	1 学校生活の安全管理が適切に行われているか。	(1) 児童生徒の安全な生活の実践状況について定期的に把握し、それを安全管理や指導に役立てているか。 (2) 休けい時間（始業前、放課後）の安全のために、校庭や体育館の使用及び遊びや運動の種類等について、規制その他の安全措置を講じているか。 (3) 理科、図工、家庭、体育等における安全のきまりを各教科ごとに作成し、徹底しているか。 (4) 遠足や修学旅行及び野外観察などにおける安全について十分な配慮がなされているか。 (5) 学芸的クラブ、体育的クラブ、生産的クラブ及び部活動が安全に行われるための安全のきまりが各クラブごとにつくられ、それが指導に生かされているか。
		2 校外生活における安全管理が適切に行われているか。	(1) 通学路の設定やその安全維持のための点検と事後措置が適切になされているか。 (2) 通学の安全確保のために誘導や自動車の交通規則等の措置がなされているか。 (3) 通学の安全のために適切な通学方法が計画されて、安全に通学がなされているか。 (4) 学区内の危険箇所が明示され、安全措置がなされているか。 (5) 家庭や野外における遊びや運動の種類、場所について必要な規制がなされているか。

区分	項目	チェックポイント
対 物 管 理	1 校舎内外の施設	(1) 安全点検の実施要領が作成され、全職員の共通理解がなされているか。 (2) 安全点検が年間を通じて計画的に行われているか。 (3) 定期及び月例の安全点検の結果の事後措置が適切になされているか。 (4) 日常の安全点検が児童生徒の活動と相まって適切に行われ、その結果の事後措置が適切になされているか。 (5) 安全点検や事後措置の記録が適切に管理され、安全の管理や指導に役立てられているか。
	2 学校環境の美化等情操面への配慮がなされているか。	(1) 生命尊重に対する心情を育てるために、動物の飼育や植物の栽培などの活動がなされているか。 (2) 情緒の安定を図るために、校舎内外の清掃や美化が図られているか。

[学校安全に関する組織活動]

区分	項目	チェックポイント
組 織 活 動	1 教職員の協力体制が確立され、活動が円滑になされているか。	(1) 安全教育における教職員の役割が明確にされ、円滑な活動が展開されているか。 (2) 安全管理における教職員の役割が明確にされ、円滑な活動が展開されているか。 (3) 教職員の安全に関する研修が計画的になされているか。
	2 家庭やPTAとの協力体制が確立され、活動が円滑になされているか。	(1) 事故防止において家庭やPTAの役割が明確にされ、活動が活発に行われているか。 (2) 学校・家庭・地域を結ぶ組織活動（学校保健・安全委員会）などが円滑に行われているか。
	3 地域の関係機関等との協力体制が確立されているか。	(1) 警察署、消防署等地域の安全に関する諸機関との連携が円滑であるか。

6 交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

学級活動における安全指導(交通安全)の目標・内容例

区分	目標	項目	内 容	
			小学校	
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の役割・きまりや道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割・通行区分と安全	低	道路のきまりと安全な歩行の仕方
			中	道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険
			高	道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険
		通学路の安全	低	通学路の安全な歩行の仕方(誘拐等の犯罪防止を含む)
			中	通学路やスクールゾーンの意味と危険防止
			高	通学路の交通事情と下級生の世話
		交差点の歩行や道路の横断	低	道路を横断するときに手を挙げるなど運転者への合図の仕方
			中	信号を守るの意味と交差点の安全な横断の仕方
			高	交差点で左折してくる車の危険と安全な待ち方
気象や交通環境の変化と安全	低	雨や雪の日の安全な歩行の仕方		
	中	道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方		
	高	薄暮や夜間の安全な歩行の仕方		
集団歩行時の安全	低	安全な集団歩行の仕方		
	中	集団で歩行するときの交通の危険		
踏切など鉄道での安全	低	踏切での安全な待ち方、安全確認の仕方、渡り方		
	中	踏み切り事故の原因と非常ボタンの取り扱い方		
	高	踏み切り事故の原因と非常ボタンの取り扱い方		
幼児や高齢者及び障害のある人々の保護	低	白杖や点字ブロック等の意味		
	中	幼児・高齢者・身体に障害のある人々の交通場面における行動の特性		
	高	幼児・高齢者・身体に障害のある人々の安全な通行のための保護の仕方		
公共交通機関利用時の事故と安全な行動	低	公共交通機関の安全な利用の仕方		
	中	公共交通機関の安全な利用の仕方		
	高	公共交通機関利用時の事故の原因と安全な行動の仕方		
自転車の安全な利用と点検整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通のきまり・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用	低	体に合った自転車と安全な練習場所
			中	自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場所
			高	歩行者及び他の車両に対する事故
		自転車の安全な走行	低	自転車に乗ってよい場所
			中	自転車の通る所と安全な走行の仕方
			高	交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方
		自転車による交通事故(自損事故・加害事故)の防止	低	自転車乗車中に起こる事故
	中	加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止		
	高	加害事故の責任と補償		
自転車の集団走行時の安全	中	並進・不適切な車間距離の危険性		
	高	集団走行の危険と安全な走行の仕方		
自転車の点検・整備	低	自転車の簡単な点検と手入れ		
	中	自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ		
	高	定期的・乗車前の点検の仕方		
自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	低	自転車に関するきまり		
	中	自転車に関係のある道路標識と道路標示		
	高	自転車に関係する基本的な交通法規		
正しい駐車の方法	低	正しい駐車の方法とマナー		
	中	正しい駐車の方法とマナー		
	高	歩行者の安全と正しい駐車の方法		
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な走行ができるようにする	自動車の種類による事故の特徴と安全	低	車両事故の特徴と安全な行動
			中	車両事故の特徴と安全な行動
			高	車両の種類による事故の特徴と安全な行動の仕方
		自動車の構造・機能と安全	低	視角と内輪差
			中	自動車の種類による視角と内輪差
			高	自動車の速度と停止距離
シートベルト・チャイルドシートの着用	低	チャイルドシートの着用		
	中	シートベルトやチャイルドシートの着用とその効果		
	高	シートベルトやチャイルドシートの着用とその効果		
雨天や夜間の危険	低	夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方		
	中	悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方		
	高	雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方		
運転免許制度				
交通安全事故防止と安全生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	交通安全に関する機関や団体の活動	低	交通安全にかかわる人々と施設の利用の仕方
			中	交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方
			高	地域の交通安全活動の理解と参加
		救急施設と救急体制	低	地域の救急施設や救急体制
	中	交通事故が起きたときの通報の仕方		
	高	交通事故が起きたときの対応の仕方		
安全な交通社会づくりにおける責任と役割	低	家庭での交通安全		
	中	学校での交通安全		
	高	地域の交通安全と小学生の責任と役割		

内 容	
中学校	高等学校
道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識・表示の種類と意味の理解	道路の種類とその役割 標識・標示の種類と意味の理解
通学路やスクールゾーンの設定の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方 車両の動きと安全確認	通学時の事故の理解と安全な行動 通学方法に応じた安全な行動
交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの危険の予測と安全確認の仕方	横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方
歩行者の心理とその理解 薄暮や夜間の交通の危険と安全な歩行の仕方 雨、降雪、道路の凍結、強風時の交通の危険と安全な歩行の仕方	歩行者の心理の理解と安全な行動 気象や環境の変化によって発生する事故の現状の理解と安全な行動
隊形や集団心理などによる集団歩行時の交通の危険 道路事情による危険と安全な歩行、横断の仕方 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え	集団歩行時の心理と安全な行動 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え
踏切等の安全確認と非常ボタンの取り扱い 架線接触、気道立ち入りや妨害の危険 駅ホームでの転落の危険と事故防止	鉄道(踏切や駅ホーム等)での事故の現状と原因の理解と安全な行動 非常ボタンの取り扱い
白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助
交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー	交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー
中学生に多い自転車事故の特徴 自転車の安全な利用の仕方(遊び方等基本的な事項)	自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 自転車の安全な利用の仕方
自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方	歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 自転車通行区分や合図の仕方 雨天などの気象の変化や夜間などの危険と安全な走行
自転車事故の状況・原因と事故防止 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度	自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 事故の責任と補償制度
単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団行動の仕方	単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 適切な車間距離のとり方 集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団走行の仕方
自転車の各部の名称と働き及び選び方 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期の点検箇所と点検内容及び点検の仕方	自転車の用途に合った選び方 自転車の性能の理解と各部の名称及び点検・整備の仕方
自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解	自転車の関係法規の理解 歩行者の保護と正しいマナーの理解
駐車のマナーの現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和配置、盗難等の防止	駐車のマナーの現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和配置、盗難の防止
原動機付自転車や自動二輪車の事故の特徴と安全な行動の仕方 自動車の事故の特徴と安全な行動の仕方	二輪車と四輪車の事故の現状とその原因 二輪車と四輪車の特性と運転者の条件
自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離	自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離
交通事故が発生した場合の被害軽減効果 シートベルト着用の仕方・着用の意味 ヘルメット・シートベルト・エアバックの効用	交通事故が発生した場合の被害軽減効果(ヘルメット、シートベルト、エアバック)と正しい着用の仕方
雨や雪の日の自動車の停止距離 夕方や夜間の自動車の危険 悪天候時や夜間の安全な行動の仕方	夕方や夜間における視認能力の低下 気象の変化による交通状況の変化
運転免許制度の意義・運転免許の種類・内容及び取得年齢 運転者の義務と責任の補償	運転免許制度と安全な通行 運転者の義務と責任と補償
国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 地域の交通安全活動への中学生としての参加の在り方 地域の救急施設、救急体制の理解 交通事故が起きたときの応急手当と措置	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の交通安全活動の理解と高校生の役割 地域の交通安全活動の積極的な参加 地域の救急施設 地域の救急体制 交通事故での応急手当と措置
交通事故防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割	安全な交通社会づくりの重要性の理解と高校生の役割 交通社会の一員としての高校生の責任と役割

<小学校> 自転車に関する学級活動年間指導計画例

学 年	低学年	中学年	高学年
題材名	わたしのじてんしゃ	自転車の安全な発進と停止	自転車の点検と簡単な整備
ねらい	体に合った自転車は乗りやすく安全であることを知るとともに、自転車の簡単な点検と手入れができるようにさせる。	自転車の発進時と停止時の危険を知り、安全な発進と停止の仕方ができるようにさせる。	自転車の整備不良による危険を知り、安全点検と簡単な整備の仕方ができるようにさせる。
指導内容	○自転車乗用時のヒヤリ体験 ○体に合わない自転車に乗る危険 ○安全な自転車 ○自転車の簡単な点検と手入れ	○自転車の発進時と停止時の危険 ○自転車の安全な発進と停止 (停止時と右左折時の合図)	○整備不良によるいろいろな危険 ○点検すべき箇所と点検の仕方 ○簡単な手入れの仕方
題材名	じてんしゃにのるとき	自転車で広い道に出るとき	自転車で交差点を渡るとき
ねらい	自転車に乗るときに起こる危険には、どのようなものがあるかを知り、安全な乗り方を理解させる。	狭い道路から広い道路に出るときの危険を知り、安全な自転車の走行の仕方を理解させる。	自転車で交差点を渡るときの危険を理解させるとともに、交差点での正しい自転車の乗り方ができるようにさせる。
指導内容	○自転車に乗るときに起こる危険 ○自転車に乗る場所 ○自転車の乗り方	○狭い道路から広い道路へ出るときの危険 ○交差点に出るときの安全確認の仕方 ○狭い道路から広い道路へ出るときの右左折の仕方	○交差点を渡るときの危険 ○安全な渡り方 ○学区内の危険箇所 ○交通ルールの遵守
題材名	じてんしゃのきまり	自転車に乗るときのきまり	自転車の安全な走行
ねらい	自転車で危険な乗り方をすると交通事故を起こしやすいことを知り、自転車乗用時のきまりを守り、安全に乗用することができるようにさせる。	小学生の交通事故の実態や自転車の危険な特性を知り、自転車に乗るときはきまりを守った安全走行を心掛けるようにさせる。	自転車乗用中のいろいろな事故の状況と、事故を起こしたときの責任と補償について理解させるとともに、自転車の安全な走行ができるようにさせる。
指導内容	○自転車の危険な乗り方 ○危険な乗り方の原因 ○安全な自転車の乗り方 ○自転車に乗るとき	○小学生の交通事故の実態 ○自転車も「くるま」 ○安全に自転車に乗るためのポイント ○これからの自転車の乗り方	○自転車によるいろいろな事故 ○自転車の危険走行 ○事故の責任と補償 ○安全な走行をするために

○ 留意事項

自転車指導は、単なる知識と技能だけの指導では安全にはつながらない。知識と技能を基に自転車を安全に乗用する態度を身につけさせることが必要である。そこで、児童の発達段階を考慮しながら、計画的・継続的に指導して効果を高めるようにする必要がある。

なお、1 単位時間の指導に関連して、短い時間等（20分）の指導を効果的に計画して進めることが望ましい。

<中学校> 自転車に関する学級活動年間指導例

学 年	1 学年	2 学年	3 学年
題材名	自転車の正しい乗り方	雨天時の安全な自転車乗用	薄暮、夜間の安全な自転車乗用
ねらい	中学生の自転車事故の現状と原因を知り、自転車に乗るために必要な基本的事項を理解し、正しい乗用の仕方を身に付けさせる。	雨天時における自転車事故の危険性について理解し、安全に自転車乗用ができるようにさせる。	薄暮、夜間の環境やげん惑・蒸発現象等、特別に起こる現象を実験等を通じて理解し、それに対応し、安全に自転車乗用ができるようにさせる。
指導内容	○自転車事故の現状 ○自転車事故防止 ○安全な自転車乗用の基本事項	○雨天時の走行と危険 ○傘さし運転の危険 ○雨天時の安全な走行	○夜間の走行と危険 ○げん惑現象実験 ○蒸発現象実験 ○視覚特性実験 ○薄暮、夜間の安全な走行
題材名	自転車に関する交通法規	自転車の集団走行	自転車の迷惑行為
ねらい	中学生の自転車事故やヒヤリ体験の多くは、交通法規を守っていないことに起因することが多い。そこで、交通法規を理解し、その必要性和守っていかうとする態度や心情を養わせる。	中学校では、部活動の試合の移動等で集団で自転車走行する機会が多くなる。そこで、自転車の集団走行時の危険について理解し、安全な集団走行ができるようにさせる。	通学時や日常における自転車の迷惑走行と迷惑駐車について考え、自他に及ぼす危険を理解し、よりよい自転車乗用ができるようにさせる。
指導内容	○交通法規違反と自転車事故 ○交通法規テスト結果 ○自転車に関する交通法規 ○交通法規を守った自転車乗用	○集団走行時の危険 ○集団走行時の事故原因 ○安全な集団走行	○迷惑行為の実態 ○迷惑走行が自他に及ぼす影響 ○迷惑駐車が自他に及ぼす影響 ○迷惑行為のない自転車乗用
題材名	自転車の点検・整備	中学生の行動特性と模範となる自転車乗用	自転車事故の責任と補償
ねらい	自転車の手入れの仕方を理解し、日常点検ができるとともに、定期点検の重要性を認識させる。	中学生の心理及び行動特性と自転車乗用の危険な乗り方について理解し、交通社会の一員として、他の模範となるような安全な自転車乗用ができるようにさせる。	自転車乗用中のいろいろな事故の状況と事故を起こしたときの責任と補償について理解するとともに、事故が及ぼす様々な影響を知り、自転車の安全走行ができるようにさせる。
指導内容	○整備不良による事故 ○点検・整備の種類 ○日常点検の仕方 ○定期点検の重要性と効果	○中学生に多い危険な乗り方 ○中学生の心理・行動特性と危険な乗り方 ○他の模範となる乗り方	○自転車によるいろいろな事故 ○事故が及ぼす影響 ○事故の責任と補償 ○身近な保険制度

○ 留意事項

自転車指導は、単なる知識と技能だけの指導では安全にはつながらない。知識と技能を基に自転車を安全に乗用する態度を身につけさせることが必要である。そこで、児童の発達段階を考慮しながら、計画的・継続的に指導して効果を高めるようにする必要がある。

なお、1 単位時間の指導に関連して、「朝の会」や「帰りの会」での指導を効果的に計画して進めることが望ましい。

<高等学校> 自転車に関する年間指導計画(ホームルーム活動における自転車指導の目標・内容)

学 年	1 学年	2 学年	3 学年
題材名	自転車に正しく安全に乗るために	自転車事故とその防止対策	自転車乗用時の子供と高齢者の安全
指導のねらい	自転車に関する交通法規の要点や、自転車の日常点検の方法を理解し、安全な乗り方を心掛けるようにさせる。	高校生の自転車乗用時の交通事故の実態を理解させ、加害者にも被害者にもならないとの自覚を深めさせる。	子供と高齢者の心理や行動特性を理解して、自転車乗用時に安全を図ろうとする態度を育成する。
学 習 容	○自転車に正しく乗るための交通法規 ○自転車の性能と点検整備 ○自転車の安全な乗り方	○高校生の事故の状況 ○自転車事故の事例研究 ○自転車事故の判例研究 ○自転車事故の防止対策	○自転車による加害事故の状況 ○事故が起こりやすい場所と事故の形態 ○子供と高齢者の心理・行動特性 ○子供と高齢者の安全
題材名	自転車の危険回避訓練と安全な乗用	見通しの悪い交差点での飛び出しの危険(危険予測訓練)	自転車に関する交通法規の遵守
指導のねらい	自転車通学時の交通事故が多いことから、自転車の安全な乗用技能を高めさせる。	高校生の自転車乗用時の交通事故は、交差点での信号無視や一時不停止による飛び出し事故が多いことから、危険予測能力を高めてこうした事故を未然に防止できるようにさせる。	自転車に関する交通法規を理解し、交通法規を遵守した正しい走行ができるようにさせる。
学 習 容	○パイロンスラローム走行 ○二人乗りの危険乗用体験 ○傘さしの危険乗用体験 ○障害物回避走行 ○飛び出し時の危険回避走行	○通学路に潜む危険 ○危険予測訓練の手順 ○危険予測訓練 ○まとめ	○事件事例の研究 ○自転車に関する交通法規の要点 ○交通法規の遵守と自転車の安全な乗用
題材名	自転車の安全点検・整備と安全な乗用	自転車の正しい走行方法(コース走行)	自転車乗用における交通事故の責任と補償
指導のねらい	自転車の安全点検・整備と安全な乗用方法の基本を身に付け、交通状況に応じた安全な乗用ができるようにさせる。	様々に変化する道路環境や交通状況に従って、正しい安全な自転車の走行を続けていくことができるようにさせる。	自転車の加害事故における自転車乗用者の負うべき法的責任と、損害賠償及び自転車保険の概要を理解し、交通社会の一員として適切な行動ができるようにさせる。
学 習 容	○自転車の性能や構造と点検・整備 ○安全な乗用(走る・曲がる・止まる)	○学習のねらいと係の役割 ○自転車の安全点検 ○準備運動とウォーミングアップ走行 ○コースとチェックポイントの確認 ○講評	○事件事例の研究考察 ○交通事故時の対処方法 ○交通事故の責任と補償 ○高校生の賠償責任 ○交通社会の一員としての自覚

○ 留意事項

自転車指導は、単なる知識と技能だけの指導では安全にはつながらない。知識と技能を基に自転車を安全に乗用する態度を身につけさせることが必要である。さらに、高等学校の段階では、交通社会の一員としての役割と責任を自覚し、安全な社会を築くために貢献できる資質と態度を身に付けることも大切である。本計画では、学年の特性を考慮しながら、この点を重視し、計画的、継続的に指導して効果を高めるよう配慮した。

なお、1単位時間のホームルーム活動に関連して、学校裁量等による20分程度の短時間のホームルーム活動や、いわゆる「朝の会」「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」での指導を効果的に行うことが望まれる。

7 災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

学級活動における安全指導(災害安全)の目標・内容例 (小学校)

区分	目標	項目	内 容
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	低 火のまわり方と煙の危険 中 火災の原因と危険 高 火災が発生したときの心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	低 火のまわり方と煙に対する行動の仕方 中 火災情報に基づいた判断と安全な行動 高 安全な行動の要素
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 地震のとき 中 避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	低 地震のときの危険 中 地震情報に基づいた判断と安全な行動 高 地震のときの危険に対する心構え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 安全な避難の仕方 中 安全な避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方
火山災害時	火災災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	低 安全な避難場所の確認と避難の仕方 火山活動による危険 中 火山情報の収集の仕方 高 様々な場面に応じた避難の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	低 風水害のときの安全な登下校の仕方 中 風水害のときの危険 高 風水害のときの安全な行動の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	低 豪雪のときの安全な登下校の仕方 中 豪雪、雪崩のときの危険 高 豪雪、雪崩のときの安全な行動の仕方
		落雷による危険と安全な行動の仕方	低 登下校中の落雷による危険 中 落雷からの身の守り方 高 落雷に遭わない行動の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	低 目に見えない危険 中 身近にある放射線 高 放射線による身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	低 安全な避難の仕方 中 避難経路や避難場所の確認 高 正しい情報の入手の仕方
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策	低 中 高
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	低 放射線の存在 中 放射線の使われ方 高 放射線の安全対策への理解
との避難全割所	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	低 避難所での安全な生活 中 災害発生時の避難所の役割 高 避難所の生活と自分の役割
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるため、交通安全指導や避難(防災)訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	低 避難(防災)訓練等への参加の仕方 中 災害安全に関する学校行事への積極的参加 高 災害安全等に関する学校行事の意義と理解
		児童(生徒)会活動による自主的活動への参加	高 災害安全に関する児童会活動の内容
		地域社会における防災に関する活動への参加	低 家庭での防災 中 学校での防災 高 地域における防災に関する活動の理解と参加

学級活動における安全指導(災害安全)の目標・内容例 (中学校)

区分	目標	項目	内 容
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	火災の原因と危険 火災に対する心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 救助器具の使い方と初期消火の仕方
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	地震のときに発生する様々な危険(家屋の倒壊・地割れ・山崩れ・流砂現象・陥没・落下物) 正しい情報の入手 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方
火山災害時	火災災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	火山活動(火砕流・噴石・降灰・火山ガス)による危険 火山情報と避難の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	風水害のときの危険(落下物・電線の切断や倒木・増水による河川の変化・土砂崩れ・河川の崩壊や橋の流出) 風水害情報と避難の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険
			落雷しやすい気象条件 校庭・プール等校舎外での危険 登下校中による危険 落雷に遭わない安全な行動
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	身近にある放射線 目には見えない危険と身体への
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	健康被害の内容と防止 放射線事故に応じた避難の仕方 避難経路と避難場所の確認
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策	放射線による原子力災害と安全対策 モニター制度の仕組みとのかかわり
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	情報の収集の仕方 防災訓練への参加
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	災害発生時の避難所の意義と役割 ライフラインとしての避難所での生活 自主的な組織活動の必要性と相互扶助 ボランティア活動への参加
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるため、交通安全指導や避難(防災)訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	災害安全に関する学校行事の意義と理解 避難(防災)訓練等行事への参加
		児童(生徒)会活動による自主的活動への参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 文化祭等への参加
		地域社会における防災に関する活動への参加	地域における防災に関する活動への参加(防災訓練・救急法・応急手当・災害時のボランティア活動) 家庭における防災に関する積極的なかかわり(点検・整備・防災備品の整理) 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全

学級活動における安全指導(災害安全)の目標・内容例 (高等学校)

区分	目標	項目	内 容
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	火災の原因と危険 危険物の取扱い 火災に対する心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 パニックの防止と安全な行動 初期消火の方法
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険(家屋の倒壊・地割れ・山崩れ・液状化・陥没・落下物) 正しい情報の入手と発信 パニックの防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
火山災害時	火災災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	火山活動(火砕流・噴石・降灰・火山ガス)による危険 火山情報による避難と避難誘導の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	風水害のときの危険(家屋への浸水・家屋の倒壊・高潮・河川の氾濫・土石流・崖崩れ) 風水害情報による避難と避難誘導の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険
		落雷による危険と安全な行動の仕方	落雷しやすい気象条件 屋内外での危険 安全な避難と避難誘導の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	放射線の身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	正しい情報の入手 避難警報と安全な避難と避難誘導の仕方
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策	放射線による原子力災害にかかわる防災対策
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	放射線による健康被害防止対策 防災訓練への積極的参加
避難所と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	避難所生活と相互扶助 自主組織の活動への積極的参加 ボランティア活動への積極的参加
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるため、交通安全指導や避難(防災)訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 避難(防災)訓練等行事への参加の仕方
		児童(生徒)会活動による自主的活動への参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 避難(防災)訓練等行事への参加の仕方
		地域社会における防災に関する活動への参加	地域における防災に関する活動への積極的参加(防災訓練・救急法応急手当・災害時のボランティア活動) 家庭における防災に関する積極的なかかわり(点検・整備・防災備品の整理) 家庭における避難場所や連絡方法

(1) 災害に対する備え

ア 防災計画の立案・整備

学校においては、火災、地震、火山活動、風水（雪）害の発生に備えて、児童生徒の人命の保護を第一義とし、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう地域防災計画に添った学校の防災計画を整備し、設置者に提出しておく。

また、防災組織と教職員の役割を常に点検し、緊急時に十分機能し得るようにしておく。非常時の教職員の招集手段、非常時の校門の開扉、校舎の開錠、校舎の開錠方法の再検討、学校が非難場となったときの職員の係分担、組織の編制等についても計画しておく。

イ 避難場所、避難経路の設定

避難場所や避難経路は、災害の種類や規模、気象条件等様々な条件によって発生する危険を予測して適切に設定すること。特に地震の場合は、校庭の液状化や地割れ、地滑り崖崩れ等が予想される。

ウ 指示、連絡方法の充実

停電や放送施設の故障により、携帯用スピーカーやメガホンを使っての指示、伝達をせざるを得ないことが予想される。迅速かつ適切に指示・伝達が伝えるようにしておく。

- ・指示連絡方法、情報の収集・交換の手立ての例（75ページ）

エ 情報の収集・交換の手立ての充実

通学区の被災状況や児童生徒の安否の確認、市町村の防災対策本部との連絡など正確な情報の収集・交換が必要になるので、情報交換等の手立て（電話・トランシーバー・携帯ラジオ等）を整備しておく。

- ・関係機関等への連絡方法及び通報・連絡網の例（76ページ）

オ 校外での教育活動時における防災計画

学校における教育活動時だけでなく、遠足や修学旅行、野外学習時等学校以外における教育活動中における避難・誘導の仕方について、津波や崖崩れ、関崩など付随して起こる災害も予測して対応できるように計画しておく。

カ 日常の安全管理

施設、設備は定期的に点検を行い、修繕など必要な措置を講ずる。

- ・安全点検の場所と対象箇所（77ページ）

- ・チェックリスト例

(ア) 設備 <管理点検表の例>（78ページ）

(イ) 施設 <安全点検表の例>（79ページ）

キ 避難所開設への協力

地域防災計画で避難所として指定されている学校や避難所となることが予想される学校においては、避難所開設への協力を想定した対応も考慮しておく。

(2) 実践に即した避難訓練の実施

1 防災訓練の実施回数は、毎学期1～2回が望ましい。
2 様々な場面を想定した避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時 ・ 始業前、放課後 ・ 授業中(普通教室、特別教室、体育館、運動場) ・ 特別活動時(クラブ、部活動、児童・生徒会活動) ・ 業間、休憩時 ・ 清掃や奉仕活動時 ・ 校外の活動時 ・ 寄宿舍等の宿泊施設使用時
3 予告しての訓練と予告なしの訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な避難方法を身につけることをねらう場合は予告して実施し、実践的な態度の育成をねらう場合は予告なしに実施する。
4 防災訓練の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集、確認、伝達、報告及び広報活動 ・ 学校防災組織の編制と活動 ・ 避難誘導 ・ 火気の安全管理 ・ 初期消火活動 ・ 負傷者の救出、応急救護 ・ 集団下校及び保護者への引き渡し方 ・ 避難地・避難所としての受け入れ態勢作り

防災訓練における留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情 ・ 学校の実情 ・ 児童生徒の発達段階に応じて指導計画を作成し、指導を行う。 ・ 地域防災訓練 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合防災訓練 9月1日「防災の日」 (2) 地域防災訓練 12月の第1日曜日「地域防災の日」等地域の、防災訓練との連携及び児童生徒の意識の高揚を図り、積極的に参加させる必要がある。
--

学校行事等で行う防災のための具体的な指導計画は、年間計画に基づいてその時間で指導すべき主題、指導のねらい、内容、方法、指導上の留意点、資料等を明らかにし、指導を一層効果的にするためのものである。

このようなものにも様々なものが見られるが、各学校の特色や児童生徒の実態に応じたよりよい指導計画を作成することが大切である。

なお、特別支援学校は、基本的には小学校、中学校、高等学校における考え方と同じであるが、障害の種類や程度及び児童生徒の発達段階に即して具体的に内容を検討する必要がある。特に、指示、合図の徹底と敏速な行動、整然として行動ができるように、平素の訓練を通して習慣化を図っておくことが大切である。

(3) 地震時における避難誘導

ア 基本方針

学校長は、災害発生に対して、あらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童生徒の人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

イ 実施計画

(ア) 学校長は、確実な避難誘導活動を実施するため、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたるものとする。

- ・ 校内防災組織例 (80ページ)

(イ) 地震により授業の継続が不可能になった場合は、児童生徒の安全確保のため、教職員の指導のもとに全員を帰宅させることを原則とする。ただし、児童生徒のうち障害児等については学校等において保護者に引き渡すものとする。交通機関の利用者、留守家族等の児童生徒のうち帰宅等できない者については、状況を判断し学校において保護するものとする。

なお、被害状況とうにより帰宅させることが危険な場合は、学校において保護するものとする。

- ・ 児童生徒の帰宅方法及び保護者への引渡し方法例 (81ページ)

(ウ) 学校長は、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行うものとする。なお、搬出活動については、安全を十分確認し、無理のない範囲で行うこと。

- ・ 児童生徒の救護方法例 (82ページ)
- ・ 初期消火、重要物品の搬出方法例 (83ページ)

(エ) 児童生徒の避難誘導にあたっては、氏名人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示するものとする。

- ・ 児童生徒に対する避難誘導例 (81ページ)

(オ) 学級担任等は、学級名簿を携行し、本部の支持により所定の場所へ誘導するものとする。その際、心身に障害を持つ児童生徒など災害弱者に対して適切な配慮を払うものとする。

(カ) 学校の避難場所が危険になった場合は、市町村の防災本部の指示する避難場所に児童生徒を避難誘導するものとする。

(キ) 学校は、教職員の指示、行動例(62～64ページ)に示すように、児童生徒を安全に避難誘導するものとする。

〈校内における地震発生時に予想される危険と教職員の指示・行動の例〉

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの飛散 天井板、壁の落下 戸棚・本棚等が倒壊、台上のテレビが落下 机上の花瓶や棚においてあるものが落下 蛍光灯など天井に備え付けてあるものが落下 教室の床の破損 児童生徒等が地震に対する恐怖心から心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をして混乱をおこす 	<ul style="list-style-type: none"> 落下物から身を守るため机の下へ待機することを指示する。 児童生徒等の安全を確認するとともに、児童生徒等の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒等がいる場合には、速やかに救急処置を施す。また、窓ガラスの飛散等教室内の状況確認を行う。 近隣の教室の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 ストーブ等の火気使用中の場合は、児童生徒等をストーブから離し、消火する。 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> (理科室)薬品棚の倒壊や実験中の薬品、ガスバーナー等の倒壊による発火 (家庭教室)調理実習用具棚、冷蔵庫の倒壊や、ガスの破裂、ガスコンロからのからの引火 (被服室)アイロンによる火傷 (美術室)戸棚類や彫刻物、立掛物等の倒壊や、壁面の絵画の落下。彫刻刀などによるケガ (音楽室)ステレオやスタンドピアノの倒壊 (図書室)書棚の倒壊や本の落下 (視聴覚室)テレビ、ビデオ等の倒壊やスクリーンの落下 (技術室)標本や木材の倒壊、各工具によるケガ (コンピューター室)ディスプレイ等の倒壊 (保健室)棚、立掛物、器物の倒壊 	<ul style="list-style-type: none"> 落下物等から身を守るため机の下へ避難することを指示する。また、教室によっては、机の下以外の場所に退避することを指示する等の配慮が必要である。 児童生徒等の安全を確認するとともに、児童生徒等の不安の除去に努める。負傷した児童生徒等がいる場合には、速やかに応急処置を施す。特に、理科室における火気の取扱い等の状況配慮しつつ、教室内の安全確認を行う。 近隣の教室の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 ストーブ等の火気使用中の場合は、児童生徒等をストーブから離し、消化する。 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 有害ガスが発生する恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口にあてさせるなど適切な対応をさせる。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラス、天井板、壁、床面等の落下やひび割れ 蛍光灯や器具など天井に据えつけてあるものが落下 各種器具、用具や保管棚の倒壊 ステージ照明の落下 グランドピアノの急激な移動 	<ul style="list-style-type: none"> 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示する。 児童生徒等の安全を確認するとともに、児童生徒等の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒等がいる場合には、速やかに救急処置を施す。また、周囲の安全確認を行う。 他の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認をし、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 災害の状況を踏まえつつ避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育器具や用具の倒壊 ・ 地割れ、浸水、低地水害、崖崩れ、液状化現象 ・ 校舎の付近での窓ガラス等の落下や飛散 ・ 塀の倒壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示する。 ・ 児童生徒等の安全を確認するとともに、児童生徒等の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童生徒等がいる場合には、速やかに救急処置を施す。また、周囲の安全確認を行う。 ・ 他の教職員との連携を図りながら、地割れ・液状化の有無を確認し、危険物の除去や総括班との連絡等を行う。 ・ 第二次避難場所へ避難が必要になった場合は、避難経路や場所及び避難方法について徹底するように指示し、誘導する。
休憩時間中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教室、体育館、校庭と同様 ・ 悲鳴や泣き声等により混乱した状態となり“逃げなければ”という心理から入口、階段等に殺到し二次災害を引き起こす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の安全を確保するため、発災後速やかに、教職員があらかじめ定められた役割分担のもと、校内の各所(例えば、学級分担はその担任する学級、体育教員は体育館、校庭等)に赴き、それぞれの場所の状況に応じて、児童生徒等の安全確認及び負傷児童生徒等に対する救急処置を施す。 ・ 児童生徒等がパニック状態になっていることが予想されるため、大きな声で指示をしっかりと出しながら安心させる言葉掛けも必要。 ・ 近隣の教職員との連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 ・ 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編制し、校庭等の避難場所へ避難する。 ・ 児童生徒等の名前を確認するとともに、順次学級担任等へ引き渡す。
部活動時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教室、体育館、校庭と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科等の学習中の場合に比べて指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、休憩時間中の場合に準じた対応を行う。

〈校外における地震発生時の被害想定と教職員の指示・行動の例〉

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
学 校 外 の 諸 活 動 時	<p>[遠足、社会科見学等の活動中]</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波、崖崩れ、地割れ、スキー場等での雪崩 建物あるいは樹木等の倒壊 列車、バスの脱線転覆 地理に不案内なことに伴う混乱 群集に巻き込まれ、集団から離れてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 実地検査によって、地理、地形、建物等を確認し、地震等に対する安全対策を立てておくとともに、事前の安全指導の徹底を図る。 地理や建物の構造に不案内であることから、児童生徒等が心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に伝達するとともに、落下物等に注意し、身を守るよう指示する。 児童生徒等の安全を確認するとともに、人員について掌握を行う。 地震による雪崩に注意し、児童生徒等を安全な場所に誘導する。 他の教職員との連携を図りながら、周囲の安全確認を行うとともに、引率責任者との連絡を密にする。 交通機関利用は、係員の指示に従い、協力して誘導に当たる。 学校との速やかな連絡に努める。
	<p>[修学旅行、林間学校等により宿舎に滞在中]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊や火災 蛍光灯など天井に据え付けてあるものが落下 窓ガラスの飛散 天井板、壁の落下 建物の構造に不案内なことに伴う混乱 他の宿泊客の混乱に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険 	<ul style="list-style-type: none"> 第一日目に宿舎において避難訓練を実施し、万一の場合の避難訓練を実施し、万一の場合の避難の仕方について指導の徹底を図る。 建物の構造に不案内であり、かつ家庭から離れていること、指導教員等の不在であることなどにより、特に夜間の場合、児童生徒等が心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、放送、ハンドマイク等を使用し、又は大きな声で、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に各室に伝達し、避難の仕方について指示する。 教職員は所定の計画に従い担当の部屋へ直行し、児童生徒等の安全確認を行うとともに、避難誘導を行う。 建物や周囲の状況によっては、揺れの収まりをみてから、放送、ハンドマイク等で屋外避難の指示、誘導を行い、あらかじめ予定してある避難場所に避難させる。 室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認をする。 学校との速やかな連絡に努める。
登 下 校 時	<ul style="list-style-type: none"> 建物、ブロック塀の倒壊、落下物 架線の寸断、感電 火災、交通事故 池や河川等の決壊、鉄砲水、ダムの下流域 急傾斜地、山間部での地滑りや崩落 自動車の蛇行や暴走 	<ul style="list-style-type: none"> 学校において保護した児童生徒等に救急措置を施すとともに、校庭等の避難場所に誘導する。 児童生徒等の氏名を確認し、担任に連絡する。 保護者に児童生徒等を学校で保護している旨連絡する。 できるだけ高いところに避難させる。 できるだけ素早く安全な場所に避難させる。 車道から離れさせる。
休 日 間 等	<ul style="list-style-type: none"> 家具の倒壊等 群集の混乱に巻き込まれてしまう危険 	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況等によっては、学校が児童生徒等の安否を速やかに確認するため、学級担任が各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職等に状況を報告する。

(4) 震災後における応急教育について

ア 児童生徒の被災状況の把握

- ・ 児童生徒及びその家族や被災状況を把握する。
児童生徒の避難先を把握し、一覧表を作成する。
- ・ 緊急時の転出入の手続きについては、国及び県から出される通知に従う。
- ・ 他県等に避難・転出する場合は、学校へ連絡するように、事前に指導しておく。

イ 教職員の被災状況の把握

- ・ 教職員及びその家族や家屋の被災状況を把握する。

ウ 施設・設備等の確保

- ・ 専門家(県や市町村の営繕担当係等)に安全点検を依頼し、学校内の使用可能(不可能)な施設を明確にする。
- ・ 教室、職員室、校長室、事務室等を確保する。
- ・ 校舎被害が著しい場合は、プレハブなどの仮設校舎の建設を要請する。
- ・ 校舎への仮設住宅建設は、可能な限り避ける。
- ・ トイレやライフラインの復旧状況を把握し、早期に教育再開ができるよう関係機関に協力を依頼する。

エ 教育再開の決定・連絡

- ・ 校長は、通学路、施設、児童生徒等の状況を総合的に判断し、教育再開の時期を決定する。
- ・ 生徒及び保護者への連絡は、同報無線やテレビ・ラジオを活用するとともに、学校、公民館等の公共施設へ貼紙をするなどして連絡する。
- ・ 教育を再開するときは、混乱を防ぐため、避難所の運営と教育再開とを並行して行うことを避難住民に伝える。

オ 教育環境の整備

- ・ PTAと連携を図り、通学路の安全確認を行う。
- ・ 教科書の滅失及び破損状況を把握するとともに、不足教科書の確保に努める。
- ・ 教科書の確保が困難な場合は、プリント学習を取り入れる等の工夫をする。
- ・ 使用できる施設が少ない場合は、午前・午後の二部授業や、近隣の学校や地域の公共施設を利用した分散授業等を行う。状況によっては、青空教室で行う。
- ・ 授業進度を考慮した暫定カリキュラムを作成する。
- ・ ボランティア活動を生徒の特別活動等に取り入れ、避難所生活を支援する。(校内の清掃、物資運搬、避難所新聞作りなど)
- ・ 避難所生活が長期化した場合、避難所の縮小、移動について、避難所運営本部と協議する。

カ 児童生徒の心のケア

児童生徒は災害により様々な傷を心に受け、PTSD等の症状が現れてくる。

(ア) PTSDとは

心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder)のことで、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失状態など、大災害等、通常経験することのない耐え難い出来事に直面した後に見られる精神状態をいう。

(イ) PTSDの特徴(例)

- ・ 災害の光景が忘れられない。
- ・ 何事に対しても無関心でしようとする。
- ・ 過度の生理的な緊張の持続が見られる。

(ウ) PTSDへの対処法

- ・ PTSDについての教職員の研修を深めるとともに、児童生徒にPTSDについて正しい知識をもたせる。
- ・ 家庭訪問等児童生徒と接する機会を増やす。
- ・ 児童生徒に話を聞くときは、共感的態度で辛抱強く聴くようにする。
- ・ いたずらに児童生徒に絵や作文を書かせることは慎む。
- ・ 専門的な精神ケアを必要とする場合は、専門家に相談する。

キ 給食業務の再開

- ・ ライフラインを確保する。
- ・ 施設・設備が完備されているかを点検、確認する。
水道・ガス・電気・機械器具・食器・ボイラー用重油等
- ・ 安全衛生のため、保健福祉事務所などに検査を依頼する。
- ・ 食材確保は食材供給業者を通して、県内の市町村や他県の学校給食会と連絡を取る。
- ・ 物資や給食の配送方法を検討するために、学校までの交通事情を県学校給食会に連絡する。

(5) 教職員等への研修

ア 防災担当責任者等の研修

- ・ 地震の基礎知識
- ・ 学校の施設・設備の整備
- ・ 地震防災応急計画の作成
- ・ 災害応急計画の作成
- ・ 応急教育計画の作成
- ・ 地震防災教育の推進
- ・ 意識高揚のための校内研修の在り方

ウ 初任者の研修

- ・ 地震の基礎知識
- ・ 地震対策
- ・ 児童生徒の安全確保
- ・ 教職員の心構え



イ 地域と連携して進める防災担当者研修

- ・ 市町村の防災担当者及び自主防災組織責任者と連携を取る。
- ・ 防災の知識、地域・学校・児童生徒の役割分担、学校の鍵の管理、防災倉庫の資機材の備蓄などについて研修をする。

(6) 家庭との連携について

ア 非常時の児童の引き渡し

- (ア) 情報を的確に掌握するため電話による確認だけでなく、現地において確認に当たる。
- (イ) 罹災家族が生じた時には、立ち退き先の安全を確認し、家族であることを確かめてから引き渡す。
- (ウ) 児童の引き渡しは、原則して家族によるものとし、不可能の時には、担当教師引率のもとに帰宅させる。場合によっては、登校班による帰宅も考えられるが、その時でも担当教師が引率する。

イ 家庭における災害時の指導

- (ア) 人命が一番大事であること、避難の方法・避難先を常に家族で話し合っておく。
- (イ) 火災・地震・津波等の災害について、経験談を話し合ったりすると同時に、各自の責任分担を話し合っておく。
- (ウ) 親や大人の冷静な態度が、子供に安心感を与え、事故を未然に防ぐことができることを知らせる。
- (エ) 以上の事項について、PTA、PTA会報その他によって十分な理解を深めておく。

(7) 落雷事故防止対策

ア 登下校に関する配慮事項

登下校に当たっては、気象情報等に注意し、身近に落雷の危険を感じた場合には、児童生徒自ら次のような行動がとれるよう指導すること。

- (ア) 雷がおさまるまで、建物から外に出ないようにすること。
- (イ) 登下校の場合は速やかに低い姿勢で近くの建物に避難すること。
- (ウ) 傘をさすことなどは特に危険なのでやめること。

イ 屋外活動時の配慮事項

学校教育活動中及び家庭における野外活動時においては、気象情報等に注意し、落雷の危険が予想される場合は、速やかに屋内に避難させ、又は自ら避難できるよう指導すること。

- (ア) 雷は山あいや川すじに沿って移動する性質があるので、河川敷等でのスポーツ等は特に注意が必要である。雷の前兆を感じたら一刻もはやく建物に避難すること。
- (イ) 登山やハイキング中に雷に遭遇したときは洞窟や窪地に姿勢を低くして避難すること。

(参考)

雷について(規模)

	1
光っている時間	: 1000 秒～1～1秒
光っている長さ	: 200m～10km
雷雲の大きさ	: 500m～10km
電圧	: 5000万～5億ボルト 家庭の電圧は100ボルト。したがって家庭の電圧の50万～500万倍の大きさ
電流	: 1000アンペア～20アンペア (電気コタツ100～20000台を流れる電流に相当する)
エネルギー	: 10～500キロワット時 落雷1回あたり、家庭で使用する電力の2から100日分を瞬時に発生する。

(「財」電力中央研究所赤城試験センター発行「避雷の心得」より)

8 生活安全

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

小学校

学級活動における安全指導(生活安全)の目標・内容例

区分	目標	項目	小学校
教科 学習時 の・ 安全 的 な	各教科・総合的な学習時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	低 施設・設備や学習用具の正しい使い方 中 事故の起こりやすい施設・設備や学習用具の安全な使い方 高 施設・設備や学習用具による事故の現状とその原因
		施設・設備と学習用具の点検と整備	低 施設・設備や学習用具の安全な確かめ方 中 施設・設備や学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 高 施設・設備や学習用具の安全点検と整備の仕方
		運動や実習・実験・校外学習の時の安全	低 体育科・生活科学習時の安全 中 理科実験・校外学習時の安全 高 図画工作・家庭科学習時の安全
児童 会活 動等 の 安 全	児童会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	児童会の活動の経過	高 体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
		クラブ活動等の安全	中 安全なクラブ活動の仕方 高 事故発生時の通報と安全な行動の仕方
		活動計画の立て方と活動の安全	高 安全に関する児童会活動の推進
学 校 行 事 に お け る 安 全	学校行事における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	低 運動会の安全な参加の仕方 中 水泳大会の安全な参加の仕方 高 運動会、水泳大会等の事故とその原因
		遠足・旅行・集団宿泊時の安全	高 旅行・集団宿泊の行動時等の安全な行動の仕方と事故・災害が起きたときの行動の仕方
		服装や健康の状態と事故の防止	低 正しい服装の整え方 中 適正な服装の選び方 高 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	低 バスや電車の安全な乗車の仕方 中 自由行動時の約束と安全な行動の仕方 高 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動の仕方
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全	低 奉仕的な活動時の安全な行動の仕方 中 勤労生産的な活動時の安全な行動の仕方 高 勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止
始 業 前 や 掃 放 課 後 等 休 憩 時 間 、 清	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	低 学校施設での安全な行動の仕方 中 施設・設備の安全な利用の仕方 高 学校施設で起こる事故とその原因
		学校生活での事故と安全な行動	低 廊下・階段歩行等学校生活の中での安全のきまり 中 休憩時間中の安全な行動の仕方 高 学校生活で起こる事故とその原因
		清掃活動の安全	低 清掃用具の安全な使用の仕方 中 安全な清掃作業の仕方 高 清掃や大掃除のときに起こる事故とその原因
		給食時の安全	低 給食の安全な運搬の仕方 中 熱いものの配膳の仕方 高 給食時に起こる事故とその原因
生 登 下 校 の 校 安 時 や 家 庭	登下校のときに起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	登下校時に起こる事故とその防止	低 通学路を守った安全な登下校の仕方、不審者への対応 中 危険な行動、寄り道、遊び等での事故、不審者への対応 高 登下校の心身の状態と事故、不審者への対応
		家庭の内外で起こる事故とその防止	低 家や家の周囲での安全な行動の仕方 中 家や家のまわりで起こる事故と安全な行動の仕方 高 家や遊び場で起こる事故の原因と安全な行動の仕方
等 野 の 外 安 活 全 動	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動	低 水泳、スキー、スケート等の安全のきまり 中 水泳、登山、スキー、スケート等の安全な活動の仕方 高 野外での運動等における危険と安全な行動の仕方
事 故 発 生 時 の 応 急 手 当 の 応	事故が発生したときの通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動できるようにする	けが人に対する介助の仕方	中 けがの通報の仕方 高 けがの種類と介助の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	中 簡単な応急手当の仕方 高 けがの種類と応急手当の仕方
		熱中症等の措置と応急手当の仕方	中 熱中症の症状と予防 高 熱中症の症状と応急手当の仕方
地 域 や 社 会 生 活 で の 安 全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	低 誘拐に遭わないために 中 誘拐の起こりやすい場所と時間 高 身の回りでの犯罪の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	低 遊び場やその行き帰りの安全 中 安全な生活の仕方 高 防犯対策の理解と安全な生活の仕方
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	低 安全を守ってくれる人々 中 安全を守ってくれる機関や団体の仕組み 高 安全を守ってくれる機関や団体の理解と協力
		地域・社会における自分たちの責任と役割	低 犯罪防止のための人々 中 犯罪防止のための人々の役割 高 犯罪防止のための人々についての理解と自分たしの役割

中学校

学級活動における安全指導(生活安全)の目標・内容例

区分	目標	項目	中学校
教科 学習時 の 総合 的な 安全	各教科・総合的な学習時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	施設・設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設・設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方
		施設・設備と学習用具の点検と整備	施設・設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設設備や学習用具の整備や整理・整とんの仕方
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全	体育学習時の安全と美術科、技術・家庭科の実習時の安全 理科の実験時の安全 野外・校外学習時の安全(交通・防災・動植物)
生徒会 活動等 の 安全	生徒会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	生徒会の活動の経過	体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方 ボランティア活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
		クラブ活動等の安全	部活動で起こる事故の現状とその原因 事故発生時の通報と安全な行動の推進
		活動計画の立て方と活動の安全	活動の特質に応じた安全の配慮事項 安全に配慮した体育的な活動の計画と活動の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
学校 行事に おける 安全	学校行事における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	運動会、校内競技会等の種目別の事故の現状と原因 種目ごとの安全な参加の仕方 事故が起きたときの通報、応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
		遠足・旅行・集団宿泊時の安全	旅行・集団宿泊的行事等に起こる事故の現状とその原因 旅行、見学等の時の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行・集団宿泊的行事等のときの安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方
		服装や健康の状態と事故の防止	服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその原因 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故とその予防
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全	勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止
始業 前や 清掃 活動 後の 等 休憩 時	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備
		学校生活での事故と安全な行動	始業前等休憩時間中に廊下・階段等で起こる事故とその原因 始業前等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方 日常の清掃活動や大掃除等に起こる事故の現状とその原因
		清掃活動の安全	日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方
		給食時の安全	給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳・片付けの仕方
登下 校の 校 舎 や 家 庭 の 安 全	登下校のときに起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	登下校時に起こる事故とその防止	登下校時の心身の状況と事故 危険な行動、遊び等での事故 不審者等による事故とその対応
		家庭の内外で起こる事故とその防止	電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取り扱い 家庭内の安全点検 遊び場所や登下校の通学路の危険箇所の確認
野 外 活 動 の 安 全	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動	水泳などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 他野外活動での運動等における危険と安全な行動の仕方
事 故 発 生 時 の 安 全 指 導	事故が発生したときの通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動ができるようにする	けが人に対する介助の仕方	けが人の介助の仕方と通報の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	止血法、人工呼吸法等けがの応急手当の方法と実際
		熱中症等の措置と応急手当の仕方	熱中症等の症状と応急手当の仕方
地 域 や 社 会 生 活 で の 安 全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	誘拐犯罪が起こりやすい時間帯・場所・手口 被害に遭った場合の通報等適切な行動 被害に遭わない日頃からの心構え
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	自治会など地域の犯罪防止活動の様子 防犯対策の理解と安全な生活の仕方 地域の活動への参加・協力
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 犯罪防止のためや被害に遭った場合の利用、地域の犯罪防止活動への参加・協力
		地域・社会における自分たちの責任と役割	犯罪防止のための学校の役割 職場、家庭、地域の人々の役割、適切な情報の収集 犯罪防止における自分たちの責任と役割

高等学校

学級活動における安全指導(生活安全)の目標・内容例

区分	目標	項目	高等学校
教 科 学 習 時 の 安 全 的	各教科・総合的な学習時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	施設・設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設・設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方
		施設・設備と学習用具の点検と整備	施設・設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設設備や学習用具の整備や整理・整との仕方
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全	体育学習時の安全と理科・芸術家・家庭科の実験時の安全 野外学習時の安全 専門教科実習時の安全
		生徒会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	生徒会の活動の経過
学 校 行 事 に お け る 安 全	学校行事における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	儀式的・学芸的・体育的行事における事故の現状とその原因 儀式的・学芸的・体育的行事の安全な行動の仕方 事故が起きたときの通報、応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
		遠足・旅行・集団宿泊時の安全	国内外の旅行・集団宿泊的行事等における事故の現状とその要因 遠足、見学等の時の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行・集団宿泊的行事等の際の安全な行動の仕方と事故・災害が起きたときの行動の仕方
		服装や健康の状態と事故の防止	服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその防止 健康状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全	勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止
始 業 、 前 や 清 掃 活 動 後 の 安 全 休 憩 時	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備
		学校生活での事故と安全な行動	始業前等休憩時間中に廊下・階段等で起こる事故とその原因 始業前等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方
		清掃活動の安全	日常の清掃活動や大掃除等のときに起こる事故の現状と原因 日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方
		給食時の安全	(定時制) 給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳・片付けの仕方
庭 登 生 下 活 校 の 時 安 家	登下校のときに起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	登下校時に起こる事故とその防止	登下校時の心身の状況と事故 危険な行動、遊び等での事故 不審者等による事故とその対応
		家庭の内外で起こる事故とその防止	電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取り扱い 家庭内の安全点検 遊び場所や登下校の通学路の危険箇所の確認
等 野 外 安 活 全 動	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動	水泳などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 他野外活動での運動等における危険と安全な行動の仕方
事 応 急 発 生 時 の 手 当 の 時	事故が発生したときの通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動できるようにする	けが人に対する介助の仕方	けが人の介助の仕方と通報の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	止血法、人工呼吸法等けがの応急手当の方法と実際
		熱中症等の措置と応急手当の仕方	熱中症等の症状と応急手当の仕方
地 域 や 社 会 生 活 で の 安 全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	地域の犯罪被害の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	犯罪被害の防止活動や対策と安全な行動
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動の理解と安全な行動
		地域・社会における自分たちの責任と役割	地域・社会生活の安全における自分たちの責任と役割

(1) 防犯に関する備え

ア 職員の共通理解と校内体制の整備

日頃から、児童生徒の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等の作成などにより、校内体制を整備する。

イ 来訪者の確認

学校への来訪者への案内・指示、敷地や校舎への入り口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

ウ 不審者情報に係る関係機関等との連携

日頃から、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校間等の情報提供体制を整備する。

エ 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や休み時間等における教職員やボランティア等による校内巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

オ 登下校時における安全確保

通学路による登下校の徹底、通学路の要注意個所の把握を行う。例えば、通学路の要注意箇所のマップを作成したり、それらの情報を児童生徒等に周知する。また、地域の関係機関等との連携を図り、「こどもを守る安心の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施する。

カ 校外学習や学校行事における安全確保

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

キ 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。

ク 学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの不審者の可能性について検討し、必要な対策を実施する。

ケ 不審者情報がある場合の連絡等の体制整備

警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施する。

コ 不審者の立ち入りなど緊急時の体制

校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等の対応のできる体制を確立する。また、警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備を図るとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等を実施する。さらに、警備員等を配置している学校については、警備員等による巡回の効果的な実施と速やかな対応について検討する。

(2) 防犯訓練実践例

実践例 1

○ クラス単位で、不審者が教室内に侵入した時の教師及び児童生徒の動きを練習する。

- ① 後ろのドアから不審者が入ってきたことを想定。
- ② 教師は不審者の近くへ駆け寄る。その際、近くに棒等があればもっていく。
- ③ 児童生徒は、すみやかに前側ドアの近くへ避難する。
- ④ 教師の指示で廊下へ出て、西側階段から1階へ避難する。

◇ 侵入者の人数や動きに応じて行動することが必要になるので、一定のパターンで動くだけでなく、教師の指示で動けるようにしておくことが重要である。

◇ 教室内の動き、避難の方法、避難場所等についても、様々な状況を想定して行っておくことがよい。

実践事例 2

○ 学年または連学年単位で、不審者が教室内に侵入した時の教師及び児童生徒の動きを練習する。

- ① 不審者が学年内の1クラスに侵入したことを想定。
- ② 不審者の進入したクラスでは、実践事例1の動きを参考に行動する。
- ③ 教師は、連絡役の児童生徒に可能な範囲で近隣のクラスへ連絡させる。
- ④ 連絡を受けたクラスは、教師の指示で速やかに避難する。
- ⑤ 児童生徒を避難させた教師は、不審者侵入クラスへ駆けつけ、担任教師とともに不審者の対応にあたる。

- ◇ 低学年では難しいと思われるが、高学年以上では運動能力の高い児童生徒を連絡員としてあらかじめ決めておくことも考えられる。なお、連絡をさせる場合にも危険は冒さないこと、自分の生命を第一に考えて行動することを、行動訓練を通して身に付けさせておくことが大切である。
- ◇ 侵入クラス的位置により避難経路は変わってくるものと思われるので、すべてのクラスへの侵入を想定し、それぞれの行動の仕方を考えておくことが大切である。

実践事例 3

- 休み時間に不審者が凶器をもって校舎内に侵入した時の教師及び全校児童生徒の動きを練習する。

- ① 職員玄関から凶器らしきものを持って校舎内に入って行く不審者を職員が発見。
- ② 教頭先生に連絡し、職員室にいた2名の職員が不審者を追う。
- ③ 教頭先生は、校長先生に報告し、指示を受け全校放送を入れる。
- ④ 緊急放送〈予め決めておいた文例は、児童生徒等に徹底しておき、子どもがパニックに陥らないように工夫する。〉

〔放送例〕

- ・これから業間集会が始まります。
- ・児童（生徒）のみなさんは、近くの先生の指示で行動してください。
- ・工事区域の近くにいる児童（生徒）のみなさんは、工事区域には近寄らず、注意して行動してください。
- ・今日の工事区域は、東棟2階です。児童（生徒）の集会準備ができた先生は、工事区域の安全確保をお願いします。

- ⑤ それぞれの職員は受け持ち区域へ急行し、児童生徒を掌握する。
- ⑥ 児童生徒は、教師の指示で、危険区域から遠ざかる方向へ避難する。
- ⑦ 危険区域へは2～3名の職員が急行し、児童生徒を安全に誘導する。

◇実際に不審者役を立てて実施することもよいが、不審者役を置かずに校舎内に進入したことを想定して行動訓練を行うことも可能である。

なお、不審者役を立てて実施した場合には、児童生徒への心の動揺に対する配慮を十分に行うことが大切である。

◇状況は様々な形が考えられるが、児童生徒の行動の仕方、職員の動きについては、災害時を想定した避難訓練での動きが活用できるものと考えられる。

◇状況にもよるが、不審者が侵入した場合の緊急放送は、不審者を刺激しないために普段の生活の中でも使える暗号化された言葉を使うことが適切であると考えられる。校内の誰でもがすぐに判断できる緊急連絡用の言葉を決めておくことよい。

◇全校での訓練実施の際は、外部の関係機関への連絡なども取り入れるとよい。

(3) 保護者や関係機関等との連携

不審者等から児童生徒等の大切な生命や安全を確保するため、学校において努力することは当然であるが、その広範な内容からみて、学校の教職員だけでは十分とはいえない。保護者（P T A）や関係機関等との連携により、学校内とその周辺、通学路、地域での生活全般での安全を確保するなどの組織活動も必要である。したがって、児童生徒等が犯罪や事故の被害から自分の身を守るために注意すべき事項に関する家庭での日頃からの話し合い、警察、P T A、自治会、地区防犯協会、青少年教育団体等の協力を得ての要注意箇所の点検や不審者等の情報の速やかな伝達、学校内外や地域の巡回、「声かけ運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となり展開することなどが必要である。

(4) 事件・事故災害時における心のケア

心のケアの内容は、事前の対応、事件・事故災害時の対応、事後の対応に分けて考えておく必要がある。事前の対応では、平素から、心の健康について発育発達に応じた指導がされているかどうかであり、教師が個々の子どもの心をいかに理解しているかが大切である。

事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の継続的な観察とケアを含めた対策が必要である。

※ 非常災害時における心のケアについては、

「非常災害時における子どもの心のケアのために」 平成15年8月 文部科学省等を参考にする。

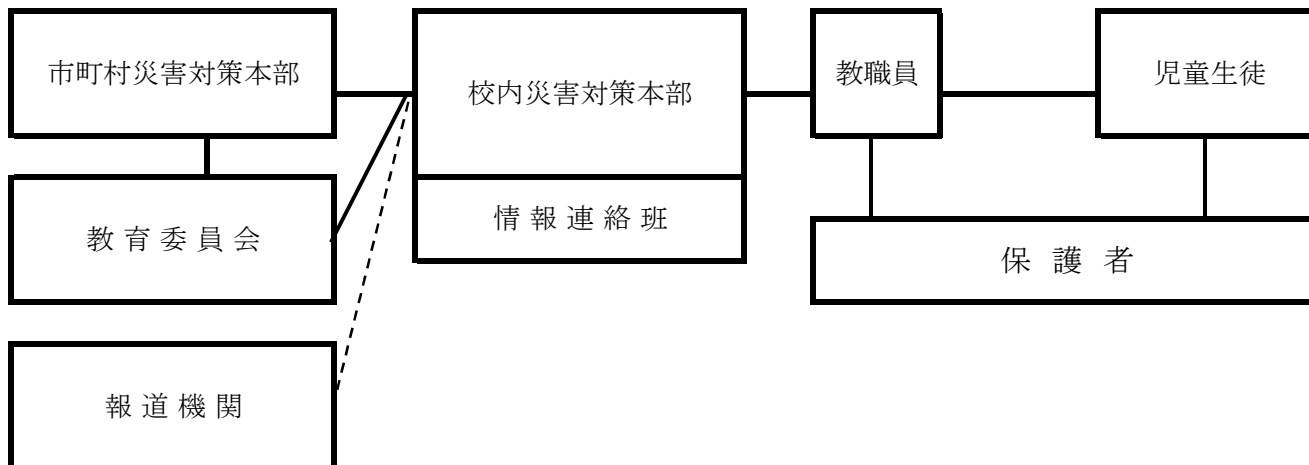
9 災害安全、生活安全にかかわる管理、組織活動等

○ 指示連絡方法、情報の収集・交換の手立て例

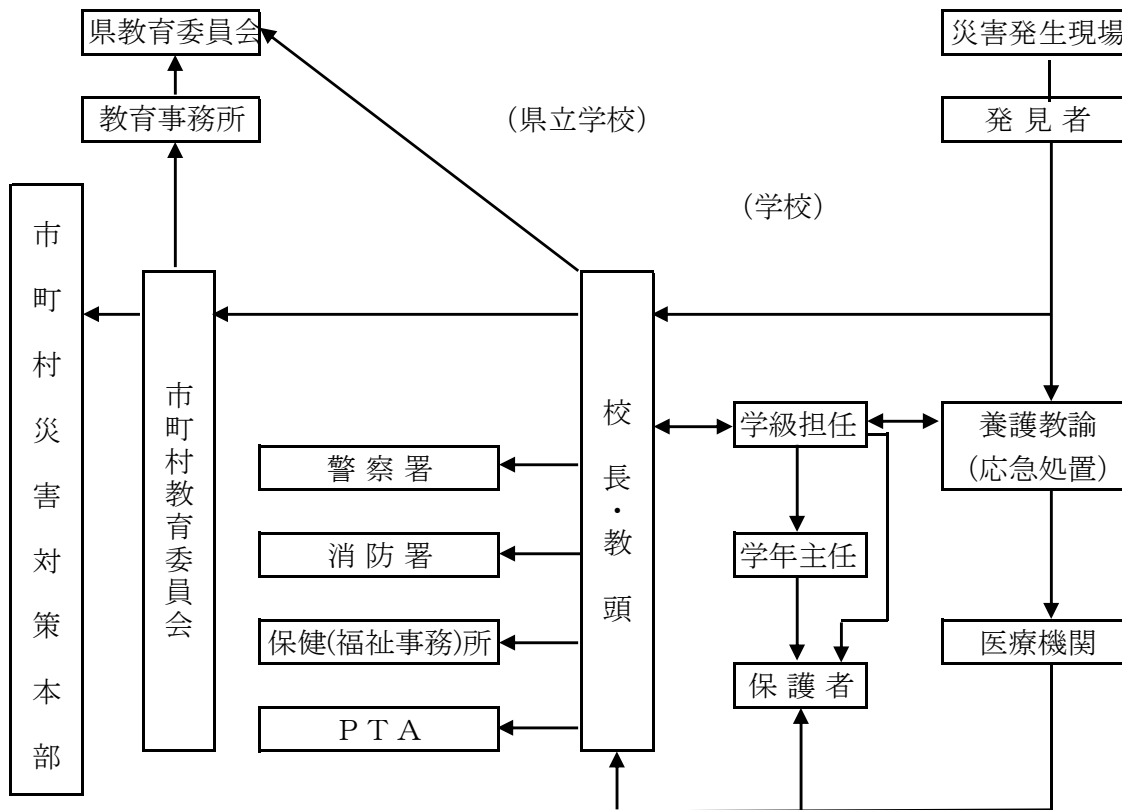
情報の収集、伝達ルート、手段、時期及び責任者を明確にし、体制の組織化を図る。

収集すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒・教職員及びその家族の状況 ・ 交通に関する情報 ・ 地震に関する情報 ・ 病院や救護所など救護に関する情報 ・ 非常食や避難生活に関する情報 ・ 市町村警戒本部からの情報 ・ その他児童生徒等に伝達すべき情報 	情報の収集	テレビ、ラジオ(電池式も配置)の利用 コンピュータ(インターネット接続)災害 掲示板、電子メールの利用 電話(携帯電話)の利用 無線の利用
	伝達方法	外部 情報は様式に基づき報告する。 得られる情報はパソコン等に記録する。	内部 校内放送、ハンドマイク、メガホン等を使用する。連絡ボード、張り紙等も必要に応じて使う。

○ 情報伝達組織(東海地震警戒宣言発令時)



○ 災害発生時の関係機関等への連絡方法及び情報・連絡網の例



○ 災害発生時の関係機関への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
県・市町村教育委員会 教育事務所	児童生徒の避難状況・児童生徒、職員の被災状況、学校被災状況	電 話 無 線
警 察 署	通学路の安全確保要請・盗難に対する警戒警備	
消 防 署	救急救命の要請・火災の発生状況。消化要請・水利状況・救出方法・ 消化方法	F A X
保 健 所	衛生状況の報告・衛生管理の要請	文 書
P T A	協力要請・通学路の安全確保・残留児童生徒の保護方法・児童生徒 引き渡し方法・帰宅方法・緊急連絡事項	有線放送
医 療 機 関	受け入れ要請・児童生徒の被災状況・治療状況の確認	法令(自転車・
保 護 者	緊急連絡事項(児童生徒の事故) ・医療機関の確認	自動二輪車など)

○ 安全点検の場所と対象箇所

点検の場所		点検の対象となる箇所	
校	教室	床や腰板、窓わく、出入りの戸や扉、机、帽子かけ、教卓、黒板、テレビ、ストーブ、戸棚、ロッカー、電気器具及び施設、雑巾かけ、スピーカー、清掃用具入れ、蛍光灯、OHPスクリーン、ベランダ	
	廊下、昇降口 階段	床や腰板、窓わく、かさ立て、防火シャッター、消火器、非常階段、救急袋、靴箱、踏み板、足ふきマット	
	便所、水飲み場	床や腰板、窓わく、出入口の扉、蛇口、流し台、鏡、ウォータークーラー、手洗い容器、清掃用具入れ	
	屋上	金網、非常はしご、給水槽、アンテナ、天窗(トップライト)	
	給食室	床や腰板、窓わく、出入口の扉、防虫網、運搬リスト、冷蔵庫(保冷库)、スイッチ、ガス施設、湯沸器、消火器、コンテナ車	
	体育館	床や腰板、窓わく、出入口の扉、防球網、固定施設、用具、消火器、緞帳(カーテン類)、放送施設	
	※以下、特別教室については、普通教室に準ずるものは除く。		
	理科室 (準備室)	薬品戸棚、電気器用具及び施設、ガス用具及び施設、流し台、蛇口、暗幕、消火器、実験施設及び用具	
	家庭室	ガス用具、流し台、蛇口、電気器具及び施設、調理器具、アイロン、換気扇、冷蔵庫、ミシン、実験用器具、消火器	
	技術家庭室	ガス器具及び施設、電気器具及び施設、実験用機械器具、戸棚、化学薬品油脂類、消火器	
舎	図工室 美術室	図工用器具、各種備品教具、木工、金工、焼窯、石油、電気ガス及び施設、消火器	
	音楽室	ピアノ、オルガン、ステレオ、譜面台、各種楽器類	
	視聴覚室 (放送室)	放送機械、テレビ、各種視聴覚器材、暗幕(カーテン類)	
	図書室	書棚、暗幕(カーテン類)、電気器具及び施設、ストーブ	
	その他(職員室、校長室、保健室、更衣室、事務室、会議室、応接室、相談室、印刷室、児童・生徒会室、クラブ室)	机、椅子、応接セット、テレビ、戸棚、書棚、黒板、衝立、各種コピー用機械、ガス器具、冷蔵庫、湯沸器、ロッカー、ベットの、担架、薬品、検査器具、消火器	
	校舎外	校地・運動場	地面の状態、危険物(ガラス、石、釘)、ライン用ロープ、散水施設、門扉、花壇、さく、側溝、指揮台、自転車置場、樹木等、ベンチ、ゴミ箱、掲場塔、浄化槽、池等
		体育固定施設及び遊具施設	鉄棒、サッカーゴール、バックネット、防球ネット、砂場、ブランコ、すべり台、のぼり棒、ろく木、シーソー、築山、ジャングルジム、回旋塔、うんてい、タイヤ、球技関係審判台等
		運動用具等の倉庫	床や腰板、窓わく、出入口の扉、石灰置場、運動用具、整地用ローラー等
足洗い場		床、排水口、蛇口等	
プール		床、浄化消毒装置、シャワー、排水口、洗面器、蛇口、鏡、更衣室の床や腰板、窓わく、出入口の扉、戸棚等	
その他		焼却炉、危険物倉庫、ごみコンテナ、百葉箱等	

チェックリスト例

(ア)設備<管理点検表の例>

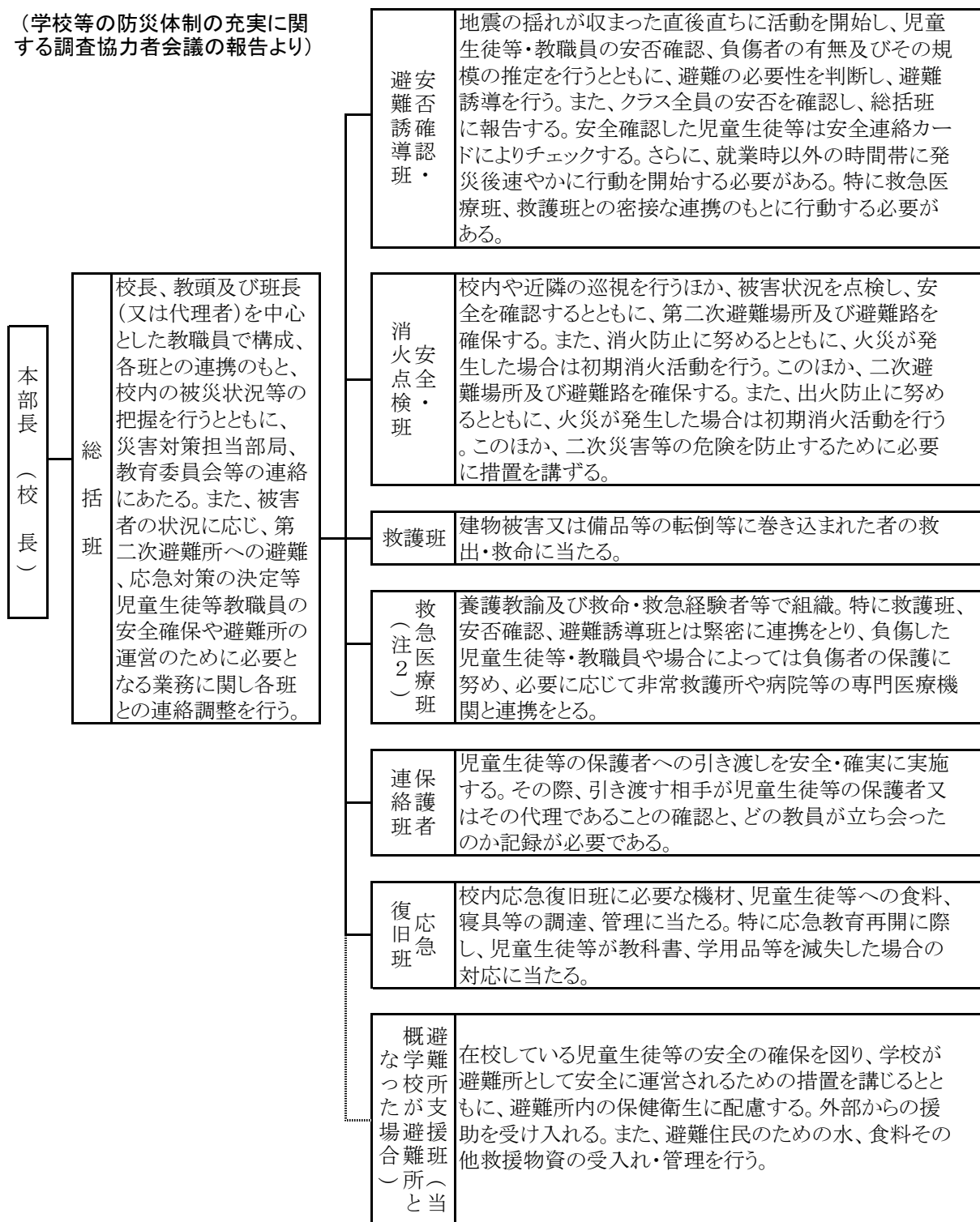
管理点検表 (年度)									
点検場所					点検者(印)				
	非常用品	管理場所	数量	管理責任者	点検結果 ○・×				特記事項
					/	/	/	/	
救急	救急箱	保健室 職員室							
	医療品	"							
	担架	" 職員室							
	蘇生器	"							
情報	テレビ	校長室 職員室 事務室							
	ラジオ	職員室 事務室							
	ハンドマイク	体育教官室							
	トランシーバー	事務室							
	屋外放送器	放送室							
食糧	非常食	体育館							
	飲料水	"							
	飲料水浄化装置	倉庫							
消火用品・工具類	消火器	各棟各階							
	バケツ	"							
	ロープ	管理棟1階倉庫							
	バール	"							
	ジャッキ	"							
	ハンマー	"							
	のこぎり	"							
	なた	"							
	一輪車	"							
	スコップ	"							
	つるはし	"							
	軍手	"							
	脚立	"							
はしご	"								
電灯	懐中電灯	事務室							
	発電機	グラウンド倉庫							
	非常灯	事務室							
衣住	ヘルメット	各教室							
	毛布	保健室 体育館							
	テント	グラウンド倉庫							
	ビニールシート	体育館							
	防災服	事務室							
	長靴	トイレ							
	合羽	用務員倉庫							
雑貨	模造紙	事務室							
	印刷用紙	"							
	マジック	" 職員室							
	ガムテープ	" "							
	乾電池	"							
	電子レンジ								
	コンロ								

(イ)施設<管理点検表の例>

管理点検表 (年度)		点検者(印)				不良箇所 (程度)	処理月日	印
場所	点検項目	点検結果 ○・×						
		/	/	/	/			
教室・ 特別教室・ 準備室等	1 机・椅子は破損していないか							
	2 床は、すべりやすくないか、また破損箇所はないか							
	3 窓や戸の開閉に支障はないか、また破損はないか							
	4 電気器具の故障はないか(コンセント等も含む)							
	5 照明器具が破損したり、落下の恐れはないか							
	6 床・壁・柱・戸等に釘・画鋸等が出ていないか							
	7 壁にかけた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか							
	8 掲示物などに危険はないか							
	9 カーテン・レールの破損はないか							
	10 戸棚類が倒れる危険性はないか							
	11 棚の上の物は安全に保管されているか							
	12 戸棚類が倒れる危険性はないか							
	13 室内の整理整頓はよいか							
	14 刃物(はさみ・包丁・針)は定位置に保管されているか							
	15 必要な箇所の施錠が確実にできるか(出入口及び戸棚類)							
	16 薬品、薬品戸棚の整理・保管はきちんとできているか							
	17 ガス栓・ガスの配管などに故障はないか							
	18 換気装置に異常はないか							
流し等	1 器具に破損はないか							
	2 排水口はつまっていないか							
	3 流し槽は清潔に保たれているか							
	4 すべりやすい状態ではないか							
廊下等	1 通行の妨げになるものが放置されていないか							
	2 すべりやすく危険なところはないか							
	3 くつ箱が倒れる危険はないか							
	4 非常口は非常の場合すぐに開放できるか							
	5 扉・引き戸はスムーズに開放できるか							
トイレ等	1 ドア・戸口の鍵は破損していないか							
	2 床・足場はすべりやすくなっていないか							
	3 便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか							
	4 窓枠、窓ガラスの破損はないか							
	5 洗濯機・乾燥機などの異常・故障はないか							
	6 シャワー・ガス・湯沸器などの異常・故障はないか							
	7 換気装置に異常はないか							
グラ 等ウ ンド	1 遊具などに危険な箇所はないか(ネジ・手すりの破損)							
	2 周囲に危険な物が落ちていないか(ビン・缶の割れ物等)							
	3 自転車置場がきちんと整頓されているか							

○ 校内防災組織例

(学校等の防災体制の充実に関する調査協力者会議の報告より)



(注1) 学校の場合、第一次避難場所は、通常、校庭であるが、第二次避難場所としては、地域防災計画に基づき、区域ごとの広域避難場所が指定されているのが通例である。

(注2) 阪神・淡路大震災では避難住民とともに多数の負傷者が運び込まれた経緯があり、病院搬送以前の事前トリアージが必要な場合がある。このような場合を想定し、校医等地域の医師団の協力を得て、負傷者のトリアージを行い、症状に対応した適切な病院を選定し、搬送できるよう、専門医療機関への中間ステーションとして機能することが望まれる。なお、措置の状況については、災害対策本部に随時連絡する。避難所が長期間にわたり設置される場合には、児童生徒等、教職員、避難住民等の健康管理、精神的安定等にも配慮する必要がある。

※ トリアージ：緊急時に、病気やケガの緊急度や重傷度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

○ 児童生徒の帰宅方法及び保護者への引き渡し方法例

状況に応じた帰宅及び引き渡し方法を事前に保護者と十分協議して定め、地域の協力も得ることができるよう計画する。

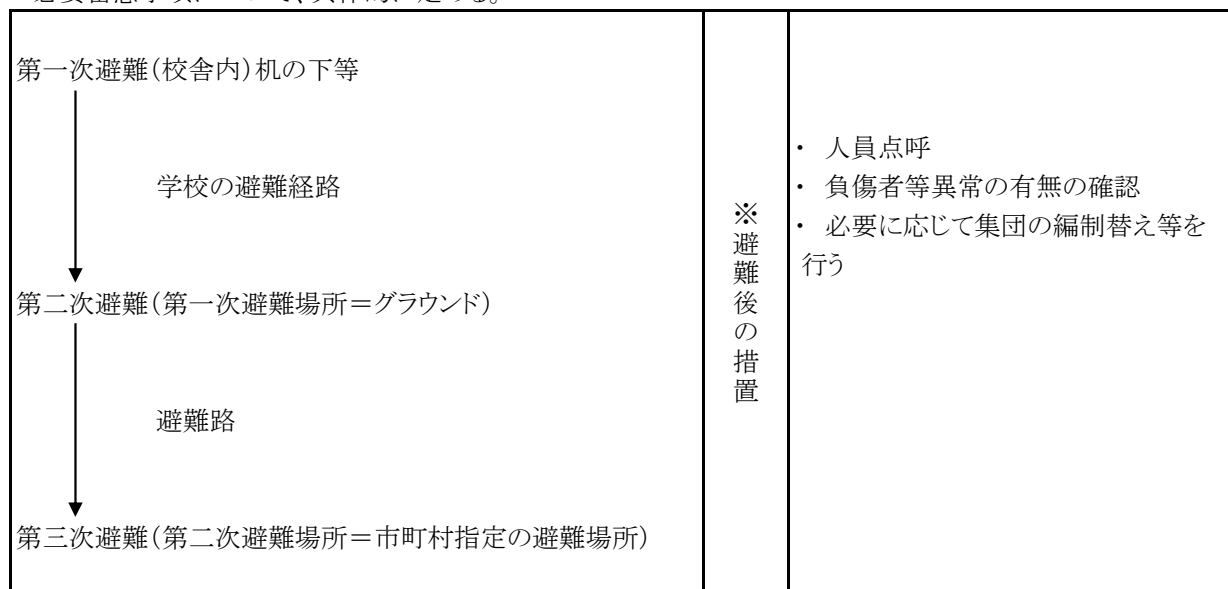
保護者が被災し児童生徒を引き取りにこられない場合など、帰宅できない児童生徒については、教職員指導のもと、学校に宿泊させる。この場合、保護者と連絡を取るよう努める。

(参考例) 児童(生徒等) 引き渡しカード

学年		血液型	型
組別			
氏名	ふりがな		
		年 月 日生(歳)	
住所			
保護者氏名	父	連絡先	TEL ()
	母		
緊急連絡先	TEL()	在校生兄弟姉妹	
	氏名	続柄	精神
引き渡し場所	受け取り人		
1 校庭			
2 広域避難場所			

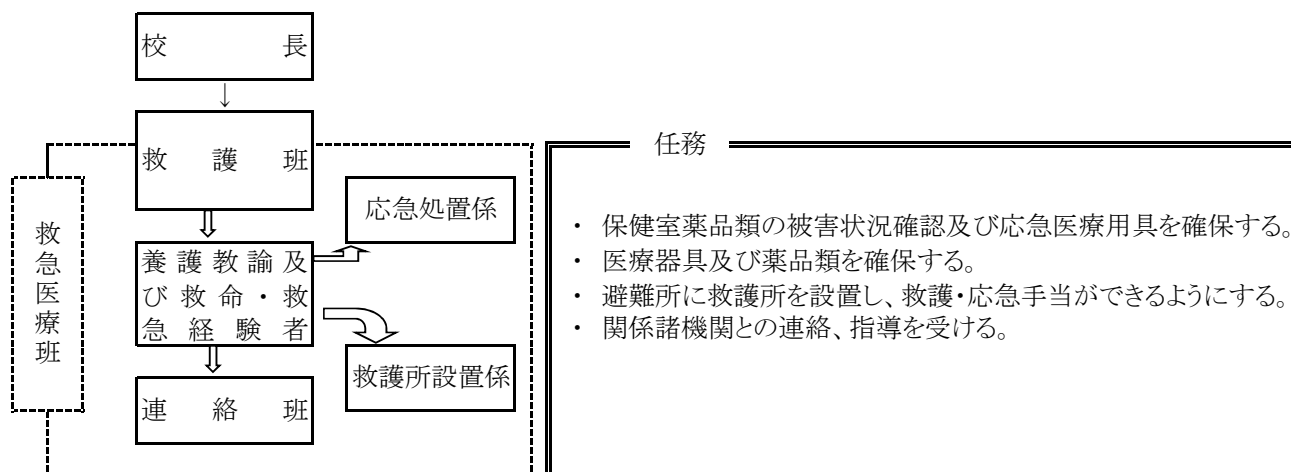
○ 児童生徒等に対する避難誘導例

避難先、避難ルート、避難誘導責任者、避難方法(集団規模、服装その他留意事項等)及び避難先での必要留意事項について、具体的に定める。



○ 児童生徒等の救護方法

救護活動の体制づくり



救護活動

- ・ 児童生徒が校舎から避難したあと校舎内を巡回して、残留した児童生徒がいないかどうか確認する。
- ・ 避難途中にけが等をした児童生徒を速やかに避難ができるよう援助したり、必要に応じて担架などで安全な場所に避難させる。
- ・ 救護所をあらかじめ設定して、けがや負傷者の応急手当を行う。したがって、避難所には、応急手当薬品類や毛布等が即座に用意できるように身近に準備しておく。
- ・ 応急手当に当たっては、まず、けが人や急病人の状態をよく知り、けがや病気の悪化を防ぐよう心がける。

救護活動の留意点

- ・ 児童生徒の安全の確認や病人、けが・負傷者の有無を素早く把握できるよう、避難誘導班との連携が図れるようにする。
- ・ 災害に伴うけが、負傷者の応急手当や保護を養護教諭等を中心に適切に行うとともに医療機関による診察、治療を要する負傷者の判断を的確に行う。
- ・ 諸機関への通報、連絡、報告等を迅速かつ正確に行い、適切な処置がとれるよう組織の機能化に努める。
- ・ 常時、児童生徒の健康観察を的確に行い、健康状態や一人ひとりの緊急連絡先等を確認しておく。
- ・ 自分のことはできるだけ自分で処理することが大切であるが、応急手当・救護の知識・技術を身に付けて、災害のときに備えておく必要がある。

諸機関、関係者への通報・連携

- ・ 必要に応じて消防署に連絡し、救護者の手配をする。
- ・ 市町村(学校組合)教育委員会、医療機関、保護者等の連絡を密に行う、連携を適切に行う。
- ・ 連絡通信が不通の場合には、教職員自らが連絡・通報のために伝令となることも必要である。
- ・ その他、何らかの手段で通報・連絡を怠らないようにする。

○ 初期消火と重要物品の搬出方法例

(1) 初期消火活動

[消火器を用いる場合]

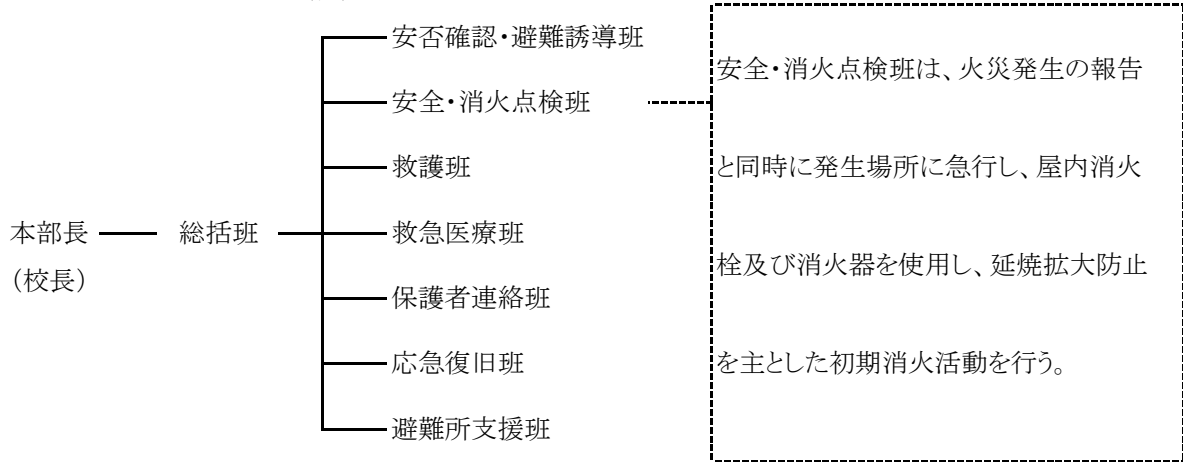
- ・ 消火器の設置されている場所を確認しておく。
- ・ 多くの消火器を集める。
- ・ 消火器の使用法を理解し、体得しておく。

[消火器がない場合]

- ・ 身近にあるポットや花瓶の水をかける。
- ・ 毛布などをかけ、酸素を遮断する。その後水をかける。
- ・ バケツ(ポリバケツ)リレーで水をかける。
- ・ 油等に引火した時は、いきなり水をかけず、シーツやカーテンなど大きな布を濡らして燃焼している容器等にかぶせる。

(2) 初期消火の体制づくり

(例)



(3) 搬出活動

- ア 児童生徒並びに全教職員の安全確保を第一義に考えながら、必要な書類等の搬出に努める。
- イ 非常持出物品、搬出者、搬出先について定め、共通理解を図っておく。
- ウ 搬出の方法、素早い搬出の要領を理解し、訓練しておく。

(4) 搬出の重要書類

- ① 児童生徒指導要録(学歴に関する記録) ② 卒業生名簿 ③ 修了生名簿
- ④ 職員履歴書 ⑤ 学校要覧 ⑥ 旧職員履歴書 ⑦ 事務引継書 ⑧ 辞令
- ⑨ 児童生徒健康診断票 ⑩ 児童生徒歯の検査表 ⑪ 児童生徒転入転出関係簿
- ⑫ 職員健康診断表 ⑬ 幼稚園、小学校、中学校指導要録の抄本 ⑭ 入学届
- ⑮ 叙位叙勲関係綴 ⑯ 校地、校舎等の図面 等

(5) 搬出の際の留意点

- ア 火災発生時における役割、任務にそってその職務遂行に当たる。
- イ 搬出すべき書類を迅速に搬出する。その際、耐火金庫で保存不可能な物から搬出する。
- ウ 一人での搬出は危険であり、少なくとも、複数の職員が類別された非常持ち出し書類を火災の状況、流れを十分考慮して行う。
- エ 搬出のため、必要に応じて児童生徒を手伝わせたときには、まったく危険の恐れのない場合だけとする。

○ 登下校時におけるケース別対応行動例

登下校中は、児童生徒の行動範囲が自宅、学校及び通学路と様々なので、それぞれの所在と人数の把握が重要である。

	在校中	登下校中	在宅中
基本	○ 原則として、学校に待機させる。	○ 基本的には家か学校か近いほうへ避難するか、あるいは近くの安全な場所への避難を判断させる。(中間の場合は登校中は学校へ、下校中は家へ避難することを原則とする。)	○ 原則として自宅に待機させる。
児童生徒への指導と 教職員の行動	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を安全な場所に集める。 	<ul style="list-style-type: none"> 登校した児童生徒を安全な場所に集める。また、下校あるいは避難した児童生徒については、保護者や関係諸機関との連携を図って緊急にその所在確認に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の監督のもと、安全な場所に待機させる。
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の動揺を静め、望ましい安全行動を行い、適切な指示を与える。 学校(本部)の指示で避難誘導する。 行動の前後には、必ず人員の確認をする。 学級名簿、通学班名簿、笛を携行する。 通学班単位で集合待機させ、必要に応じて家庭との連絡を取る。 児童生徒の引き渡しは、原則として保護者に引き渡す。 避難状況を緊急連絡網により当該教育委員会に報告する。 留守家庭や交通機関利用の残留者を掌握保護し、状況により帰宅させる。 救護や初期消火、重要書類の搬出など、防災活動にあたる。 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて家庭との連絡をとる。

○ 緊急時の教職員等の動員計画参考例

地震防災応急対策要因動員計画(東海地震における動員計画)

時点	判定会召集報道			警戒宣言発令			備考
業務内容	校内警戒本部設置準備			校内警戒本部設置			
動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中	勤務時間内	勤務時間外	出張中	
校長	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに直行し配備につく	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに直行し配備につく	
教頭							
事務長							
地震防災 応急対策 要員							
一般職員 (近距離 通勤者)	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに直行し配備につく	
一般職員 (遠距離 通勤者)	直ちに配備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配備につく	自宅待機	直ちに直行し配備につく	

○ 緊急時の教職員等の動員計画参考例

災害応急対策要員動員計画

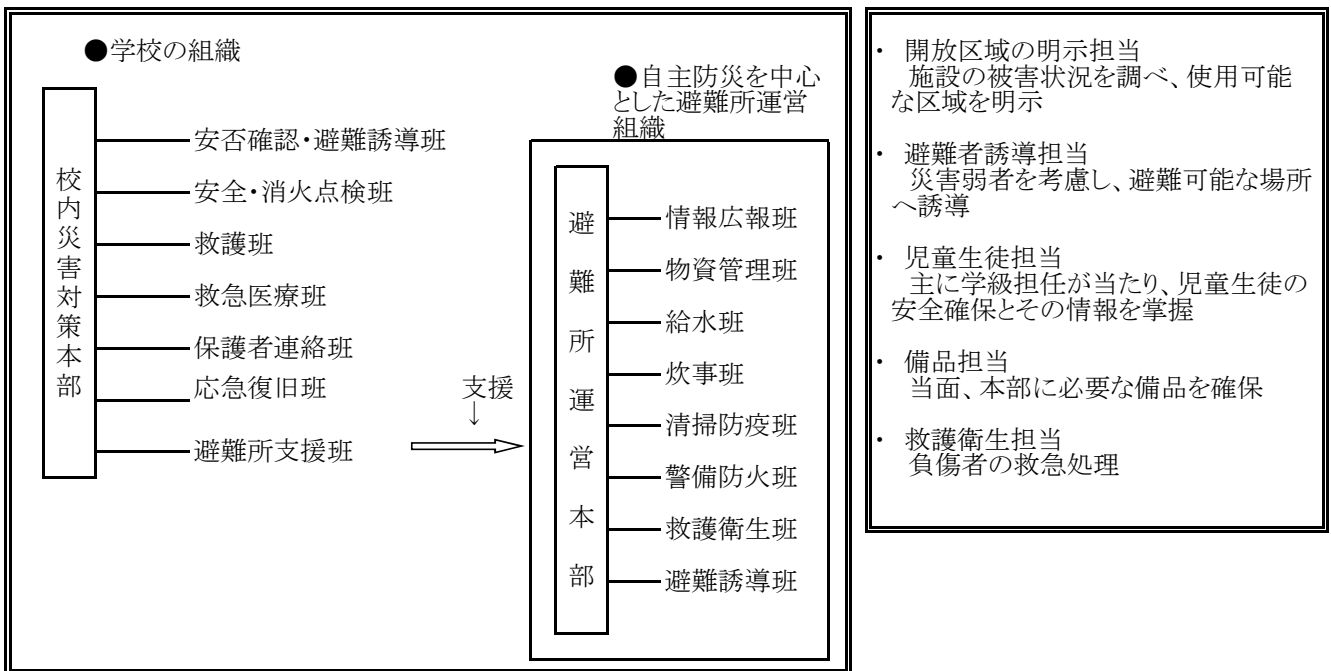
業務内容	校内災害対策本部設置			備考
	勤務時間内	勤務時間外	出張中	
校長 ----- 教頭 ----- 事務長 ----- 地震防災 応急対策 要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備する	
一般職員 (近距離通勤者) ----- 一般職員 (遠距離通勤者)	直ちに配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく。ただし、交通機関の途絶により所属校に出勤できない場合には、県立学校の教職員は、最寄りの県立学校に、市町村立学校の教職員は、原則として、所属校が所在する市町村の最寄りの学校にそれぞれ出勤し、その校長の指示に従う。	帰校できない場合は、勤務時間外の遠距離通勤者に準ずる。	

避難所開設参考例（施設・設備の解放等）

避難所の運営については、本来的には市町村の災害対策担当部局が、その責任を有するものであるが、避難所として指定されている学校や避難所となることが予想される学校においては、教育再開を考慮しながら、避難所開設への協力を想定した対応を考えておく必要がある。

ア 避難所支援班の設置《避難所運営組織例》

初期段階

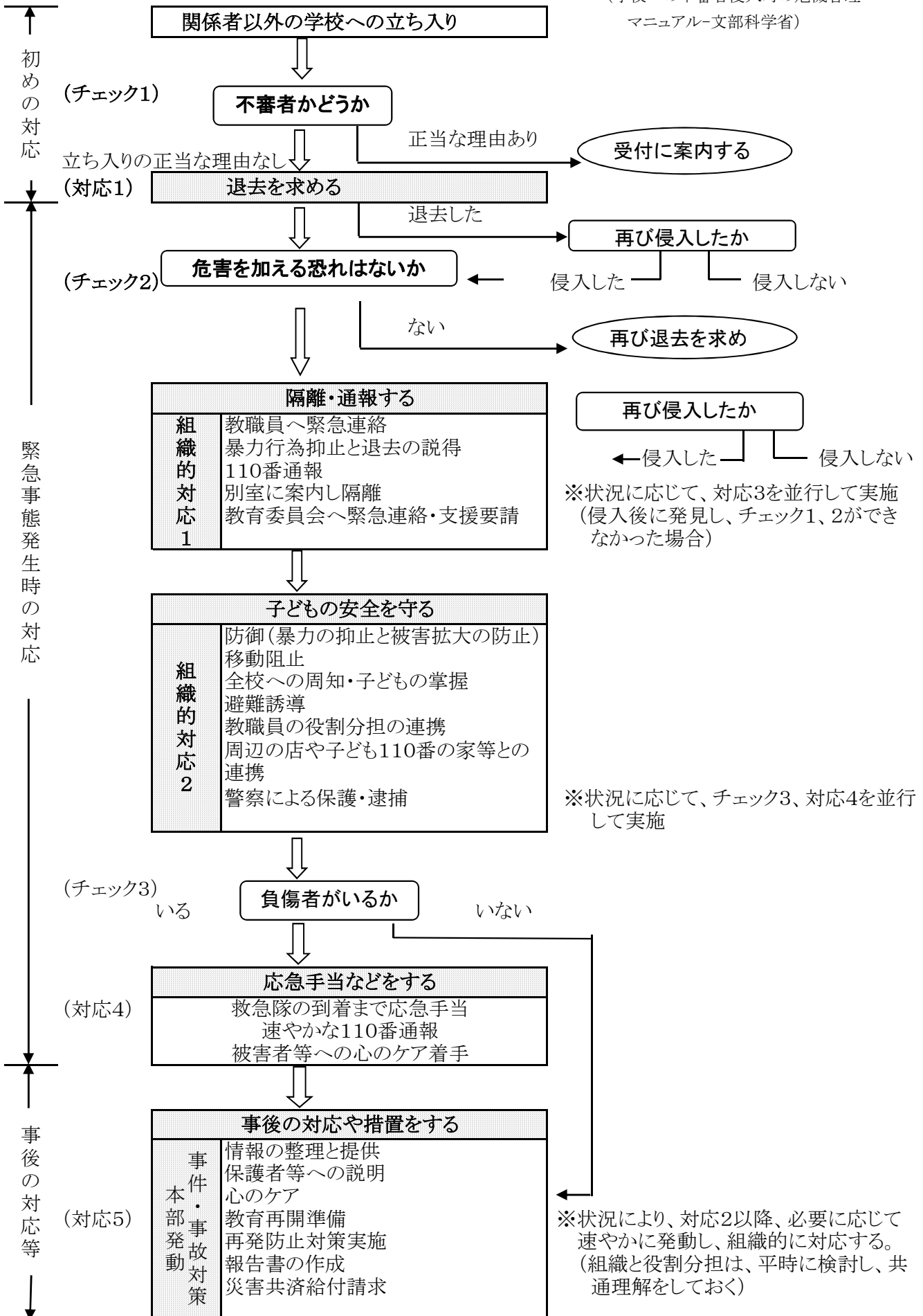


イ 施設開放区域の明示

- ・ 学校は発災後、原則として応急危険度判定士の診断を待って、建物の安全を確認した上、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域とを早急に明示する。この際、校長室、保健室、放送室は学校管理用として開放しない。特別教室は避難生活を送るには適さないため避難者の受入れを極力避ける。その他の施設については、教育再開を考慮し、使用優先区域を決定し、避難者数に応じて開放する。
- ・ 健康面等で配慮する必要のある避難者に対しては、和室等を優先的に割り当てる。
- ・ 立入禁止区域はロープと看板で示す。避難場所として開放する区域を正門、通用門、当概区域等に看板で明示する。
- ・ 施設の提供に当たっては、グラウンドや多目的ホール等の開放順位をあらかじめ決め、教職員及び地域住民に知らせておく。

○ 学校における不審者への緊急対応の例

(学校への不審者侵入時の危機管理
マニュアル-文部科学省)



○ 不審者侵入への対応・チェックの具体例

(学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルー文部科学省 参考)

チェック1 「不審者かどうか」

1 不審者かどうか見分けるポイントの例

- (1) 受付を通っているかどうか見分けるポイントの例
 - ・ 来校者のリボン、名札をしているか。
 - ・ 受付を無視したり、不審な言動をしていないか。
- (2) 声をかけて、用件をたずねる。
 - ・ 用件が答えられるか。また、正当なものか。
 - ・ 保護者なら、子どもの学年・組・氏名が答えられるか。
 - ・ 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- (3) 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。
- (4) 凶器や不審な物を持っていないか。
- (5) 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2 用件が明らかで正当な場合は受付に案内する

- ・ 受付をし、名札やリボン等をつけてもらう。
- ・ 用件のある場所に案内する。

対応1 退去を求める

- 1 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。
その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めて知らせたりヘルプカードなどを活用したりする。
- 2 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。
相手の対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。
- 3 次のような場合は、不審者として「110番」通報する。
 - (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - (2) 退去の説得に応じようとしない。
 - (3) 暴力的な言動をする。
- 4 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。
- 5 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。
- 6 警察や教育委員会に報告し学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

チェック2 危害を加える恐れはないか

1 所持品に注意する。

- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2 言動に注意する。

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。

対応2 隔離・通報する

- 1 別室に案内し、隔離する。
凶器を持っていない場合は、入り口付近の応接室などあらかじめ決めておいた場所に案内し、隔離する。(できるだけ出入口が1か所で、強固な扉の部屋)
不審者を先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、直ちに避難できるように入口の扉は、開放しておく。
(他の教職員支援や警察への通報が必要な時のサインを決めておく。)
- 2 暴力行為抑止と退去の説得をする。
 - ・ 複数の教職員で対応する。
 - ・ 言動に注意し、問合取りながら説得する。
- 3 警察「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。
 - ・ 校内放送等で教職員に周知する。
あらかじめ決めておいた文例を用いて、不審者に気付かれず、子どもがパニックに陥らないように工夫する。
- 4 教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。

対応3 子どもの安全を守る

- 1 防御(暴力の抑止と被害の防止)をする。
 - (1) 応援を求める
 - ・ 大声を出す。
 - ・ 防犯ベルで知らせる。
 - ・ 警報装置や通報機器等で知らせる。
 - ・ 校内放送で知らせる。
 - (2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。
 - ・ モップ、消火器、机、イスなど近くにあるものを何でも活用する。
- 2 子どもを掌握し、安全を守る
 - (1) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。
(他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導を依頼する。)
 - (2) 授業以外の場合は、予め分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る。
 - (3) 教職員または全校に緊急連絡をする。
 - (4) 担当者は、校内外の巡視をする。
- 3 避難の誘導をする。
 - (1) 教室等への侵入などの緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、子どもを教室で待機させる。
 - (2) 教室等への侵入の恐れがある場合は、子どもと不審者の間に教員が入り、両者を引き離し、子どもを職員室など大人の居る場所に避難させる。
 - (3) 非難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合は、指示がなくとも子どもが避難できるよう訓練しておく。

チェック 3 負傷者がいるか

1 負傷者がいるかどうか把握する。

- (1) 授業中は担当者が把握して報告する。(校内緊急通話システム等で連絡)
- (2) 休憩時間や放課後などは、教職員があらかじめ決めておいた担当の場所に急行し速やかに負傷者の有無を確認する。(校内緊急通話システム等で連絡)
- (3) 周辺の民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
 - ・ 予め連絡先を登録し、電話する。
 - ・ 予め緊急時に情報を提供してもらえるようネットワークづくりをする。
 - ・ 担当者が周辺を回って情報収集をする。
 - ・ 保護者の協力を得ることも考える。
- (4) 全員を集合させ、けがをしていないか把握する。
 - ・ 校舎外を担当者が巡回する。
 - ・ 学校周辺を担当者が巡視する。

2 情報を集約する。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。
 - ・ 通信方法は複数確保する。
- (2) 安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進める。
- (3) 登下校や地域で犯罪にあたり、あいそうになったりした時の情報収集の方法について、保護者、子ども、「こどもを守る安心の家」、地域の関係機関・団体との連携の仕方について検討し、周知しておく。

3 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請を行う。

対応 4 応急手当などをする

1 負傷者がいたら、まず様態を観察し、同時に応援を依頼する。

2 応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し「119番」通報する。

- ※ 既に「110番」している場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので再度通報する。
- ・ 搬送者、搬送先を記録し、保護者に連絡する。
 - ・ 担当者を決め、情報を整理し、必要に応じて活用する。
 - ・ 保護者等の複数の連絡手段を確保する。
 - ・ PTA役員等の協力を得ることも検討する。

3 大出血している場合は、心肺蘇生法の前に、圧迫したり、負傷部位より心臓に近い所を縛ったりして止血する。

4 呼吸をしてない場合は人工呼吸を、循環のサインがない場合は、心肺蘇生法を実施。(救急処置の基本-参照)

5 心のケアに着手する。

6 応急手当や心のケアについては、教職員や保護者等を対象に研修を実施し、緊急の実態に対応できるようにしておく。

対応5 事後の対応や措置をする

- 1 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。
- 2 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。
 - (1) 情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する。(校長、教頭等)
 - (2) 事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
 - (1) 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらう。その場合、PTAの役員等に協力を要請することも検討する。
※ 緊急の際の連絡方法を確認しておく。
 - (2) 報道機関等へは、情報を整理し、適宜提供する。
 - (3) 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。
 - (1) 学校に緊急の事態が生じ、保護者や地域住民に対する説明、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等が必要な場合には、教育委員会が直接対応するなどの支援を行うとともに、学校に教育委員会の職員を派遣する等の方法により学校を積極的に支援するよう努める。
 - (2) 事件・事故後の補償問題や、子どもの安全管理、保健衛生、施設管理など専門的な知識に基づく対応が必要な事項に関して、学校を支援する体制の整備に努める。
- 5 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。

学校の電話は、問合せが殺到し使用できなくなることが予想される。そのため、普通電話だけでなく、携帯電話、有線放送などを活用したり、「こどもを守る安心の家」や地域の防災連絡所、警察・交番等の電話を借りることなども検討しておく必要がある。
- 6 侵入事件が発生し、不審者が保護・逮捕されたり、学校外に退去した場合でも、子どもに不安や恐怖が残っている場合は、下校時に教職員が引率し保護者に引き継ぐことが必要である。また、保護者には引率や巡回の協力を依頼することなどの対応（配慮）も必要である。

○ 不審者対策のチェックリストの一例(学校用)

※平成13年8月31日付「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理
 についての点検項目(例)の改訂について(通知)」を参考に作成

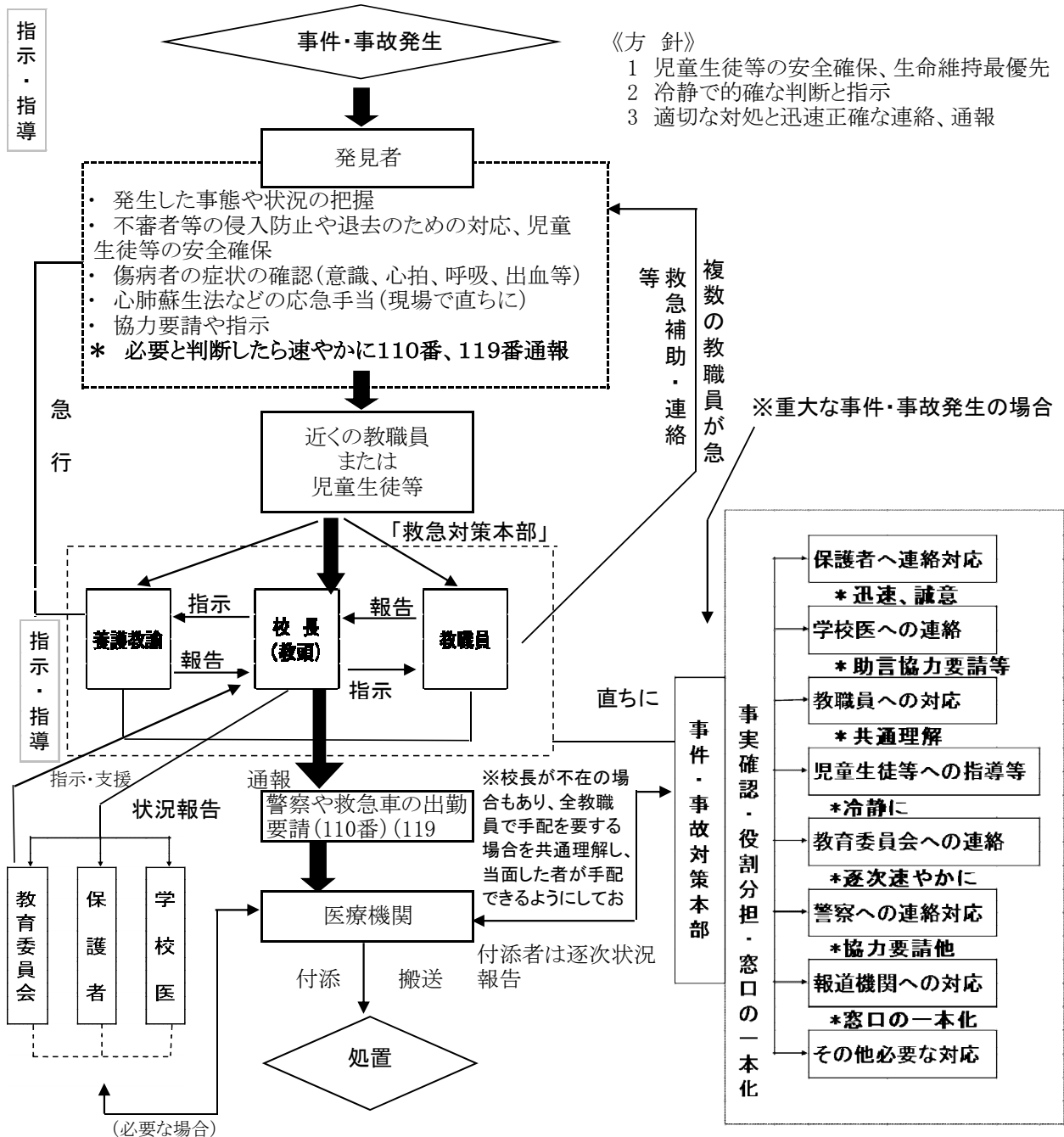
評価 A(行っている) B(おおむね行っている) C(行っていない)

No.1

点検項目	評価	今後の改善計画等
1 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。		
2 不審者侵入事件に係わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ教職員間で情報交換、意見交換を行うことなどにより、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。		
(1) 不審者による緊急事態発生時に備えた避難訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。		
(2) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアの具体的な方法について研修を行っているか。		
(3) 教職員の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。		
4 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
5 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示しているか。		
(2) 来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能なようにしているか。		
(3) 来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。		
(4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。		
7 登下校時において、子どもの安全が確保されるよう、次のように措置を講じているか。		
(1) 通学路において人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所を把握し、子ども、保護者に周知するなどして注意喚起しているか。		
(2) 登下校時等に万一の場合、交番や「子どもを守る安心の家」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。		
8 学校における注意を払うべき箇所を点検し、子どもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。		
9 校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。		
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。		
(3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡方法等について、予め定めているか。		

点検項目	評価	今後の改善計画等
10 学校開放(授業日)に当たって、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施錠等)を講じているか。 (2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
11 学校周辺等における不審者の通報が入った場合は、次のような体制が整備されているか。		
(1) 子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等のパトロールの協力を得る体制を整えているか。		
(2) 子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる学校内外の巡回等の協力を得る体制を整えているか。		
(3) 学校、関係機関、保護者、地域住民等が連携して、不審者の行動を把握する体制を整えているか。		
12 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織、体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防御(不審者対応)、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織(役割分担)を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接学校等の協力が得られる体制を整えているか。		
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援等が得られる体制を整えているか。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡がとれる体制等を整えているか。		
(5) 学校近く地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
(6) 登下校時や校外学習時などにおいて、不審者による緊急事態が発生した場合に、「こどもを守る安心の家」や地域の住民等が、子どもの緊急誘導、通報等を行う体制を整えているか。		
(7) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		
13 学校の施設設備等の面で、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、錠の状況等の点検、補修を行っているか。		
(2) 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
(4) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく場所(応接室、相談室等)を決めているか。		
14 安全教育(防犯)が学校の実態に応じて教育課程に位置付けられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。		
15 不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。		

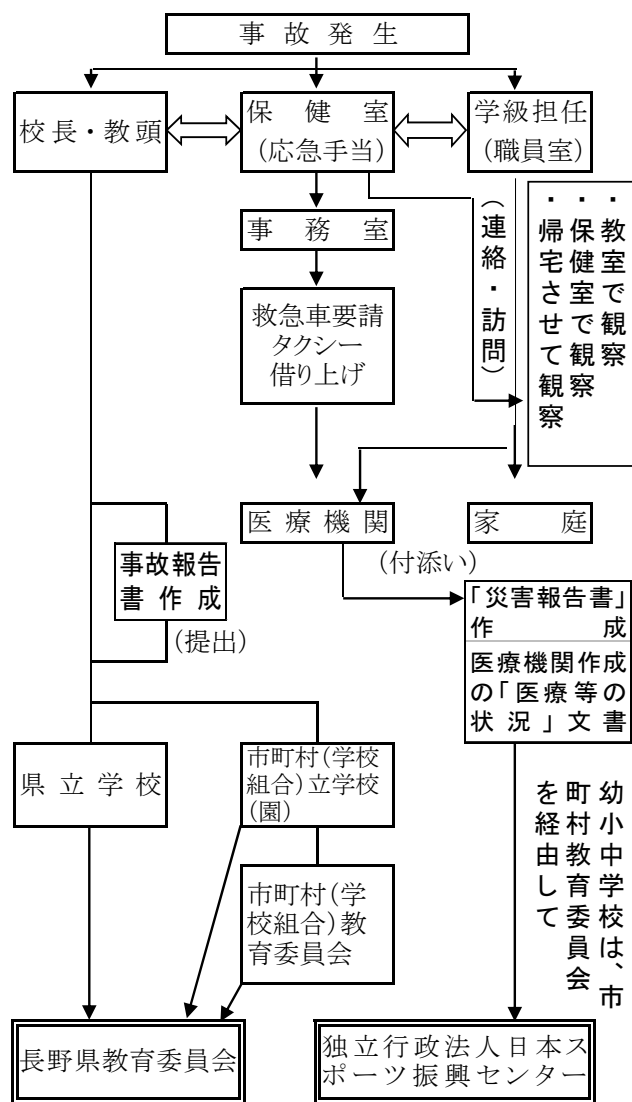
○ 校内での事件・事故などの緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



※この例を参考に、遠足、旅行、宿泊訓練、大会参加等の校外の教育活動中の事故や不審者等による犯罪の発生など、様々な事態の際の救急及び緊急連絡体制を確立しておく。

○ 緊急処置の基本

(1) 事故発生時の事後対応も含めた全体の対応の流れ例

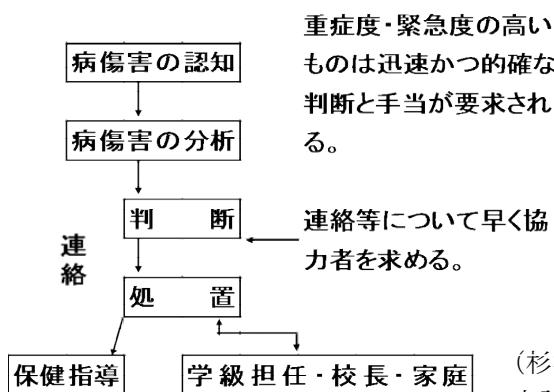


- ・負傷者の状況把握、心身の安定と安静を図る。
- ・迅速で正しい応急処置がなされたかどうかポイント。誰でもできるようにしておく。
- ・必要に応じ学校医の指示を受ける。
- ・頭部外傷、呼吸困難、心臓発作や脊髄損傷、内臓損傷の疑いがある場合は、医師や救急隊員の指示を待つ。
- ・保護者への連絡は、予断や推測をまじえず事実を正確に伝える。
- ・病院へ運ぶ際は、緊急の場合を除き、保護者から指定する病院の有無を確認する。
- ・負傷者を保護者に引き渡すまでは付添い、看護に当たる。
- ・事故発生時の状況調査。
- ・事故発生からの対応を時間をおって記録しておくことよい。
- ・事故の原因、発生後の措置についての問題点を明確にし、類似の事故の再発防止と安全管理、安全指導の徹底を図る。
- ・事故に関する外部からの問い合わせ、取材等に対しては、校内で責任者を決め、窓口の一本化を図る。
- ・災害共済給付について十分理解しておく必要がある。保護者に対しての説明が不十分であったため、学校や教師の不信を生ずる例が多い。

(3) 重症度の判断基準と緊急度の判断基準

(2) 傷病に対する判断基準

学校の応急手当で一番大切なことは、重大な兆候を見逃し、長く学校にとどめ、いわゆる手遅れ状態にしないことである。



重症度・緊急度の高いものは迅速かつ的確な判断と手当が要求される。

重症度の判断基準

- 1 呼吸促進
- 2 顔面蒼白・チアノーゼ
- 3 嘔吐の持続
- 4 めまい・あくびの持続
- 5 意識障害
- 6 悪寒
- 7 強度の発汗
- 8 苦悶・狂躁状態
- 9 尿・大便失禁
- 10 急速な脱力状態
- 11 その他

緊急度の判断基準

- 1 意識喪失の持続
- 2 ショック症状の持続
- 3 けいれんの持続
- 4 激痛の持続
- 5 多量の出血
- 6 骨の変形のひどい時
- 7 大きな開放創
- 8 広範囲の火傷
- 9 その他

(杉浦守邦 緊急養護学序説参考)

(杉浦守邦 緊急養護学序説参考)
上記のような症状がある場合は、重大な疾患の疑いがあるので特に注意が必要である。

上記の症状のある時は危険な兆候である。救急車を呼び医療機関での緊急な処置が重要課題となる。

10 独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の概要

(1) センターの性格

学校の管理下における児童生徒の事故や災害に対し必要な給付を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者による互助共済制度であり、補償制度ではない。

(2) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成22年度現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・ 医療保険なみの療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの ・ 学校給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷に因る疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される。	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中の災害の場合 1,885万円～41万円)	
死亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通学中の場合 1,400万円)	
	突 然 死	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円(通学中の場合も同額)
		学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

ア 上表のほか附帯事業として、損害賠償等を受けたことなどにより、死亡見舞金を支給しないものに対する供花料(17万円)の支給を行う。

イ 療養に要した費用の額が5,000円以上のものとは、医療費総額のことをさす。

ウ 負傷とは、つまり、転ぶ、落ちる、衝突する、物が当たる、刺さるなどのように物事の正常性を妨げる出来事をいい、疾病は、何らかの行為の存在を考えている。

エ 疾病のうち、例えば脊椎分離症、骨腫瘍などのように、一般に素因的疾患といわれているものについては、外部衝撃又は急激な運動との因果関係を示す、診療担当医師の所見書を求める場合がある。

オ 風邪(感冒)などの呼吸器系疾患については、平常の教育活動との形態を異にす

る遠足、修学旅行、スキー・スケート教室、部活動の合宿などの野外での活動中におけるもの限り給付対象となる。

カ センターにおける高額療養費となる場合とは、所得区分に応じて異なり、1か月に同じ病院等で受けた保険診療なみの療養の額が下表Aの額（対象額）を超えた場合をいう。その際の給付限度額については下表Bのとおり。）

【平成18年10月療養分以降】

（1年間に1回から3回対象となる場合の自己負担限度額）

所得区分	対象額（A）	支給限度額（B）
非課税者	118,000円	35,400円
一般	267,000円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
上位所得者	500,000円	150,000円+（医療費-500,000円）×1%

（1年間に4回以上対象となる場合（多数該当）の4回目以降の自己負担限度額）

所得区分	対象額（A）	支給限度額（B）
非課税者	82,000円	24,600円
一般	148,000円	44,400円
上位所得者	278,000円	83,400円

〔非課税者とは〕

市区町村民税の非課税対象者

〔一般とは〕

標準報酬月額53万円未満又は給料月額42.4万円未満の者
所得課税証明書の総所得額600万円未満の者

〔上位所得者とは〕

標準報酬月額53万円以上又は給料月額42.4万円以上の者
所得課税証明書の総所得額600万円以上の者

（3） 学校の管理下となる範囲

学校の管理下となる場合	例 え ば
1 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所における保育中を含む）	○ 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、養護・訓練、幼稚園の保育中 ○ 特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	○ 部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導など
3 休憩時間に学校にある場合、その他を受けて校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	○ 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4 通常の経路、方法による通学中 (保育所への通園を含む)	○ 登校（登園）中、下校（降園）中
5 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中	○ 鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6 学校の寄宿舍にあるとき	

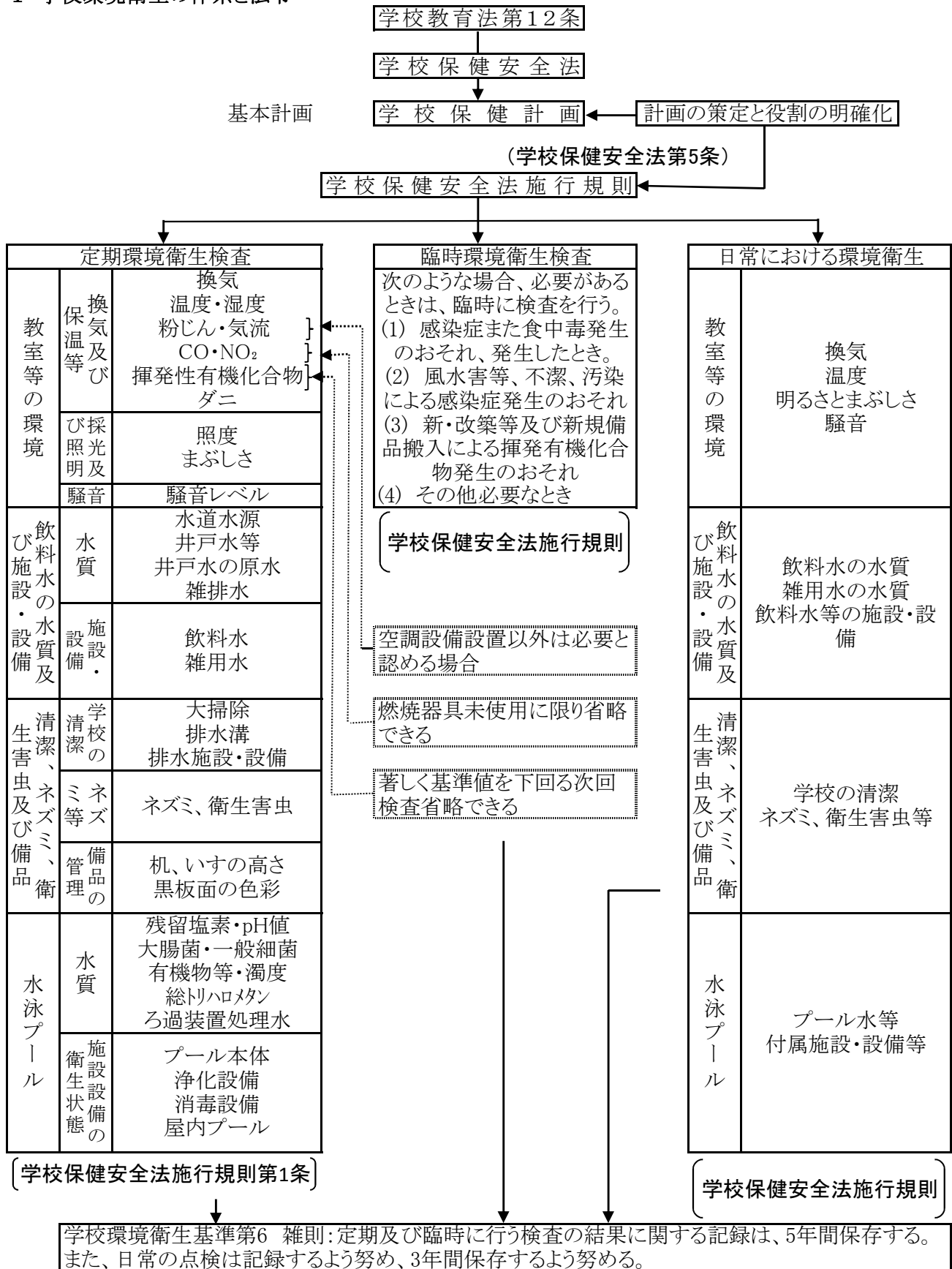
- ① 日曜、学校週5日制の土曜、祭日、長期休業などに行われる対外運動競技（課外指導）は、次の条件を満たす場合給付対象となる。
- ア 予め学校がその責任において、指導計画を立て実施（参加）したものであること。
- イ 解散するまでの間、児童生徒の行動等について教師の適切な指導が行われるものであること。
- ② 学校が編成した教育課程又は、学校の教育計画に基づき、当該校の教師の適切な監督指導の下に実施される高校生等の海外研修・海外実習等については、「学校の管理下」とし、給付対象となります。この場合、「学校の管理下」となるか否かの判断は、国内で実施される研修等と同様である。
- ③ 学校の行事予定表に明記されていない学級担任の恣意による活動、あるいは学級PTA活動による行事は給付対象とならない。
- ④ 教育的意図が明確でない場合、例えば、地方公共団体、その他の団体等の行事（慰安会、娯楽会、マラソン大会、スポーツ教室等）に漫然と参加したようなときは、給付対象とならない。
- ⑤ 学校プールにおける水泳は、学校としての計画はあっても、PTAなど当該校の教師以外の者が監視に当たっている場合などには、学校としての監督指導の体制が不十分であり課外活動とは認められないものであるが、近年における学校プール使用の実態から、学校が教育計画を組み教師とその補助者としてのPTAなどの監督指導のもとに行われた場合は給付対象となる。
- なお、日直教師が本来の日直業務の片手間に監督指導に当たるようなものは、夏季休業中における学校プールの開放と解されるので課外指導とは認められない。

<問い合わせ先>

独立行政法人日本スポーツ振興センター東京支所 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 電話 03-5410-9163
--

第5 学校環境衛生

1 学校環境衛生の体系と法令



※上記の検査の詳細等については、「【改訂版】学校環境衛生管理マニュアル」を参照のこと。

《定期検査》

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて事後措置を講じるためのものである。また、日常点検の重点事項の決定等に役立てることが大切である。

実施すべき検査項目の内容については、学校薬剤師が直接その検査に当たることが適切であるものと、学校薬剤師の指導の下に公衆衛生関係の検査機関に検査を依頼することが適切なものがある。また、学校薬剤師の指導助言の下に教職員が直接その検査に当たる場合もある。この分担は学校によって異なるが、いずれにしても学校として校長の責任の下に実施するものであることから、いつ、誰がこれを実施するかを明確にする必要がある。

また、検査の結果は5年間保存するものとします。

《日常点検》

日常点検は、校務分掌に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講じるためのものである。その際、教職員の役割を明確にして実施する必要がある。

日常点検は、それぞれの項目について毎授業日に教職員が実施し、問題点があれば速やかに事後措置を講じるとともに、それらの結果に基づいて定期検査の回数や時期、方法等の決定に役立てるようにする。その際、プールの管理結果や飲料水の検査は3年間保存するよう努めるとされています。

《臨時検査》

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、必要な検査項目を行う。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いすコンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時環境衛生検査は、その目的に即して必要な検査項目を設定し、その検査項目の実施に当たっては、定期環境衛生検査に準じて行うこと。
- 3 臨時環境衛生検査の結果に基づく事後措置については、定期環境衛生検査の結果に基づく事後措置に準じて特に迅速に行うようにする。

日常点検のポイント

教室

<黒板>

- ・明るさは十分にあるか
(文字・図形等がよく見えるか)
- ・まぶしさはないか
- ・光るような箇所はないか

<騒音>

- ・授業を妨害する音はないか

<換気>

- ・教室に入ったとき、不快な刺激や臭いはないか
- ・換気が適切に行われているか

<温度>

- ・温度は適正か
(10℃以上、30℃以下であることが望ましい)

<机上>

- ・明るさは十分にあるか
(文字・図形等がよく見えるか)
- ・まぶしさはないか

<清潔>

- ・室内は清潔で整頓されているか
- ・施設及び備品は清潔で破損はないか

<衛生害虫等>

- ・ハエ、蚊、ゴキブリ等がないか

飲料水・排水

<飲料水>

- ・遊離残留塩素が0.1mg / ℓ 以上あるか
- ・外観、臭気、味に異常がないこと

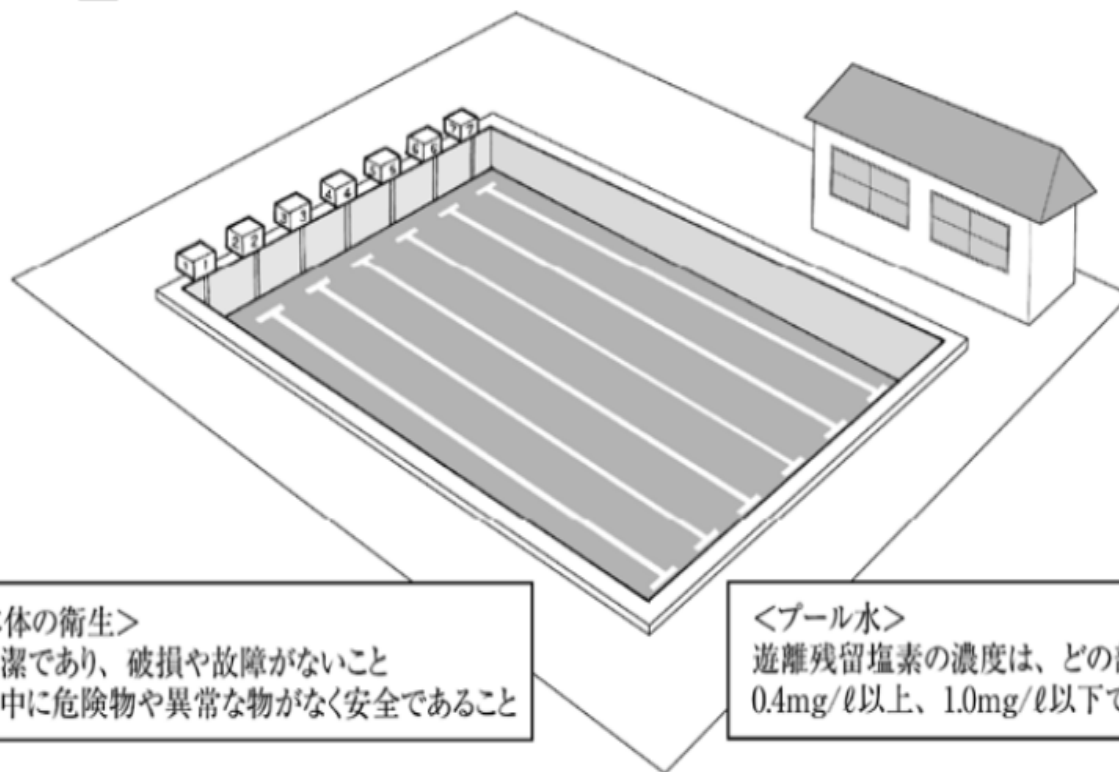
<排水>

- ・排水溝、その周辺の清掃が十分に行われ衛生的であること
- ・排水が滞ることなく、常に流れ、悪臭の発生がないこと

<水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場>

- ・清掃が行われ清潔であること
- ・故障がなく排水の状況がよいこと

水泳プール



<本体の衛生>

- ・清潔であり、破損や故障がないこと
- ・水中に危険物や異常な物がなく安全であること

<プール水>

遊離残留塩素の濃度は、どの部分でも
0.4mg/l以上、1.0mg/l以下であることが望ましい

第6 学校給食

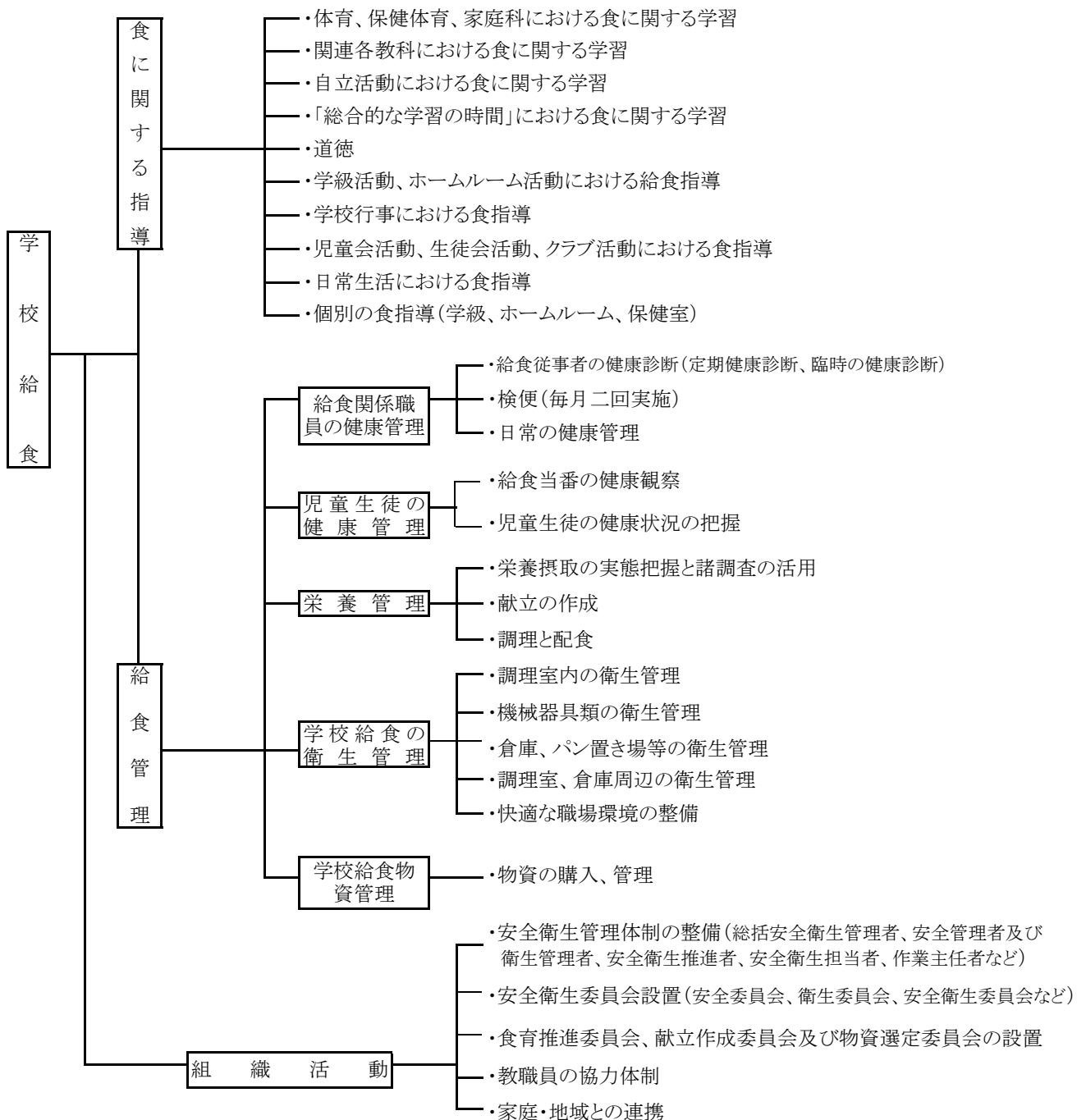
1 学校給食の意義

学校給食は、昭和29年に制定された学校給食法に基づいて実施しているが、平成21年に食育における学校給食の役割の重要性にかんがみ、食育の観点から目的・目標が大幅に見直された。

改正学校給食法では、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校給食を活用した学校での食育推進を図ることを目的としている。

学校給食の目標として、具体的なことがらをあげると

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。



2 教育課程における食に関する指導の位置付け

食に関する指導は、学習指導要領総則に位置づけられ、また、関連する教科等(家庭、体育、特別活動)においても学校における食育の推進が記述されている。

【総則】(小学校)

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

3 食に関する指導の考え方

食に関する指導は、児童生徒が食に関する知識や能力等を発達段階に応じて総合的に身に付けることができるよう、各教科等において継続性に配慮しつつ、横断的な指導を学校教育全体で進めていくことが必要である。

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくむために文部科学省では、6つの食に関する指導の目標を示している。

【食に関する指導の目標】

- (1) 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- (2) 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- (3) 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- (4) 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- (5) 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- (6) 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

食に関する指導の6つの目標は、学校給食法の目標とも共通しており、食に関する指導を進めるに当たっては、学校給食を「生きた教材」として活用すると効果的である。

4 食に関する指導の全体計画の作成

学校において食育を推進するためには、まず、各学校で食に関する指導の全体計画を作成する必要がある。

全体計画において掲げることが望まれる内容としては以下のものがある。

- 1 学校としての食に関する指導の目標を設定する。
- 2 学年ごとの食に関する指導の目標を設定する。
- 3 給食の時間における食に関する指導の内容等を年間を通しての一覧表として整理する。
- 4 学年ごとに関係教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における食に関する指導の内容等を抽出し、それらを年間を通しての一覧表に整理する。
- 5 個別的な相談指導の在り方について示す。
- 6 地場産物の活用の在り方について示す。
- 7 保護者や地域との連携の在り方、隣接する学校(園)との接続についての方針を示す。

(参考:文部科学省「食に関する指導の手引」)

さらに、各学年の年間指導計画を作成することにより、各学年の食に関する指導の意図が明確になる。

5 食に関する指導のねらいと進めに際しての留意点

食に関する指導の内容は、教科、道徳、特別活動等の基本的な性格を十分に理解しながら、小・中一貫性のある指導をめざし、児童生徒の発達段階、地域や家庭、学校あるいは学級の実態を考慮して、指導のねらいが達成されるよう具体的に設定することが大切である。

進めるに際しての留意点としては、次のようなものがある。

- 1 全教職員が継続的かつ体系的な食に関する指導の必要性や考え方を理解する。
- 2 関連する教科等において、食に関する指導を充実する。
- 3 校内に「食に関する指導」の推進体制を整備する。
- 4 栄養教諭等が専門性を生かして積極的に参画する。
- 5 児童生徒の食生活の状況や実態について適切に把握する。
- 6 隣接する学校(園)との連携を図る。
- 7 給食献立計画との関連付けを積極的に図る。
- 8 保護者や地域との連携・協力体制をつくる。
- 9 総合的な学習の時間を十分に活用する。

(参考:文部科学省「食に関する指導の手引」)

6 各領域の特質と内容

特別活動における食に関する指導の内容	給食の時間	<p><特質></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実践活動を通して行われる。 2 習慣化が図れる。 3 個に応じた指導が求められる。 4 教科の学習との関連が図れる。
	学級活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 準備や後片づけなどの手順、さらに安全や衛生について理解し、実際の活動に生かすことができる。 2 健康な生活を送るためには、多様な食品を摂取し、栄養のバランスのとれた食事をとることが大切であることがわかる。 3 食事ができるまでには、多くの人々が関わっていることがわかり、感謝の気持ちをもって食事をするができる。 4 楽しい給食を目指した多様な会食の方法を工夫することができる。 5 食文化、食料事情などについて、他教科等と関連して学習する。
	その他	<p><学校行事> 親子給食、異学年交流給食、勤労生産学習での収穫物の利用など。</p> <p><児童会・生徒会活動> 給食委員会活動のみでなく他委員会との連携も大切である。 保健委員会……手洗い、歯みがき、換気 放送委員会……校内放送の計画(音楽放送・栄養メモなど) 美化委員会……環境づくり 新聞委員会……新聞への掲載</p> <p>随時に行うもの 朝や帰りの会、集会の場等を利用したもの</p>

教科	内容	単元例
食に関する学習	体育・保健体育 ・毎日を健康で過ごし、体をよりよく発育・発達させるためには、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であること ・栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につける必要があること	「毎日の生活と健康」 「育ちゆく体とわたし」 「食事と健康」 「病気の予防」 「健康な生活と疾病の予防」 など
	家庭科 ・食事の役割を知り、日常の食事の大切さに気付いたり、楽しく食事をするための工夫をすること ・食品の栄養的な特徴を知り、食品を組み合わせると必要なことが分かること ・ゆでたり、いためたりして調理ができること ・地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること	「野菜を食べよう」 「家族のために簡単な食事をつくろう」 「中学生の1日分の献立を考えよう」 など
	社会科 ・様々な食料生産が国民の食生活を支えていること ・食料生産に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸などの働き	「食糧難を耐え抜いて」 「生産と供給」 など
	理科 ・動物や植物の生活を観察したり、資料を活用したりして調べて関心をもつ ・植物を育て、植物の発芽、成長及び結実の様子を調べ、植物の発芽、成長及び結実とその条件について	「植物の発芽、成長、結実」 「人の体のつくりと働き」 など

7 総合的な学習の時間と食に関する指導

健康教育の中でも、とりわけ食は生活に密着したものであり、身近な生活における課題があふれている。さらに、学習を進める中で、食の内容は、学習指導要領に例示されている福祉・健康の分野だけでなく、環境問題や国際理解など他の多くの課題と関連づけて指導することが可能である。

たとえば、食を学習課題として、食べ残しやゴミの問題、日本の食糧自給率などを考えれば、環境問題との関わりや国際的なつながりなどと関連づけることが可能である。それらを図書やインターネット及びマスメディアなどを使って調べることで、探求的な学習を効果的にすることもできる。

また、食材は、生産地の気候・風土にも深く関連している。地場産業や学校給食で提供されている郷土食・行事食などに関連付けた学習を行うことによって、地域の実情に応じた展開も可能となる。

このように、食をテーマとした学習は、大きな広がりを持っている。そういう点において、食は、総合的な学習の時間に、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、横断的・総合的な課題として実践しやすいテーマであると言える。

8 食に関する指導の推進にあたって

食に関する指導については、食事の重要性、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事のとり方、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大切にし食物の生産にかかわる人々へ感謝する心、望ましい食習慣の形成、各地域の産物、食文化等を理解することなどを総合的にはぐくむという観点で推進する。

9 各学年の食に関する指導の目標(例)

学年	①食事の重要性	②心身の健康	③食品を選択する能力	④感謝の心	⑤社会性	⑥食文化	
小学校	1年	◇食べ物に興味・関心をもつ。 ◇楽しく食事ができる。 ◇朝食の大切さがわかる。	◇嫌いな食べ物でも親しみをもつことができる。 ◇正しい手洗いができる。	◇食べ物の名前が分かる。	◇食事を作ってくれた人に感謝する。 ◇いただきますとごちそうさまの意味が分かり、挨拶ができる。	◇友達と仲良く食べる。 ◇正しいはしの使い方が分かる。 ◇正しい食器の並べ方が分かる。 ◇給食の準備、後片付けができる。	◇自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物を知る。
	2年	◇食べ物に興味・関心をもつ。 ◇食べ物には命があることが分かる。	◇好き嫌いせずに食べようとする。 ◇よく噛んで食べることの大切さが分かる。 ◇良い姿勢で、落ち着いて食べることができる。	◇いろいろな食べ物の名前が分かる。	◇食事を作ってくれる人の努力を知る。 ◇心を込めて、いただきますと、ごちそうさまの挨拶ができる。	◇みんなと協力して給食の準備、後片付けができる。 ◇正しいはしの使い方ができる。 ◇食器を正しく持って食べることができる。	◇季節や行事にちなんだ料理があることを知る。
	3年	◇3食規則正しく食事をとることの大切さが分かる。	◇好き嫌いせずに残さず食べようとする。 ◇よく噛んで食べることができる。 ◇健康に過ごすためには食事が大切なことが分かる。	◇いろいろな料理の名前が分かる。 ◇食品の安全・衛生について、大切だということが分かる。	◇食事は多くの人々の努力があって作られることを知り、感謝の気持ちをもって食べることができる。	◇食事のマナーを考えて楽しく食事ができる。 ◇楽しく給食を食べるために、みんなと協力できる。	◇季節や行事にちなんだ料理があることが分かる。
	4年	◇楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことが分かる。	◇健康に過ごすことを意識して、いろいろな食べ物を好き嫌いせずに食べようとする。	◇衛生的に給食の準備や食事、後片付けができる。	◇自然の恵みに感謝して食べることができる。	◇楽しい会話をしながら食べることができる。 ◇楽しく給食を食べるために、みんなと協力して工夫ができる。	◇地域の産物に興味をもち、日常の食事と関連付けて考えることができる。
	5年	◇日常の食事に興味・関心をもつことができる。 ◇朝食を摂ることの大切さを理解し習慣化している。	◇栄養のバランスのとれた食事の大切さが分かる。 ◇食品の三つの働きが分かり、好き嫌いせずに食べることができる。	◇食品の安全・衛生について考えることができる。	◇生産者や自然の恵みに感謝し残さず食べることができる。	◇協力して食事の準備、後片付けを実践しようとする。	◇特産物を理解し、日常の食事と関連付けて考えることができる。
	6年	◇楽しく食事をすることが、人と人とのつながりを深め、豊かな食生活につながることを分かる。	◇食事が体に及ぼす影響や食品をバランスよく組み合わせることで大切さを理解し、一食分の食事が考えられる。	◇食品の衛生に気を付けて、簡単な調理をすることができる。 ◇衛生的に食事の準備や後片付けができる。	◇食事にかかわる多くの人々や自然の恵みに感謝し、残さず食べることができる。	◇楽しい食事を通して、相手を思いやる気持ちをもつことができる。 ◇協力して食事の準備、後片付けを進んでできる。	◇食文化や食品の生産・流通・消費について理解を深める。 ◇外国の食文化を通して、外国とのつながりを考えることができる。
中学校	1 3年	◇毎日規則正しく食事を摂ることができる。 ◇食環境と自分の食生活との関わりについて理解することができる。 ◇生活の中で食事が果たす役割や健康と食事との関わりを理解する。	◇自分の生活や将来の課題をみつけ、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解し、自らの健康を保持増進しようとする。 ◇身体の発達に伴う必要な栄養や食品に含まれる栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期の栄養について理解する。 ◇1日分の献立をふまえ、簡単な日常食の調理ができる。	◇食品の安全・衛生について判断し、適切な取り扱いができる。 ◇食品に含まれている栄養素や働きが分かり、品質の良否を見分け、適切な選択ができる。 ◇食品の安全で衛生的な取り扱いができる。	◇生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理することができる。	◇会食について関心をもち、楽しい食事を通して望ましい人間関係をよりよく構築しようとする。 ◇環境や資源に配慮した食生活をしようとする。	◇食文化や歴史と自分の食生活との関連を考えることができる。 ◇食品の生産・流通・消費について正しく理解することができる。

(参考:文部科学省「食に関する指導の手引」)

第7 感染症・食中毒発生時の措置及び報告

1 学校において予防すべき感染症の種類

学校において特に予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。(学校保健安全法施行規則第18条)

- 1 第1種 平成18年改正感染症法に規定する一類感染症及び二類感染症である。(結核を除く)
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
 - 第2種 飛沫感染する感染症で、児童生徒のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの。
インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
 - 第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のあるもの。
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H10年法律114号)第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

2 出席停止とその期間の基準

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(1) 出席停止の指示 (学校保健安全法施行令第6条第1項)

校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒にあってはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあっては当概生徒又学生にこれを指示しなければならない。

(別紙様式3 参照)

(2) 出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

第1種 治癒するまで

第2種 次の期間とする。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の

おそれがないと認めるときは、この限りではない。

・インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)

解熱した後2日を経過するまで

・百日咳 特有の咳が消失するまで

・麻疹 解熱した後3日を経過するまで

・流行性耳下腺炎 耳下腺の腫脹が消失するまで

・風しん 発しんが消失するまで

・水痘 すべての発しんがか皮化するまで

・咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで

結核及び第3種 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

(3) 出席停止の報告事項 (学校保健安全法施行規則第20条)

令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。
に報告しなければならない。

- ・学校の名称
- ・出席を停止させた理由及び期間
- ・出席停止を指示した年月日
- ・出席を停止させた児童、生徒、学生又は幼児の学年別人員数
- ・その他参考となる事項

3 臨時休業

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

4 感染症の予防に関する細目

(学校保健安全法施行規則第21条)

- (1) 校長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっておる疑いがある児童生徒等を発見を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示するほか、消毒その他適当な処置をするものとする。
- (2) 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- (3) 学校においては、その附近において、第1種又は第2種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

5 注意を要する感染症

(1) 腸管出血大腸菌感染症について

① 出席停止について

- ア 児童生徒に腹痛、下痢等の症状がなく、検便の結果病原体が検出された場合
 - 保護者・学校医等から児童生徒の身体状況をよく聞き、いたずらに出席停止の措置をとることのないよう対応する。
 - 学校では、手洗いの励行等感染予防対策を確実に実施するよう指導すること。
- イ 児童生徒が腹痛、下痢、血便等の症状がある場合
 - できるだけ早く医療機関で受診させ、主治医や学校医等の指示に従う。

- 学校では、健康観察等の強化により、症状がある児童生徒の早期把握に努める。
- ② 臨時休業について
 - ア 児童生徒又は、学校栄養職員、給食調理員等が腸管出血性大腸菌感染症の患者である場合
 - 臨時休業の必要はない。
 - 学校では、手洗いの励行等感染予防対策を確実に実施すること。
 - イ 腸管出血性大腸菌感染症の集団感染が発生した場合
 - 学校の設置者は、学校長、学校医、保健所等と相談して決定する。
- ③ その他
 - ア 腸管出血性大腸菌感染症は、H18年改正感染症法の分類では、第3類に分類され、患者の隔離や入院の勧告等の措置はされないこと、また、2次感染は、調理や食事の前後及び用便における手洗いの励行等日常的な予防対策で阻止できるものであること。このことについては、十分な普及啓発を図ること。
 - イ アを踏まえ、腸管出血性大腸菌感染症に対する正しい知識の普及啓発を図り、患者や病原体保有者である児童生徒については、いたずらに不安を抱くことのないようにするとともに、そのことを理由にいじめなどの不当な扱いをうけることのないよう万全を期すこと。

(2) インフルエンザについて

- ① 出席停止について
 - 学校保健安全法第19条の規定による(108ページを参照すること)。
- ② 臨時休業について
 - ア 集団発生時における臨時休業
 - 学校においてインフルエンザ等が発生し、欠席率が平素の欠席率より急速に多くなった時は、その状況を考慮し、その地域におけるインフルエンザの流行状況を検討のうえ、時期を失することなく学級又は学校を単位として臨時休業を行う。

臨時休業、学校閉鎖のめやす

【平成21年10月29日付21教保第276号教育長、21情私第398号総務部長通知による】

学校での状況	臨時休業等の目安
児童・生徒等がインフルエンザと診断された場合	その児童・生徒等を出席停止にする。
インフルエンザと診断された児童・生徒等が発生した学級において、出席停止を含め欠席者の割合が20%を超えた場合 ただし、児童・生徒等の数が20人未満の学級にあっては、出席停止を含め欠席者が4名を超えた場合	その学級を学級閉鎖（学年に1学級しかない場合は、学年閉鎖）にする。
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が20%を超えた場合	その学校を休校にする。

6 食中毒

食中毒を防止するために、学校給食の実施にあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づき、関係者が連携を図りながら実施する。また、食に関する指導にあつては、児童生徒の健康管理はもとより、食材やその取り扱いに十分気をつけ、食中毒等の事故の防止に努める。

万一食中毒が発生した場合は、まん延を最小限に食い止めるようにしなければならない。そのためには児童生徒の健康管理と学校環境の衛生管理を十分行うとともに、保健指導を強化することが大切である。

食中毒には、様々な種類があるが、その原因となる物質によって主に「細菌性食中毒」「ウイルス性食中毒」「アレルギー性食中毒」に分類される。

【主な細菌性食中毒の特徴】

型	食中毒	性質	主な症状	潜伏期間	存在	予防対策
感染型	サルモネラ	<ul style="list-style-type: none"> ・10℃以上で増殖。 ・熱に弱い。 ・学童では、100個の少量菌で感染 	<ul style="list-style-type: none"> ・教時間後、激しい腹痛と下痢、吐き気、嘔吐、38℃以上の発熱 	8～72時間 (通常24時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛、豚、羊、鶏などの動物やペット、ねずみが保菌 ・鶏肉に高率に存在 ・新鮮な卵でも卵内で汚染していることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な物を使用 ・食肉、卵などの低温管理(10℃以下) ・食品の十分な加熱 ・ねずみ、ハエ、ゴキブリなどの駆除
	腸管出血性大腸菌	<ul style="list-style-type: none"> ・10℃以上で増殖 ・熱に弱い ・人の腸管内でベロ毒素を産生 ・100個程度の少量菌で感染 ・O157以外にO111、O26などの血清型もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・激烈な腹痛、水様性下痢、出血性下痢 ・溶血性貧血、血小板減少、腎不全を主症状とする溶血性尿毒症候群を起こすことあり 	2～7日(長いもので10～14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉製品 ・サラダ ・和え物 ・井戸水 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉の取扱注意 ・手洗いの励行 ・食品の十分な加熱 ・非加熱食品への二次汚染防止 ・井戸水、受水槽の衛生管理
	大腸管出血性大腸菌	<ul style="list-style-type: none"> ・10℃以上で増殖 ・熱に弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・菌の種類により、症状が異なる。 ・下痢、発熱、腹痛、頭痛 	12～48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、家禽、ペット ・食肉、魚介類 ・健康保菌者の糞便を介して手指や環境が汚染され食品を汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉の取扱注意 ・食品の低温管理 ・手洗いの励行 ・食品の十分な加熱 ・使用水の衛生管理
	カンタピロバク	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素の少ない状態で増殖 ・冷蔵、冷凍庫でも長く生存 ・乾燥、熱に弱い ・100個程度の少量菌で感染 	<ul style="list-style-type: none"> ・下痢、血便、発熱 ・倦怠感、頭痛、悪心 	2～7日 (通常2～3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏肉の汚染率高い(20～50%) ・二次汚染に注意(サラダなど) ・牛肉、豚肉 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉の取扱注意 ・食品の十分な加熱 ・生肉と調理済み食品を別々に保管
	ウェルシュ菌	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素の少ない状態で増殖 ・至適発育温度は43～47℃ ・芽胞は100℃4時間でも生存する。(通常の加熱調理では死滅しない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下痢、(水様性、時には粘血便) ・腹痛(嘔吐、発熱はあまり見られない) 	4～22時間 (12時間前後が多い)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、人などのあらゆる動物の腸内 ・肉料理、スープ、カレーライスなど加熱調理後に自然放冷した食品(大量に調理した前日調理食品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱後冷却するときは、速やかに冷却。(多量の肉を冷却するときは、冷却に時間がかからないよう少量に分ける。) ・調理後2時間以内に喫食 ・至適温度で長時間の放置を避ける。
	腸炎オシブリ	<ul style="list-style-type: none"> ・増殖速度が速い。 ・好塩性、真水に弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・腹痛(胃部又は上腹部の激痛でけいれん様) ・下痢(水様便、まれに粘血便) ・発熱 	8～24時間 (通常10～18時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・海産魚介類、海藻類 ・腸塩ビブリオで汚染された塩もみや浅漬け 	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮魚介類、加工品は10℃以下で保存 ・食品の十分な加熱
毒素型	黄色ブドウ球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・菌が食品中で一定以上増殖すると食品内に毒素が産生される。 ・毒素は、100℃30分の加熱でも破壊されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・激しい吐き気、嘔吐 ・腹痛、下痢 	1～6時間 (通常2～3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・人の手指、体表、鼻腔、糞便などに分布し、あらゆる食品に汚染が見られる。 ・弁当、おにぎり、菓子など調理時に素手で取り扱う食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指に化膿巣のある人は調理に従事しない。 ・手洗いの励行 ・調理後は、食品を低温に保つ。 ・調理後2時間以内の喫食
	セレウス菌	<ul style="list-style-type: none"> ・10℃以上で増殖 ・菌が食品中で一定以上増殖すると食品内に毒素が産生 ・毒素は熱に強い。(通常の調理温度では、破壊されない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・吐き気、嘔吐、下痢 	1～6時間	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる土壌中に分布する(穀類、豆類、野菜、香辛料なども汚染が見られる。) ・長時間放置した米飯で調理した焼き飯 ・スパゲッティ、やきそば 	<ul style="list-style-type: none"> ・当日炊飯した米飯での調理(焼き飯など) ・当日ゆでたものでのめん料理(スパゲッティ、そば) ・調理加工後は、素早く冷却し低温保存する。

型	食中毒	性 質	主な症状	潜伏期間	存在	予防対策
毒素型 (続き)	ボツリヌス菌	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素の少ない状態で増殖 ・食品中で菌が増殖すると毒素を産生する。 ・型により、熱に強いものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眼症状(視力低下、瞳孔膨大) ・嚥下困難、呼吸障害 ・悪心、嘔吐、腹痛、下痢 	8～36時間	<ul style="list-style-type: none"> ・缶詰、瓶詰 ・ハム、ソーセージ 	<ul style="list-style-type: none"> ・缶詰、瓶詰、真空包装品、ハム、ソーセージはガス産生や臭気などの異常の有無を観察し、異常が認められたものは使用しない。

【主なウイルス性食中毒の特徴】

型	食中毒	性 質	主な症状	潜伏期間	存在	予防対策
	ノロウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ・食品中では、増殖しない。 ・100個あるいは、それ以下の少量菌で感染 ・食品媒介と人から人への感染がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吐き気、嘔吐、下痢、腹痛 ・初期症状は、風邪様のこともある。 	12～48時間	<p><感染経路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の腸管内に保有→糞便中に排泄→手指→食品汚染 ・感染者の吐物→乾燥→エアゾールとして浮遊→食品汚染 ・糞便中のウイルス→浄化槽→河川→海→二枚貝の中腸腺 	<ul style="list-style-type: none"> ・二枚貝は中心部まで十分加熱 ・感染者の嘔吐物に直接触れない ・手洗いの励行

【主なアレルギー性食中毒】

食中毒	性 質	主な症状	潜伏期間	存在	予防対策
ヒスタミン	<ul style="list-style-type: none"> ・魚介類を25℃以上に放置されたときに急激に生成される。 ・5～10℃以下でも生成する場合がある。 ・外観の変化や悪臭はない。 ・熱に強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顔面の紅潮、頭痛、発疹、嘔吐、発熱 ・重傷の場合は、呼吸困難、意識不明 	30分～2時間	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮度の低下したマグロ、カツオ、サバなどの赤身魚やその加工品 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮度の確認 ・食品の低温管理 ・常温放置しない。

【主な自然毒の食中毒】

食中毒	性 質	主な症状	潜伏期間	存在	予防対策
ソラニン	<ul style="list-style-type: none"> ・熱で分解されにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吐き気、下痢、おう吐、腹痛、頭痛、めまい 	8～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャガイモの芽や日光に当たって緑化した部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャガイモの芽や緑色の部分は皮を厚めにむき、芽や緑色の部分だけでなく、そのまわりの部分も多めに取り除く。

【その他の食中毒:参考】

化学性食中毒	食品の変質による食中毒	カビ毒など
	農薬による食中毒	
	事故による有害物の混入	
	環境汚染による食中毒	
自然毒による食中毒	植物性自然毒	毒キノコ、青梅、毒ムギ、毒ゼリ、ヒガンバナなど
	動物性自然毒	フグ、カキ、バイ貝、イ貝、シガテラ毒魚、アブラソコムツなど

7 報告について

ア 順序と方法 図1・2

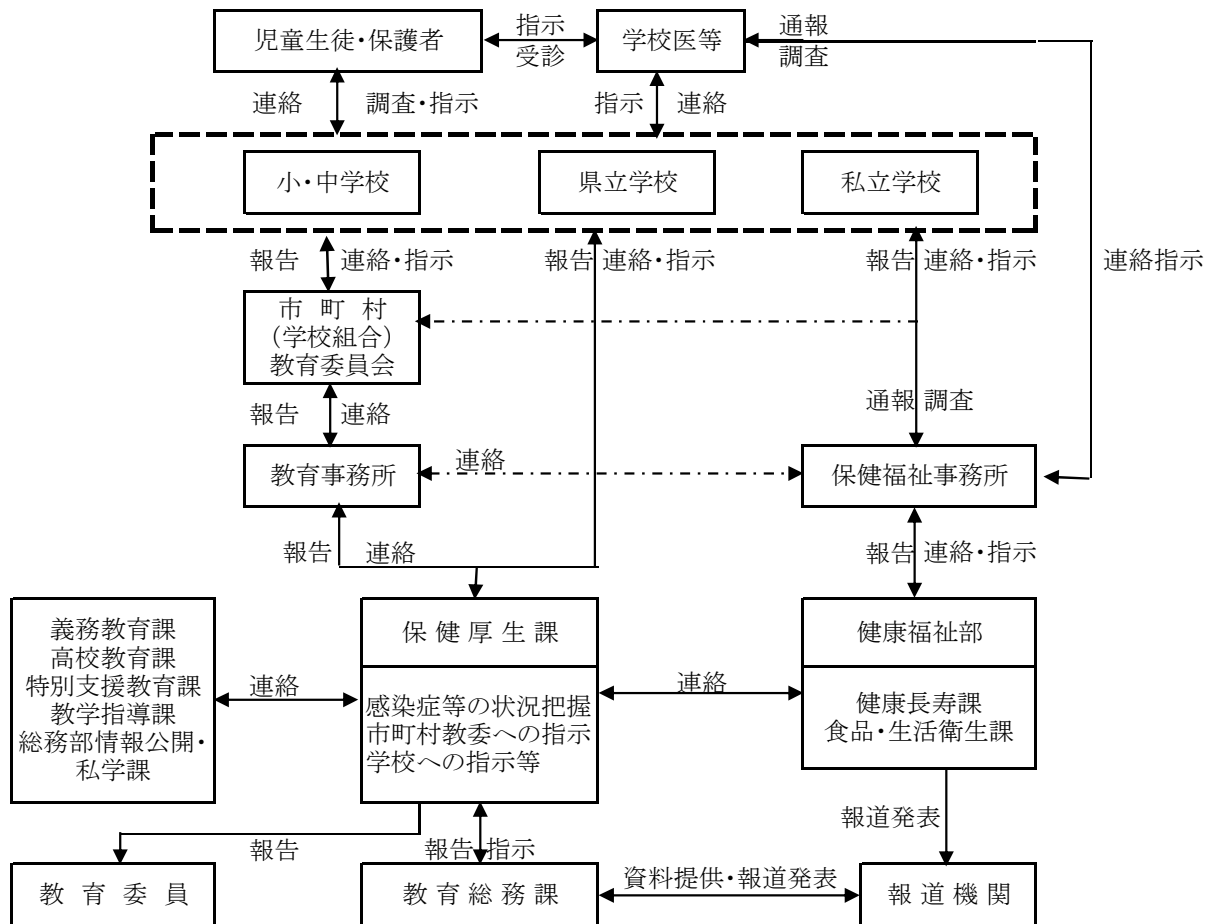
イ 様式と内容

(ア) 発生した時「感染症・食中毒発生速報」 別紙様式1及び様式1-2により行う (FAX可)
(保健所福祉事務所等への報告は、様式1のみでよい)

(イ) 終えんした時「学校における感染症・食中毒発生報告」 別紙様式2により行う

学校における感染症時の対応等について (図1)

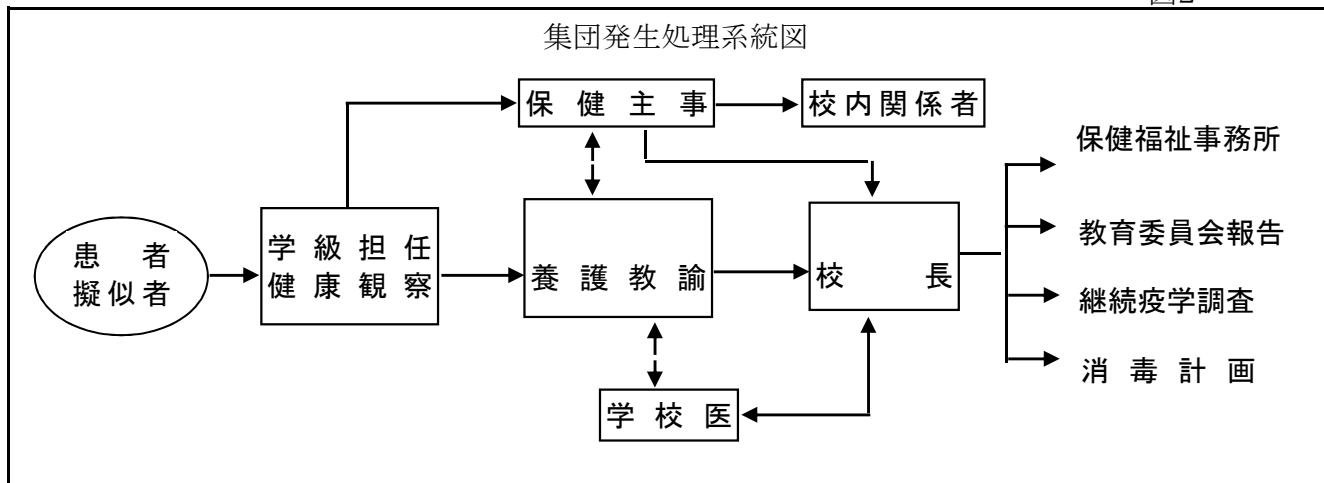
1 学校における感染症等発生時の対応フロー



2 感染症等発生時の対応等の留意事項

- (1) 学校長は、感染症及び食中毒が発生した時は、速やかに「学校感染症・食中毒発生速報」により保健厚生課へ報告する。(麻しん・新型インフルエンザは1名発生から保健厚生課に報告)
- (2) 学校長は、担当保健福祉事務所による調査等に協力するとともに、その指示に従って対応する。
- (3) 患者である児童生徒については、いたずらに不安を抱くことのないよう十分に配慮する。
- (4) 保護者等に過度の心配をかけさせないため、報道機関が学校へ取材に来る場合があるが、「学校名」等が特定されないようにしてほしい旨をきちんと学校長から取材者に伝える。(ただし、麻しんの集団発生(2人以上)の場合は、原則として学校名を公表)
- (5) 学校長は、学校医、保健福祉事務所の助言を受けて2次感染等の予防措置を行う。
- (6) 麻しん・インフルエンザ・集団かぜについて
 - ・学級閉鎖、学年閉鎖、休校を行う場合は、速やかに「学校感染症・食中毒発生速報」により保健厚生課へ報告する。(電話又はFAXによる。)
 - ・麻しん発生時は、まん延防止のため予防接種の接種状況・麻しん罹患状況を把握のうえ学校医及び保健福祉事務所等と協議のうえ、予防措置としての学級または学年・学校を単位とした臨時休業を検討する。
 - ・インフルエンザが発生し、欠席率が20%以上になったときは、地域における流行状況を検討のうえ、時期を失することなく学級又は学校を単位として臨時休業にする。

図2



※保健所への報告について

- ・届出…届出の必要な感染症・食中毒(医師が行う)
- ・通報…感染症・食中毒についての情報提供(学校が行う)

(様式1)

学校における感染症・食中毒発生速報(年 月 日:第 報)

学校(施設)名						
学校(施設)住所						
学校(施設)長名		電話番号				
病名 ※1						
発生年月日		年 月 日				
症状						
当該疾患患者等発生状況	学年 ()内クラス数	児童生徒数	登校している者のうち、当該疾患患者数(疑含) a	当該疾患患者の欠席者数(疑含) b	当該疾患患者数(疑含) a+b	前日の当該疾患患者数(前日のa+b)
	1()					
	2()					
	3()					
	4()					
	5()					
	6()					
	職員					
計						
学校(施設)が行った措置※2	学級閉鎖	年 組				月 日 ~ 月 日
		年 組				月 日 ~ 月 日
		年 組				月 日 ~ 月 日
	学年閉鎖 ※3	年				月 日 ~ 月 日
	休校(園)	年				月 日 ~ 月 日
	その他の処置					
主な緊急予防措置						
予防接種の状況						
喫食状況		□ 給食 (□ 自校 □ センター)				
備考 (行事等)						

注意事項

※1 麻しん・新型インフルエンザの発生の場合は、患者あるいは感染の疑いがある者が1名でも発生した時点で報告すること。

○ インフルエンザ様疾患の場合は学級閉鎖・学年閉鎖・休校の措置を行った場合に報告すること。

○ その他の疾患については集団発生時とするが、判断に困る場合は保健厚生課に連絡すること。

※2 学級閉鎖等の措置を行った場合の患者数等は、当該措置がとられた直前の人数であること。

※3 1学年に1クラスしかないところが閉鎖した場合は学年閉鎖とする。

※4 保健福祉事務所(長野市にあっては長野市保健所)へもこの様式により併せて報告すること。

(様式1のみ)

※5 「当該疾患患者等発生状況」の欄は変更してもよい。(例:特別支援学校が幼児部の欄を作成)

※6 新型インフルエンザの発生時(疑いを含む)、出席停止をした場合、「出席停止の児童生徒の学年別人数」及び「措置を講じた年月日」を「その他の処置」の欄に記入すること。

(様式1-2)

患者数・欠席者数及び死亡者数 (様式1に添付)

年 月 日 現在

区 分		児童生徒数	登校している者のうち、当該疾患り患者数(疑含) a	当該疾患り患者の欠席者数(疑含) b	当該疾患り患者数(疑含) a+b	bのうち入院者数	死亡者数	備考(その他の欠席者)
学 年	学 級							
第 1 学 年	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
小 計								
第 2 学 年	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
小 計								
第 3 学 年	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
小 計								
第 4 学 年	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
小 計								
第 5 学 年	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
小 計								
第 6 学 年	1 組							
	2 組							
	3 組							
	4 組							
	5 組							
小 計								
職 員								
総 計								

- (注) 1 本表は必ず別紙様式1と併せて提出すること。(保健福祉事務所へは様式1のみでよい。)
- 2 児童生徒数欄は、学校基本調査による5月1日現在の人数ではなく、記入日現在の児童生徒数を正確に把握し記入すること。
- 3 b欠席者数欄には、「別紙様式1」の病名に係る欠席者数を記入し、関係のない欠席者は除くこと。なお、関係のない欠席者数は原因別に備考欄へ記入すること。
- 4 学級欄が不足の場合(6組以上等)は、欄を追加するか、本様式を2枚作成し2枚目に学年の小計及び総計を記入すること。
- 5 学級欄は変更してもよい。(例:数字以外の学級名 特別支援学校が幼児部の欄を作成等)
- 6 学級閉鎖及び学年閉鎖の措置をとった場合は、措置を講じた学年欄及びクラス欄に○印を記入すること。

(様式2)

学校における感染症・食中毒発生状況報告 (終えん報告等)

年 月 日現在

1	学校名																	
2	学校の所在地																	
3 感染症・食中毒の発生状況	(1)病名																	
	(2)発生年月日																	
	(3)終えん年月日																	
	(4)発生の場所																	
	(5)当該疾患のり患者数 欠席者数及び 死亡者数	区分	児童生徒等数			患者数 ※4			欠席数 ※5			入院者数			死亡者数			備考
		学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
		第2学年																
		第3学年																
		第4学年																
第5学年																		
第6学年																		
職員																		
計																		
(6)発生の経緯																		
4	患者及び死亡者 発見の動機																	
5	感染症・食中毒の 発生原因																	
6	感染症・食中毒の 感染経路																	
7	臨床症状の概要																	
8	(1)学校の処置 ※6																	
	(2)学校の管理機関 の処置																	
	(3)保健福祉事務所 (保健所)その他の 関係機関の処置																	
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																	
10	その他の参考となる 事項																	

(注※1 終えん年月日欄には、学校長が学校医、保健福祉事務所(長野市にあっては保健所)及び市町村教育委員会と協議し、終えんしたと判断した日を記入すること。

※2 患者及び死亡者発見の動機欄には、どのようなことがきっかけで発見したかを具体的に記入すること。

※3 各項目において、記入日現在に記入することができない場合は「不明」もしくは「調査中」と記入すること。

※4 患者数は集団感染期間に当該疾患に罹患した者の合計人数

※5 ※4のうち欠席した人数(出席停止者を含む) 4>5または4=5

※6 新型インフルエンザの場合は出席停止に係る事項(人数・措置開始及び終了の年月日。記載しきれない場合は、適宜記載した別紙を添付すること)を記載すること。

8 感染症・食中毒発生時における学校及び教育委員会の対応の要点

〔学校〕

学校において日頃から児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、感染症や食中毒の集団発生又は、集団発生の疑いがあるときは、学校は、速やかに次のような措置を講じなければならない。

- ① 校長は、日頃から児童生徒1人1人の欠席の状況及び健康状態の把握を行うようにし、その記録簿を作成・整備するとともに、児童生徒が体調の異常を感じた際には、すみやかに本人あるいは保護者の側から学校に伝わるような体制を整え、健康状態の異常の早期発見に努めること。
特に学級担任・養護教諭は、
 - ア 出席児童生徒からの異常の訴えや早退者の状況
 - イ 欠席者からの欠席届の内容(欠席理由、有症状の内容、程度、医師の診断など)などにより同様の健康異常を訴える者が多くないか留意すること。
そして異常を疑った場合には、校長、教頭や保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校給食施設長に速やかに報告・相談すること。
- ② 校長は、異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状、腹痛、下痢、発熱、嘔吐、湿しんが共通に見られるなど、感染症、食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医、学校薬剤師、教育委員会、保健福祉事務所等に通報し、その指示を求めること。
学校給食の中止についても速やかに判断すること。
保護者に対しては、教育委員会や保健福祉事務所等の指示に基づき感染症・食中毒の(疑いがある)事実、児童生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いなどを学年主任又は学級担任を通じて速やかに連絡すること。
- ③ 校長は、校内組織等に基づいて、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭、学校栄養職員などの役割を明確にし、校内外の取り組み体制を整備すること。
特に教育委員会、保健福祉事務所や報道関係には、校長又は教頭が責任を持って対応できる体制とすること。
- ④ 校長は、保健主事に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作ること。
- ⑤ 校長は、感染症・食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、児童生徒及び保護者には、緊急時の学校及び教職員への連絡方法を周知するとともに、学校から教職員及び児童生徒の各保護者に対して速やかに連絡を行うための緊急連絡網を整備し情報提供に万全を期すこと。
感染症・食中毒発生時に、学校が児童生徒の各保護者に対して行う食中毒発生の(疑いがある)事実や児童生徒の健康調査についての緊急連絡は、情報がより速やかに伝達されるよう適切に編制した連絡網(地域別連絡網など)を用いることが望ましい。その際、学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮すること。
- ⑥ 食中毒発生時には、保健福祉事務所等の指示のもとに、全児童生徒及び教職員の健康状態及び喫食状況を「健康調査票」「喫食調査票」などにより組織的に把握すること。
また、学校医などの指示のもとに必要な応じて欠席者の家庭訪問による調査、相談も行うこと。
- ⑦ 校長は、使用水等の日常点検記録簿、献立表、食材発注表、食材検収記録簿、配送記録簿、調理従業員検便結果表、施設整備等の定期検査記録簿、保存食、児童生徒の健康観察記録簿(児童生徒の健康観察の結果を記録した表簿)などを準備すること。
- ⑧ 校長は、保健福祉事務所等の立ち入り検査がある場合には、担当責任者を定めて的確に対応すること。
- ⑨ 校長は、教育委員会、保健福祉事務所等、その他の関係機関に対しては、発生状況を定期的に報告し、指示を求めること。教育委員会への報告は、終えんするまで継続的に行うこと。

- ⑩ 校長は、感染症・食中毒の発生状況、感染症・食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項を、随時に保護者に連絡し、協力を求めること。
- ⑪ 校長は、児童生徒に対し、緊急の全校集会などで感染症・食中毒の発生状況、感染症・食中毒についての正しい知識、手洗いの励行などの健康管理の注意事項、感染症・食中毒に罹患している児童生徒及びその家族等への差別偏見によるいじめなどの不当な扱いの防止などについて必要な指導を行うこと。

[教育委員会]

学校において感染症や食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるときは、教育委員会等は、速やかに次のような措置を講じなければならない。

- ① 市町村教育委員会は、校長から感染症、食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるとの通報を受けたときは、速やかに教育事務所及び都道府県教育委員会に、都道府県教育委員会は文部科学省に報告するとともに、担当者を学校に派遣するなどして患者等の発生状況など実態の早急な把握に努めること。
報告は、終えんするまで継続的に行うこと。
- ② 市町村教育委員会は、校長に対して、学校給食の中止など当面の処置について必要な助言を速やかに行うこと。
- ③ 市町村教育委員会は、患者等の受け入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、感染症の二次感染の防止などに備え、庁内保健担当部局(庁内に「食中毒対策本部」が設けられたときには、対策本部)との連携を密にして、保健福祉事務所、地域医師会(医師、医療機関)、学校、教育事務所、都道府県教育委員会関係機関間の連携体制を整えること。
- ④ 市町村教育委員会は、学校に対し保健福祉事務所等の立ち入り検査が行われる際には、立ち会うこと。
- ⑤ 市町村及び都道府県教育委員会は、管下の学校に対して感染症や食中毒の再発及び二次感染・いじめなどの不当な扱い防止のため必要な指導を行うこと。

参考：日本スポーツ振興センター発行「四訂 学校給食における食中毒防止の手引き」

第8 参考資料

1 保健室管理について

(1) 感染症にともなう血液の処理について

ア 血液を介して感染する疾病

- ・ B型肝炎 (注) B型肝炎ウイルスの感染によるもの
- ・ C型肝炎
- ・ HIV感染症 (エイズ)
- ・ 成人T細胞性白血病
- ・ 梅毒
- ・ ウイルス性出血熱 (ラッサ熱、エボラ出血熱、マールブルグ病、クリミヤ・コンゴ出血熱) など

イ 血液を介して感染する疾病の予防法

- ・ 手洗いの励行 (石けんを用いて流水で手をよく洗う。)
- ・ 身体への血液の付着をさける。(特に手指に切り傷、すり傷、火傷などがあればゴム手袋を着用する。)
- ・ 身体へ血液が付着したときは、流水で十分に洗う。
- ・ 血液は机等に付着したときは、紙や布で拭き取る。(消毒例: 約1%の次亜塩素酸ソーダ溶液を直接流すなり、ティッシュペーパーに染み込ませて血液の上にかけて30分放置すればよい。) 拭き取った紙や布などは、ビニール袋に入れて処理する。

ウ 処置器具等の処理

使用后すみやかに流水で洗い流した後、加熱滅菌する。

○ 高圧蒸気滅菌 (オートクレーブ消毒)

高圧蒸気滅菌器を使用し、121℃以上の高温・高圧に20分以上作用させる。
注意事項: 温度確認、処理物が湿熱に十分触れること、加熱後は水蒸気を徐々に出すこと。

○ 煮沸消毒

15~20分煮沸する。

この方法は、少量の処理物を学校等で処理するのに適している。

注意事項: 温度管理

○ 乾熱滅菌

乾熱滅菌器を使用し、180℃で30分以上高温処理をする。

注意事項: 加熱しすぎないようにすること。急に冷却すると、処理物の損傷が起こるので注意すること。

○ 薬物消毒の方法

使用后すみやかに流水で洗い流した後、薬物消毒する。(加熱滅菌等できない場合に用いる。) この方法は、B型肝炎ウイルス等に対する免疫学的検討から有効性が確認されている。最も広く用いられているものは塩素系消毒剤である。しかし、金属材料に対しては、本剤に腐食作用があるため、非塩素系消毒剤を用いる。なお、消毒する対象物がたんぱく質で覆われている場合には、薬物によりたんぱく質が凝固し薬物の効果が不十分となりやすいため、作用時間を長くすることが必要である。

・ 塩素系消毒剤 「次亜塩素酸剤」

(商品名 クラックス、ピュラックス、ハイター、ミルトンなどがある)

有効塩素濃度 1,000ppm 消毒時間 1時間

・ 非塩素系消毒剤 「2%グルタールアルデヒド液」 (商品名 ストリプト®) 「エチレン・オキシサイドガス」 「ホルムアルデヒド (ホルマリン) ガス」

(注意) 消毒用アルコールは、B型肝炎ウイルスの消毒には適さない。

2 色覚に関する健康相談

色覚に関する健康相談のながれ（モデル例）

平成14年3月の学校保健法施行規則の一部改正により、定期健康診断における色覚の検査が必須項目から削除されたことから、色覚に関する健康相談の実施に当たっては、以下の内容に留意の上、進めてください。

保護者から色覚に関する健康相談の希望がある場合には、学年に限らず応じるようにしてください。

学校の実態により、色覚に関する健康相談の主な対象を、小学校4学年及び、色覚検査が定期健康診断で必須項目でなくなってから実施していない特定の学年とする場合には、学校医と相談の上、進めるようにしてください。

その際、全家庭に「ほけんだより」等により、色覚に関する健康相談の内容を案内するとともに、保護者の同意を得て、個人情報の保護に十分配慮しながら、個別の相談をお願いします。

各校の実態に合わせて、学校医と相談の上、健康相談を進めてください。

1 学校医との相談と実施方法等についての教職員の共通理解

- ・校長、保健主事、養護教諭および学校医等により、色覚に関する健康相談の方法等を決定する。
- ・校長は学校保健安全法施行規則が改正された経過、検査の留意点、教室での配慮点等について教職員の共通理解を図る。

2 健康相談実施について、家庭周知し、申込書により同意を確認する。なお、申込書の提出の際は連絡袋等を使用しプライバシーの保護に留意する。

- ・通知やほけんだより等で色覚に関する健康相談を実施することを家庭に周知する。
- ・ほけんだより等で周知の場合は希望者に申込書を配布し、同意を得る。
- ・「色覚に関する健康相談申込書」を配布の際は提出・回収時にプライバシー保護に留意する。

3 色覚に関する健康相談の実施

① 養護教諭によるスクリーニング

② 学校医による健康相談

- ・児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）
「第2章 健康相談（p123）」
「資料編 色覚異常についての検査等（p160）」 参照

<実施上の留意点>

検査時には被験者のプライバシーを守るため、個別検査ができる会場を設置し、検査者や被検査者の声が他の児童生徒に聞こえないようにする等の配慮をお願いします。

また、被検査者の実態により、色覚検査をしていることを意識しないように、他の検査と一緒にを行う等の工夫をすることも考えられます。

4 保護者への連絡及び健康相談

- ・保護者への連絡については、プライバシーの保護に留意し、保護者懇談会の機会等を利用して、保護者に対する健康相談を行う。

5 事後措置

- ・健康診断表への記載は必要なし。
- ・色覚異常を有する児童生徒への配慮を行う。

教職員は常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、配慮するとともに、適切な指導を行う必要があります。学校保健会 HP <http://www.gakkohoken.jp> 「色のバリアフリーを理解するためのQ&A」を参考にして適切な対応をお願いします。

【色覚に関する健康相談申込書の例】

平成 年 月 日

保護者 様

〇〇〇〇学校長 △△△△

色覚に関する健康相談について

先天色覚異常は男子の約 5% (20 人に 1 人)、女子の約 0.2% (500 人に 1 人) の割合にみられるとされています。色がまったく分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はないことが大半です。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。

本人には自覚のない場合もあり、自身の色の見え方を知っておくことは大切と考えます。

本校では学校医と相談した結果、より児童生徒に配慮した指導ができるよう、希望者を対象にした健康相談を行うことにしました。

保護者同意を得たうえで、被験者のプライバシーを守るため、個別に対応できる場所を設定して実施いたします。

以上をご理解いただき、健康相談を希望される場合は「色覚に関する健康相談申込書」にご記入のうえ、 月 日までに連絡袋に入れて担任にご提出ください。

色覚に関する健康相談申込書

平成 年 月 日

学校長 様

色覚に関する健康相談を希望します

年 組

児童・生徒名 _____

保護者名 _____ 印

3 学校職員の健康診断について

学校職員の健康の保持増進のため、学校保健安全法(労働安全衛生法)に基づき定期健康診断・胃検診等を行っているところですが、下記事項に留意の上適正な実施についてご配慮ください。

1) 健康診断の実施に伴う服務上の取り扱いと費用の負担について

- (1) 定期健康診断の1次及び2次健診と胃検診(40歳以上の者)は、「学校保健安全法施行規則第13条」で法定検査項目と定められているため、服務上の取り扱いは**〈職務〉**となります。(下表参照)
- (2) 上記法定検査の実施については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2」及び「労働安全衛生法第66条」にあるように、事業者(学校長)は実施する義務があり、当然、費用についても学校設置者が全額を負担すべきものです。

2) 定期健康診断と人間ドックの関係について

- (1) 定期健康診断と人間ドックとは、その実施の根拠が異なるが、人間ドックの受診者についてはその検査結果又はこれに準ずる書面の提出により、その年度の定期健康診断を受診したものとみなすことができる。
- (2) (1)により人間ドック受診をもって定期健康診断を受診したとみなす場合は、学校保健法施行規則第4号様式の職員健康診断票及びそれに準ずるものへ転記等を行い、これを5年間保存しなければならない。
- (3) ここでいう「人間ドック」とは、法定検査項目のすべてを実施する健康に関する診断のことを言い、私的に診断を受けたものも含むものであること。

3) 健康診断後の事後措置等について

- (1) 定期健康診断等の結果、健康に異常があるとされた職員については、学校保健安全法第16条及び同法施行規則第16条に規程する措置をとること。
- (2) 学校の設置者は、学校医のうちの1名を、職員の健康管理について総合的な指導・助言に当たる職員健康管理医と定めるなど、学校における職員の健康管理体制の充実に努めること。

健康診断等の受診における服務上の取扱い

実施者	健康診断の種類		職務命令	職免	職務命令等の法的根拠	※再検査・精密検査
学校設置者	定期健康診断	法定検査項目	1次健診	●	労働安全衛生規則 学校保健安全法施行規則 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(回数) 病名確定までに必要な回数 *回数制限なし
		2次健診	●			
		胃検診(40歳以上)	●			
		結核健康診断	●			
	法定外	便潜血等	●	○	県・市町村の規程等による	
健特診別	B型肝炎, 腰痛検診等		○	職務に専念する義務の特例に関する条例		
公立・私立 教職互助 ・ 検女 性	人間ドック	法定外	人間ドック(一般)(脳)		○	(取得単位) 1日又は1時間
			一日健診		○	
	検女性	子宮頸がん検診		○	職務に専念する義務の特例に関する条例 (厚生事業実施要領等)	
		乳房検診		○		

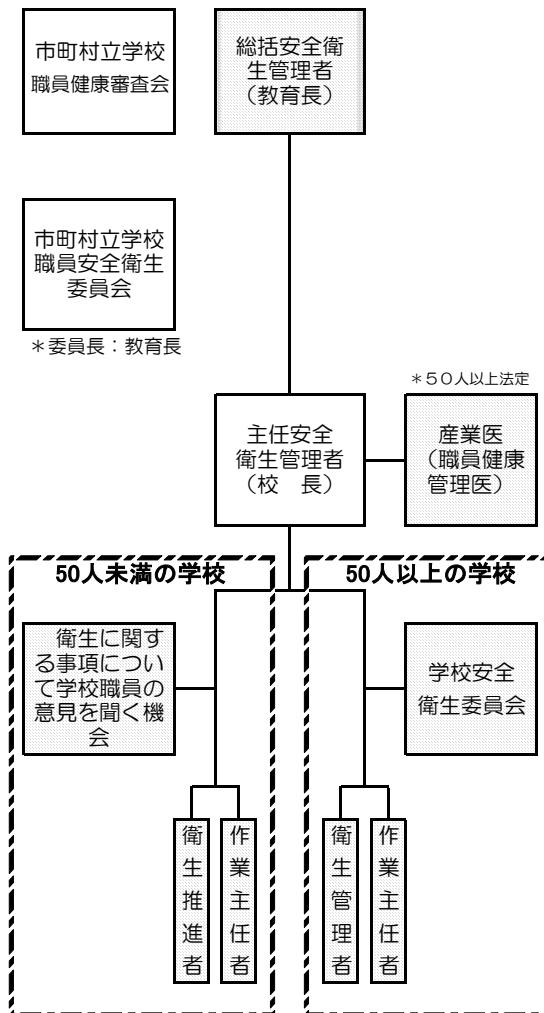
※平成16年1月8日付け15教保第372号「健康診断実施結果に伴う再検査・精密検査の職務専念義務免除について」のとおり。(市町村については、各条例等によりますが、県教委に準じた取り扱いとしていただくようご配慮願います。)

4 学校職員の安全衛生管理体制について

県教育委員会では、職員の安全衛生管理及び健康管理のより一層の徹底を図るため、「長野県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程」と「長野県立学校職員安全衛生管理規程」を統合し、新たに「長野県教育委員会職員安全衛生管理規程」を平成15年4月1日に施行しました。

なお、市町村立学校職員については、次のような安全衛生管理体制が考えられますので、関係規程の整備と体制の拡充を図ってください。

市町村立学校職員安全衛生管理体制図（例）



名称	職務内容	選任する職員等
総括安全衛生管理者	市町村教育委員会の安全衛生業務を統括管理する	教育長
市町村立学校職員健康審査会	職員の健康状態及び復職の判定その他医学に関する専門的知識を要する事項の審議を行う	医師及び関係職員から選任
市町村立学校職員安全衛生委員会	職員の安全及び衛生に関する重要事項を総合的に調査審議する	委員の半数は、労働組合からの推薦に基づき選任
主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮を受け、安全衛生業務を統括する	学校長
産業医 (職員健康管理医)	専門的立場で、職員の健康管理を行う	(学校医のなかから選任)
学校安全衛生委員会	学校職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議する	委員の半数は、労働組合からの推薦に基づき選任
学校職員の意見を聞く機会	上記に準ずる	
衛生管理者	学校長の指揮を受け、職員の健康管理を行う(50人以上の所属所)	所属職員から有資格者を選任
衛生推進者	学校長の指揮を受け、職員の健康管理を行う(50人未満の所属所)	所属職員から有資格者を選任
作業主任者	ポイラー等を取扱う所属所で、安全点検・災害防止に関する職務を行う	当該作業従事者から選任

は「労働安全衛生法等」により設置が義務づけられているもの

【参考:法的根拠について】

- 総括安全衛生管理者の選任…………… 労働安全衛生法 第10条第1項
- 安全衛生委員会の設置…………… 労働安全衛生法 第19条第1項
- 安全衛生委員会の委員構成…………… 労働安全衛生法 第19条第2項
- 安全衛生委員会の開催(毎月1回以上)…… 労働安全衛生規則 第23条
- 学校職員の意見を聞く機会…………… 労働安全衛生規則 第23条の2
- 産業医の選任…………… 労働安全衛生法 第13条
- 産業医の職務…………… 労働安全衛生規則 第14条第1項, 第15条
- 衛生管理者の選任…………… 労働安全衛生法 第12条第1項
- 衛生推進者の選任…………… 労働安全衛生法 第12条の2
- 作業主任者の選任…………… 労働安全衛生法 第14条

(総括安全衛生管理者)

次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 職員の安全及び衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する事。

(市町村立学校職員安全衛生委員会)

職員の安全及び衛生に関する重要事項を総合的に調査審議するため、設置する。

次の各号に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する重要事項
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する重要事項
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関する重要事項
- (4) 総括安全衛生管理者への報告事項のうち、特に重要と認められる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

委員長及び委員(県教委の場合16人以内)をもって組織する。

委員長は、総括安全衛生管理者をもって充て、委員は、主任安全衛生管理者、職員健康管理医、医学に関する学識経験を有する者、衛生管理者及び職員のうちから教育委員会が指名する。

この場合において、委員の半数は職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。

(主任安全衛生管理者)

総括安全衛生管理者(教育長)の指揮を受け、上記(総括安全衛生管理者)各号の職務を行う。

(衛生管理者・推進者)

主任安全衛生管理者(学校長)の指揮を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 職員の衛生教育に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の衛生に関する事。

(職員健康管理医)

学校保健安全法第23条第1項に規定する学校医のうちから選任し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関する事。
- (2) 健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関する事。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関する事。

(学校安全衛生委員会での審議事項)

審議事項を例示すると、次のとおりである。

- 1 毎年度の健康診断及び健康教育等の実施計画に関する事。
- 2 職場巡視結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
 - (1) 作業所その他職場内における危険箇所等の巡視結果
 - (2) 職場環境、衛生状態等の巡視、点検結果
 - (3) 作業又は執務状況の巡視結果
- 3 健康診断の実施結果等の報告及びその結果に対する対策の樹立に関する事。
 - (1) 健康診断実施対象者数
 - (2) 健康診断受診者数
 - (3) 健康診断の結果、精密検査、再検査等の措置が必要な職員数
 - (4) 健康診断実施結果に基づく指導区分ごとの人数
 - (5) その他報告が必要と思われる事項
- 4 指導区分が要保護となった者等に対して行った事後指導等及び健康教育の計画等への参加者数等の報告に関する事。
- 5 衛生に関する規定の作成に関する事。
- 6 公務災害が発生した場合の発生状況、原因の調査及び事故防止対策に関する事。
- 7 その他、職場の安全衛生及び職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関する事。

検査結果のとりえ方・いかし方

保健厚生課・公立学校共済長野支部

検査の目的	検査項目	基準値	検査結果の説明	生活習慣の改善のポイント
肥満の程度	腹囲測定	男性：85cm未満 女性：90cm未満	内臓脂肪蓄積の可能性の判定を簡易に行う。 基準値以上で内臓脂肪面積男女とも $\geq 100\text{cm}^2$ に相当する場合がある。	※ 健康生活を意識することが大切 現在の健康状態を把握する 健康情報の流行や思い込みには注意 ※ 健診結果を生活に生かす ・要医療は速やかに受診し治療開始 ・内服治療必要者は継続する ・要精検、再検は早めに受診する
	肥満度(BMI)	18.5~25.0	体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) (ボディマスインデックス)	
糖尿病	尿糖	(-)	糖尿病のふるいわけ検査。陽性なら精密検査必要。	※ 20歳前後の体重の維持に努力する 生活全体で気をつけたいこと ・減量するなら1ヶ月に1kg位 (改善の比重 食事7:運動3) ・毎日測定をする(体重、血圧、歩数等) ・夕食は入眠の3時間前には終了 ・日常生活でこまめに体を動かす ・過労を避ける(快適な睡眠を確保する)
	空腹時血糖	60-99mg/dl 随時60-139mg/dl	糖尿病の基本的血液検査。	
	ヘモグロビンA1C (HbA1c)	5.2%未満	過去1~3か月間の平均血糖値を反映。 糖尿病コントロールの指標になる数値。	
脂質異常症	LDLコレステロール	50~119mg/dl	悪玉コレステロールといわれ、高すぎると動脈硬化のリスクを上げる。	※ 20歳前後の体重の維持に努力する 生活全体で気をつけたいこと ・減量するなら1ヶ月に1kg位 (改善の比重 食事7:運動3) ・毎日測定をする(体重、血圧、歩数等) ・夕食は入眠の3時間前には終了 ・日常生活でこまめに体を動かす ・過労を避ける(快適な睡眠を確保する)
	HDLコレステロール	40mg/dl以上	善玉コレステロールといわれ、動脈硬化のリスクを下げる。血管内のゴミ収集車。	
	中性脂肪(空腹時)	30~149mg/dl 随時30~199mg/dl	身体の重要なエネルギー源。常時高値は動脈硬化を促進。食事やアルコール摂取で変動する。	
動脈硬化の進行度	眼底	異常なし	眼底血管の状態から脳卒中を予測する。早期発見により糖尿病等による失明を予防する。	食事の改善(ゆっくり食べて腹六分) ・野菜から最初に食べる(10分位かけて) ・繊維質を多く摂る(きのこ、海藻等) ・未精白の穀類の摂取を心がける ・タンパク質は動物性より植物性を ・油料理摂取の回数と量に注意する ・夕食の内容(質、量)を見直す (胃腸に優しい和食を少量味わう) ・食事の間隔を4時間は空ける ・間食に注意(洋菓子より和菓子) ・飲み物に砂糖を入れない ・かけるならノンオイルのもの ・1口につき30~50回噛む (満腹中枢刺激・添加物吸収抑制・脳内血流増加)
高血圧	血圧測定	<高血圧症> 最高(130mmHg未満) 最低(85mmHg未満)	高血圧では、脳卒中や心筋梗塞などの病気を起こす危険率を高める。	
低血圧		最高(140mmHg以上) 最低(90mmHg以上)		
痛風	尿酸	2.0-6.9mg/dl	肉類などの多食、ビールなどで上昇。	※ 痩せている人は摂取カロリーを落とさない 運動を生活に取り入れる ・筋量の増加は基礎代謝を高める ・定期的な運動(10分×3回)/日程度行う (速歩、ストレッチ、ヨガ、リンパマッサージ等)
尿路障害	尿潜血	(-)	腎臓、尿管、膀胱などの炎症等をみる。膀胱炎、結石が多い。	
腎機能障害	尿蛋白	(-)	腎障害のふるいわけ検査。若い男性では運動でも陽性になる。	
	尿素窒素	8~18mg/dl	腎臓の機能をみる。	
炎症等の有無	クレアチニン(mg/dl)	男 0.6-1.0 女 0.4-0.8		※ 身体に急激な負担をかけないために 軽い運動から取り入れましょう。
	白血球	3,300-9,800/mm ³	細菌やウイルスなどの病原体による炎症などで増える。	
貧血	赤血球(x10,000/mm ³)	男 410-556 女 373-490	体に酸素を運ぶ。少ない状態を貧血と呼ぶ。	・朝食の間の空腹を4時間は空ける ・間食に注意(洋菓子より和菓子) ・飲み物に砂糖を入れない ・かけるならノンオイルのもの ・1口につき30~50回噛む (満腹中枢刺激・添加物吸収抑制・脳内血流増加)
	血色素量(g/dl)	男 13.1-18.0 女 12.1-15.5	赤血球数や赤血球の大きさを反映。	
	ヘマトクリット(%)	男 39~52 女 34~48	低い状態を貧血と呼ぶ。	
肝障害	GOT(IU/L)	~30	主に肝臓の細胞が壊れる程度を判定。	※ 身体に急激な負担をかけないために 軽い運動から取り入れましょう。
	GPT(IU/L)	~30	アルコール等の過剰摂取による脂肪肝などは、禁酒で正常化。	
	r-GTP(IU/L)	~50		
大腸がん	便潜血反応	(-)	便中の血液の有無を調べる。潜血が多いのは、痔、大腸ポリープ。	※ 身体に急激な負担をかけないために 軽い運動から取り入れましょう。
胃がん	胃検診	異常なし	胃疾患の早期発見	
不整脈心筋障害	心電図	異常なし	不整脈や心筋梗塞などの有無がわかる。	
肺結核	胸部X線撮影	間接撮影異常なし	肺疾患(結核、肺炎、肺がんなど)の有無のふるいわけ検査。	※ 身体に急激な負担をかけないために 軽い運動から取り入れましょう。
視力	視力測定	0.7~1.5	両眼の視力で0.7未満は視力矯正をする。	

※ 基準値は、(財)長野県健康づくり事業団で定めた数値を載せてあります。検査機関により基準値は異なることがあります。

【参考ホームページアドレス】

*印は厚生労働省関係

- * 健康日本21 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/metabo02/other/siryou/index.html>
- * 禁煙 http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b4f.html
- * アルコール http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b5f.html
- * 生活習慣病 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/seikatu/index.html>
- * 運動指針 <http://www.nih.go.jp/eiken/programs/pdf/guidelines2006.pdf>
- * 摂取カロリー・消費カロリー大辞典 <http://muuum.com/calorie/index.html>

- * あなたの食事は大丈夫?食事バランスガイド(農林水産省) http://www.maff.go.jp/food_guide/check/index.html
- * あなたの生活習慣・食生活をチェックしてみましょう!「WEB栄養士さんアドバイス」 <http://www.osaka-gaishoku.jp/>

【健康相談電話】

長野支部健康相談電話 026-235-7454(月曜~金曜 8:30~17:15)

1日の中で健康のためにやりたいこと

1回大笑い 10人と話す(和顔愛語) 100字書く 1000字読む 10

1に運動 2に食事
しっかり禁煙 最後にクスリ

腹囲が基準値以上のあなたへ メタボリック・シンドローム

⇒ メタボリック・シンドロームとは・・・『内臓脂肪肥満』の状態です。

本人に自覚症状はありませんが、この状態は動脈硬化を悪化させます。



* 診断基準 * チェックしてみましょう！

① 肥満

おへその高さの腹囲が、
男性：85 cm以上
女性：90 cm以上 ある



② 脂質異常症

中性脂肪 150ml/dl以上
または
HDLコレステロール40ml/dl未満

③ 高血圧

収縮期血圧 130mmHg 以上
または
拡張期血圧 85mmHg 以上

④ 高血糖

空腹時血糖値 110mg/dl以上

①に加えて②～④が2つ以上で
あなたはメタボリックです。

内臓脂肪が過剰にたまると、たとえ体重が適正であっても糖尿病や心筋梗塞、脳卒中などを引き起こしやすくします。生活習慣を不健康なまま放置しておくと悪化し、やがて回復不能な段階にいきついでしまいます。

この予兆は早い段階から健診などの検査結果（基準値を大幅に超えている・その状態が継続している等）に表れているので、その時点から早く対策をとれば未然に防げます。

下記①～⑤の順番に計算して、自分に合った減少スケジュールを作成してみましょう。

腹囲の大きい人は無理をしないで、実現可能な目標を立てましょう。

(例：目標とする腹囲 男性85cm以下、女性90cm以下)

内臓脂肪減少シート

無理なく内臓脂肪を減らすために運動と食事でバランスよく

※ 腹囲を1cm減らす (=体重を1kg減らす) ためには約7,000Kcalの消費が必要

①あなたの腹囲は？ ②目標とする腹囲との差は？ 目標とする腹囲

① cm — cm = ② cm

③目標達成までの期間は？

確実にじっくりコース ② cm ÷ 1cm/月 = ③ か月

急いでがんばるコース ② cm ÷ 2cm/月 = ③ か月
※あまり無理をしないこと！

④目標達成までに減らさなければならないエネルギー量は？

② cm × 7,000Kcal = ④ Kcal

④ Kcal ÷ ③ か月 ÷ 30日 = ⑤1日に減らすエネルギー量 Kcal

⑤そのエネルギー量はどのようにして減らしますか？

⑤1日に減らすエネルギー量 Kcal 運動で..... Kcal
 Kcal 食事で..... Kcal

エネルギー消費目安

(1時間あたり)	男	女
70kg	55kg	
普通歩行	140	100
急ぎ足	230	180
階段昇降	310	230
自転車	180	140
ゴルフ	200	160
ハイキング	200	160
エアロビ	270	210
水泳	530	410
※ご飯1膳(130g)		
	218	kcal

5 学校保健関連通知等

- ① 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)
(平成20年7月16日 20教保第145号 教育長通知)

市町村(学校組合)教育委員会
県立学校長

このたび、別添文部科学省通知のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律第73号)」が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今回の法律により、学校保健法(昭和33年法律第56号)及び学校給食法(昭和29年法律第160号)が改正され、その概要及び留意事項については別添文部科学省通知のとおりですので、貴職におかれましては、その主旨を十分理解のうえ、適切な対応をお願いするとともに、貴管下の学校等に対して周知するようお願いいたします。

文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

- ② 「学校環境衛生基準」の施行について(通知)
(平成21年4月9日 21教保第22号 教育長通知)

市町村(学校組合)教育委員会
県立学校長

このたび、別添文部科学省通知のとおり、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

概要及び留意事項については別添文部科学省通知のとおりですので、貴職におかれましては、その主旨を十分理解の上、適切な対応をお願いするとともに、貴管下の学校等に対して周知するようお願いいたします。

なお、改正法については、文部科学省のホームページに掲載されていますので参照してください。

文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/gakkouhoken.htm

③学校環境衛生基準の施行について(通知)

平成 21 年 4 月 1 日 21 文科ス第 6013 号

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

宛

文部科学省スポーツ青少年局長 通知

学校における環境衛生管理の徹底については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、このたび、学校保健法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 73 号)により改正された学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、「学校環境衛生基準」(平成 21 年文部科学省告示第 60 号。以下「本基準」という。)が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、本基準に基づき学校における学校環境衛生基準並びに法第 6 条の趣旨を踏まえた適切な環境の維持に努めるとともに、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合の改善のための必要な措置の実施につき遺漏のないようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮願います。

記

第一 本基準の概要

第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。)に係る学校環境衛生に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1 の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと。

第 2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1 の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと。

第 3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1 の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと

第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 水泳プールに係る学校環境衛生検査に関して、検査項目及び基準を定めたこと。
- 2 1 の学校環境衛生基準の達成状況を調査するために、検査項目ごとの測定方法及び検査回数を定めたこと

第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第 1 から第 4 に掲げる検査項目及び定期的な環境衛生検査等のほか、毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。
- 2 点検は、官能法によるもののほか、第 1 から第 4 に掲げる検査項目に準じた方法で行うものとする
こと。

第 6 雑則

- 1 臨時に検査を行う場合について定めたこと。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から 5 年間保存するものとする。
また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から 3 年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設、設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

第 7 施行期日等

- 1 本基準は平成 21 年 4 月 1 日から施行すること。

第二 留意事項

一 総則的事項

(1) 法の趣旨の徹底について

- 1 学校においては、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないこと(法第 5 条)。
- 2 学校の設置者は、本基準に照らし、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないとともに、校長は、本基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合は、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする(法第 6 条第 2 項及び第 3 項)。

3 法の規定により、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図られたいこと。

(2) 本基準の策定について

1 本基準は、現行の「学校環境衛生の基準」(平成 4 年文部省体育局長策定。以下「旧基準」という。)の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう必要な検討を進め、告示にふさわしい事項に厳選し策定されたこと。

2 本基準は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準であること(法第 6 条第 1 項)から、それぞれの「検査項目」及び「基準」を明確にし、それに対応する「検査項目」及び「方法」を記述するとともに、旧基準における施設・設備の設置・構造に関するものは削除し、維持・管理に関する基準であることを明確化したこと。

3 定期に行われる衛生検査の基準について旧基準は、原則として「検査項目」、「検査回数」、「検査事項」、「検査方法」、「判定基準」及び「事後措置」の 6 つの項に分けて記載されているが、法第 6 条第 3 項において学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合に改善のための必要な措置を講ずることが規定されたことを踏まえ、本基準では「事後措置」に関する項目は記載せず、「検査項目」及び「基準」、それに対応する「検査項目」及び「方法」として整理したこと。

4 旧基準における「学校給食の食品衛生(学校給食共同調理場を含む)」については、法第 6 条第 1 項において学校給食法第 9 条第 1 項等に規定する事項(「学校給食衛生管理基準」)を本基準から除くとされたことから、本基準から除いたこと。

(3) 学校薬剤師との連携について

学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 24 条に定める学校薬剤師の職務執行の準則を勘案し、本基準に照らし適切な環境を維持するために学校薬剤師との十分な連携に努められたいこと。

(4) 学校環境衛生管理マニュアルについて

学校における衛生検査及び日常における環境生成に関する点検の円滑な実施の一助となるよう、検査方法の詳細や留意事項を示した「学校環境衛生管理マニュアル」(平成 16 年 3 月、文部科学省)が発行されている。「学校環境衛生管理マニュアル」については、本基準の内容を踏まえ、改訂することを予定していること。

二 個別的事項

本基準は、旧基準の内容を踏まえ策定されており、個別な変更点は以下のとおりである。

第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第 1 章 定期環境衛生検査」における「照度及び照明環境」、「騒音環境及び騒音レベル」及び「教室等の空気」について、本基準では「第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では「換気回数」、「落下細菌」及び「実効輻射温度」を検査項目としなかったこと。

3 本基準では、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、「一酸化炭素」等を検査を省略できることとしたこと。

4 本基準では「揮発性有機化合物」について、次回から検査を省略できる測定方法を限定し、明確化

したこと。

5 本基準では「騒音環境」を検査項目とせず、「騒音レベル」の検査方法に記載したこと。また、「騒音レベル」については、次回から検査を省略できる除外規定を設けたこと。

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「飲料水の管理」及び「雨水等利用施設における水の管理」について、本基準では「第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では旧基準で検査項目としていた「水質」については「飲料水の水質」と「飲料水の原水の水質」として整理したこと。

3 本基準では、旧基準における「雨水等利用施設における水」について「雑用水」として表記したこと。

4 旧基準で検査事項としていた専用水道の水質については、水道法に基づき検査することとなっていることから、水道水を水源とする専用水道の原水の水質については、水道事業者により担保されていることから、本基準における検査項目としなかったこと。

5 本基準では「専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」の検査回数については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数としたこと。

6 本基準では飲料水に関する施設・設備について、「外部から汚染を受けないように管理されていること」としたこと。

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第1 定期環境衛生検査」における「排水の管理」、「学校の清潔」、「机、いすの整備」、「黒板の管理」及び「ネズミ、衛生害虫」について、本基準では「第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では、旧基準における「学校の清潔」及び「排水の管理」について、「学校の清潔」として整理したこと。

3 本基準では、旧基準における「机、いすの整備」及び「黒板の管理」について、「教室の備品の管理」として整理したこと。

4 本基準では、旧基準における「水飲み・洗口・手洗い場・足洗い場の管理」、「便所の管理」及び「ごみの処理」について、検査項目としなかったこと。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」における「水泳プールの管理」について、本基準では「第4章 水泳プールに係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 本基準では、塩素剤の例示に「塩素ガス」を記載しなかったこと。

3 本基準では、屋内プールにおける「空気中の二酸化炭素」、「空気中の塩素ガス」及び「水平面照度」の検査方法を明確化したこと。

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 本基準の「第3章 日常における環境衛生」について、本基準では「第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」として整理したこと。

2 旧基準の「第1章 定期環境衛生検査」に記載されている検査項目のうち、毎授業日に教職員が主

として感覚的に点検が可能である項目については、本基準では「第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」の項目として整理したこと。

- 3 本基準では「学校の清潔」を充実させるとともに、旧基準における「水泳プールの管理」のうち児童生徒等に係る事項は除外したこと。

第 6 雑則

- 1 旧基準の「第 2 臨時環境衛生検査」について、本基準では「第 6 雑則」として、以下の項目とともに整理したこと。
- 2 定期検査等を効果的に実施するためには、施設・設備等を把握し、過去の検査結果を参考にする必要があることから、定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録を検査の日から 5 年間保存するとともに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように適切に保存すること。

第三 その他

学校環境衛生の基準(平成 4 年文部科学省体育局長裁定)及び下記に掲げる通知は廃止する。

- 1 平成 10 年 12 月 1 日付け文体学第 187 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 2 平成 13 年 8 月 28 日付け 13 文科ス第 264 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 3 平成 14 年 2 月 5 日付け 13 文科ス第 411 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 4 平成 16 年 2 月 10 日付け 15 文科ス第 402 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)
- 5 平成 19 年 7 月 10 日付け 19 文科ス第 155 号
「学校環境衛生の基準」の一部改訂について(通知)

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱いについて（通知）

（平成6年12月19日 6教保第378号 教育長）

教 育 事 務 所 長
県 立 高 等 学 校 長
県 立 盲 ・ ろ う ・ 養 護 学 校 長
市 町 村 （ 学 校 組 合 ） 教 育 委 員 会

このたび、別添のとおり学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成6年12月8日文部省令第49号）が制定され、平成7年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」（昭和49年3月26日文体保第101号体育局長通知）が廃止され、新たに別紙のとおり定められ、同じく平成7年4月1日から実施されることとなりました。

また、今回の省令改正によって児童、生徒、学生及び幼児の健康診断票等が削除されたことに伴い、別紙様式1から3のとおり健康診断票の様式例が定められることとなりました。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、学校における健康診断について適正な実施を図られるようお願いします。なお、市町村（学校組合）教育委員会にあっては、貴管下の小・中学校に対してこの趣旨を周知徹底されるよう併せてお願いします。

記

第1 学校保健法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

近年における児童、生徒、学生及び幼児（以下「児童生徒等という。」）の健康上の問題の変化、医療技術の進歩、地域における保健医療の状況の変化などを踏まえ、児童生徒等の健康診断の検査項目等の見直しを行うものであること。

2 学校保健法施行規則改正の要点

児童生徒等の健康診断において、次の点について改正を行ったこと。

(1) 検査の項目

胸囲の検査について、個人の健康状態を評価する観点からみだ有用性等を考慮し、必須の項目から検査に加えることのできる項目としたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第2項関係）

(2) 検査の実施学年

ア 色覚の検査について、色覚異常は経時的変化がないため検査を繰返し行う必要がないこと及び被検査者の検査への適応性等を考慮し、小学校第4学年において1回行うものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第3項関係）。

イ 聴力の検査について、小学校低学年における浸出性中耳炎による聴力低下の問題を考慮し、小学校第2学年における検査の項目から除くことができないものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第5項関係）。

ウ 寄生虫卵の検査について、学校生活上問題となる寄生虫卵検出頻度の低下の実態等を考慮し、小学校の第4学年以上の学年における検査の項目から除くことができるものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第4条第5項関係）。

(3) 検査の方法及び技術的基準

ア 学校における健康診断の趣旨の鑑み、具体的疾病名の例示を削り、疾病の類型を示したこと（改正後の学校保健法施行規則第1条関係）

イ 視力の検査について、学校生活上問題となる視力の状態を把握するために必要とされる検査を実施するという趣旨から、眼鏡等を使用しているものについては裸眼視力の検査を省力できるものとしたこと（改正後の学校保健法施行規則第5条第1項関係）。

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断

これまで、学校保健法施行規則第2号様式、第2号様式の2及び第3号様式で定められていた児童(生徒、学生)健康診断票、幼児健康診断票及び児童(生徒、学生)歯の検査票の各様式を削除したこと(本通知第3参照)。

(5) 施行期日

改正後の学校保健法施行規則は、平成7年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成7年度に実施する健康診断から適用すること(学校保健法施行規則の一部を改正する省令附則関係)。

第2 「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的事項の補足的事項について」
について

新たに定めた「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的事項の補足的事項について」(以下「補足的事項」という。)は、今回の学校保健法施行規則の改正に伴って必要な事項を規定し、又は従来の補足的事項から不要となった事項を削除するなどして定めたものであり、従来の補足的事項と比較すると、主な改正点は次のとおりであること。

1 胸囲の測定

身体計測の必須の項目から検査に加えることのできる項目としたため、その実施方法を削除したこと。

2 栄養状態の検査

ア 肥満傾向を発見するための方法の記述を充実したこと(補足的事項 5(1)関係)。

イ 貧血の有無を検査する方法を定めたこと(補足的事項 5(2)関係)。

3 脊柱及び胸郭の検査

骨、関節の異常及び四肢の状態にも注意することを定めたこと(補足的事項 6(6)関係)。

4 色覚の検査

ア 小学校第4学年で行う検査以外に、必要に応じ、健康相談などの活用によって個別の検査、指導を行うことを定めたこと(補足的事項 8(4)関係)。

イ 被検査者のプライバシーを守るため、個別検査により実施することを定めたこと(補足的事項 8(5)関係)。

5 心臓の疾病及び異常の有無の検査

心電図検査を新たに健康診断の検査の方法として加えたことに伴い、心電図検査に当たっての留意点を定めたこと(補足的事項 11(3)関係)。

第3 児童生徒等の健康診断票の様式例について

1 様式例作成の趣旨

学校においては、学校保健法第6条第1項の規定に基づく児童生徒等の健康診断を行ったときは、健康診断を行ったときは、健康診断票を作成する必要があること(改正後の学校保健法施行規則第6条第1項関係)。その様式については、各設置者において適切に定めることとなるが、健康診断票については、全国的にある程度の共通性が保たれ、児童生徒等が転学等した場合においても保健指導の一貫性を確保することができるよう、参考までに様式例を示すこととしたこと。

2 健康診断票様式例の内容等

(1) 健康診断票の種類

健康診断票の様式例は、別紙様式1で定める児童生徒健康診断票(小・中学校用)、別紙様式2で定める生徒学生健康診断票(高等学校等用)及び別紙様式3で定める幼児健康診断票の3種類としたこと。

ア 児童生徒健康診断票(小・中学校用)及び生徒学生健康診断票(高等学校等用)においては、学校医が中心になって記載する。(一般)の部分と、学校歯科医が中心になって記載する(歯・口腔)の部分に分けたこと。なお、(一般)と(歯・口腔)の部分は、1枚の用紙の表裏として、又は見開きで左右に置くことなどによって使用できるものとしたこと。

用紙の表裏として、又は見開きで左右に置くことなどによって使用できるものとしたこと。

イ 児童生徒健康診断票(小・中学校用)においては、小学校及び中学校の9年間に於いて連続して使用できるものとしたこと。

ウ 学校保健法施行規則の改正に伴って必要な欄の整理をしたこと。

エ 未処置歯の記述は、従来のC1～C4からCのみとし、新たに要観察歯(C0)を記入することとしたこと。

オ 学級名等の記載欄を設けるなど、使用上の便宜を図ったこと。

第4 健康診断実施上の留意点について

1 プライバシーの保護

健康診断は、児童生徒等が自分の健康状態を認識するとともに、教員がこれを把握して適切な学習指導を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであるから、児童生徒等及び保護者と教員がその結果を知れば十分であり、プライバシー保護の観点から、他の児童生徒等に健康診断の結果が知られることのないよう十分に配慮する必要があること。このため、学校においては、個別検査等検査の実施体制や結果の通知方法を工夫すること。

④ 事後措置

学校においては、児童生徒等の健康診断を行ったときは、その結果を当概児童生徒及び保護者等に通知するとともに、その結果に基づき、必要な医療受診の指示、学習等の軽減などの事後措置を取る必要がある(学校保健法施行規則第7条)。結果の通知に当たっては、児童生徒等及び保護者等が健康状態について十分な理解が得られるよう配慮するとともに、日常生活における留意点、医療を受ける必要性等についての確に知らせること。また、事後措置については、学校保健法施行規則第7条の基準により、学校医等の所見に照らして適切に行うこと。特に、色覚異常については、「色覚問題に関する指導の手引」(文部省発行)を参考にして適切な措置を講じること。

3 保健調査等

学校においては、健康診断を的確かつ円滑に実施するため、必要と認めるときに、児童生徒等の発育、健康状態に関する調査(保健調査)を行うものとしている(学校保健法施行規則第8条の2)が、健康診断を有意義に行うためには毎年、確実に保健調査を行うことが望ましいこと。また、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、保健調査の活用により家庭や地域における児童生徒等の生活の実態を把握するとともに、学校において日常の健康観察を行い、これらの結果のほか体力・運動能力テストの結果を健康診断の結果と併せて活用することなどにより児童生徒等の保健管理及び保健指導を適切に行うこと。

4 検査の項目

児童生徒等の健康状態の把握のためには、学校保健法施行規則に明示された検査の項目以外にも検査することが考えられるが、これらについては、原則として、日常の健康観察の中で取り上げることが望ましいこと。学校保健法施行規則に明示された検査の項目以外の検査を学校等の判断で臨床医学的検査として実施する場合は、設置者及び学校の責任の下に学校教育活動の中に位置付け、健康診断の趣旨、目的に沿ったものとなるようにすることが必要であり、また、児童生徒及び保護者等に対しては、これらの検査が義務付けでないことを周知し、検査の趣旨を十分説明した上で、同意の得られた者に対してのみ実施するなどの配慮が必要であること。

(追加)

学校保健法施行規則の一部改正等について

(平成14年3月29日 13文科ス第489号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

各都道府県知事

各都道府県教育委員会教育長

(前文略)

記

第一 学校保健法施行規則の一部改正について

一 (略)

二 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断

- (一) 色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること、これまで、色覚異常を有する児童生徒への配慮を指導してきていることを考慮し、色覚の検査を必須の項目から削除したこと。
- (二) 色覚の検査の必須項目からの削除に伴い、色覚検査の実施学年に関する記述を削除する等の改正を行ったこと。

(中略)

第四 色覚の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

一 色覚の検査

- (一) 今後も、学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること。
- (二) 定期の健康診断の際に、必須項目に加えて色覚の検査を実施する場合には、児童生徒及び保護者の事前の同意を必要とすること。
- (三) 色覚の検査の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ア 検査場は、色覚異常検査表の面が自然昼光色等で300ルクスから700ルクスの照度を確保できる場所が望ましいこと。
 - イ 色覚異常検査表は、色覚異常の有無を検査し得るものでなければならないこと。また、その検査表に規定された検査距離と読み取り時間が守られなければならないこと。なお、裸眼視力の低下している者については、矯正眼鏡を使用させて、検査を行うこと。
 - ウ 色覚異常検査表は、汚れをさけるため、検査表を指でなぞらせないこと。また、光による変色をさけるため、使用時間以外は暗所に置くこと等、特にその保管に留意するとともに、少なくとも5年程度で更新することが望ましいこと。

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断

エ 色覚の検査にあたっては、被検査者のプライバシーを守るため、個別検査が実施できる会場を設営し、検査者や被検査者の声が他の児童生徒に聞こえないよう留意すること。

(四) 今後も、色覚異常検査表など検査に必要な備品を学校に備えておく必要があること。

二 学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮

(一) 教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があること。

(二) 文部科学省においては、平成14年度中に、学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮についてまとめた手引き書を新たに作成し配布する予定であること。

学校保健法施行規則の一部改正等について

(平成15年1月17日 14文科ス第371号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

各都道府県知事

各都道府県教育委員会教育長

(前文略)

記

第一 学校保健法施行規則の一部改正について

一 改正の趣旨

最近の結核罹患状況の変化、結核に関する医学的知見の集積等を踏まえ、小学校及び中学校の定期健康診断における結核の有無の検査について、実施学年及び実施方法等を改めるものであること。

二 改正の要点

児童生徒の健康診断における結核の有無の検査について次の点を改めたこと。

(一) 検査の実施学年(学校保健法施行規則第4条第3項)

小学校及び中学校の全学年において検査を行うものとしたこと。

(二) 検査の方法及び技術的基準(学校保健法施行規則第5条第5項及び第9項)

小学校及び中学校の全学年において行う結核の有無の検査は、問診により行うものとし、問診を踏まえて学校医等において必要と認める者であって、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、当該者の在学する学校の設置者において必要と認める者に対しては、エックス線直接撮影、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。

第二 (略)

第三 結核の有無の検査の実施上の留意点について

一 結核の有無の検査をはじめとする、今後の学校における結核対策については、結核の発生状況には大きな地域差があることと、感染防止のために情報を収集し提供することや患者発生時の速やかな対応を考える必要があること等から、地域保健と連携し、結核対策を考えていく必要があること。

二 結核の有無の検査の実施にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮する必要があること。

三 結核の有無の検査の適切な実施の確保を図るために、「定期健康診断における結核検診マニュアル」を追って送付すること。

④ 学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断

平成16年4月1日現在

項目	検査・診察方法	発見される疾病異常	幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大学	
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年		
保健調査	アンケート		○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身長 体重 座高			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栄養状態		栄養不良 肥満傾向・貧血等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
脊柱胸部 四肢骨・関節		骨・関節の異常等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視力	視力表	裸眼の者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		眼鏡等を使用している者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力	オーディオメータ	聴力障害	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	
眼		伝染病疾患、その他の外概部疾患、眼位等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
耳鼻咽喉頭		耳鼻副鼻腔疾患 口腔咽喉頭疾患 音声言語異常等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
皮膚		伝染性皮膚疾患等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯および口腔		う歯・歯周疾患 咬合状態・開口障害 顎関節雑音・発音障害等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
結核	結核に関する問	結核	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	エックス線間接撮影														◎	◎	◎
	エックス線直接撮影 喀痰検査・聴診・打診															◎	◎
心臓	臨床医学的検査 その他の検査	心臓の疾病 心臓の異常	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	心電図検査		△	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△
尿	試験紙法	腎臓の疾病 糖尿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
寄生虫	直接塗抹法 セロハンテープ法	回虫卵等 蟯虫卵	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
呼吸器 循環器 消化器 神経系	臨床医学的検査 その他の検査	結核疾患 腎臓疾患 言語障害 骨・関節の異常 四肢運動障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- (注) ◎ ほぼ全員に実施されるもの。
 ○ 必要時または必要者に実施されるもの。
 △ 検査項目から除くことができる。

⑤ 予防接種について

予防接種ガイドライン（2008年度版より）

予防接種法による定期の予防接種は市町村長が行うこととされており、一類疾患の予防接種の対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないこととされている。二類疾患の予防接種の対象者については努力義務が課されていない。

また、都道府県知事は一類疾患及び二類疾患のうち、生物テロ等による痘そうなど厚生労働省が定めるものに対して緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うように指示することができる。（臨時の予防接種）

1 定期の予防接種（一類疾病）

対象疾病 【ワクチン】	接種						備考
	対象者	標準的な接種期間1)	回数	間隔	接種	方法	
ジフテリア 百日せき 破傷風 【沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン： DPT】	1期 初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	20日から56日まで	各0.5ml	皮下	・20日か～56日までの間隔において、1期初回接種を確実にを行うことが必要 ・生後3月以降できるだけ早期に開始する ・1期初回の接種は左右交互に行う ・皮下深く接種することで局所反応を軽減する
	1期 追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)	I期初回接種(3回)終了後12月に達した時から生後18月に達するまでの期間	1回		0.5ml		
	破傷風【沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド：DT】	2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回			
急性灰白髄炎(ポリオ)【経口生ポリオワクチン】	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間	2回	41日以上	各0.05ml	経口	・下痢症患者には治療してから投与する ・投与直後に接種液の大半を吐き出した場合は改めて0.05mlを接種する。
麻しん 【乾燥弱毒生麻しん風しん(MR)ワクチン 又は乾燥弱毒生麻しんワクチン】	1期 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		1回		0.5ml	皮下	・1期の予防接種はできるだけ早期に接種を行う。 ・第3期は中学校1年生に相当する年齢である者、第4期は高校3年生に相当する年齢である者 ・この第3期・第4期は、平成20年度から5年間の措置である
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回		0.5ml		
	3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		
	4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		
風しん 【乾燥弱毒生麻しん風しん(MR)ワクチン 又は乾燥弱毒生麻しんワクチン】	1期 生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		1回		0.5ml	皮下	・1期の予防接種はできるだけ早期に接種を行う。 ・第3期は中学校1年生に相当する年齢である者、第4期は高校3年生に相当する年齢である者 ・この第3期・第4期は、平成20年度から5年間の措置である
	2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回		0.5ml		
	3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		
	4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		1回		0.5ml		

日本脳炎 【日本脳炎ワクチン】	1期 初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日から28日まで	(3歳以上)各0.5ml (3歳未満)各0.25ml	皮下	/第1期で接種間隔があいた場合は「第5ワクチンの特徴及び接種上の注意点」8 日本脳炎の(2)接種上の注意を参照のこと。
	1期 追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回終了後概ね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回		0.25ml(3歳未満)		
	2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		0.5ml		
結核 【BCGワクチン】	・生後6月に至るまでの間にある者 ・地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合においては、1歳未満		1回		所定のスポイトで滴下	皮下	・接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならぬ

* 標準的な接種期間とは、定期(1類疾病)の予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)により、市町村に対

2 定期の予防接種(二類疾病)

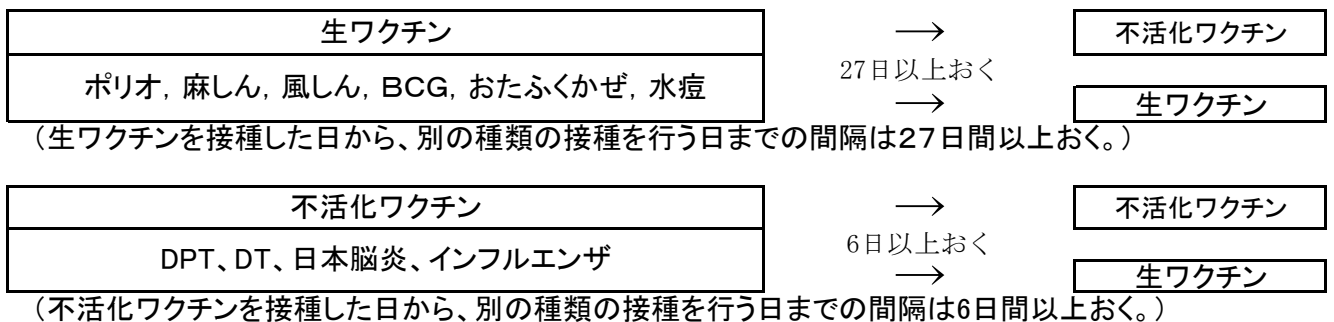
対象疾病 【ワクチン】	接種			
	対象者	回数	接種	方法
インフルエンザ 【インフルエンザHAワクチン】	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常の生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	(毎年度)1回	0.5ml	皮下 詳細は「インフルエンザ予防接種ガイドライン」を参照

3 予防接種の接種間隔

① 他の予防接種との接種間隔

三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒麻疹風しん混合ワクチン、乾燥弱毒風しんワクチン又は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキ二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に認めた場合に行う。なお、同じ種類のワクチンを複数回接種する場合はそれぞれのワクチンに定められた接種間隔を守る。

表1 予防接種の接種間隔



② 疾病罹患後の間隔

麻疹、風しん、水痘及びおたふくかぜ等に罹患した場合には、全身状態の改善を待って接種する。医学的には、個体の免疫状態の回復を考え、麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他(風しん、水痘及びおたふくかぜ等)の疾病については治癒後2~4週間程度の間隔をあけて接種する。その他のウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑など)に関しては、治癒後1~2週間の間隔をおいて接種する。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、対象疾病に対する予防接種のその時点での重要性を考慮し決定する。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決める。

⑥ 学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」の施行について

昭和 21 年 4 月 14 日
21 教保第 30 号教育長通知

市町村（学校組合）教育委員会教育長
特別支援学校長 夜間定時制課程を置く高等学校長

このことについて、学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）により改正された学校給食法第 8 条第 1 項の規定に基づく「学校給食実施基準」及び第 9 条第 1 項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行された旨文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、下記に留意いただくとともに貴管下小・中学校、共同調理場に周知願います。

なお、標記「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」の施行に伴い「学校給食における食事内容について」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 教保第 264 号教育長通知）及び「学校給食衛生管理の基準」（平成 9 年 4 月 9 日付け 9 教保第 20 号教育長通知の別紙）は廃止します。

記

<留意事項>

1 関係政令等の改正について

平成 21 年 4 月 6 日付け 21 教保第 15 号教育長通知「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」で通知しましたので確認願います。

2 学校給食実施基準について

別添局長通知中の「Ⅰ本基準の概要」及び「Ⅱ留意事項」を確認の上、標記基準に基づく適切な学校給食の実施をお願いします。（別添 1）

3 学校給食衛生管理の基準について

- (1) 学校給食の実施に当たっては、別添局長通知中の「Ⅰ本基準の概要」及び「Ⅱ留意事項」を確認の上、標記基準に基づく学校給食衛生管理の改善充実及び食中毒の防止に努めるようお願いします。（別添 2）
- (2) 感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団発生又はそのおそれがある場合には被害の拡大を防ぐため「義務教育諸学校等に係る報告事項等について」（昭和 59 年 3 月 2 日付け 58 教義第 417 号教育委員会通知）により報告いただくとともに、標記基準中の別紙 4-1 により保健厚生課長あてにも報告願います。

(別添 1)

学校給食実施基準の施行について（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

I 本基準の概要

- 一 学校給食は、在学するすべての児童生徒に対して実施されるものとする（第 1 条関係）
- 二 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週 5 回、授業日の昼食時に実施されるものとする（第 2 条関係）
- 三 学校給食の実施に当たって、児童生徒の個々の健康及び生活活動等並びに地域の実情等に配慮すべきものとする（第 3 条関係）
- 四 学校給食に供する食物の栄養内容の基準（「学校給食摂取基準」について定めたこと（第 4 条関係））

II 留意事項

一 総則的事項

1 法の趣旨の徹底について

法の第 8 条 2 項において、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、本基準に照らして適切な学校給食の実施に努めることとされており、法の規定に基づき、学校給食の適切な実施に努められたいこと。（法第 8 条第 2 項）

2 本基準の策定について

本基準は、学校給食法の改正に伴い、学校給食実施基準（昭和 29 年文部省告示第 90 号。以下「旧基準」という。）の内容を踏まえ、改正されたこと。

二 個別的事項

1 主な変更点について

旧基準からの主な変更点は、以下のとおりである。

- (1) 旧基準第三条では、学校給食の実施回数が「原則として毎週五回以上」を、本基準では、「原則として毎週五回」としたこと。（第 2 条関係）
- (2) 「学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。」を追加したこと。（第 3 条関係）

2 学校給食摂取基準について

- (1) 学校給食における摂取基準（以下「学校給食摂取基準」という。）については、別表にそれぞれ掲げる基準によること。
- (2) これらの学校給食摂取基準については厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準（2005 年版）」（以下「食事摂取基準」という。）を参考とし、その考え方を踏まえるとともに、文部科学省が平成 19 年度に行った「児童生徒の食生活等の実態調査」（以下「食生活等実態調査」という。）結果を勘案し、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。したがって、本基準は児童生徒の 1 人 1 回当たりの全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に適用すること。
- (3) 学校給食摂取基準についての基本的な考え方は次のとおりである。

① エネルギー

エネルギーについては、学校保健統計調査から児童生徒の標準体重を求め、食生活等実態調査結果を参考として、身体活動レベル 1.75 を用いて算出した 1 日の必要量の 33% とした。

② たんぱく質

食事摂取基準においては、成長期のたんぱく質の算定方法が変更になったことから、たんぱく質の推奨量が「第 6 次改定日本人の栄養所要量」より低い値となっている。しかし、主菜の量、児童生徒の嗜好及び学校給食においてカルシウムの供給源としての牛乳が通常毎日提供されていること及び食生活等実態調査結果などを勘案すると、基準値は現行程度が適切と考えられる。よって、食事摂取基準の推奨量（1 日）の 50% を基準値とした。ま

た、高たんぱく質・高脂質の食事嗜好を助長しないよう食事摂取基準の推奨量（1日）の33%から食生活等実態調査結果の摂取量1日分の40%を範囲とした。

③ 脂質

脂質の過剰摂取は、肥満並びに血中コレステロール値などの問題も指摘されることから、将来の生活習慣病予防の観点から、脂質の基準値は、現行同様に脂肪エネルギー比率で示し、総エネルギー摂取量の25～30%とした。

④ ナトリウム(食塩相当量)

ナトリウムについては食事摂取基準において、生活習慣病予防の目的から過剰摂取対策として、成人女性8g/日、男性は10g/日未満を目標量としている。1～11歳については、推定エネルギー必要量に応じて目標量を設定していることから、学校給食においては、その33%未満を基準値とした。

⑤ カルシウム

カルシウムについては、食生活等実態調査結果や平成14年に独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「児童生徒の食事状況調査」の結果から、家庭において不足している実態を踏まえ、食事摂取基準の目標量（1日）の50%を基準値とした。

また、食事摂取基準においてはさらに摂取することが望まれるカルシウム量として目安量を示していることから、学校給食においては摂取することが望まれるカルシウム量を目標値として示したので、可能な限り目標値の摂取に努めること。

⑥ 鉄

鉄については、食事摂取基準の推奨量（1日）の33%とした。鉄の摂取は、家庭はもとより学校給食においても容易でないことから、学校給食においては献立の創意工夫を行い、摂取の確保に努めること。

⑦ ビタミン類

ビタミンについては、基本的には食事摂取基準の推奨量（1日）の33%とした。ただし、日本人が欠乏しやすいビタミンB1は食事摂取基準（1日）の40%とし、ビタミンB2についても牛乳1本（200ml）をつけると1日の推奨量の40%程度となることから、食事摂取基準（1日）の40%とした。なお、ビタミンAについては食品の選択の幅を確保するという観点から、1日の推奨量の33%を基準値とし、その3倍までを摂取範囲とした。

⑧ 食物繊維

食物繊維については、食事摂取基準において、成長期の必要量は示されていないが、成人の場合、1,000kcal当たり10gが望ましいと規定されており、食生活等実態調査における排便に関する調査結果を踏まえ、現行より若干減じて基準値とした。

⑨ マグネシウム及び亜鉛

マグネシウムは食事摂取基準の推奨量（1日）の50%、亜鉛については、33%を望ましい数値とした。

3 学校給食における食品構成について

食品構成については、学校給食摂取基準を踏まえつつ、多様な食品を適切に組み合わせて、食に関する指導や食事内容の充実を図ること。また、各地域の実情や家庭における食生活の実態把握の上、日本型食生活の実践、我が国の伝統的な食文化の継承について十分配慮すること。

さらに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「児童生徒の食事状況調査」によれば、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、カルシウム摂取に効果的である牛乳等についての使用に配慮すること。なお、家庭の食事においてカルシウムの摂取が不足している地域にあつては、積極的に牛乳、調理用牛乳、乳製品、小魚等についての使用に配慮すること。

4 学校給食の食事内容の充実等について

(1) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任、

栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に学校給食を活用した指導が行えるよう配慮すること。

- ① 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと。
 - ② 各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立作成とすること。
 - ③ 地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること。
 - ④ 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。
 - ⑤ 食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考とすること。
- (2) 献立作成に当たっては、常に食品の組み合わせ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒の嗜好の偏りをなくすよう配慮すること。
- ① 魅力あるおいしい給食となるよう、調理技術の向上に努めること。
 - ② 食事は調理後できるだけ短時間に適温で提供すること。調理に当たっては、衛生・安全に十分配慮すること。
 - ③ 家庭における日常の食生活の指標になるように配慮すること。
- (3) 食器具については、安全性が確保されたものであること。また、児童生徒の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること。
- (4) 喫食の場所については、食事にふさわしいものとなるよう改善工夫を行うこと。
- (5) 望ましい生活習慣を形成するため、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠という生活習慣全体を視野に入れた指導に配慮すること。
- 5 特別支援学校における食事内容の改善について
- (1) 特別支援学校の児童及び生徒については、障害の種類と程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、学校給食摂取基準の適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態、地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用するとともに次の点に留意すること。
- ① 障害のある児童生徒が無理なく食べられるような献立及び調理について十分配慮すること。
 - ② 食に関する指導の教材として、障害に応じた効果的な教材となるよう創意工夫に努めること。
- (2) 特別支援学校における児童生徒に対する食事の管理については、家庭や寄宿舎における食生活や病院における食事と密接に関連していることから、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医、主治医及び保護者等の関係者が連携し、共通理解を図りながら、児童生徒の生活習慣全体を視野に入れた食事管理に努めること。
- 6 その他
- 文部科学省に調査研究協力者会議を設置し、検討を行ったので、「学校給食における食事摂取基準等について(報告)」及び改訂に際し基礎資料として実施した「児童生徒の食生活等実態調査結果」を参考とされたいこと。
- 7 従前の通知の廃止
- 「学校給食における食事内容について」(文部科学省スポーツ・青少年局長通知 20 文科ス第 754 号)

(別添 2)

学校給食衛生管理基準の施行について

I 本基準の概要

第1 総則

法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会等の責務を定めたこと。

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

学校給食施設、学校給食設備並びに学校給食施設及び設備の衛生管理に関する基準を定めたこと。また、当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

献立作成、学校給食用食品の購入、食品の検収・保管等、調理過程、配送及び配食並びに検査及び保存食等に関する基準を定めたこと。また、当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

衛生管理体制、学校給食従事者の衛生管理、学校給食従事者の健康管理及び食中毒の集団発生の際の措置に関する基準を定めたこと。また、食中毒の集団発生の際の措置を除き当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第5 日常及び臨時の衛生検査

日常及び臨時の衛生検査を行うべき項目等を定めたこと。

第6 雑則

記録の保存期限等を定めたこと。

II 留意事項

一 総則的事項

(1) 法の趣旨の徹底について

法の第9条2項及び第3項において、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、本基準に照らして適切な衛生管理に努めるとともに、義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、本基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出ることとされており、法の規定に基づき、学校給食の衛生管理の充実に努められたいこと。(法第9条第2項及び第3項)

(2) 本基準の策定について

本基準は、「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省体育局長通知。以下「旧基準」という。)の内容を踏まえ、策定されたこと。

二 個別的事項

旧基準からの主な変更点及び個別的に留意すべき点は、以下のとおりである。

第1 総則

(主な変更点)

- ① 学校給食の衛生管理は、「HACCPの考え方」に基づくとともに、「調理等の委託を行う場合」も本基準の対象となることを明記したこと。

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

1 (1) 学校給食施設

(主な変更点)

- ① 別添の「学校給食施設の区分」について、「汚染作業区域」、「非汚染作業区域」及び「その他の区域」等区域の整理をし、その他に「前室」を加えることとしたこと。
- ② ドライシステムについて、「導入するよう努めること」、またウェットシステムについ

ては「ドライ運用を図る」ことを明記したこと。

- ③ 学校給食従事者専用の便所について、「調理衣の着脱場所」を「便所の個室の前」に設けるよう努めることとしたこと。

(留意事項)

- ① 本基準において、「洗浄室」については、午前中は非汚染作業区域、午後の洗浄開始時から清掃終了時までを汚染作業区域として整理するとともに、「食品を取り扱う場所」については、作業区域より洗浄室を除いた施設として整理していること。
- ② 汚染作業区域と非汚染作業区域の境には、カウンター等を設けるなど、食品のみが移動するよう工夫すること。

(2) 学校給食設備

(主な変更点)

- ① シンクについて、「下処理室」においては、加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び器具の洗浄に用いるシンクを別々に設置し三槽式構造とすること、また、「調理室」においては、食品及び器具等の洗浄用シンクを設置し、共用しないことを明記したこと。
- ② 冷蔵及び冷凍設備について、「原材料用及び調理用等」に整備することとしたこと。
- ③ 学校給食従事者の専用手洗い設備について、「前室、便所の個室に」設置することとしたこと。
- ④ 学校給食従事者の専用手洗い設備の給水栓について、「温水に対応した方式」としたこと。

(3) 学校給食施設及び設備の衛生管理

(主な変更点)

- ① ねずみ及び衛生害虫について、発生状況を1ヶ月に1回以上点検するとともに、「発生を確認したときには、その都度駆除をすることとし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等」を行うこととしたこと。また、「殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること」としたこと。
- ② 学校給食従事者専用の便所について、「定期的に清掃及び消毒を行うこと」としたこと。
- ③ 学校給食従事者専用の手洗い設備について、「石けん液、消毒用アルコール及びペーパータオル等」衛生器具を常備すること、また、「前室の手洗い設備には個人用爪ブラシ」を常備することと整理したこと。
- ④ 清掃用具について、「汚染作業区域と非汚染作業区域の共用を避けること」としたこと。

(留意事項)

- ① 学校給食従事者専用の便所については、他の大量調理施設と異なり学校給食従事者のみが使用することから、ノロウイルス等の感染が拡大する恐れがある場合等を除き、調理終了後に清掃及び消毒を行うことが望ましい。

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

1 (3) 食品の検収・保管等

(主な変更点)

- ① ダンボールについて、「食品の保管室」に持ち込まないことを明記したこと。

(留意事項)

- ① 栄養教諭等を検収責任者としなない場合には、学校給食調理員等を検収責任者として定めること。
- ② 泥つきの根菜類の処理については、球根皮むき機とあわせ、球根以外に対応した泥落としシンクの整備に努めることが望ましい。

(4) 調理過程

(主な変更点)

- ① 加熱処理する食品について、「中心部が75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上加熱すること）」としたこと。
- ② 和えもの、サラダ等について、和え終わるなど「調理終了時」にも温度と時間を記録することを明記したこと。
- ③ エプロン、履物等について「作業区分ごとに洗浄及び消毒」することを明記したこと。
- ④ 食品の配送時の温度の変化を把握するため、共同調理場において、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間の記録について、引き続き毎日記録することとするが、温度については、月毎に行うなど「定期的」に記録するとしたこと。

(留意事項)

- ① 調理時においても食品中の異物混入及び調理中の異物混入に注意すること。
- ② 使用水の安全確保について、調理終了後に遊離残留塩素の状態を確認することとしているが、原則として、調理作業が終了した午前中の時間に確認すること。

(5) 配送及び配食

(主な変更点)

- ① 家庭から持参させる食器具について、食育の観点からはし等を持参することが想定されることから、その観点から整理したこと。
- ② ノロウイルス等における嘔吐物について適切に対処するため、「児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理」することとしたこと。また、嘔吐物が付着した食器具の返却については、次亜塩素酸ナトリウム液（塩素濃度、200ppm）に十分浸すなどの消毒を行うことなどにより「調理室に返却するに当たっては、その旨を明示し、その食器具を返却すること。また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと」としたこと。

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

1 (1) 衛生管理体制

(主な変更点)

- ① 研修について、教育委員会等は「新規採用時及び経験年数に応じた研修その他の研修の機会が確保されるよう努めること。」及び「学校給食調理員を対象とした研修の機会が確保されるよう努めること。」としたこと。
- ② 食品の点検については、旧基準では、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割が明確でなかったことから、本基準においては、市町村教育委員会が、「定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行うこと。」と整理したこと。また、定期的な点検の実施に当たっては、市町村教育委員会においては、いずれかの学校で1年間に少なくとも1校は実施すること。なお、都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携を図り、その点検結果を県内に周知するなど適切な情報共有を図ることが望ましい。
- ③ 調理室の施錠について「調理作業後の調理室等は施錠するなど適切な管理を行うこと」としたこと。

(留意事項)

- ① 学校給食調理員の研修プログラムについては、別紙2「学校給食調理員の標準的研修プログラム」（下記参照）を参考とし、各教育委員会等で研修計画を作成し、実施すること。

(3) 学校給食従事者の健康管理

(主な変更点)

- ① 学校給食従事者の健康診断について、年1回健康診断を行うとともに、その他2回定

期に健康状態を把握することが望ましいとしたこと。

- ② 検便については、長期休業中も含め「毎月2回以上」行うことを明記したこと。
- ③ ノロウイルスについて、「ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること」としたこと。また、「ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。」としたこと。

(留意事項)

- ① 地域の感染症の状況等を勘案し、ノロウイルス等についても、必要に応じて検便を行うこと。
- ② 配送及び配膳に携わる者についても、その作業内容に応じて、健康管理等を行うべきこと。

(4) 食中毒の集団発生の際の措置

- ① 食中毒の集団発生の際の対応として「二次感染の防止に努めること」と明記したこと。
- ② 食中毒の集団発生時の措置として「学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること」と明記したこと。
- ③ 食中毒の集団発生時の関係職員の役割について、「校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等」を明記したこと。
- ④ 食中毒の発生原因の解明に当たって、「保健所等に協力」することを明記したこと。

第6 雑則

- 1 本基準に基づく記録は、全て「1年間保存する」ことを明記したこと。

三 その他

1 定期及び日常の衛生検査の点検票

別紙3(下記参照)の別添1~8票(新たに定めた、「調理過程の定期検査票」(別添第4票)を含む。)を参考とし、各学校等で適切な点検票を作成し、実施すること。

2 児童生徒に対する保健教育・衛生指導

ア 児童生徒に対しては、感染症・食中毒の予防についての保健教育を強化するとともに、日常生活において、感染症・食中毒の予防のために必要な生活の実践、特に用便後、食事前等の手洗いを励行させるよう指導すること。

イ 児童生徒に対して、給食前に十分手を洗わせること。手洗いは、必ず流水式とすること。

3 患者の早期発見

ア 児童生徒等の欠席率に注意し、感染症・食中毒等の早期発見に努めること。

イ 児童生徒等に対して、健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、感染症・食中毒のような疑わしい症状のある児童生徒等があるときは、関係機関の協力を得るとともに、速やかに学校医又は医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じること。

ウ 健康に異常のある児童生徒等は、自主的に保護者、教員等に申し出るように指導し、また、保護者に対しては、児童生徒等が感染症・食中毒にかかったり、その疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導すること。

エ 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症・食中毒患者の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握するよう努めること。

4 文部科学省への報告

ア 都道府県教育委員会及び都道府県知事は、域内の学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、別紙 4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」（下記参照）を、終えんした場合には、別紙 4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」（下記参照）により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

イ 国立大学の附属学校に感染症・食中毒やその他学校給食による健康被害の集団的発生又はそのおそれがある場合には、様式 4-1「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」（下記参照）を、終えんした場合には、別紙 4-2「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」（下記参照）により、速やかに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告すること。

なお、感染症・食中毒等の発生後、その状況の軽重により、適宜中間報告をすること。

ウ ア及びイの報告に際しては、参考となる献立表等の資料を添付すること。

5 文部科学省資料等の活用

学校給食関係者は、次の資料を活用すること。

ア 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成 20 年 3 月）

イ 「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part1」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成 21 年 3 月）

ウ 「食に関する指導の手引」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、平成 19 年 3 月）

エ 「学校給食における食中毒防止の手引」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

オ 「学校給食 食中毒防止ビデオシリーズ」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

6 学校給食従事者の喫食について

学校給食従事者が、施設内で調理された給食を喫食することは、自ら調理した給食を児童生徒とともに食べることによって、調理者としての責任を自覚し、給食内容の向上改善に資するものであることから、毎日の健康調査及び月 2 回以上の検便検査の措置を講じた上で、当該施設内で喫食しても差し支えない。

7 従前の基準の廃止

「学校給食衛生管理の基準」（平成 9 年 4 月 1 日付け文部省体育局長通知文体学第 266 号の別紙）

学校給食実施基準

(学校給食の実施の対象)

第一条 学校給食（学校給食法第三条第一項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

(学校給食の実施回数等)

第二条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

(児童生徒の個別の健康状態への配慮)

第三条 学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

(学校給食に供する食物の栄養内容)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

別表（第四条関係） 児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区 分	基 準 値			
	児童(6～7歳)の場合	児童(8～9歳)の場合	児童(10～11歳)の場合	生徒(12～14歳)の場合
エネルギー (Kcal)	560	660	770	850
たんぱく質 (g)	16	20	25	28
範 囲※1	10～25	13～28	17～30	19～35
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%			
ナトリウム (食塩相当量)(g)	2未満	2.5未満	3未満	3未満
カルシウム(mg)	300	350	400	420
目標値※2	320	380	480	470
鉄 (mg)	3	3	4	4
ビタミンA(μgRE)	130	140	170	210
範 囲※1	130～390	140～420	170～510	210～630
ビタミンB1(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンB2(mg)	0.4	0.5	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	23	26	33
食物繊維(g)	5.5	6.0	6.5	7.5

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム・児童(6歳～7歳)70mg、児童(8歳～9歳)80mg、児童(10歳～11歳)110mg、生徒(12歳～14歳)140mg
亜鉛・児童(6歳～7歳)2mg、児童(8歳～9歳)2mg、児童(10歳～11歳)3mg、生徒(12歳～14歳)3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

範囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲※1

目標値・・・摂取することがより望ましい値※2

学校給食衛生管理基準

第1 総則

1 学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）、附属学校を設置する国立大学法人及び私立学校の設置者（以下「教育委員会等」という。）は、自らの責任において、必要に応じて、保健所の協力、助言及び援助（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に定める食品衛生監視員による監視指導を含む。）を受けつつ、HACCP（コーデックス委員会（国連食糧農業機関／世界保健機関合同食品規格委員会）総会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に規定されたHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）をいう。）の考え方に基づき単独調理場、共同調理場（調理等の委託を行う場合を含む。以下「学校給食調理場」という。）並びに共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ること。

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

1 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

（1）学校給食施設

①共通事項

- 一 学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする。また、随時施設の点検を行い、その実態の把握に努めるとともに、施設の新増築、改築、修理その他の必要な措置を講ずること。
- 二 学校給食施設は、別添の「学校給食施設の区分」に従い区分することとし、調理場（学校給食調理員が調理又は休憩等を行う場所であって、別添中区分の欄に示す「調理場」をいう。以下同じ。）は、二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域（それぞれ別添中区分の欄に示す「汚染作業区域」、「非汚染作業区域」及び「その他の区域（事務室等を除く。）」をいう。以下同じ。）に部屋単位で区分すること。ただし、洗浄室は、使用状況に応じて汚染作業区域又は非汚染作業区域に区分することが適当であることから、別途区分すること。また、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩にあてる区域及び前室に区分するよう努めること。
- 三 ドライシステムを導入するよう努めること。また、ドライシステムを導入していない調理場においてもドライ運用を図ること。
- 四 作業区域（別添中区分の欄に示す「作業区域」をいう。以下同じ。）の外部に開放される箇所にはエアカーテンを備えるよう努めること。
- 五 学校給食施設は、設計段階において保健所及び学校薬剤師等の助言を受けるとともに、栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）その他の関係者の意見を取り入れ整備すること。

②作業区域内の施設

- 一 食品を取り扱う場所（作業区域のうち洗浄室を除く部分をいう。以下同じ。）は、内部の温度及び湿度管理が適切に行える空調等を備えた構造とするよう努めること。
- 二 食品の保管室は、専用であること。また、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること。
- 三 外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けること。
- 四 排水溝は、詰まり又は逆流がおきにくく、かつ排水が飛散しない構造及び配置とすること。
- 五 釜周りの排水が床面に流れない構造とすること。
- 六 配膳室は、外部からの異物の混入を防ぐため、廊下等と明確に区分すること。また、その出入口には、原則として施錠設備を設けること。

③その他の区域の施設

- 一 廃棄物（調理場内で生じた廃棄物及び返却された残菜をいう。以下同じ。）の保管場所は、調理場外の適切な場所に設けること。
- 二 学校給食従事者専用の便所は、食品を取り扱う場所及び洗浄室から直接出入りできない構造とすること。また、食品を取り扱う場所及び洗浄室から3 m以上離れた場所に設けるよう努めること。さらに、便所の個室の前に調理衣を着脱できる場所を設けるよう努めること。

（2）学校給食設備

①共通事項

- 一 機械及び機器については、可動式にするなど、調理過程に合った作業動線となるよう配慮した配置であること。
- 二 全ての移動性の器具及び容器は、衛生的に保管するため、外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。
- 三 給水給湯設備は、必要な数を使用に便利な位置に設置し、給水栓は、直接手指に触れることのないよう、肘等で操作できるレバー式であること。等
- 四 共同調理場においては、調理した食品を調理後2時間以内に給食できるようにするための配送車を必要台数確保すること。

②調理用の機械、機器、器具及び容器

- 一 食肉類、魚介類、卵、野菜類、果実類等食品の種類ごとに、それぞれ専用に調理用の器具及び容器を備えること。また、それぞれの調理用の器具及び容器は、下処理用、調理用、加熱調理済食品用等調理の過程ごとに区別すること。
- 二 調理用の機械、機器、器具及び容器は、洗浄及び消毒ができる材質、構造であり、衛生的に保管できるものであること。また、食数に適した大きさと数量を備えること。
- 三 献立及び調理内容に応じて、調理作業の合理化により衛生管理を充実するため、焼き物機、揚げ物機、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理機等の調理用の機械及び機器を備えるよう努めること。

③シンク

- 一 シンクは、食数に応じてゆとりのある大きさ、深さであること。また、下処理室における加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び器具の洗浄に用いるシンクは別々に設置するとともに、三槽式構造とすること。さらに、調理室においては、食品用及び器具等の洗浄用のシンクを共用しないこと。あわせて、その他の用途用のシンクについても相互汚染しないよう努めること。

④冷蔵及び冷凍設備

- 一 冷蔵及び冷凍設備は、食数に応じた広さがあるものを原材料用及び調理用等に整備し、共用を避けること。

⑤温度計及び湿度計

- 一 調理場内の適切な温度及び湿度の管理のために、適切な場所に正確な温度計及び湿度計を備えること。また、冷蔵庫・冷凍庫の内部及び食器消毒庫その他のために、適切な場所に正確な温度計を備えること。

⑥廃棄物容器等

- 一 ふた付きの廃棄物専用の容器を廃棄物の保管場所に備えること。
- 二 調理場には、ふた付きの残菜入れを備えること。

⑦学校給食従事者専用手洗い設備等

- 一 学校給食従事者の専用手洗い設備は、前室、便所の個室に設置するとともに、作業区分ごとに使用しやすい位置に設置すること。
- 二 肘まで洗える大きさの洗面台を設置するとともに、給水栓は、直接手指に触れることのないよう、肘等で操作できるレバー式、足踏み式又は自動式等の温水に対応した方式であること。
- 三 学校食堂等に、児童生徒等の手洗い設備を設けること。

(3) 学校給食施設及び設備の衛生管理

- 一 学校給食施設及び設備は、清潔で衛生的であること。
 - 二 冷蔵庫、冷凍庫及び食品の保管室は、整理整頓すること。また、調理室には、調理作業に不必要な物品等を置かないこと。
 - 三 調理場は、換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%以下に保つよう努めること。また、調理室及び食品の保管室の温度及び湿度並びに冷蔵庫及び冷凍庫内部の温度を適切に保ち、これらの温度及び湿度は毎日記録すること。
 - 四 調理場内の温度計及び湿度計は、定期的に検査を行うこと。
 - 五 調理場の給水、排水、採光、換気等の状態を適正に保つこと。また、夏期の直射日光を避ける設備を整備すること。
 - 六 学校給食施設及び設備は、ねずみ及びはえ、ごきぶり等衛生害虫の侵入及び発生を防止するため、侵入防止措置を講じること。また、ねずみ及び衛生害虫の発生状況を1ヶ月に1回以上点検し、発生を確認したときには、その都度駆除をすることとし、必要な場合には、補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等を行い、その結果を記録すること。なお、殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。さらに、学校給食従事者専用の便所については、特に衛生害虫に注意すること。
 - 七 学校給食従事者専用の便所には、専用の履物を備えること。また、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - 八 学校給食従事者専用の手洗い設備は、衛生的に管理するとともに、石けん液、消毒用アルコール及びペーパータオル等衛生器具を常備すること。また、布タオルの使用は避けること。さらに、前室の手洗い設備には個人用爪ブラシを常備すること。
 - 九 食器具、容器及び調理用の器具は、使用后、でん粉及び脂肪等が残留しないよう、確実に洗浄するとともに、損傷がないように確認し、熱風保管庫等により適切に保管すること。また、フードカッター、野菜切り機等調理用の機械及び機器は、使用後に分解して洗浄及び消毒した後、乾燥させること。さらに、下処理室及び調理室内における機械、容器等の使用後の洗浄及び消毒は、全ての食品が下処理室及び調理室から搬出された後に行うよう努めること。
 - 十 天井の水滴を防ぐとともに、かびの発生の防止に努めること。
 - 十一 床は破損箇所がないよう管理すること。
 - 十二 清掃用具は、整理整頓し、所定の場所に保管すること。また、汚染作業区域と非汚染作業区域の共用を避けること。
- 2 学校薬剤師等の協力を得て(1)の各号に掲げる事項について、毎学年1回定期的に、(2)及び(3)の各号に掲げる事項については、毎学年3回定期的に、検査を行い、その実施記録を保管すること。

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

1 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(1) 献立作成

- 一 献立作成は、学校給食施設及び設備並びに人員等の能力に応じたものとするとともに、衛生的な作業工程及び作業動線となるよう配慮すること。
- 二 高温多湿の時期は、なまもの、和えもの等については、細菌の増殖等が起こらないように配慮すること。
- 三 保健所等から情報を収集し、地域における感染症、食中毒の発生状況に配慮すること。
- 四 献立作成委員会を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。
- 五 統一献立(複数の学校で共通して使用する献立をいう。)を作成するに当たっては、食品の品質管理又は確実な検収を行う上で支障を来すことがないように、一定の地域別又は学校種別等の単位に分けること等により適正な規模での作成に努めること。

(2) 学校給食用食品の購入

①共通事項

- 一 学校給食用食品（以下「食品」という。）の購入に当たっては、食品選定のための委員会等を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。また、必要に応じて衛生管理に関する専門家の助言及び協力を受けられるような仕組みを整えること。
- 二 食品の製造を委託する場合には、衛生上信用のおける製造業者を選定すること。また、製造業者の有する設備、人員等から見た能力に応じた委託とすることとし、委託者において、随時点検を行い、記録を残し、事故発生の防止に努めること。

②食品納入業者

- 一 保健所等の協力を得て、施設の衛生面及び食品の取扱いが良好で衛生上信用のおける食品納入業者を選定すること。
- 二 食品納入業者又は納入業者の団体等との間に連絡会を設け、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方について定期的な意見交換を行う等により、食品納入業者の衛生管理の啓発に努めること。
- 三 売買契約に当たって、衛生管理に関する事項を取り決める等により、業者の検便、衛生環境の整備等について、食品納入業者に自主的な取組を促すこと。
- 四 必要に応じて、食品納入業者の衛生管理の状況を確認すること。
- 五 原材料及び加工食品について、製造業者若しくは食品納入業者等が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果、又は生産履歴等を提出させること。また、検査等の結果については、保健所等への相談等により、原材料として不適と判断した場合には、食品納入業者の変更等適切な措置を講じること。さらに、検査結果を保管すること。

③食品の選定

- 一 食品は、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定するよう配慮すること。また、有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- 二 有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこと。
また、可能な限り、使用原材料の原産国についての記述がある食品を選定すること。
- 三 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症、食中毒の発生状況に応じて、食品の購入を考慮すること。

(3) 食品の検収・保管等

- 一 検収は、あらかじめ定めた検収責任者が、食品の納入に立会し、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名及び所在地、生産地、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限又は賞味期限、製造年月日、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。）、年月日表示、ロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下同じ。）番号その他のロットに関する情報について、毎日、点検を行い、記録すること。また、納入業者から直接納入する食品の検収は、共同調理場及び受配校において適切に分担し実施するとともに、その結果を記録すること。
- 二 検収のために必要な場合には、検収責任者の勤務時間を納入時間に合わせて割り振ること。
- 三 食肉類、魚介類等生鮮食品は、原則として、当日搬入するとともに、一回で使い切る量を購入すること。また、当日搬入できない場合には、冷蔵庫等で適切に温度管理するなど衛生管理に留意すること。
- 四 納入業者から食品を納入させるに当たっては、検収室において食品の受け渡しを行い、下処理室及び調理室に立ち入らせないこと。
- 五 食品は、検収室において、専用の容器に移し替え、下処理室及び食品の保管室にダンボール等を持ち込まないこと。また、検収室内に食品が直接床面に接触しないよう床面から60cm以上

の高さの置台を設けること。

六 食品を保管する必要がある場合には、食肉類、魚介類、野菜類等食品の分類ごとに区分して専用の容器で保管する等により、原材料の相互汚染を防ぎ、衛生的な管理を行うこと。また、別紙

「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に従い、棚又は冷蔵冷凍設備に保管すること。

七 牛乳については、専用の保冷库等により適切な温度管理を行い、新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めること。

八 泥つきの根菜類等の処理は、検収室で行い、下処理室を清潔に保つこと。

(4) 調理過程

①共通事項

一 給食の食品は、原則として、前日調理を行わず、全てその日に学校給食調理場で調理し、生で食用する野菜類、果実類等を除き、加熱処理したものを給食すること。また、加熱処理する食品については、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85℃で1分間以上）又はこれと同等以上の温度まで加熱されていることを確認し、その温度と時間を記録すること。さらに、中心温度計については、定期的に検査を行い、正確な機器を使用すること。

二 野菜類の使用については、二次汚染防止の観点から、原則として加熱調理すること。また、教育委員会等において、生野菜の使用に当たっては、食中毒の発生状況、施設及び設備の状況、調理過程における二次汚染防止のための措置、学校給食調理員の研修の実施、管理運営体制の整備等の衛生管理体制の実態、並びに生野菜の食生活に果たす役割等を踏まえ、安全性を確認しつつ、加熱調理の有無を判断すること。さらに、生野菜の使用に当たっては、流水で十分洗浄し、必要に応じて、消毒するとともに、消毒剤が完全に洗い落とされるまで流水で水洗いすること。

三 和えもの、サラダ等の料理の混ぜ合わせ、料理の配食及び盛りつけに際しては、清潔な場所で、清潔な器具を使用し、料理に直接手を触れないよう調理すること。

四 和えもの、サラダ等については、各食品を調理後速やかに冷却機等で冷却を行った上で、冷却後の二次汚染に注意し、冷蔵庫等で保管するなど適切な温度管理を行うこと。また、やむを得ず水で冷却する場合は、直前に使用水の遊離残留塩素が0.1mg/L以上であることを確認し、確認した数値及び時間を記録すること。さらに、和える時間を配食の直前にするなど給食までの時間の短縮を図り、調理終了時に温度及び時間を記録すること。

五 マヨネーズは、つぐらないこと。

六 缶詰は、缶の状態、内壁塗装の状態等を注意すること。

②使用水の安全確保

一 使用水は、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）に定める基準を満たす飲料水を使用すること。また、毎日、調理開始前に十分流水した後及び調理終了後に遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること並びに外観、臭気、味等について水質検査を実施し、その結果を記録すること。

二 使用水について使用に不適な場合は、給食を中止し速やかに改善措置を講じること。また、再検査の結果使用した場合は、使用した水1Lを保存食用の冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること。

三 貯水槽を設けている場合は、専門の業者に委託する等により、年1回以上清掃すること。また、清掃した証明書等の記録は1年間保管すること。

③二次汚染の防止

一 献立ごとに調理作業の手順、時間及び担当者を示した調理作業工程表並びに食品の動線を示した作業動線図を作成すること。また、調理作業工程表及び作業動線図を作業前に確認し、作業に当たること。

二 調理場における食品及び調理用の器具及び容器は、床面から60cm以上の高さの置台の上に置くこと。

三 食肉、魚介類及び卵は、専用の容器、調理用の機器及び器具を使用し、他の食品への二次汚染を防止すること。

- 四 調理作業中の食品並びに調理用の機械、機器、器具及び容器の汚染の防止の徹底を図ること。
また、包丁及びまな板類については食品別及び処理別の使い分けの徹底を図ること。
- 五 下処理後の加熱を行わない食品及び加熱調理後冷却する必要のある食品の保管には、原材料用冷蔵庫は使用しないこと。
- 六 加熱調理した食品を一時保存する場合又は調理終了後の食品については、衛生的な容器にふたをして保存するなど、衛生的な取扱いを行い、他からの二次汚染を防止すること。
- 七 調理終了後の食品は、素手でさわらないこと。
- 八 調理作業時には、ふきんは使用しないこと。
- 九 エプロン、履物等は、色分けする等により明確に作業区分ごとに使い分けること。また、保管の際は、作業区分ごとに洗浄及び消毒し、翌日までに乾燥させ、区分して保管するなど、衛生管理に配慮すること。

④食品の適切な温度管理等

- 一 調理作業時においては、調理室内の温度及び湿度を確認し、その記録を行うこと。また、換気を行うこと。
- 二 原材料の適切な温度管理を行い、鮮度を保つこと。また、冷蔵保管及び冷凍保管する必要のある食品は常温放置しないこと。
- 三 加熱調理後冷却する必要のある食品については、冷却機等を用いて温度を下げ、調理用冷蔵庫で保管し、食中毒菌等の発育至適温度帯の時間を可能な限り短くすること。また、加熱終了時、冷却開始時及び冷却終了時の温度及び時間を記録すること。
- 四 配送及び配食に当たっては、必要に応じて保温食缶及び保冷食缶若しくは蓄冷材等を使用し、温度管理を行うこと。
- 五 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること。また、配食の時間を毎日記録すること。さらに、共同調理場においては、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間を毎日記録するとともに、温度を定期的に記録すること。
- 六 加熱調理食品にトッピングする非加熱調理食品は、衛生的に保管し、トッピングする時期は給食までの時間が極力短くなるようにすること。

⑤廃棄物処理

- 一 廃棄物は、分別し、衛生的に処理すること。
- 二 廃棄物は、汚臭、汚液がもれないように管理すること。また、廃棄物のための容器は、作業終了後速やかに清掃し、衛生上支障がないように保持すること。
- 三 返却された残菜は、非汚染作業区域に持ち込まないこと。
- 四 廃棄物は、作業区域内に放置しないこと。
- 五 廃棄物の保管場所は、廃棄物の搬出後清掃するなど、環境に悪影響を及ぼさないよう管理すること。

(5) 配送及び配食

①配送

- 一 共同調理場においては、容器、運搬車の設備の整備に努め、運搬途中の塵埃等による調理済食品等の汚染を防止すること。また、調理済食品等が給食されるまでの温度の管理及び時間の短縮に努めること。

②配食等

- 一 配膳室の衛生管理に努めること。
- 二 食品を運搬する場合は、容器にふたをすること。
- 三 パンの容器、牛乳等の瓶その他の容器等の汚染に注意すること。
- 四 はし等を児童生徒の家庭から持参させる場合は、不衛生にならないよう指導すること。
- 五 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他の健康状態及び衛生的な服装であることを確認すること。また、配食前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること。

六 教職員は、児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理し、調理室に返却するに当たっては、その旨を明示し、その食器具を返却すること。また、嘔吐物は、調理室には返却しないこと。

(6) 検食及び保存食等

①検食

一 検食は、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこと。また、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校においては、速やかに共同調理場に連絡すること。

二 検食に当たっては、食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、一食分としてそれぞれの食品の量が適当か、味付け、香り、色彩並びに形態等が適切か、及び、児童生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか確認すること。

三 検食を行った時間、検食者の意見等検食の結果を記録すること。

②保存食

一 保存食は、毎日、原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつビニール袋等清潔な容器に密封して入れ、専用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること。また、納入された食品の製造年月日若しくはロットが違う場合又は複数の釜で調理した場合は、それぞれ保存すること。

二 原材料は、洗浄、消毒等を行わず、購入した状態で保存すること。ただし、卵については、全て割卵し、混合したものから50g程度採取し保存すること。

三 保存食については、原材料、加工食品及び調理済食品が全て保管されているか並びに廃棄した日時を記録すること。

四 共同調理場の受配校に直接搬入される食品についても共同調理場で保存すること。また、複数の業者から搬入される食品については、各業者ごとに保存すること。

五 児童生徒の栄養指導及び盛りつけの目安とする展示食を保存食と兼用しないこと。

③残食及び残品

一 パン等残食の児童生徒の持ち帰りは、衛生上の見地から、禁止することが望ましい。

二 パン、牛乳、おかず等の残品は、全てその日のうちに処分し、翌日に繰り越して使用しないこと。

2 学校薬剤師等の協力を得て1の各号に掲げる事項について、毎学年1回((3)、(4)②及び(6)①、②にあつては毎学年3回)、定期に検査を行い、その実施記録を保管すること。

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

1 衛生管理体制に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

(1) 衛生管理体制

一 学校給食調理場においては、栄養教諭等を衛生管理責任者として定めること。ただし、栄養教諭等が現にいない場合は、調理師資格を有する学校給食調理員等を衛生管理責任者として定めること。

二 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生、食品の衛生及び学校給食調理員の衛生の日常管理等に当たること。また、調理過程における下処理、調理、配送等の作業工程を分析し、各工程において清潔かつ迅速に加熱及び冷却調理が適切に行われているかを確認し、その結果を記録すること。

三 校長又は共同調理場の長(以下「校長等」という。)は、学校給食の衛生管理について注意を払い、学校給食関係者に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、学校給食の安全な実施に配慮すること。

四 校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。

- 五 校長等は、食品の検収等の日常点検の結果、異常の発生が認められる場合、食品の返品、献立の一部又は全部の削除、調理済食品の回収等必要な措置を講じること。
- 六 校長等は、施設及び設備等の日常点検の結果、改善が必要と認められる場合、必要な応急措置を講じること。また、改善に時間を要する場合、計画的な改善を行うこと。
- 七 校長等は、栄養教諭等の指導及び助言が円滑に実施されるよう、関係職員的意思疎通等に配慮すること。
- 八 教育委員会等は、栄養教諭等の衛生管理に関する専門性の向上を図るため、新規採用時及び経験年数に応じた研修その他の研修の機会が確保されるよう努めること。
- 九 教育委員会等は、学校給食調理員を対象とした研修の機会が確保されるよう努めること。また、非常勤職員等も含め可能な限り全員が等しく研修を受講できるよう配慮すること。
- 十 教育委員会等は、設置する学校について、計画を立て、登録検査機関（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項に規定する「登録検査機関」をいう。）等に委託するなどにより、定期的に原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を行うこと。
- 十一 調理に直接関係のない者を調理室に入れないこと。調理及び点検に従事しない者が、やむを得ず、調理室内に立ち入る場合には、食品及び器具等には触れせず、（3）三に規定する学校給食従事者の健康状態等を点検し、その状態を記録すること。また、専用の清潔な調理衣、マスク、帽子及び履物を着用させること。さらに、調理作業後の調理室等は施錠するなど適切な管理を行うこと。

（2）学校給食従事者の衛生管理

- 一 学校給食従事者は、身体、衣服を清潔に保つこと。
- 二 調理及び配食に当たっては、せき、くしゃみ、髪の毛等が食器、食品等につかないよう専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
- 三 作業区域用の調理衣等及び履物を着用したまま便所に入らないこと。
- 四 作業開始前、用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前、食品に直接触れる作業の開始直前及び生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れ、他の食品及び器具等に触れる前に、手指の洗浄及び消毒を行うこと。

（3）学校給食従事者の健康管理

- 一 学校給食従事者については、日常的な健康状態の点検を行うとともに、年1回健康診断を行うこと。また、当該健康診断を含め年3回定期に健康状態を把握することが望ましい。
- 二 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157その他必要な細菌等について、毎月2回以上実施すること。
- 三 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号。以下「感染症予防法」という。）に規定する感染症又はその疑いがあるかどうか毎日点検し、これらを記録すること。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関に受診させ感染性疾患の有無を確認し、その指示を励行させること。さらに、化膿性疾患が手指にある場合には、調理作業への従事を禁止すること。
- 四 ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。

(4) 食中毒の集団発生の際の措置

- 一 教育委員会等、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。
 - 二 学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。
 - 三 校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内組織等に基づいて学校内外の取組体制を整備すること。
 - 四 保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めること。その際、プライバシー等人権の侵害がないよう配慮すること。
 - 五 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努めること。
- 2 1の(1)に掲げる事項については、毎学年1回、(2)及び(3)に掲げる事項については、毎学年3回定期的に検査を行い、その実施記録を保管すること。

第5 日常及び臨時の衛生検査

1 学校給食衛生管理の維持改善を図るため、次に掲げる項目について、毎日点検を行うものとする。

- (1) 学校給食の施設及び設備は、清潔で衛生的であること。また、調理室及び食品の保管室の温度及び湿度、冷蔵庫及び冷凍庫内部の温度を適切に保ち、これらの温度及び湿度が記録されていること。
- (2) 食器具、容器及び調理用器具は、使用後、でん粉及び脂肪等が残留しないよう、確実に洗浄するとともに、損傷がないように確認し、熱風保管庫等により適切に保管されていること。また、フードカッター、ミキサー等調理用の機械及び機器は、使用後に分解して洗浄及び消毒した後、乾燥されていること。
- (3) 使用水に関しては、調理開始前に十分流水した後及び調理終了後に遊離残留塩素が0.1 mg/L以上であること並びに外観、臭気、味等について水質検査が実施され、記録されていること。
- (4) 調理室には、調理作業に不必要な物品等を置いていないこと。
- (5) 食品については、品質、鮮度、箱、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無、消費期限、賞味期限の異常の有無等を点検するための検収が適切に行われていること。また、それらが記録されていること。
- (6) 食品等は、清潔な場所に食品の分類ごとに区分され衛生的な状態で保管されていること。
- (7) 下処理、調理、配食は、作業区分ごとに衛生的に行われていること。
- (8) 生食する野菜類及び果実類等は流水で十分洗浄されていること。また、必要に応じて消毒されていること。
- (9) 加熱、冷却が適切に行われていること。また、加熱すべき食品は加熱されていること。さらに、その温度と時間が記録されていること。
- (10) 調理に伴う廃棄物は、分別し、衛生的に処理されていること。
- (11) 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員の健康状態は良好であり、服装は衛生的であること。
- (12) 調理終了後速やかに給食されるよう配送及び配食され、その時刻が記録されていること。さらに、給食前に責任者を定めて検食が行われていること。
- (13) 保存食は、適切な方法で、2週間以上保存され、かつ記録されていること。
- (14) 学校給食従事者の服装及び身体が清潔であること。また、作業開始前、用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前、食品に直接接触する作業の開始直前及び生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れ、他の食品及び器具等に触れる前に、手指の洗浄及び消毒が行われていること。

(15) 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人若しくは同居人に感染症予防法に規定する感染症又は、その疑いがあるかどうか毎日点検し、これらが記録されていること。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関に受診させ感染性疾患の有無を確認し、その指示が励行されていること。さらに、化膿性疾患が手指にある場合には、調理作業への従事が禁止されていること。

2 学校給食衛生管理の維持改善を図るため、次のような場合、必要があるときは臨時衛生検査を行うものとする。

①感染症・食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。

②風水害等により環境が不潔になり、又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。

③その他必要なとき。また、臨時衛生検査は、その目的に即して必要な検査項目を設定し、その検査項目の実施に当たっては、定期的に行う衛生検査に準じて行うこと。

第6 雑則

1 本基準に基づく記録は、1年間保存すること。

2 クックチル方式により学校給食を提供する場合には、教育委員会等の責任において、クックチル専用の施設設備の整備、二次汚染防止のための措置、学校給食従事者の研修の実施、衛生管理体制の整備等衛生管理のための必要な措置を講じたうえで実施すること。

⑦児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について

21 初児生第 29 号

平成 22 年 1 月 26 日

各都道府県教育委員会担当課長

各指定都市教育委員会担当課長

各都道府県私立学校主管課長

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷桂介

児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。

貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いします。

記

1 児童虐待の防止等に関する法律等の趣旨の徹底：各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成 12 年 11 月 20 日。文生参第 352 号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成 16 年 8 月 13 日。16 文科生第 313 号。）等を参考にして、改めて、以下の点についての周知徹底を図ること。

(1) 児童虐待の早期発見等：児童虐待の防止等に関する法律上、学校及び学校の教職員は、1) 児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条第1項）、2) 児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第2項）、3) 児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第3項）などの役割が課されていること。

(2) 児童虐待に係る通告：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）。

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応：各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成16年1月30日。15初児生第18号。）、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日。18初児生第11号。）等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

(1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

(3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

3 教育委員会等の責務：各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

(1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

(2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。

(3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。

(4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。

(5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずること。

4 教職員用研修教材の適切な活用文部科学省においては、平成 21 年 5 月に学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、最近の制度改正等の内容を盛り込み、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」を作成、配付している。

学校、教育委員会においては、本教材の積極的な活用を図るなどして、虐待対応に関する教職員研修の充実を図り、学校等における児童虐待防止の取組を一層適切に推進すること。

⑧「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）

21 ス学健第3号
平成21年7月30日

各国公立大学事務局長
各国公立高等専門学校事務局長
各都道府県私立学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会学校保健主管課長
各指定都市教育委員会学校保健主管課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
松川憲行

「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）

今般、別添1のとおり、「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日付け指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知）の一部が改正されました。

ついては、特に下記について御留意されるとともに、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日財団法人日本学校保健会発行文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修）を御参照の上、アレルギー疾患をもつ児童生徒が、学校生活を安心して送ることができるよう御協力をお願いします。

なお、別添2のとおり、平成21年7月30日付け消防救第160号で消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部（局）長あてに「自己注射が可能なエピネフリン（別名アドレナリン）製剤を交付されている児童生徒への対応について」が通知されていることを申し添えます。

都道府県私立学校主管課におかれましては、所管の学校等に対して、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会等に対して御周知くださるよう併せてお願いします。

記

- 1 アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下「アドレナリン自己注射薬」という。）を処方されている者であった場合、救急救命士は、アドレナリン自己注射薬を使用することが可能となったこと。また、救急救命士は、原則として、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者本人に処方されているアドレナリン自己注射薬を使用するとされていること。
- 2 上記1のとおり、救急救命士は、あらかじめ処方されているアドレナリン自己注射薬を使用することが可能となったところであるが、学校におかれては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の「第2章疾患各論 4.食物アレルギー・アナフィラキシー」（P67）にあるように、
 - i 投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされていること、
 - ii アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられること、
 - iii アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられること、

から、適切な対応を行うこと。このことについては、別添3のとおり厚生労働省との間で確認がなされていること。

- 3 アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。また、アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、救急搬送を依頼（119番通報）する場合、アドレナリン自己注射薬が処方されていることを消防機関に伝えること。

別添 1

「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について

(※ http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=971
参照)

別添 2

消防救第 160 号
平成 21 年 7 月 30 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

自己注射が可能なエピネフリン（別名アドレナリン）製剤を交付されている児童生徒への対応について

文部科学省では、児童生徒のアナフィラキシーについて、教職員による迅速な対応を推進しているところですが（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について（平成 20 年 6 月 4 日付け 20 文科ス第 339 号）、今般、別添のとおり文部科学省より、関係機関に対し「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）」（平成 21 年 7 月 30 日付け 21 ス学健第 3 号）が発出され、下記事項について関係機関に周知が図られたところです。

つきましては、このことについて、貴管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に周知の上、消防機関と学校との連携の推進を図るよう指導方お願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 エピネフリン自己注射薬の交付を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。
- 2 エピネフリン自己注射薬の交付を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、学校から消防機関に救急要請（119番通報）をする場合、エピネフリン自己注射薬が交付されていることを消防機関に伝えること。
- 3 児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、エピネフリン自己注射薬を自ら注射することができないなどの緊急の場合、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考に迅速な対応を行うこと。

⑨登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（依頼）

20 ス学健第 5 号
平成 20 年 5 月 7 日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長 殿
各都道府県私立学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会学校安全主管課長 殿
各指定都市教育委員会学校安全主管課長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
平林 正吉
初等中等教育局初等中等教育企画課長
常盤 豊
高等教育局専門教育課長
藤原 章夫
〔スポーツ・青少年局学校健康教育課長
作花 文雄

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、このたび、愛知県の高等学校の生徒が、5 月 2 日の下校中に殺害されるというあってはならない事件が発生しました。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保については、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成 17 年 12 月 6 日 17 文科ス第 333 号）等において、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら安全管理を徹底するとともに、安全教育の推進を図るようお願いしてきたところです。

学校及びその設置者においては、当該学校が所在する市町村はもとより、必要に応じて近隣の関係市町村の警察や関係機関と不審者情報等を共有するとともに、当該情報に基づいた幼児児童生徒への適切な指導を行うなど上記通知等で示されている学校安全対策を、学校や地域の実情に応じて適切に講じていただくようお願いします。

また、この度の事件については、部活動後の帰宅時に発生したものです。上記通知の別紙第 2 においても、部活動等で遅くなるような場合について、きめ細やかな対策を行うようお願いしているところです。同通知の趣旨を改めて確認していただき、適切な対応を行うようお願いします。

さらに、教育委員会においては、不審者情報等を共有する取組を行う際には、公立学校だけでなく、近隣の国立学校、私立学校の参加を呼びかけるなど、地域の学校全てで効果的な情報共有が行われるよう適切な配慮を行っていただくようお願いします。

文部科学省としても、「防犯教室推進事業」等において、安全教育の充実を支援するとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を進めているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、安全教育の推進や地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制を整備していただくようお願いします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあっては域内の市町村教育委員会に対して、また、都道府県私立学校主管課にあっては所轄の私立学校に対して、周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

⑩道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通安全指導の徹底について（依頼）

20 ス学健第 11 号

平成 20 年 6 月 9 日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長 殿

各都道府県私立学校主管課長 殿

各都道府県教育委員会学校安全主管課長 殿

各指定都市教育委員会学校安全主管課長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作花 文雄

このたび、別添（PDF ファイル）（※警察庁ホームページへリンク）のとおり道路交通法の一部を改正する法律が改正され、自転車の利用について、13 歳以上の生徒等は、原則として自転車の歩道通行が出来ないことが明確化されるとともに、幼児児童に係るヘルメット着用努力義務の導入が図られました（当該部分については、平成 20 年 6 月 1 日施行）。

このことについては、既に、平成 20 年 1 月 30 日付け事務連絡「自転車の安全利用促進のための自転車通行ルール等の周知について」において周知しているところですが、施行を期に、自転車の利用に関する下記の事項に留意の上、別紙（※警察庁ホームページへリンク）資料を活用するなど警察等と連携し、学校における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市町村教育委員会に対して、また、都道府県私立学校主管課にあつては、所管の私立学校に対して、周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1. 普通自転車の歩道通行要件の明確化について

(1) 普通自転車の歩道通行に係る要件の改正

法第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、普通自転車が歩道通行できる場合として、道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされている場合のほか、

ア 当該普通自転車の運転者が

児童（6 歳以上 13 歳未満の者）及び幼児（6 歳未満の者）

70 歳以上の高齢者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる障害を有する身体障害者である場合

イ 車道又は交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき、

例えば、

道路工事や連続した駐車車両等のために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合

著しく自動車等の交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

について普通自転車の歩道通行を認めることとした（法第 63 条の 4 第 1 項、令第 26 条、府令第 9 条の 2 の 2）。

(2) 警察官等による指示に関する規定の整備

警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて普通自転車の運転者に対し、歩道を通行してはならない旨を指示した場合は、当該普通自転車は歩道を通行してはならない（法第 63 条の 4 第 1 項）。

(3) 普通自転車の歩道通行の方法に関する規定の整備

普通自転車は、歩道を通行する場合は徐行しなければならない、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならないこととされていたところであるが、加えて、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じて、安全と認められる速度と方法で進行できることとした。（法第 63 条の 4 第 2 項）。

(4) 歩行者の通行方法に関する規定の整備

歩行者は、歩道に普通自転車通行指定部分がある場合には、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならないこととした（法第 10 条第 3 項）

2. 児童又は幼児に係るヘルメット着用努力義務の導入について

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこととした（法第 63 条の 10）。

⑪熱中症事故等の防止について（依頼）

21 ス学健第 8 号
平成 21 年 6 月 26 日

各国公私立大学担当課長
大学を設置する各学校設置会社の学校担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当課長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
松川憲行

企画・体育課長
有松育子

1 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、別添（下記参照）のとおり、学校の管理下における熱中症事故が発生している状況にあります。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25 ～ 30℃）でも湿度が高い場合に発生していますが、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

については、熱中症事故を防止するため、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（平成 15 年 6 月発行）や環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル（2008 年 6 月改訂版）」を参考として、地域の実情に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底されるよう御配慮願います。

なお、政府においては、熱中症対策の効率的、効果的な実施方法を検討し、情報交換を行うため、平成 19 年 12 月から関係省庁連絡会議を設置しています。各省庁の関連情報については、環境省のホームページ（※環境省のホームページへリンク）から取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

2 落雷事故の防止について

昨年度においても、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

(1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

(2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」《平成13年5月1日発行》より）によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対しても周知するようお願いいたします。



12

養護教諭兼職発令

14教義 第55号

14教特 第46号

14教高 第36号

平成14年4月22日

教 育 事 務 所 長
県 立 学 校 長 様
市町村（組合）教育委員会教育長

長野県教育委員会教育長

教育職員免許法の一部改正に伴う養護教諭に係る事項について（通知）

平成10年7月1日から施行された教育免許法の一部改正する法律については、同年11月5日付け10教高第330号で通知したところです。

法改正の内容、留意事項は文部事務次官通達抜粋（別紙）のとおりですが、養護教諭が保健の授業を担当する教諭又は講師になることができる制度的措置がとられました。

このたび、これらを踏まえて県教育委員会としての取扱いを下記のとおりとしましたので適切な対応をお願いします。

なお、市町村教育委員会にあっては、貴管下の学校へ周知くださるようお願いします。

記

- 1 養護教諭の職務は「児童生徒の養護をつかさどる」ことであり、養護教諭の授業担任が養護教諭の主たる業務に支障を及ぼすこと、及び保健室の機能が損なわれる事態を招くことのないよう留意が必要であること。
- 2 今回の改正により、養護教諭の持つ専門的知識や技術の教科指導への活用が可能となったということであり、直ちにすべての養護教諭が保健の授業を担当しなければならないということではないこと。
- 3 養護教諭が授業を担当する場合にあっては、保健の領域の中で養護教諭が担任することにより、授業の成果が期待できる分野に限定して行わせるものであること。その際、養護教諭が新たな役割を担うことに伴い、必要となる指導力の確保に配慮すること。
- 4 年間の教育計画（指導計画）に基づき、組織的、継続的に保健の領域に係る事項のうち一定のまとまった単元の授業を担当させる場合には、当該養護教諭に対し、教諭の兼務発令が必要であること。

この場合の手続きは6に記載のとおりである。

5 養護教諭の保健の授業を担当させる場合においては、その間の保健室の機能を確保するため、予め校長は教職員の中から責任者等を明示し、児童・生徒に周知しておくこと。

6 兼務発令の手続き

(1) 申請

① 市町村（組合）立小学校、中学校の場合

校長及び市町村（組合）教育委員会は、「養護教諭の教諭兼務発令申請届」（様式1）を教育事務所を経由して県教育委員会に提出する。

② 県立高等学校の場合

校長は、「養護教諭の教諭兼務発令申請届」（様式2）を教育委員会に提出する。

③ 県立盲・ろう・養護学校の場合

校長は、「養護教諭の教諭兼務発令申請届」（様式2）を教育委員会に提出する。

(2) 発令

① 市町村（組合）立小学校、中学校の場合

県教育委員会は、当該校の養護教諭が教諭を兼ねることを認めるときは、教諭の兼務発令を行う。兼務発令は、「人事通知書」による。

② 県立高等学校の場合

県教育委員会は、当該校の養護教諭が教諭を兼ねることを認めるときは、教諭の兼務発令を行う。兼務発令は、「人事通知書」による。

③ 県立盲・ろう・養護学校の場合

県教育委員会は、当該校の養護教諭が教諭を兼ねることを認めるときは、教諭の兼務発令を行う。兼務発令は、「人事通知書」による。

長野県教育委員会

電話（代表）026-232-0111

義務教育課（内線）4340

特殊教育課（内線）4373

高校教育課（内線）4357

【別紙】

教育職員免許法の一部改正に伴う養護教諭に係る事項について

- 1 文部事務次官通達（平成10年6月25日文教教第234号「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について」）抜粋

(1) 改正の内容（新法附則第18項養護教諭関係）

養護教諭の免許状を有するもの（3年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で、養護教諭として勤務している者は、当分の間、第3条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあっては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

(2) 留意事項

ア 養護教諭が教諭又は講師を兼ねるか否かについては、各学校の状況を踏まえ任命権者又は雇用者において、教員の配置や生徒指導の実状に応じ、教育指導上の観点から個別に判断されるべき事柄であり、本来の保健室の機能がおろそかになるような事態を招くことのないよう留意する。

イ 養護教諭が年間の教育計画に基づき、組織的、継続的に保健の領域に係る事項のうち一定のまとまった単元の教授を担当する場合にあっては、当該養護教諭を教諭又は講師として兼ねさせる発令が必要となる。

ウ 法附則第18項は、養護教諭の免許状を有する者について、保健教科の領域に係る事項の授業を担当する場合に限り教諭又は講師となることができるとするものであり法附則第2項の適用はないので、免許教科外教科教授担任許可の申請は行うことができない。

エ 小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部における「保健の教科の領域に係る事項」とは、小学校学習指導要領に定められた体育の教科の保健の領域に係る事項のことである。（規則附則第33項）

— 参 考（関連法規条文） —

○教育職員免許法附則第18項

養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で、養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第3条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域の係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあっては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又講師となることができる。

○教育職員免許法施行規則附則第33項

免許法附則第18項に規定する文部省令で定める事項は、学校教育法施行規則第25条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

○教育職員免許法第3条第1項

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

○学校教育法施行規則第25条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

長野県教育委員会 様

市町村（組合）教育委員会教育長

職印

市町村（組合）立

学校長

職印

養護教諭の教諭兼務発令申請書

教育職員免許法附則第18項の規定に基づき、養護教諭に保健の領域に係る事項の授業を担当させたいので、下記のとおり教諭の兼務発令を申請します。

記

※養護教諭経験年数は、3年以上が必要である。

学 校 名	市町村（組合）立			学校
養 護 教 諭 氏 名				
養 護 教 諭 経 験 年 数	年	生年月日	(歳)	
授業を担当させようとする事項の内容				
兼 務 期 間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
総 時 間 数	時 間			

※教育事務所経由で2部提出すること。

※兼務期間は当該年度とする。

6 法令関係

学校保健・安全・給食関係（抄）

（長野県教育関係職員必携及び学校安全災害共済給付法規集より）

（1）学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）

（健康診断等）

第 12 条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒、及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

（2）学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第 4 条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校保健計画の策定等）

第 5 条 学校においては、児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保証に関する事項について計画を策定し、実施しなければならない。

（学校環境衛生基準）

第 6 条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条第 1 項（夜間定時制を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 7 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第 6 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く）について、児童生徒等及び職員の健康の保持する上で維持されることが望ましい基準（以下文章略）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、その学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(3) 学校保健安全法施行規則

第1章 環境衛生検査等

(環境衛生検査)

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行われなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

(日常における環境衛生)

第2条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

第4章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則

(学校医の職務執行の準則)

第22条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 2 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

(以下、略)

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第24条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 2 第1条の環境衛生検査に従事すること。
- 3 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(4,5 略)

- 6 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保管管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

(以下、略)

第6章 安全点検等

(安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学年1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的に点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

(4) 学校環境衛生にかかわる法令等（学校保健安全法以外）

教育基本法	第1条	教育は…心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。
学校教育法	第12条	学校においては、別に法律で定めるところにより幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。
	第21条第8号 (小学校)	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。 (関連35条、36条1号、41条、42条1号)
	第22条	幼稚園は、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
	第23条第1号	健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
学校教育法 施行令		第5条～28条
学校教育法 施行規則	第45条 同第2項	小学校においては保健主事を置くものとする。 前項の規定にかかわらず、第4項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別な事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。
	同第3項 同第4項	保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。 (第79条、中学校準用、第104条、高等学校準用、第135条の1、特別支援学校準用)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第23条	教育委員会は、当概地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。
	同9号	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全…に関すること。
	同10号	学校その他教育機関の環境衛生に関すること。
	同11号	学校給食に関すること
	第48条第3号	(文部大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助) 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
第57条第1項	教育委員会は、健康診断その他学校における保健に関し、保健所の助言を求めるものとする。	
同第2項	保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会の助言と援助を与えるものとする。	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条	(保健所の協力を求める事項)
	同第1号	学校の職員に対し、衛生思想の普及及び向上に関し指導を行うこと。
	同第2号	学校における保健に関し、エックス線検査その他文部大臣と厚生大

<p>する法律 施行令</p>	<p>同 第3号</p> <p>第9条第1項</p> <p>同 第1号</p> <p>同 第2号</p> <p>同 第3号</p> <p>同 第4号</p> <p>同 第5号</p> <p>同 第3項</p> <p>同 第1号</p> <p>同 第2号</p> <p>同 第3号</p> <p>同 第4号</p>	<p>臣が協議して定める試験又は検査を行うこと。</p> <p>修学旅行、校外実習その他学校以外の場所で行う教育において、学校の生徒、児童又は幼児の用に供する施設及び設備並びに食品の衛生に関すること。</p> <p>(保健所が助言又は援助を与える事項) 助言を与える事項</p> <p>飲料水及び用水並びに給水施設の衛生に関すること。</p> <p>汚物の処理及びその施設並びに下水の衛生に関すること。</p> <p>ねずみ族及びこん虫の駆除に関すること。</p> <p>食品並びにその調理、貯蔵、摂取等の用に供される施設及び設備の衛生に関すること。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、校地、校舎及び寄宿舎並びにこれらの附属施設の衛生に関すること。</p> <p>援助を与える事項</p> <p>学校給食に関し、参考資料を提供し、又は技術援助を供与すること。</p> <p>伝染病又は中毒事故の発生に関する情報を提供すること。</p> <p>保健衛生に関する参考資料を貸与し、又は提供すること。</p> <p>保健衛生に関する講習会、講演会その他催しに学校の職員の参加の機会を供与すること。</p>
---------------------	--	--

(5) 学校給食法 (昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号) (平成 20 年 6 月 18 日法律第 73 号改正)

<p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(学校給食の目標)</p> <p>第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成が達成されるよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことのできる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 4 食生活自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに官許運保全に寄与する態度を養うこと。 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。
